

平成30年第1回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（2月28日）	頁
1. 議事日程	20
2. 出席議員氏名	22
3. 欠席議員氏名	22
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	22
5. 議会事務局職員出席者	22
6. 開 会・開 議	23
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	23
8. 日程第2 会期の決定	23
9. 日程第3 報告	23
10. 日程第4 議案第3号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	23
11. 日程第5 議案第4号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	32
12. 日程第6 議案第5号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号）	33
13. 日程第7 議案第6号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	33
14. 日程第8 議案第7号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）	34
15. 日程第9 議案第8号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）	35
16. 日程第10 議案第9号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第4号）	36
17. 日程第11 所信表明	37
18. 日程第12 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	43
19. 日程第13 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	44
20. 日程第14 議案第12号 志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例の制定について	45
21. 日程第15 議案第13号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	51
22. 日程第16 議案第14号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	52
23. 日程第17 議案第15号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基	

		準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	54
24.	日程第18 議案第16号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ……	56
25.	日程第19 議案第17号	志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について ……	58
26.	日程第20 議案第18号	志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について ……	61
27.	日程第21 議案第19号	志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について ……	62
28.	日程第22 議案第20号	財産の無償貸付けについて ……	64
29.	日程第23 議案第21号	市道路線の廃止について ……	65
30.	日程第24 議案第22号	市道路線の認定について ……	65
31.	延 会	……	66

第2号（3月2日）

1.	議事日程	……	67
2.	出席議員氏名	……	69
3.	欠席議員氏名	……	69
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	……	69
5.	議会事務局職員出席者	……	69
6.	開 議	……	70
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	……	70
8.	日程第2 議案第23号	平成30年度志布志市一般会計予算 ……	70
9.	日程第3 議案第24号	平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算 ……	86
10.	日程第4 議案第25号	平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算 ……	88
11.	日程第5 議案第26号	平成30年度志布志市介護保険特別会計予算 ……	88
12.	日程第6 議案第27号	平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算 ……	90
13.	日程第7 議案第28号	平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算 ……	90
14.	日程第8 議案第29号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算 ……	91
15.	日程第9 議案第30号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算 ……	93
16.	日程第10 議案第31号	平成30年度志布志市水道事業会計予算 ……	93
17.	日程第11 同意第14号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ……	95
18.	日程第12 同意第4号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ……	95
19.	日程第13 同意第5号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ……	95

20.	日程第14	同意第6号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	95
21.	日程第15	同意第7号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	95
22.	日程第16	同意第8号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
23.	日程第17	同意第9号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
24.	日程第18	同意第10号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
25.	日程第19	同意第11号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
26.	日程第20	同意第12号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
27.	日程第21	同意第13号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
28.	日程第22	同意第15号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
29.	日程第23	同意第16号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
30.	日程第24	同意第17号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
31.	日程第25	同意第18号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
32.	日程第26	同意第19号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
33.	日程第27	同意第20号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
34.	日程第28	同意第21号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
35.	日程第29	同意第22号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
36.	日程第30	同意第23号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
37.	日程第31	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	104
38.	日程第32	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	104
39.	散 会			105

第3号（3月8日）

1.	議事日程			106
2.	出席議員氏名			107
3.	欠席議員氏名			107
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名			107
5.	議会事務局職員出席者			107
6.	開 議			108
7.	日程第1	会議録署名議員の指名		108
8.	日程第2	議案第3号	平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	108
9.	日程第3	議案第4号	平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	117
10.	日程第4	議案第5号	平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号）	119
11.	日程第5	議案第6号	平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	119

12. 日程第6	議案第7号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）	121
13. 日程第7	議案第8号	平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）	121
14. 日程第8	議案第9号	平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第4号）	123
15. 日程第9	一般質問		124
	野村 広志		124
	小野 広嗣		148
16. 散 会			176

第4号（3月9日）

1. 議事日程	177	
2. 出席議員氏名	178	
3. 欠席議員氏名	178	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	178	
5. 議会事務局職員出席者	178	
6. 開 議	179	
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	179	
8. 日程第2 一般質問	179	
	青山 浩二	179
	八代 誠	192
	平野 栄作	202
	市ヶ谷 孝	218
9. 散 会	229	

第5号（3月12日）

1. 議事日程	230	
2. 出席議員氏名	231	
3. 欠席議員氏名	231	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	231	
5. 議会事務局職員出席者	231	
6. 開 議	232	
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	232	
8. 日程第2 一般質問	232	
	久井 仁貴	232
	鶴迫 京子	253

岩根 賢二	263
福重 彰史	276
9. 散 会	295

第6号（3月13日）

1. 議事日程	296
2. 出席議員氏名	297
3. 欠席議員氏名	297
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	297
5. 議会事務局職員出席者	297
6. 開 議	298
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	298
8. 日程第2 一般質問	298
丸山 一	298
小園 義行	310
9. 日程第3 議案第32号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	330
10. 散 会	330

第7号（3月27日）

1. 議事日程	331
2. 出席議員氏名	333
3. 欠席議員氏名	333
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	333
5. 議会事務局職員出席者	333
6. 開 議	334
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	334
8. 日程第2 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	334
9. 日程第3 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	335
10. 日程第4 議案第12号 志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例の制定について	336
11. 日程第5 議案第13号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	

		の制定について ……………	338
12.	日程第6	議案第14号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	339
13.	日程第7	議案第15号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	341
14.	日程第8	議案第16号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ……………	342
15.	日程第9	議案第17号 志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について ……………	344
16.	日程第10	議案第18号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について ……………	345
17.	日程第11	議案第19号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について ……………	346
18.	日程第12	議案第20号 財産の無償貸付けについて ……………	347
19.	日程第13	議案第21号 市道路線の廃止について ……………	348
20.	日程第14	議案第22号 市道路線の認定について ……………	349
21.	日程第15	議案第23号 平成30年度志布志市一般会計予算 ……………	350
22.	日程第16	議案第24号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算 ……………	375
23.	日程第17	議案第25号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算 ……………	377
24.	日程第18	議案第26号 平成30年度志布志市介護保険特別会計予算 ……………	378
25.	日程第19	議案第27号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算 ……………	380
26.	日程第20	議案第28号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算 ……………	381
27.	日程第21	議案第29号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算 ……………	383
28.	日程第22	議案第30号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算 ……………	384
29.	日程第23	議案第31号 平成30年度志布志市水道事業会計予算 ……………	385
30.	日程第24	議案第32号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	386
31.	日程第25	陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書 ……………	388
32.	日程第26	発議第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について ……………	389
33.	日程第27	議案第33号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第1号） ……………	390
34.	日程第28	同意第24号 副市長の選任につき同意を求めることについて ……………	391
35.	日程第29	曾於地区介護保険組合議会議員の選挙 ……………	392
36.	日程第30	閉会中の継続調査申し出について	

	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	393
37. 閉 会		393

平成30年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月28日	水	本会議	開会 会期の決定 議案上程 所信表明
3月 1日	木	休 会	(高校卒業式)
2日	金	本会議	議案上程
3日	土	休 会	
4日	日	休 会	
5日	月	委員会	各常任委員会 (平成29年度分)
6日	火	休 会	
7日	水	休 会	
8日	木	本会議	委員長報告 (平成29年度分) 討論・採決 一般質問
9日	金	本会議	一般質問
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	本会議	一般質問
13日	火	本会議	一般質問 (13:30開会) (中学校卒業式)
14日	水	本会議	一般質問
15日	木	委員会	各常任委員会
16日	金	委員会	各常任委員会
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	委員会	各常任委員会
20日	火	委員会	各常任委員会
21日	水	休 会	(春分の日)
22日	木	委員会	各常任委員会 (小学校卒業式)
23日	金	休 会	
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	休 会	
27日	火	本会議	委員長報告 討論・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第3号	平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
議案第4号	平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第6号	平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第7号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）
議案第8号	平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
議案第9号	平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）
議案第10号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第17号	志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第18号	志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	財産の無償貸付けについて
議案第21号	市道路線の廃止について
議案第22号	市道路線の認定について
議案第23号	平成30年度志布志市一般会計予算
議案第24号	平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第25号	平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号	平成30年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第27号	平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第28号	平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第29号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算
議案第30号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

- 議案第31号 平成30年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第32号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第22号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第23号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第24号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
- 発議第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について
- 閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 野村 広 志	1 所信表明について	(1) 今回の市長選挙の経過と結果を踏まえ、今後の市政運営に対する考え方を問う。 ① 住みやすく、魅力ある「新しい志布志市」とは何か考えを問う。 ② 移住定住につながる子育て支援の在り方について考え方を問う。 ③ 医療体制の現状を踏まえ、今後の地域医療の在り方について考えを問う。 ④ 志布志港に期待される様々な背景を踏まえ、本市の基幹産業である農業発展のために、どのように寄与させていくのか考えを問う。 ⑤ 市役所の庁舎の在り方について考えを問う。 ⑥ 行財政改革における、財源の確保と事業の選択について考えを問う。 ⑦ 市内全域における地域の特性を生かした、公平・平等な新しいまちづくりについて考えを問う。	市 長
2 小野 広 嗣	1 所信表明について	(1) 政治姿勢について ① 今回の市長選挙の投票結果で示された市民の思いを、どのように受け止めているのか。 ② 市長のまちづくりの基本は、市民が主役のまちづくりを推進し、市民生活の利便性を図ることにあると理解するが、実現に向けた方策として、市長のリーダーシップや職員の意識付けについて考えを問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2 小野広嗣	1 所信表明について	<p>③ 「もっと市民の声をしっかりと聞く」ことの必要性を述べているが、今後の市民とのコミュニケーションづくりの方向性について問う。</p> <p>(2) 政策ビジョンについて</p> <p>① 住みやすい、魅力ある新しい志布志市 「若者に魅力あるまちづくりを進めるために、10年後を見据えた将来性のある事業を展開する」とあるが、現時点での展望を示せ。また、「志布志地区の資源を総合的に保存・整備するために歴史のまちづくり事業を推進する」とあるが、それは、本市がこれまで取り組んできた施策の延長線上にあるのか、視点を変えた新しい展開になるのか、その方向性について問う。</p> <p>② 安心して子育てができるまち 『子育てするなら志布志市』と言われるように、移住にもつながるような子育て支援策に取り組めないか、保育料の軽減等も含めて総合的に検討する」と述べ、「様々な支援策により、行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまちを目指す」とあり、それには市内横断的な視野と施策が必要と思うが、実現に向けた考えを問う。</p> <p>③ 身近で安心な医療体制の充実 緊急医療体制の充実が必要不可欠であるとの認識から、「産科医を含め緊急医療体制が整った病院を志布志市に持ってくるのができないか、関係機関や大学等と連携して検討する」とあり、この問題はこれまでも様々な検討がなされてきたが、未だその方向性は見えていない。市長の現状認識と、問題解決に向けた意気込みを問う。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p>

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2 小野広嗣	1 所信表明について	<p>④ 海外市場も視野に、基幹産業及び商工観光業等の振興 「旅行エージェントとの企画ツアーやスポーツ合宿等、今後志布志航路のさらなる利用促進など観光振興に努める」とあるが、将来的にクルーズ船の誘致などに取り組む考えはないか。</p> <p>(3) 新しいまちづくりについて 「松山地域、有明地域、志布志地域という言い方に変えていき、それぞれの地域の長所や特性を活かして『オール志布志市』でまちづくりを推進したい」とあるが、実現するための方策について問う。</p>	市長 市長
	2 教育行政について	(1) 教育大綱に掲げた目標の見直しを検討するのか。また、児童生徒の学習意欲の向上や、確かな学力の向上へ向けた今後の取り組みについて問う。	市長 教 育 長
3 青山浩二	1 市内高等学校の支援について	<p>(1) 志布志高校スクールバスが平成29年9月から減便になって以来、高校・保護者から便数の復元に向けての要望を多く聞く。保護者等からの要望は届けられていないのか。また、以前のような体制に戻す取り組みは考えられないのか問う。</p> <p>(2) 志布志高校への支援事業として、志布志市内の生徒に限り、スクールバス代2分の1を支援しているが、生徒確保の観点からも、志布志市外のバス利用生徒にも支援することはできないか問う。</p> <p>(3) 各種検定受験支援補助金は、志布志高校と尚志館高校の特進科及び普通科の生徒を対象にしているが、尚志館高校の他の学科の生徒にも支援できないか問う。</p>	市長 教 育 長 市長 教 育 長 市長 教 育 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
3 青山浩二	2 住宅政策について	(1) 有明地域で、人口減少、児童・生徒減少、地域活性化対策として取り組んでいる地域活性化住宅が、平成30年9月を皮切りに、順次15年の契約満了を迎える。現在、市と入居者、また所有者と入居者との協議がなされているが、その内容と今後の方向性及び対策について問う。	市長
4 八代 誠	1 公共事業について	(1) 東九州自動車道の整備関連工事において、市内に本社を置く建設会社の受注実績と、今後の発注見込みについて問う。 (2) 総事業費約106億円という「国際バルク戦略港湾」としての志布志港港湾整備事業が開始される。市内に本社を置く事業者の参入を図れないか問う。 (3) 東九州自動車道の曾於弥五郎インターと都城志布志道路の有明北インターを連結するアクセス道の整備を要望する考えはないか問う。	市長 市長 市長
	2 市内農家の農業従事者確保について	(1) 市内の農家における農業従事者確保の現状について問う。 (2) 農業従事者への雇用促進に対する補助制度は検討できないか問う。	市長 市長
5 平野栄作	1 地域活性化について	(1) 志布志港周辺地では、道路網の拡充により、更なる進展が期待され、更に当該地域への人口集中も予想される。一方、その後背地である農村部においては、高齢化の進展に加え、新規住宅用地の確保等も見込めず、人口減少に歯止めがかからないのではと危惧されることから、以下の点について問う。 ① 公的な住宅政策をどのように展開していくのか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
5 平野栄作	1 地域活性化について	<p>② 空き家調査等を実施してきているが、その情報をどのように活用しているのか。</p> <p>③ ピーマン以外の作物での新規就農者対策も力を入れていく必要があると感じるが、他組織と連携した取り組みを行うことは考えていないのか。</p>	市 長
	2 公民館運営について	<p>(1) 各地区公民館では、これまで地域の特性に合わせた活動を展開し、地域内の交流促進等を図ってきている。また、自治会未加入、戸数減少、児童数減少、校区活性化に向けた取り組み等、課題が山積している現状がある。このような中、公民館助成金が一律カットされていく現状を踏まえ、以下の点について問う。</p> <p>① 公民館への支援の見直しはできないか。</p> <p>② 小規模の公民館においては、移住定住が進まない中、地域力による課題解決を図る取り組みが必要となる。これらの点を加味し、小規模公民館へ配慮した助成の在り方は検討できないか。</p>	市 教 育 長
6 市ヶ谷 孝	1 所信表明について	<p>(1) 「係制からグループ制への移行を検討」とあるが、導入の過渡期に住民サービスの質の低下を招かないように配慮する必要があると考える。今後の方針についての考えを問う。</p> <p>(2) 人口減少対策として「起業支援センター」や「移住定住支援コーディネーター」を設置し、各種支援を行っていくとあるが、具体的な展開について問う。</p>	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
6 市ヶ谷 孝	2 道路行政について	(1) 市内には、地元住民が長年要望を上げながらも様々な要因で整備されていない未舗装道路が多く存在する。それらの整備について、どのような展望を持ち、取り組んでいく考えなのか問う。	市 長
7 久井仁貴	1 人口減少について	(1) 人口減少問題が世間で騒がれているが、人口減少がもたらす課題をどのように捉えているのか問う。 (2) 人口減少対策として、本市はどのようなことに取り組んでいこうと考えているのか問う。	市 長 市 長
	2 所信表明について	(1) 所信表明の中で、政策実施においては「市民目線」と「市民が主役のまちづくり」が基本となると述べているが、「市民目線で市民が主役のまちづくり」に基づく具体的な取り組みと、市役所職員の在り方について問う。	市 長
	3 資源ごみの回収について	(1) 資源ごみ回収の現状と今後について問う。 (2) 志布志市ポータルサイトのごみ収集日程表について問う。	市 長 市 長
8 鶴迫京子	1 所信表明について	(1) 政策ビジョンの「身近で安心な医療体制の充実」について ① 「大隅4市5町保健医療推進協議会では、特に不足している産科医療体制につきまして、広域で医師確保に取り組んでいる」とあるが、現状を問う。 ② 「今後、都城志布志道路や東九州自動車道など、インフラ整備がされ、交通アクセスが充実してくるが、産科医を含め緊急医療体制が整った病院を志布志市に持ってくるのができないか、関係機関や大学等と連携して検討する」とあるが、どのように取り組んでいくのか問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
8 鶴迫京子	1 所信表明について	③ ひとり親家庭医療費助成事業の窓口申請の簡素化について、平成28年12月定例会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。また、重度心身障害者医療費助成金支給申請についても、重度心身障がい者にとって困難を強いられている一連の処理を、医療機関と行政の連携により簡素化するべきであると考えがどうか。	市 長
9 岩根賢二	1 ワンストップ窓口の設置について	(1) 所信表明に「行政は最大のサービス業」とある。このことを具現化するために「ワンストップ窓口」を設置する考えはないか。	市 長
	2 庁舎の在り方について	(1) 所信表明によると、庁舎の在り方については移転ありきの論調であるが、もっと幅広く市民の意見を聴くべきではないか。	市 長
10 福重彰史	1 政治姿勢について	(1) 選挙を通して何を感じたか。 (2) 市民によっては、期待と不安が交錯していると思うが、そのような不安をどのように受け止めているか問う。	市 長 市 長
	2 公約について	(1) 市長退職金の返上について ① なぜ返上する考えなのか ② 今後の返上までの事務手続きについて問う。	市 長
		(2) 本庁舎の在り方について ① どのように考えているか、基本的な考え方について問う。 ② 志布志支所に移転する本庁機能とは、具体的にどういったことなのか問う。	市 長
3 道路行政について		(1) 県道柿之木志布志線の弓場ヶ尾地区の改良計画の見通しについて問う。	市 長
		(2) 県道塗木大隅線の宮下地区についての改良計画はどのようになっているか問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
10福重彰史	3 道路行政について	(3) 市道上松段馬場線の松山支所前から松山小学校方向への改良計画はいまだ具体的に示されていないが、今後の取り組みについて問う。	市長
	4 農業振興について	(1) 水田基盤整備の進捗について問う。 (2) 整備後の不良農地の現状は。また、それに対する対応は万全であるか問う。	市長 市長
11丸山 一	1 植物の保護について	(1) 貴重なフクロハイゴケ、バクチノキについて現状の認識と対応策を問う。	市長 教育長
	2 農作物のブランド化について	(1) コシヒカリの作付けが主流であった早期米について、夏ほのかへの品種統一が図られたが、現状においては知名度が低いためネオニコチノイド系農薬の不使用を絡めたPRをすべきではないか。	市長
	3 防災について	(1) 津波避難タワー設置について、現状と今後の進め方について問う。	市長
12小園義行	1 政治姿勢について	(1) 所信表明で「志布志支所に本庁を置き、新たなまちづくりを推進すべきである」と述べられ、今後段階的に実行していくことを表明されているが、今後4年間の取り組みを問う。あわせて、これまで12年間の議会での議論をどう受け止めているのか問う。	市長
	2 選挙の対応について	(1) 今回の選挙に関する問い合わせ等への対応について問う。 (2) 障がいを抱えている市民の投票の在り方について、投票しやすい環境を整えるべきではないか。	選挙管理委員会 委員長 選挙管理委員会 委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
12小園義行	3 国保税について	(1) 本市の税の滞納による差し押さえの状況を問う。 (2) 国が示している国保税の滞納処分の基準をしっかりと守れているのか。	市長 市長
	4 高齢者福祉について	(1) 敬老祝金は75歳以上の全ての人に支給するように見直す考えはないか。	市長
	5 学校教育について	(1) 学びやすい環境を作り、安心して学習に取り組めるように、各学校にエアコン等の設置は考えられないか問う。	市長 教育長

平成30年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成30年2月28日（水曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第3号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第4号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第5号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第6号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第7号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第8号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第9号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 所信表明
- 日程第12 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 財産の無償貸付けについて

日程第23	議案第21号	市道路線の廃止について
日程第24	議案第22号	市道路線の認定について
日程第25	議案第23号	平成30年度志布志市一般会計予算
日程第26	議案第24号	平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第25号	平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第26号	平成30年度志布志市介護保険特別会計予算
日程第29	議案第27号	平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算
日程第30	議案第28号	平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第29号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算
日程第32	議案第30号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
日程第33	議案第31号	平成30年度志布志市水道事業会計予算
日程第34	同意第14号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第35	同意第4号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第36	同意第5号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第37	同意第6号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第38	同意第7号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第39	同意第8号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第40	同意第9号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第41	同意第10号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第42	同意第11号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第43	同意第12号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第44	同意第13号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第45	同意第15号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第46	同意第16号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第47	同意第17号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第48	同意第18号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第49	同意第19号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第50	同意第20号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第51	同意第21号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第52	同意第22号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第53	同意第23号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第54	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第55	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (20名)

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時10分 開会 開議

○議長（西江園 明君） ただいまから、平成30年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（西江園 明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの28日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの28日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（西江園 明君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。
陳情第1号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。
次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきますと思います。

—————○—————

日程第4 議案第3号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、森林整備・林業木材産業活性化推進事業、伊崎田中学校特別教室棟改築事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） おはようございます。

それでは、議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）につきまして、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に9億5,932万1,000円を追加し、予算の総額を270億7,938万1,000円とするものでございます。

補正予算書の7ページをお開きください。補正予算説明資料は1ページでございます。

第2表の繰越明許費でございますが、繰り越し理由につきましては、今後の事務執行等、年度内に支出が終わらない見込みがあるため、中心経営体等施設整備事業ほか7件、14億6,705万1,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

中心経営体等施設整備事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業及び森林整備・林業木材産業活性化推進事業につきましては、国の補正予算関連法案が平成30年2月1日に成立したことを受けて、それに係る補正予算を今議会へ計上しておりますが、今後の事務執行及び経費の性質上の理由から団体営中山間地域総合整備事業につきましては、湧水処理に不測の日数を要したことにより、工事が遅延したことから、社会資本整備総合交付金事業については、香月線道路改良工事の安楽大橋下部工及び護岸工において、関係機関との協議、許可に不測の日数を要したことから、県単急傾斜地崩壊対策事業については、年度内完成が見込めないため、伊崎田中学校特別教室棟改築事業については、平成29年12月15日に公立学校施設整備費負担金、平成30年1月16日に学校施設環境改善交付金（危険改築）の事業内定を受け、それに係る補正予算を今議会で計上しておりますが、今後の事務執行及び経費の性質上の理由から、農地・農業用施設災害復旧事業については、災害査定が12月下旬に行われたため、工事着手時期が遅延し、工期工程等における年度内完成が見込めないことから、今申しましたそれぞれの理由により、年度内に、その支出が終わらない見込みであるため、平成30年度に繰り越して使用するものでございます。

詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

次に、8ページをお開きください。

第3表の地方債補正でございますが、変更につきましては、普通建設事業等の事業費確定に伴う調整、港湾建設負担金は国の補正予算関連法案が平成30年2月1日に成立したことを受けて増額となったこと、繰越事業である伊崎田中学校特別教室棟改築事業実施に伴い増額となったこと等によりまして、9,090万円増額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお開きください。

まず歳入の1款、市税でございますが、1項、市民税は、個人、法人合わせまして1億2,370万円増額しております。

12ページをお開きください。

2項、固定資産税は、合計で2億1,137万5,000円増額しております。

20ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、公定価格の改定の平成29年4月遡及適用、各種加算の確定等に伴う保育所運営費の増などにより、1,121万2,000円増額しております。

21ページをお開きください。

2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金は、先ほど繰越事業で説明いたしました、伊崎田中学校特別教室棟改築事業に係る国庫補助金の増などにより、あわせて1億1,992万2,000円を増額。7目、農林水産業費国庫補助金は、先ほど繰越事業で説明いたしました森林整備・林業木材産業活性化推進事業に係る補助金の計上等により、8億3,911万2,000円増額しております。

23ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、先ほど申しあげました保育所運営費の増などにより、1,693万2,000円増額しております。

24ページから25ページの2項、県補助金は、先ほど繰越事業で説明いたしました中心経営体等施設整備事業及び活動火山周辺地域防災営農対策事業により増額しましたが、各種県の補助事業費確定等により、6,052万7,000円減額しております。

29ページをお開きください。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、ふるさと納税に伴う、ふるさと志基金を2億円増額し、総額32億3,000円としております。

30ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、ふるさと志基金繰入金の事業財源充当と、財政調整基金繰入金の財源調整に伴う繰入金等、総額で4億8,950万1,000円を減額しております。

37ページをお開きください。

21款、市債は総額で、一番下の欄でございますが、事業費確定により減額しましたが、先ほど御説明いたしました繰越事業である伊崎田中学校特別教室棟改築事業等の実施に伴い、9,090万円の増額をしております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

歳出補正予算については、人事異動等に伴う給与、職員手当及び共済費に係る各款項の過不足につき、補正をしております。また、事業費の確定、または確定見込みにより事業費の減となっております。

それでは、各款項につき御説明申し上げます。

41ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費でございます。

ふるさと納税の額を30億円から32億円に増額したことに伴い、基金への積立金を2億円増額しております。

48ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、障害福祉総務費は、障害児通所支援給付費、自立支

援給付費等の平成28年度負担金事業等における実績確定に基づき、返還に必要な経費4,738万2,000円を計上しております。

50ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、放課後児童健全育成事業に係る国庫補助基準額の改定、支援単価の途中増加等により、運営委託料が増加することに伴い、2,712万3,000円を増額。4目、保育所費は保育所運営事業につき、公定価格の改定の平成29年4月遡及適用、各種加算の確定等に伴う増などにより、扶助費を7,502万8,000円増額しております。

56ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、売上高の拡大や経営コストの縮減等、意欲的に取り組む地域の担い手を対象に、農業機械等の導入を補助する中心経営体等施設整備事業に2,608万3,000円計上しております。

57ページをお開きください。

5項、茶業振興費は、降灰の被害を軽減し、茶業経営の安定を図るため、摘採前洗浄機及び乗用型摘採機能付除灰機の導入を補助する活動火山周辺地域防災営農対策事業（降灰地域茶安定対策）に2,234万7,000円を計上しております。

60ページをお開きください。

2項、林業費、2目、林業振興費は、市内の木材関係会社の製材加工施設及び附帯工事費に対し補助する森林整備・林業木材産業活性化推進事業に8億4,937万円を計上しております。

68ページをお開きください。

8款、土木費、4項、港湾費、1目、港湾建設費は、志布志港港湾関連事業に係る市の負担金のうち、直轄港湾改修事業国際バルク戦略港湾整備の国の補正予算成立に伴い、かかる負担金を5,430万円増額しております

75ページをお開きください。

10款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費は、耐震診断実施の対象とならなかった木造校舎の耐力度調査を行った結果、危険建物として判定された特別教室棟について、適切な整備を行うことにより、安心・安全な教育環境の整備の推進を図る伊崎田中学校特別教室棟改築事業に係る委託料に1,000万円、工事請負費に3億5,000万円計上をしております。

以上が補正予算（第6号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照いただきたいと思います。

よろしく願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） まず、繰越明許費関係でございますけれども、それぞれ理由が述べられております。

特に、国の補正予算関連法案の2月1日成立による分につきましては、十分理解できるところでございますが、それ以外の分につきまして、それぞれ理由があるわけでございますけれども、

これらについては、今後、新年度のいつ頃に完了の予定なのか、まずその点を伺いたいと思います。

それから、企画政策課の関係で地域おこし協力隊事業でございますけれども、この説明資料によりますと、任期満了前の退任等というふうに書いてございますけれども、この任期満了前に何人が退任されるのか。そしてまた、任期満了前に退任されるその理由は何なのか伺いたいと思います。

それから、港湾商工課のオラレ志布志の関係でございますけれども、当初見込んだ10億円ということにつきまして、なかなか厳しい状況が毎年生まれておりますけれども、今回の伸び悩んでいる要因は何なのか伺いたいというふうに思います。

次に、ふるさと納税推進事業の関係で、この説明資料の償還金利子及び割引料の中で、寄附のキャンセル料ということで584万円が計上されておりますけれども、これはどういうことなのか伺いたいというふうに思います。

それから、教育委員会関係でございますけれども、学校教育課の学力向上推進事業でございますけれども、この説明資料によりますと、学習支援サポーターの費用弁償の減額ということでございますけれども、当初計上の額に対しまして、非常に大きい不用額が生じておるわけでございますけれども、この要因は何なのか伺いたいというふうに思います。

○農政畜産課長（重山 浩君） 農政畜産課の繰越明許費につきまして、2件ございますが、中心経営体等施設整備事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業でございます。

基本的には、機械等の導入でございますので、交付決定後に入札の関係を行いまして、3か月から4か月あれば完了するものと思っております。

以上です。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 耕地林務水産課関係では、3行目、団体営中山間地域総合整備事業有明地区と、あと災害が1件と、2件であります。有明地区は、伊崎田の鍋地区でありまして、完了は5月の中旬を予定しているところでございます。

最後の災害につきましては、松山町小園地区の農地と水路の合併災害でございますが、これにつきましても、5月末を予定しております。

以上です。

〔「林業」と呼ぶ者あり〕

○耕地林務水産課長（立山憲一君） すみません。林業費、森林整備・林業木材産業活性化推進事業につきましては、先ほど説明にありましたとおり、2月1日に国会で成立したということで、今回の補正となっております。

完了につきましては、平成30年12月末を予定しているところでございます。

○建設課長（假屋眞治君） それでは、建設課分をお答えします。

建設課分につきましては、まず道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業でございます。これにつきましては、現在安楽大橋の下部工、橋台と橋脚、それから右岸側の道路改良160mを今、

工事をしておりまして、これにつきましては、8月末を予定しております。

それから、右岸については今後、岸壁工事の発注を計画しておりますので、これにつきましては、31年の2月か3月頃になろうかというふうに考えております。

それから、河川費の県単急傾斜地崩壊対策事業につきましては、中ノ畑地区という所でございます。これが2月22日に入札がありましたので、7月末の完成を予定しているところでございます。

以上です。

○教育総務課長（徳田弘美君） 伊崎田中学校特別教室棟改築事業でございますが、今議会で議決いただきましたら、既存の校舎の解体工事に着手をさせていただきます。新校舎は平成31年1月末の完成を目指しているところでございます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 地域おこし協力隊の関係でございますけれども、当初で最大13名見込んでおりましたけれども、現在8名となっているところでございまして、今回不用額の減額でございます。

内容につきましては、任期満了前の退任という形でございまして、全体で5名でございます。内訳につきましては、就職活動によりまして、就職が確定したということで任期満了の何か月前に退任というのが3名でございます。その他、家庭の事情等々もございまして、自己都合退職等が2名ということでございます。

以上です。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） オラレ志布志事業の目標額10億円に対して伸び悩んでいるということの理由といたしましては、購入者は増えているものの購入単価が下がってきているというような状況でございます。このような状況を踏まえまして、やはりまだまだPR不足かなというふうに感じているところでもございます。そういった意味で、職員、新規採用職員を含め、職員研修等を踏まえ、オラレ志布志の現状等を理解していただいて、更なるPRもお願いしているところでもございます。更にイベント等において、記念品等を配布し、オラレ志布志の存在等をPRしているところでもございます。そういった意味で、30年度予算におきましても、イベントを開催してPRをするという予算をお願いしているところでもございます。

それから、ふるさと納税推進事業におけるキャンセル料の理由といたしましては、平成28年度ふるさと納税返礼品のいちごが天候不良による生育不良が影響して、送れなくなる事案が発生したため、寄附返還の申し出が発生した場合の返金対応として予算計上をしておりましたが、寄附返還の申し出はなく、全て平成29年度の返礼品で対応したため減額するものでございます。

○学校教育課長（福田裕生君） それでは、補正予算説明資料の44ページをお開きいただきまして、その点について説明をさせていただきます。

学力向上推進事業といたしまして、学習支援サポーターの費用弁償見込額の確定に伴い、減額する額が212万2,000円になった事の詳細についてでございます。

本事業は、本年度より鹿児島大学教育学部との連携によりまして、大学生を本市の小・中学校

で活用していこうという趣旨において展開をしている事業でございます。

当初、28年12月、今事業を進めるに当たりまして、事前調査等をいたしました。既に同様の事業を展開しております鹿児島市周辺の市町から情報を得まして、年間で約100名から150名程度の学生のサポートを得られているという情報を得ましたので、本市においても同様の見込みで進めることはできないかということで、28年度の1、2、3月の間において、大学とそれぞれ事前協議を進めてまいりました。

その中において、29年度の1学期、それから夏季休業中、2学期、そして3学期、その中で学生を派遣、推薦することはできそうだというような返事もいただきましたので、このような形での予算を計上したところでございました。

しかし、実際のところは鹿児島大学教育学部と具体的なすり合わせをしていく時期が本市と鹿児島大学との連携協定の締結がなされた以後に、具体的な計画のすり合わせを行うことになっていきましたので、実際の協議が正式に始まったのが、5月9日以降ということになりました。それで、鹿児島大学教育学部と6月、7月を中心に、こちらからも担当の者を鹿児島大学教育学部の担当者との協議に出向かせまして、様々な協議を展開してまいりました。

それから、学生を集めて学生への説明会等も行いました。その時点においては、ある程度の説明を聞く学生もおりましたけれども、実際にこちらの方にサポーターとして来られた学生は、当初の見込みの約20%程度であったという状況です。

その背景につきまして、学生、それから鹿児島大学教育学部の学生課の担当の方とも話をさせていただいた中で、はっきりしてきたことは、やはり地理的な条件等もあって、鹿児島市から志布志までの距離的な問題というのも一つはネックになっていたということ。それから、本事業が29年度スタートの事業であったということで、教育学部の学生にまだ十分啓発、浸透、周知ができていなかったと、十分でなかったというような反省点、課題が浮かび上がったところでございました。

そういったところの課題を明確にした上で、30年度につきましては、予算額を減額した形で、この事業は展開してまいりたいと思っているところです。

なお、本年度、こちらの学生サポーターとして、延べ約30人程度来てくれておりますが、アンケート調査をしたところによれば、本市の小学校、中学校で学習サポートができたこと、それから、夏季休業中などを使って本市の教育事業に参画できたことについては、非常に有益であったと、来年度については、友人等を誘いながら、ぜひ参加してみたいという、大変有り難い評価、アンケート結果もいただいておりますので、更に4月、5月の早い時期から、こちらの方からも大学に出向いて、広報等の徹底を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○20番（福重彰史君） この地域おこし協力隊の関係でございますけれども、5人が退任ということで、理由としては就職活動や、あるいは家庭の事情ということでございましたけれども、この地域おこし協力隊の事業を導入するにあたっては、やはりこの終了後には、この志布志市に移

住していただきたい、定住していただきたいというものも、その中には十分含まれていないかなというふうに思うわけですが、こういう形で退任される方が、ここを離れていくというようなことについて、今後どのような体制で臨まれていくのか伺いたいと思います。

それから、学習支援サポーターの事業でございますけれども、取り組みとしては、考え方としては非常にいい考え方であったわけですが、今いろいろと理由が述べられましたけれども、やはり、その中にはそういう地理的な状況とか、あるいは啓発がちょっと足らなかったとか、いろいろ理由が述べられておりましたけれども、そういう地理的な状況とか、そういうものは最初から分かっていることであるわけですが、そういうものを踏まえながら、こういう事業をどういうふうにして、実質的に具体的に取り組んでいくのかという、やはり、そのような具体的な取り組みに当たる、そのあたりの計画、考え方というものが、もうちょっと足らなかったんじゃないかなというふうに思うところでございます。やはり、こういう事業を定着されて、そして、学力向上につなげるためには、更に工夫が必要ではないかなというふうに思うわけですが、その点、2点について伺いたいと思います。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 地域おこし協力隊についてのこれからの考え方ということでの御質問でございますけれども、まず地域おこし協力隊については、地域との交流、それから、情報の発信、それから、市内での起業、起こしてもらって、そこでまた新しい仕事を見つけてもらうというようなことで進めているところでございます。今後、そのような考え方で整理しながら進めていくところでございますけれども、就職をするという場合におきましても、市内の方で就職してもらうということをお願いしています。そして、仮に市外の方に就職になった場合でも、住居だけは志布志に住んでもらいながら通勤すると、そういったこともお願いしながら定住については、そういった形で整理を進めていくということでございます。そのような考え方で進めているところでございます。

○学校教育課長（福田裕生君） 御指摘ありがとうございます。今回、具体的な計画が十分でなかったということについては、深く反省をし、おわびもしたいと思っているところでございます。

今回の、この不十分なところを十分に分析しながら、次年度に向けてどのようなところが工夫できるのか、改善できるのかという視点で、より実効性のある事業に進めていって、本市の児童生徒の学力向上、そして、授業、学校教育活動の活力ある進展へとつなげていきたいというふうに考えております。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。

この港湾改修負担金ですけれども、この国際バルク戦略港湾整備事業、5年間ぐらい国も県もいろいろ投入されるわけですね。総体として、この事業が完了するまでに、本市の港湾改修負担金、その総額は大体でいいですよ、これぐらいは予想されるという、そういったものが想定され

ていますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 港湾改修事業につきましては、バルク港の工事のバルク戦略港湾整備事業の追加で今回補正をお願いしている分でございますが、5年間で約106億円の事業が実施されるということで、それに伴いまして、志布志市の負担金額が、計画では11億9,250万円の負担で予定されておりますが、後進地の負担軽減分ということで、若干負担が軽減されるということから9億7,274万7,500円を負担金として予定しているところでございます。

そういった関係で、2億1,900万円は、後進地負担で軽減をされる部分でございます。

○19番（小園義行君） 今よく分かりました。

この国際バルク戦略港の関係以外にも、当然国・県の事業というのがあるわけで、そこについても、あわせて想定、毎年のことですから、ちょっとそれは難しいか、いいです、はい、分かりました。

○議長（西江園 明君） よろしいですか。

[小園義行君「はい」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 所管外でありますので、先ほども出ておりました、この伊崎田中学校特別教室棟改築事業でございますが、繰越明許費の理由書の中にも説明がありますので、その中身については、多少理解をするわけでございますが、国の補助事業の追加補助事業ということで、採択をされて、これが次年度へ繰り越すということになるわけですが、当初29年度に、いわゆる30年度に対して、その補助事業の申請をされていたわけでございますね、それが前倒しになったということであれば、当局として当初考えていた30年度の補助事業の採択を受けて、いわゆるタイムスケジュールが始まるわけですが、そうした時には、完成年度は31年度を想定していたのか、お聞きをしたいと思います。

○教育総務課長（徳田弘美君） 議員お尋ねのとおり、当初私ども平成30年度の予算、国庫の補助を要望して、昨年6月に30年度計画ということで、要望を上げていたところでした。それを国の方から29年度予算で前倒しで交付決定を受けたところでございます。

30年度予算で、私ども新築するにしても、年度内の完成を一応目指したいということで、計画はしていたところでございます。

○15番（小野広嗣君） ということは、先ほど31年度1月ということで、前倒しになって1月でありますけれども、そうでなくても30年度内の、いわゆる31年3月までの完成ということをご想定していたという理解でよろしいんですね。そうであれば、ここに出てます大体総体3億6,000万円、市債が約2億3,000万円ぐらいですね、そして、一般財源は約60万円ということで、当初の補助事業を申請する段階での市債等の額というのは、こういった額を大体想定されてたんですか。

それと、追加申請になってから、この額になったわけですが、そことの違いというのはどうなっているのか、お示してください。

○教育総務課長（徳田弘美君） 平成28年度に耐力度調査を実施いたしまして、危険建物である

ということが判定されたところでございます。

それを受けまして、国の方に改築に向けての報告を行い、建て替えの国庫補助の対象となることを確認をしたということでございます。

この国の交付金等につきましては、事業費ではなくて、標準の単価に建築面積を掛けて国庫支出金の内定を受けるところでございます。

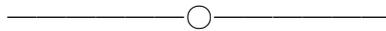
したがって、今年度実施設計をいたしました、その金額に基づいて30年度は当初予算計上を予定しておりました。ほぼ同じ金額になったのではないかと考えているところでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第4号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第4号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般被保険者保険税還付金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,543万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,085万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。予算書の93ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税を7,450万円増額するものであります。

100ページをお開きください。

歳入の共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金を4,656万6,000円、保険財政共同安定化事業交付金を1億5,959万3,000円それぞれ減額するものであります。

108ページをお開きください。

歳出の保険給付費の療養諸費は、一般被保険者療養給付費を9,000万円減額するものであります。

120ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、一般被保険者保険税還付金を130万円、国庫補助等返還金を567万4,000円それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第6 議案第5号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第5号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,250万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億441万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の127ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を700万円、普通徴収保険料を1,970万円それぞれ増額するものであります。

129ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を421万1,000円減額するものであります。

133ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を2,248万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第7 議案第6号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第6号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、施設介護サービス給付金、高額介護サービス費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,856万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,908万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の144ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を3,861万6,000円減額するものであります。

145ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を4,660万円減額するものであります。

152ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費を4,500万円、地域密着型介護サービス給付費を2,900万円それぞれ減額し、施設介護サービス給付費を2,700万円増額するものであります。

157ページをお開きください。

歳出の保険給付費の高額介護サービス等は、高額介護サービス費を300万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第8 議案第7号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第7号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）について説明を申し

上げます。

本案は、平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ228万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,174万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明申し上げます。

予算書の171ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を218万円減額するものであります。

172ページをお開きください。

歳入の市債は、農林水産業債を10万円減額するものであります。

173ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を195万7,000円減額するものであります。

174ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を32万3,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第9 議案第8号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第8号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,985万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の180ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を50万5,000円減額するものであります。
181ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を50万5,000円減額するものであります。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
ただいま議題となっています議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第9号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第9号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,812万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億502万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の188ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、工業団地整備事業積立基金繰入金を2,268万3,000円増額するものであります。

189ページをお開きください。

歳入の市債は、商工債を4,000円減額するものであります。

191ページをお開きください。

歳出の事業費は、工業団地整備事業費を1,727万8,000円減額するものであります。

192ページをお開きください。

支出の公債費は、利子を75万円減額するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。
ここで、11時15分まで休憩いたします。

○
午前11時10分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

○
日程第11 所信表明

○議長（西江園 明君） 日程第11、所信表明を議題とします。

市長の所信表明を求めます。

○市長（下平晴行君） 本日ここに、平成30年第1回志布志市議会定例会が開催されるに当たり、御挨拶と、市政についての所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを光栄に存じ、市民の皆様に深く感謝を申し上げる次第でございます。

私は、去る1月28日に執行されました市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の御支援・御支持を賜りまして、志布志市長に就任させていただきました。日を追うごとに改めて、その重責をひしひしと感じており、身の引き締まる思いであります。

私は今回の選挙を通して市内全域をくまなく回り、多くの市民の皆様と直接お話をする機会を得ることができました。皆様の声を謙虚に受け止め、市民が主役のまちづくりのために、市民目線で取り組むことが大事であると痛感した次第でございます。

使命感、洞察力、情熱をもって、「熱き思いで市民に身近な市政を」の信念の下、市民生活の利便性を向上させるために、これまでの自らの行政経験と市議会議員の実績、そして4年間の多くの方々との交流を通じて得たものを生かして、市政課題にまい進する所存でありますので、議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

市政推進に当たって最も大事にしたいと考えていることは、「市民目線」であります。今回、市民の皆様からたくさんの声をいただきましたが、そこで感じたことは、「もっと市民の皆様の声をしっかりと聞く」ということであります。

現在、それぞれ地域の皆様が「少子高齢化や人口減少」という大きな課題に対して、どのような問題を抱え、どんなことで悩んでいらっしゃるのか、もっと一緒になって、丁寧に対応していく必要があります。

本市の現在の姿や今後進んでいく方向についても、もう少し丁寧に、市民の皆様へ分かりやすく市政の情報を伝えるべきであります。

そして、市役所職員についても、いろいろな問い合わせ等に対しまして、相手の立場に立った懇切丁寧な対応、机上で判断するのではなく、現場へ出向いて、現場の声、市民の声をしっかりと聞くことが重要であります。

これから、具体的に様々な政策を進めてまいります、その基本となるのは、「市民目線」であり、「市民が主役のまちづくり」であります。

まず、市民の皆様がどう考えておられるのか、市民の皆様の意見を聞きながら、「市民目線で市民が主役のまちづくり」を推進していくことで、「市民生活の利便性の向上」を図ってまいります。

さて、私は、市長選挙に立候補するに当たり、政策ビジョンを掲げていましたので、これに基づき市政に対する基本的な考え方を次の五つの視点から述べさせていただきます、所信の一端といたします。

- (1) 住みやすい、魅力ある新しい志布志市を創ります。
- (2) 安心して子育てができるまちにします。
- (3) 身近で安心な医療体制の充実を図ります。
- (4) 海外市場も視野に、基幹産業及び商工観光業等の振興を図ります。
- (5) 1期毎に支給される市長退職金を見直します。

以上、五つの視点でございます。

まず、はじめに住みやすい、魅力ある新しい志布志創りについてでございます。

合併して早いもので12年が経過しましたが、旧町の枠にとらわれることなく、志布志市として市民の皆様が、志布志市に住んで良かった、志布志市は住みやすいまちだと思える魅力ある新しいまちづくりに取り組み、特に若者に魅力あるまちづくりを進めるために、10年後を見据えた将来性のある事業を展開してまいります。

志布志市は、志布志港の発展並びに都城志布志道路及び東九州自動車道のインフラ整備により、物流アクセス面で優位である臨海工業団地の分譲を求める声が多いことから、今後も引き続き工業団地整備事業の進捗を図り、企業誘致環境を整えてまいります。この取り組みにより相当数の雇用が見込まれ、市内の雇用が拡大し、更には市外からの雇用者も増えることが見込まれます。また、これに加えて移住定住につながり人口減少対策の効果的な取り組みとなるよう、「起業支援センター」を設置して、更なる雇用の促進及び生活の安定化を図ってまいります。

魅力あるまちづくりの一つとして、先人達が培ってきた数多くの歴史的文化遺産が残存する志布志地区については、その資源を総合的に保存・整備するために歴史のまちづくり事業を推進してまいります。

第2番目に、安心して子育てができるまちづくりについてでございます。

人口減少に伴い少子高齢化が進展していく中、子育て支援の充実につきましては、これからのまちづくりを進める上で、極めて重要な課題であると認識しております。そのような中で、今回、学校給食費の無料化と保育料の軽減を目指すことを申し上げました。現在、学校給食費につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減するため、市内小中学校に在学する児童生徒を3人以上養育している多子世帯の第3子以降の子供に対して無料化を実施しております。今後は市内の全児童生徒の給食費の完全無料化を目指してまいります。

また、保育料につきましても、本市におきましては、国の支援策に加え市単独の支援策としま

して、保育料の4割軽減を実施しているところです。そのほかに、高校生までの医療費の無料化にも取り組んでいるところではありますが、「子育てするなら志布志市」と言われるように、移住にもつながるような子育て支援策に取り組めないか、保育料の軽減等も含めて総合的に検討してまいります。

移住定住の取り組みにつきましては、地方創生の大きな柱でもあり、人口減少に歯止めをかけ活力あるまちづくりのために全国の自治体が対策に取り組んでおります。そのような中、人口減少対策の効果的な施策として、地域おこし協力隊制度が全国の自治体で導入されており、本市におきましても、平成27年度から地域おこし協力隊制度に取り組んでおりますが、第1期生が本年3月末で最長3年の期間が満了となるところであります。全国の事例等を見てみますと、制度をうまく活用し定住につながっている自治体もありますので、成功事例等を参考にしながら現状の事業の効果検証をしっかりと行い、今後につきましては、「移住定住支援コーディネーター」を設置して、住居や地域コミュニティの紹介など定住後のフォローができるきめ細やかな移住定住支援に取り組んでまいります。

このような支援策により、「行ってみたいまち」「住んでみたいまち」「住んでよかったまち」を目指してまいります。

教育につきましては、次代を担う子供たちが、知・徳・体（確かな学力・豊かな心・健やかな体）をバランスよく身に付けるとともに、個性を生かす教育を充実させ、更には市民一人ひとりが豊かな人生を送るために、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる環境づくりに努め、それぞれの立場で高い志を持って郷土を愛し、郷土のために尽くそうとする人づくりを目指してまいります。

第3番目に、身近で安心な医療体制の充実についてであります。

子供から高齢者まで全ての市民が安心して暮らすためには、緊急医療体制の充実が必要不可欠であります。現在、休日や夜間の時間帯に対応するため、曾於医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、そして都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成協定に基づく夜間急病センターの運営、ドクターヘリの運航などの緊急患者搬送等に、各医師会や構成市町等と連携して、地域での救急医療体制の維持・確保に努めております。

また、大隅4市5町保健医療推進協議会では、特に不足している産科医療体制につきまして広域で医師確保に取り組んでおります。

今後、都城志布志道路や東九州自動車道などインフラが整備され交通アクセスが充実してまいります。産科医を含め緊急医療体制が整った病院を志布志市に持ってくるできないか、関係機関や大学等と連携し検討してまいります。

また、ひとり親家庭医療費助成事業等の医療費の一部を助成する制度につきましては、現状では領収書等を添付して窓口申請を行い、払い戻しを受けていますが、医療機関等と行政の連携により一連の処理が簡素化できないか検討してまいります。

第4番目に、海外市場も視野に、基幹産業及び商工観光業等の振興についてであります。

志布志市の最大の強みは、何といたっても重要港湾に指定され、かつ国際バルク戦略港湾に選定されている志布志港であります。志布志港は「国際バルク戦略港湾」として平成29年度から平成33年度までの5年間で総事業費106億円の港湾整備事業に着手されており、今後、新若浜地区に穀物バルク船の大型化に対応した水深14mの岸壁や泊地、荷さばきスペースなどが整備されてまいります。

また、新若浜地区の国際コンテナターミナルでは、外貨コンテナ定期航路が台湾、香港、中国、韓国との間に4航路週13便体制で就航しております。現在は、穀物と同様に南九州のコンテナ輸出入の拠点となってきており、将来的には産業用資材をはじめ農林水産物の輸出拠点となることも想定し、コンテナヤードの拡張、機能強化を目指し調査も行われております。

このように、志布志港は背後地域の発展に寄与し、南九州の国際物流拠点港として整備が目に見えて進み成長してきておりますが、今後、志布志港をどのように生かしていくのかが課題となっております。速報値では志布志港の平成28年の取扱貨物量は、1,023万t、国際コンテナ取扱量は9万TEUと取扱量は多いですが、その取り扱いの大半は輸入となっており、輸出量が非常に少ないのが現状であります。現在の輸出品目は、主に原木であり全体の6割を占めております。今後、本市の魅力ある農林水産資源をはじめ、南九州地域の産業資源等の輸出拠点港として、いかに輸出量を増やしていくかが課題となっております。これらの課題解決の一つとして、都城志布志道路の有明北～伊崎田～有明東の2区間が3月4日から供用開始に、そして東九州自動車道の志布志～鹿屋串良間が平成32年度に開通する予定であり、このような地理的優位性を最大限に生かし、志布志港へのアクセスが向上することで輸出の増加につながり、また地域の活性化に向け大きく期待できると考えております。そのためには、市民の皆様をはじめ港湾関係者と積極的に連携を図り、現場の話を伺いながら関係者の皆様の立場に立ってどのようなことが求められているのか、どのような支援策が必要なのか、市民、企業目線で取り組み、地域の活性化を図ってまいります。また、私自身は市のトップとして積極的に先頭に立ってトップセールスにも取り組んでまいります。

更に、志布志～大阪を結ぶ「フェリーさんふらわあ」の新造船が本年春と夏に2隻導入されますし、今年、明治維新150周年で西郷どんブーム、そして2年後の平成32年には東京オリンピックが開催、また本市は鹿児島県で開催されます国民体育大会の成年男子サッカー会場となっていることなどから、旅行エージェントとの企画ツアーやスポーツ合宿等、今後志布志航路の更なる利用促進など観光振興にも努めてまいります。

第5番目に、1期ごとに支給される市長退職金についてでございます。

合併後12年が経過しまして、普通交付税については合併算定替えによる特例交付も平成32年まででなくなります。このようなことから、歳入の確保に努めながら行政評価により各事業の費用対効果の把握をしっかりと行い、支出の無駄を省き真に必要な事業には予算配分しながら、メリハリのある予算編成に努めてまいります。

そのような中で、市長の今期の退職金につきましては、見直しを行ってまいります。

ただいま、五つの政策ビジョンをお示しいたしましたが、これらの政策の推進により、住みやすい志布志市、子育てがしやすい志布志市、安心して暮らせる志布志市、活気あふれる志布志市を創ってまいります。

全国的な人口減少の時代を迎え、本市の人口も減少していくものと予想されます。現在の本市の人口は、3万2,000人ですが国立社会人口問題研究所における人口推計では、平成32年に2万9,652人、平成37年には2万7,952人と、3万人を大きく下回る推計となっております。

平成29年3月に策定された第2次志布志市総合振興計画では、平成33年度の目標人口を3万人と定めております。

私自身としましては、お示ししました、五つの政策ビジョンの推進により、人口減少ではなく、人口増加に転じ、本市の人口4万人を目指す意気込みで、効果的で魅力あふれる施策に積極的に取り組んでまいります。

私の政策の大きな柱が、「市役所の庁舎の在り方」の問題であります。私はこれまで、市役所本庁を志布志支所に移転するということを述べてまいりました。このことは、単純に、「本庁舎はどこがいい」ということではなく、将来のまちづくりを具体的にイメージしながら、客観的に、そして経済的観点から分析していく必要があり、今後、市が発展していくためには、経済発展の核となる拠点が必要であります。その経済発展のために必要なことは、人と人の交流、そして、人・物・金・情報が交流することで大きな経済効果が発生します。

そのためには、行政と商工、行政と観光、行政と港湾企業がそれぞれ密接に連携することにより、「タイムリーな情報発信」と「スピード感ある施策の推進」ができるのであります。

現在、都城志布志道路、東九州自動車道、志布志港バルク港湾の整備により交通アクセスが向上していきます。この効果を人口増加につなげていくためにも、地理的優位性のある志布志支所に本庁を置き、新たなまちづくりを推進すべきであります。

今後の方針につきましては、まず、「本庁舎機能」を志布志支所へ移転してまいりたいと考えております。具体的には、市長室と主要な課を移転することを検討してまいります。そして、本庁全体の移転等につきましても、自治法上の規定もありますので、市民の皆様の意見を聞きながらしっかりと進めてまいります。これらの「市役所の庁舎の在り方」の問題につきましては、これから、市民の皆様そして、議員各位に丁寧の説明してまいりたいと考えております。

私は、旧志布志町職員を経て、志布志市議会議員を務めさせていただき、市長にならないと改革はできないと考えておりました。そして、これまで「トップが変われば、職員・市役所が変わり、市民・地域も変わる」と、いろんな場面でこの話をしてまいりました。今後、様々な改革を実践してまいりたいと考えておりますが、それらの推進につきましては、職員と一緒に知恵を出し、工夫をし、同じ汗をかいていきたいと考えております。

市役所とは、「市民の役に立つ所」と書きますとおり、市民のために役に立つところでなくはいけません。窓口に来られた市民の皆様には、職員の方から「いらっしやいませ」「こんにちは」「ありがとうございました」と声を掛け、市民の皆様が気軽に相談できる市民目線での窓口対応

等に努めるとともに、職員自ら積極的に声を掛け、市民に寄り添い、行政はサービス業であることを職員一人ひとりが認識するよう、意識改革を行ってまいります。

また、市民の皆様の要望に対しまして、職員が現場の実態をしっかり把握して対応していくための「現場第一主義」を徹底してまいります。

更に、市民ニーズに的確に対応するために、市役所の組織の見直し等についても、改革を進めてまいります。

具体的には、現在の組織は、課長、課長補佐、係長、係員という「係制」となっておりますが、これを、「グループ制」への移行を検討してまいります。「グループ制」では、課長、グループ長として、横の連携を図り、グループで仕事を進めることで効率を上げ、市民サービスの向上につながるものと考えております。

また、職員の資質向上のための民間企業での研修や職員のやる気やアイデアを引き出すために、「職員提案制度」を導入し、魅力ある地域づくりを一緒に考えてもらい、市役所全体の意識向上を図ってまいります。このように職員には、新たな発想による政策を提言してもらい、勇気を持って取り組んでいただきたいと考えております。

その全責任はトップである私がとってまいります。

「入るを量りて出ざるを制す」というのが、私の財政運営の心構えであります。これは、「収入額をきちんと把握して、それに見合う支出をしていく」ということであり、行政においても民間の経営感覚が必要であると考えております。

今後、地方交付税は確実に減少し、国・県補助金の廃止・縮減など歳入の伸びは期待できない一方、着実に増加しつつある扶助費、公債費などの義務的経費などの増加により、厳しい財政運営を迫られるのは必至であります。

このようなことから、新たな国・県補助金制度の掘り起こしや最大限の活用を図り、貴重な一般財源への負担を軽減してまいります。

また、現在行っている事務事業につきましては、見直しを行いながら事務事業の優先度評価を実施してまいります。

事業の実施につきましては、費用対効果を検証してまいります。中には、時機を逸すると効果の見込めない事業もありますので、選択と集中により「メリハリ」のある予算編成を行うことで、事業効果を高めてまいります。

平成29年3月に策定した第2次志布志市総合振興計画では、都市基盤、生活環境、産業経済、保健・医療・福祉、教育・文化、コミュニティ、行財政の七つの分野につきまして、25の個別目標、そして、71の施策について、5年後の目標値を設定しております。

私は、これを単なる目標とするのではなく、具体的実践の指標と捉えて、目標達成状況を図るために細分化した指標と目標値シートを作成し、各課共通理解しながら、職員と一緒に目標を掲げ、それを一つずつ実践してまいります。

新市「志布志市」が誕生して12年です。松山町、志布志町、有明町が合併して、12年が経過し

たということになります。もうそろそろ、志布志市全体で物事を考えていきましょう。それぞれの地域の優位性を生かしたまちづくりを推進していきましょう。

私の方からぜひ提案をさせていただきたいと考えておりますが、今回を機として、旧松山町、旧志布志町、旧有明町という表現や言い方は、やめていこうではありませんか。

これからは、志布志市を構成するそれぞれ魅力ある地域として、「松山地域」「有明地域」「志布志地域」という言い方に変えていきましょう。

○園芸振興の取り組みや「やっちく」の熱い地域づくりの「松山地域」

○茶業振興の取り組みや「開拓精神」の歴史を引き継ぐ「有明地域」

○商店街や港を活用した交流拠点と雇用促進の核となる「志布志地域」

それぞれの地域の長所や特性を生かして、「オール志布志市」でまちづくりを推進していきましょう。お互いの地域の歴史や特性を理解しながら、市民一体となって「融和のまちづくり」を推進してまいりましょう。

以上、市政推進に当たり五つの基本的な考え方に基づき所信の一端を申し述べましたが、内容によりましては速やかに取り組んでいけるもの、また、慎重な協議・検討を要し時間を必要とするものがありますので、議会の皆様の御意見も賜りながら進めてまいりたいと考えております。

これからの市政発展のため、市民目線による政策により市民生活の向上に努め、市民が主役のまちづくりの実現に向けて職員と一体となり、努力を傾注しまい進する覚悟でありますので、何卒、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の所信といたします。

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時47分 休憩

午後0時58分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。



日程第12 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び

費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成29年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、議員、市長、副市長及び教育長の6月に支給する期末手当の額を1.575月分として、12月に支給する期末手当の額を1.725月分とするものであります。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成29年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給与手当の額の改定するとともに、55歳を超える職員に対する給与月額を支給に当たって当分の間、その一定割合を減ずる措置を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） それでは、議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明をいたします。

本案は、人事院の平成29年年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の勤勉手当の額を改定するとともに、55歳を超える職員に対する給料月額の支給に当たって、当分の間その一定割合を減ずる措置を廃止することから提案するものでございます。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

主な提案内容につきましては、平成29年12月定例会において、期末勤勉手当について、支給月数を0.1月分引き上げ4.40月分とし、引き上げ分を12月期の勤勉手当に配分することを可決していただきましたが、平成30年度以降において、12月期に配分しました0.1月分を、6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数に均等に0.05月分ずつ配分した支給月数に改定し、給料表水準の引き下げ

の際の経過措置を廃止するものでございます。

給料表水準の引き下げの際の経過措置につきましては、55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置及び給料表水準の引き下げの際の経過措置につきましては、平成30年3月31日をもって廃止をするものでございます。

議案に基づき説明を申し上げます。

付議案件説明資料の4ページをお開きください。

第23条では、55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置及び給料表水準の引き下げの際の経過措置が廃止されることにより、附則第5項から8項までを削除するため、期末手当に係る規定を改めるものでございます。

第26条につきましては、同条第2項第1号で、一般職員の勤勉手当の支給月額6月期「100分の85」を「100分の90」に、12月期「100分の95」を「100分の90」に改めるものでございます。

また、「次条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員」とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員につきましては、6月期「100分の105」を「100分の110」に引き上げ、12月期「100分の115」を「100分の110」に改めるものでございます。

次に、同条第2項第2号で、再任用職員の勤勉手当の支給月数の6月期「100分の40」を「100分の42.5」に、12月期「100分の45」を「100分の42.5」に改めるものでございます。

なお、附則第5項から8項までの規定は、先ほど説明を申し上げましたとおり、55歳を超える職員に対する給料等の1.5%の減額支給措置を廃止することに伴い、これらの規定を削るものでございます。

附則9項から13項までの規定は、平成25年度の減額措置に関する規定でございますが、附則第5項の適用を受ける職員の規定が組み込まれていることから、あわせてこれらの規定を削るものでございます。

制定附則には、今後も時限的な特例規定が設けられることが想定をされることから、実効性を喪失し、不用となった規定を整理するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第14 議案第12号 志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第12号、志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律における国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険の財政支援の拡充、財政運営責任の都道府県への移行等による医療保険制度の財政基盤の安定化等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するとともに、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の水準を県内の市町村で統一するため、算定方式及び葬祭費の額を改定するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第12号、志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の9ページをお開きください。

国民健康保険制度改革の概要でございます。

1の役割についてでございます。

1の運営の在り方について、県は市町村とともに、国保の運営を担うこととなります。財政運営につきましては、県が責任主体となり、安定的な財政運営、効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を果たすこととなります。

また、市町村が担う事務の効率化、標準化及び広域化を推進することとしております。

2の財政運営、3の資格管理、4の保険税の決定、5の保険給付、6の保険事業の都道府県の主な役割、市町村の主な役割については、お目通しくださいますようお願い申し上げます。

10ページを御覧ください。

2の国民健康保険税の賦課・徴収の仕組みをお示ししております。

県は、医療費水準や所得水準に基づいて、国民健康保険事業費の納付金を決定し、納付金を納めるために必要な市町村標準保険料率を示します。市は、標準保険率を参考に保険税率を決定し、住民に賦課・徴収を行いまして、徴収した保険税等を財源に納付金として県に支払う仕組みとなっております。

3の鹿児島県国民健康保険運営方針に定められた市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進の概要でございます。

（1）の市町村の事務効率化等の基本的な考え方でございますが、市町村の事務を単独で行うより、広域的に実施したり、事務処理を標準化することにより、より効果的な事業運営を確保することとしております。

11ページでございます。

（2）の事務効率化等に資する取り組みとして、保険料の算定方式について、平成35年度を目標として県内の全市町村が3方式に統一する。

②の葬祭費の支給額の統一ですが、支給額について、1人当たり2万円に統一する。③～⑤については、お目通しくださいようお願い申し上げます。

(3)の葬祭費の額の改正であります。葬祭費の支給金額でございますが、国民健康保険の制度改正に伴い、平成30年度以降県が財政運営の責任主体となることから、葬祭費について、事務効率化等部会及び国保新制度移行準備事務会議で協議を行ってまいりました。支給額を県内で統一し、鹿児島県国民健康保険運営方針において、葬祭費の支給金額を「1人当たり2万円にする」と明記されたことから、今回改正するものでございます。

イで志布志市の過去3年間の葬祭費の支給実績をお示ししております。エでは、県内の市町村の葬祭費の給付状況を給付額ごとに市町村数をお示ししております。2万円の給付額が27自治体あるところでございます。

12ページをお開きください。

平成30年1月時点の被保険者状況に基づく試算値をお示ししております。

(1)では、それぞれの税率等において、現年課税分の調定額及び納付金の見込み額でございます。

縦軸の7億2,000万円でございますが、県に納める納付金の必要最低額でございます。この必要最低額の納付金について、それぞれ試算いたしております。

①では、県が示した市町村標準保険料率3方式で試算した場合でございますが、濃い棒グラフの現年調定額が7億6,230万4,100円、この調定額に現年の収納率94%で計算いたしますと、右側の薄い棒グラフ7億1,656万5,850円となり、必要最低額の納付金7億2,000万円には達していないところでございます。

②は、現行の保険税率で試算した場合ですが、濃い棒グラフの現年調定額が8億111万3,600円、この調定額に現年の収納率94%で計算いたしますと、右側の薄い棒グラフ7億5,304万6,784円となり、必要最低額の納付金7億2,000万円には達しております。

③は、現行の税率から資産割を抜いた試算であります。

濃い棒グラフの現年調定額が7億4,641万9,500円、この調定額に現年の収納率94%で計算いたしますと、右側の薄い棒グラフ7億163万4,330円となり、必要最低額の納付金7億2,000万円には達していないところでございます。

このことを踏まえ本案でございますが、現行の税率から資産割を抜き、医療保険分の所得割税率を7.2%から8.2%へ変更した場合の試算でございます。

濃い棒グラフの現年調定額が、7億8,177万8,600円、この調定額に現年の収納率94%で計算いたしますと、右側の薄い棒グラフ7億3,487万1,884円となり、必要最低額の納付金7億2,000万円には達しているところでございます。

(2)は、被保険者1人当たりの調定額を示しております。

①は、県が示した市町村標準保険料率3方式で試算した場合の1人当たりの調定額で、9万3,968円であります。

②でございますが、現行の保険税で試算した場合の1人当たりの調定額で、10万443円であり
ます。

本案でございますが、現行の税率から資産割を抜き医療保険分の所得割税率を7.2%から8.2%
に変更した場合の1人当たりの調定額を試算した場合でございます。1人当たりの調定額が9万
7,131円となり、現行時と比較しますと、3,312円減額となるところでございます。

13ページでございます。

平成27年度、県内の保険税賦課方式別の保険者数と被保険者数でございます。4方式ござい
ますが、本市を含め31保険者、3方式が鹿児島市、霧島市など12保険者となっております。

被保険者数につきましては、お目通しくださいますようお願い申し上げます。

今回の制度改正で、平成30年度から4方式から3方式に移行する自治体は、10自治体と聞いて
いるところでございます。

6の志布志市国民健康保険税率等の見直しについてですが、平成29年度の税率と平成30年度の
税率改正案をお示ししております。

国民健康保険税は、加入者の収入や資産に応じて計算される応能割と収入や資産に関係なく、
一律に計算する応益割からなるもので、応能割が所得割、資産割、応益割が均等割、平等割とな
っているところでございます。

平成30年1月時点の被保険者状況に基づき試算した結果、医療保険分、後期支援分及び介護保
険分の資産割税率部分を廃止し、平成29年度の医療保険分の所得税率7.2%を平成30年度税率改正
案では、8.2%にしようとするものであります。均等割、平等割は、変更しないところであります。

14ページをお開きください。

志布志市国民健康保険条例の新旧対照表でございます。

主な改正について、御説明させていただきます。

第2条中、国民健康保険運営協議会を国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるもので
ございます。

これは、国民健康保険法の改正により、国民健康保険運営協議会が国民健康保険事業の運営に
関する協議会に変更になったためでございます。

第7条の葬祭費「3万円」を「2万円」に改めるものでございます。

次に、志布志市国民健康保険税条例の新旧対照表でございます。

第2条第1項でございますが、課税額の算定に県へ納付する国民健康保険事業費納付金を規定
するために改めるものでございます。

第2条第2項から第4項まで、「及び資産割額」を削るものでございます。

次ページの2行目、第3条第1項中の所得割額を「100分の7.2」を「100分の8.2」に改めるも
のでございます。

これ以降の改正は、第4条、第8条及び第12条に規定していましたが資産割額に関する条文を削
り、条を削ったことによる条の繰り上げ及び字句の整理を行うものでございます。

議案書の附則を御覧ください。

この条例の施行日を平成30年4月1日とし、第2項におきまして、経過措置としてこの条例の施行の日の前日までに葬祭を行った死亡した被保険者に係る葬祭費の額については、なお従前の例によるとしております。

第3項において、適用区分として、第2条の規定による改正後の志布志市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとし、第4項において志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表、国民健康保険運営協議会の項中、国民健康保険運営協議会委員を国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 文教厚生常任委員会に付託になると思うんですけど、少し全体的なことを教えてください。

今回の、これ県が国民健康保険事業納付金の決定をしますね。毎年ですよ、市町村標準保険料率の提示というのが、毎年行われるのかというのが1点です。

そして、今回35年度を目標として全市町村が3方式に統一するという考え方ですけど、本市のこの条例の改正は、30年度当初からいわゆる3方式でやるという理解ですよ、これを見るとね。

これで全体的に国保に加入されている方が、いわゆる所得割が7.2%から8.2%、1%上がるんですけども、資料としては賦課額はマイナス3,312円ですよというようなことですけども、この固定資産割分がなくなった分をこの1%で全部補充できて、その1%が上がる人というのは、国保税がその人たちは上がるというふうに理解をしいいんですか。

それとも全体が下がるんですよというふうに理解をしいいのか、その二つ、ちょっと教えてください。

○保健課長（津曲満也君） まず1点目でございますけれども、市町村標準保険料率につきましては、県が試算します。毎年その率を県が示しますので、それに基づきまして、市は今回提案するもので足りるかどうかというのを毎年検討しなければならないということにはなります。

○税務課長（野邊孝蔵君） 保険税の算定方式については、35年度までに3方式に統一することが決定したところでございましたけれども、そうした決定を受けまして、県内各市町村でも3方式への移行について、検討がされているところでございます。

4方式を採用している本市におきましても、30年度以降の算定方式について、平成30年度から3方式に移行するのか、段階的に資産割を縮小して35年度に3方式にするのか、35年度から3方式にするのか検討してまいりました。

このうち、段階的に資産割を縮小する場合には、毎年度税率改正を行わなければならないといったこと、過年度等の再計算が複雑になり、事務の負担が増大するとともに、住民の皆様方の理解が得られるのが難しいのではないかと予想されること。

それから、35年度から3方式とした場合には、資産割のデメリットと指摘されております固定資産税との二重課税感といったものや、市外の資産には課税されていないことへの不公平感、あるいは後期高齢者医療保険料においては、資産割が無いといったこと等のバランス等も考慮しますと、最初に申しあげました30年度から3方式に移行することが適当ではないかというような判断をしたということでございます。

それから、2点目の所得割が1%上がるということでございますけれども、その点につきましては、単純計算ですけれども、資産割相当分が5,400万円無くなるということになりまして、その分を3,500万円程度所得割で上乗せするという形になってまいります。

以上です。

○19番（小園義行君） 前段の部分は、よく分かりました。毎年これされるんですね、毎年それ変わっていくんですね。

ちょっと今の後段の部分ですけれども、所得割で、うちは4方式だったものを3方式に、もう30年度からしますよと。そして、その分で所得割のここが現行は7.2%ですけど、8.2%に引き上げますよねということですよ。そうした時に、全体として固定資産割のマイナスになった分を、この所得割のここで穴埋めをするというふうに単純に考えると理解をしいんですか。これ、共通理解をしないといけないからですよ、委員会ではもっと詳しくできますけど、ここで議員全体のこととして、ちょっと私もよく分からないから聞いているわけですし、固定資産割を無くす、その代わりに、金額が先ほど5,400万円とおっしゃいました、その分を、この7.2%の所得割を1%増やすことで全体としてはペイしますよと。いわゆる増税にはならないよという理解でいいんですかということなんです。そこだけです。

○税務課長（野邊孝蔵君） 今回の改正は、資産割を廃止いたしまして、所得割を1%上げるということでございます、先ほど申しましたように資産割が5,400万円相当無くなりますが、所得割の上乗せ1%によりまして、所得割相当分を3,500万円総体で上げるという形になります。議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○保健課長（津曲満也君） 今、税務課長が申したとおりでございますけれども、資産割が5,400万円無くなるわけでございますが、その分につきまして、所得割の方で課税をしていただくこととなりますが、資産割のある方々がゼロになるわけでございますので、資産割のプラスマイナスで下がる方、あるいは資産割を持っていた方が多くなる方もいるということで、プラスマイナスゼロになるということではございませんので、資産割が無くなった方は下がる方もいらっしゃいますし、多くなるという方もいらっしゃいます。

○19番（小園義行君） そのようなことなんですね。なぜそれを聞くかといいますと、全体として県が示したそれに基づいて、現状より税率が高くなるという時は、市長が議会の皆さんの協力をいただきたいというものがあつたものですからね。ここについては、今回は少し増税になる人も出てくるということがあるわけですね、所得割によっては。それが全体としては、3,312円です

けど、この1%増えることで、その人たちの影響を受ける人で一番高くなるというのは、その人の所得ですから、毎年変わるからですよ、29年度のそれで計算したときに、最大どれくらい上がるというふうに1%の増税になったときに、最大多い人でどれくらい、概略でいいですよ、それが分かっておればお示しをしてください。無ければ委員会の審議の中で、そのことについて、きちんとした答弁をいただければ幸いです。

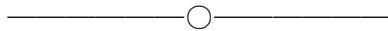
○**税務課長（野邊孝蔵君）** 申し訳ございません。手元にございませんで、委員会の方で答えさせていただきます。

○**議長（西江園 明君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（西江園 明君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第13号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○**議長（西江園 明君）** 日程第15、議案第13号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（下平晴行君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律における高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険法第116条の2の規定による住所地特例の適用を受ける者の特例の新設の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**保健課長（津曲満也君）** 議案第13号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の25ページをお開きください。

見直しの目的でございますが、国保、後期の適用は、住所地で行うことを原則としておりますが、施設等の入所により住所を変更した場合、施設所在地の自治体が保険者となり、その財政負担が課題となるため、他の自治体から転入した者について、前の住所地の自治体が保険者となる住所地特例を設けております。

しかしながら、国保から国保、後期から後期への同一制度内の保険者移動には適用されておりましたが、75歳到達等により、国保から後期に加入となった場合、適用されなかったため、今回

見直すこととされたものでございます。

3の住所地特例のイメージですが、下段の改正前を御覧ください。75歳未満の者が施設等に入所した場合、住所をA県A市からB県B市の施設所在地に住所を変更しても、保険者の適用は、前のA県A市が適用されますが、75歳到達により保険者が現住所地であるB県の広域連合となっております。

改正後は、75歳到達により前住所地のA県の広域連合が保険者となるよう見直すこととされたものでございます。

26ページを御覧ください。新旧対照表でございます。

第3条第2号中、第55条第1項の次に、「法第55条の2第2項において準用する場合を含む。」を加えて、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改めるものでございます。

第3項中、第55条第2項第1号の次に、「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、第4号中、第55条第2項第2号の次に、「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「に行った同号」を「に行った法第55条第2項第2号」に改めるものでございます。

第5号は、新設であります。後期高齢者医療広域連合が行う、後期高齢者医療の被保険者の者が病院等へ入院または介護保険施設等へ入所した場合の住所地特例に関する規定を設けたものでございます。

附則の第2項から第5項までを削り、附則第6項を附則第2項とするものでございます。この附則の削除でございますが、平成20年度の後期高齢者医療制度創設時の保険料の徴収の特例であり、今後不用となることから附則を削ることとしております。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

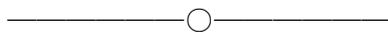
以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第14号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第14号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度から平成32年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、保険料に係る規準所得金額を定める等の措

置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第14号、志布志市介護保険条例の一部を改正する法律条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の28ページをお開きください。

介護保険料の見直しでございますが、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業の給付費の必要額を積算し、保険料が幾ら必要であるかを算出したものでございます。

第7期の必要額を算出したところ、1の介護保険料についての、①標準保険費見込み額の推移を見ますと、今後も保険給付費は毎年延びて推計しております。

3年間の保険料ですが、合計欄の下段に約20億3,900万円必要であると見込んでいるということでございます。

この必要見込み額に過去の保険料収納実績を考慮したしまして、収納率を97.3%で算出したところ、(2)の第7期の第1段階から第12段階の保険料の額を月額と年額でお示しております。

第5段階が基準額となりますが、保険料が月額6,320円となり、第6期の保険料6,163円から157円の引き上げとなっております。

保険料の額につきましては、所得に応じて異なりますが、国は9段階を標準としておりますが、志布志市では更に細分化を行い、12段階とし、負担能力に応じた保険料段階としております。

29ページを御覧ください。

2の第1号被保険者の所得段階区分別保険料率等の比較でございますが、第1段階から第12段階までの対象者を所得に応じて区分し、保険料率及び保険料をお示しし、第6期と第7期を比較したものでございます。表の第8段階と9段階の境目の合計所得金額が第6期は190万円でしたが、第7期では200万円に、第10段階と第11段階は290万円でしたが、第7期では300万円に所得の境目となる金額が改正されたため、第7段階から11段階の基準所得金額を改正するものでございます。

また、9段階から第11段階の保険料率は、第6期は1.40から1.5でございましたが、第7期は1.45から1.55にそれぞれ0.05引き上げております。これは国の標準段階の保険料率を考慮し引き上げたものでございます。

30ページをお開きください。

第6期の介護給付費の実績と、第7期の給付見込み額であります。第6期の平成29年度は、12月までの実績と1月から3月までの見込み値であります。これにつきましては、お目通しくくださいますよう、よろしくお願いいたします。

31ページを御覧ください。新旧対照表でございます。

第1段階から第12段階までの保険料率をそれぞれ改正するものでございます。

第2条第1項第6号のアの改正部分でございますが、第1段階から第12段階の保険料段階を判

定するにあたっては、所得を計る指標として合計金額を用いております。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されないため、譲渡した年の翌年の所得が増加し、介護保険料が高額になる場合もありました。

土地の売却には、災害や土地の収用など、本人の責めに帰さない場合もあることから、収用交換等による土地の売却収入等所得として取り扱わないよう、特別控除をするものでございます。

32ページをお開きください。

第2条第2項の改正ですが、所得段階が第1段階に該当する第1号被保険者の介護保険料につきまして、公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を図るものでございます。

基準額に乗ずる割合0.5について、0.5から0.05を超えない範囲内において市町村で定めることができるとされております。0.5を0.45とし、保険料の年額3万7,920円を軽減後の3万4,128円とするものでございます。

第17条の改正でございますが、質問検査権について、これまでは第1号被保険者の配偶者や世帯主等は質問検査権の対象者でありましたが、第2号被保険者についても負担限度額認定などの手続きの際などに配偶者や世帯主等の所得等を把握する必要があることから、第2号被保険者の配偶者や世帯主等にも対象が拡充されたことにより改正するものでございます。

議案書の附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、平成30年度の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料は従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回引き上げですよね、これね、単純にね。第6期と比べて第7期全体として、どれだけの増税になるんですか、金額で教えてください。

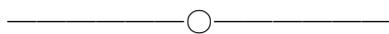
○保健課長（津曲満也君） 金額につきましては、調べさせていただきたいと思いますが、上げ幅は第1段階、第2段階、第3段階、4段階、5段階、6段階、7段階、8段階、12段階が2.5%、9段階、10段階、11段階が5.9%から6.2%の上げ幅でございます。金額につきましては、ちょっと調べさせていただきます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第15号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第15号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、都道府県の条例により規定されていた指定居宅介護支援事業者の指定に関する規準については、厚生労働省令で定める規準に従い、市町村の条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細については、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第15号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の33ページをお開きください。

条例の制定の趣旨でございますが、平成26年度の介護保険法の一部改正に伴い、これまで県が指定をしていた居宅介護支援事業所について、平成30年4月1日から市町村に権限が移譲されることにより、厚生労働省令に定める規準に従い、市町村の条例で指定に関する規準を定めるものでございます。

制定となる条例の根拠となる厚生労働省令は、介護保険法施行規則であります。県から移譲される指定権限等の内容でございますが、居宅介護支援事業は、介護を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人、家族の希望等に沿ってケアプランの作成、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整を行うもので、現在志布志市内に12の事業所があるということでございます。

移譲対象事務として、事業所の指定、指定の更新、事業所の変更、廃止、休止、再開、辞退、介護報酬に係る体制等の各種届出の受理、事業所への集団指導や実地指導、報告の徴収、立入検査、改善報告、改善命令、指定の取消、指定の効力停止等となっております。

居宅介護支援事業所の指定については、人員基準を満たしていない場合や、ほかの都道府県で指定取り消しを受けた事業所でないことなど、指定をしてはならない場合の基準が定められているところです。基準の一つとして、介護保険法第79条第2項第1号で、居宅介護支援事業の申請者が市町村の条例で定めるものでないときと、市町村の独自の指定基準を設けることができることになっております。基準を定めるにあたっては、厚生労働省で定める基準に従い、定めるものとされております。

介護保険法施行規則第132条の3の2では、法人であることと定められております。

34ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第1条中、指定地域密着型サービス事業所の次に、「法第79条第2項第1号の規定に基づく指定居宅介護支援者」を加えるものでございます。

第3条で、「法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。」を新たに設け、第3条、第4条を1条ずつ繰り下げるものでございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第16号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第16号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービスに関する基準を定める等の措置が講じられたため、関係条例の規定を整備するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第16号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の35ページでございます。

1の条例制定の趣旨でございますが、指定地域密着型サービスの事業所の人員、設備及び運営に関する基準は、国の基準で定められていたましたが、第1次地方分権一括法の施行に伴い、当該基準については、市の条例で定めているところであります。

本年度は、介護報酬改定の年であり、それにあわせて介護サービスに関する基準の見直しは、国の社会保障審議会、介護給付費分科会で審議され、今回、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

37ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第1条関係において、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を、飛びますけれども、59ページをお開きください。第2条関係において、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正を、63ページでございます。第3条関係において、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正を行うものでございます。

基準等の主な改正点でございますが、35ページをお開きください。

第1条関係の志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の主な改正点①ですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第3条の4、第3条の37関係）についてですが、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更されたほか、介護・医療連携推進会議の開催頻度について、年4回から年2回に緩和されております。

②の共生型地域密着型通所介護に関する基準の新設（第37条の2関係）についてですが、地域密着型通所介護につきましては、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして基準が新設されたところでございます。

③の認知症対応型通所介護について（第46条関係）でございますが、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を「1施設当たり3人以下」から、「1ユニット当たりユニットの入居者とあわせて12人以下」に見直しがされたところでございます。

④の身体的拘束の更なる適正化（第97条、第118条関係）でございますが、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護については、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、従業者に定期的な研修を実施しなければならないとされております。

(2)は、第2条関係において、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の主な改正点は、①の介護予防認知症対応型通所介護（9条関係）でございますが、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を「1施設当たり3人以下」から、「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直しがされたところでございます。

②の身体的拘束の更なる適正化（第77条関係）でございますが、認知症対応型共同生活介護については、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、従業者の定期的な研修を実施しなければならないこととされたところでございます。

(3)の第3条関係において、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の主な改正点でございますが、①の障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携(第1条の2関係)でございますが、障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨が明確にされたところでございます。

②の公正中立なケアマネジメントの確保(第4条関係)でございますが、利用者との契約に当たり、利用者又はその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることなどを説明することを義務付けられたところであります。

③の医療と介護の連携の強化(第4条関係)でございますが、入院時における医療機関との連携を促進する観点から、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先、医療機関に提供するよう依頼することを義務付けられたものでございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

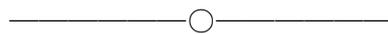
以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(西江園 明君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西江園 明君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第17号 志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(西江園 明君) 日程第19、議案第17号、志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(下平晴行君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、都道府県の条例により規定されていた指定居宅介護支援等の事業に関する基準については、市町村の条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第17号、志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の72ページをお開きください。

1の条例制定の趣旨でございますが、先ほどの議案第15号、志布志市指定地域密着型サービスの事業所等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同様、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、これまで県が指定していた介護居宅支援事業所について、平成30年4月1日から市町村に指定権限が移譲されることになり、市において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。

2の制定する条例の根拠となる厚生労働省令ですが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が制定する条例の根拠であります。

3の条例制定の考え方でございますが、条例制定に当たっては、市においては新規制定の形となりますが、国において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が定められており、県も同様の内容を定めております。

基本的には、同一の内容を定めるものでございますが、文書の保存期間については、国は2年間としておりますが、5年間とすることとしております。

4で、主な改正点を記載してございます。

(1)の質の高いケアマネジメントの推進でございますが、居宅介護支援事業所における人材育成の取り組みを促進するため、管理者の要件として主任介護支援専門員であることとされております。第3条及び附則第2項に規定されております。

(2)の末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントでございますが、著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提といたしまして、サービス担当者会議の招集を不要とすることにより、ケアマネジメントプロセスが簡素化されております。第13条第9号のただし書き以降に規定されております。

(3)の訪問回数の多い利用者への対応でございますが、訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から市町村が確認・是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとされております。第13条第18号の2及び附則第1号ただし書きに規定されております。

73ページでございます。

条例案と基準省令の対照表となっております。

第1章において、指定居宅介護支援等の趣旨及び基本方針を定めるものでございます。

74ページでございます。

第2章につきましては、介護保険法第81条第1項の規定により、指定居宅介護支援の事業の人

員に関する基準を定めるものでございます。

第2条関係で事業所ごとに1人以上の常勤の介護支援専門員を配置することとしております。75ページでございます。

第3章については、介護保険法第81条第2項の規定により、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を定めるもので、第4条から第28条までは国と同様の基準を定めております。

87ページをお開きください。

第29条第2項で、文書の保存期間を基準省令では2年間とありますが、条例案では5年間としております。文書の保存期間について、介護報酬に係る保険給付を受ける権利は、消滅時効期間が2年とされていますが、不適切な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることになりますけれども、返還請求の消滅時効は、地方自治法の規定により5年間と定められているため、整合性を図るものでございます。

第4章でございますが、介護保険法第47条第1項第1号の規定により、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を定めるものであります。

基準該当居宅介護支援には、介護保険法第79条第2項の規定が適用されないため、法人格を有しない場合、事業者が基準に沿ったサービスを提供している場合等を想定しておりますが、支払いは償還払いが基本となるため、第26条第6項及び第7項の規定は適用されていないところでございます。

議案の附則でございますけれども、施行期日を平成30年4月1日からとするものでございますが、第13条第18号の2の規定にあっては、平成30年10月1日から施行としております。

経過措置といたしまして、事業所の管理者の資格要件でございますが、これまでは介護支援専門員資格でしたが、主任介護支援専門員資格を有する者となりましたが、主任がいない事業所もありますので、平成33年3月31日まで経過措置が設けられたところであります。

第3項ですが、今回、基準条例を新たに定めたことにより、字句の整理をするものでございます。以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 先ほどから、15、16、17と、これ市長にちょっとお伺いしますけど、こんなに県から権限移譲するということで、どんどんどんどん下にきますね、本当、職員の人大変だと思わんですけれども、そこについて、これだけの権限移譲を受ける保健課ですけど、そこに対しての職員の配置、そういったものがどういうふうな議論がされて、この権限を受けるよと、そういう議論がされたものかどうか。されてなければ今後、こういう提案ですので、考え方としては大変なことになっていくという、移譲されている中身を見てもですよ、全てがそうなんですけれども、そこらについての基本的な考え方が、どう当局で議論されているのかということだけお願いします。

○市長（下平晴行君） 私は、このことについては、タッチをしておりません。ただ、事務移譲されたということで、話がありましたとおり、その事務移譲の内容によって、その人員を配置を

しなきゃいけないのかどうか、そこ辺は、今後の内部で検討してまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） 市長、先ほど所信表明で「旧志布志町とか、そういうのをやめにしよう」とおっしゃったんですけど、今回「ここに私はタッチしていない」というのはね、行政の継続性からしたら少し問題の発言ですよ。私は、タッチしてないけど、市長として、どうだったのかということは、前の市長から引き続き等々を含めて当然なければいけないわけで、「私はタッチしていない」と、でも提案されたのは、あなたですよ。そういう問題は、きちっと答弁訂正されるならした方がいいと思います。

○市長（下平晴行君） その中での内部での議論をしていなかったということでございます。「タッチ」という言葉が悪かったのかというふうに思いますけれども、先ほどの質問については、先ほど言いましたように、内部で十分議論・検討して取り組みをしていきたいと思っております。

○保健課長（津曲満也君） 介護保険料のところ、小園議員から質問がありました「金額で、どのぐらい差がある」ということでもございましたけれども、3年間で1億94万3,740円の増額となるところでございます。

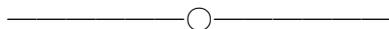
以上です。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第18号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第20、議案第18号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、西馬場団地、みどり団地及び宮脇住宅の老朽化に伴い、これらの住宅の供用を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（假屋眞治君） 議案第18号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本市では、それぞれ設置管理条例に基づきまして、志布志市営住宅469戸、志布志市営単独住宅51戸、志布志市営特定公共賃貸住宅46戸の566戸を管理しております。

今回は、そのうち志布志市営住宅において、西馬場団地1棟4戸、みどり団地2棟10戸、及び

宮脇住宅3棟12戸の老朽化に伴い、市営住宅の供用を廃止するものであります。

付議案件説明資料の88ページをお開きください。新旧対照表の右の欄です。

西馬場団地、志布志市松山町新橋21番地19、みどり団地、志布志市松山町泰野551番地、志布志市松山町泰野586番地5、宮脇住宅、志布志市志布志町安楽1159番地4及び1159番地5を削除するものであります。

以上で補足説明を終わります。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第19号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第21、議案第19号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、民間事業者等が地域活性化住宅を建設した市有地の貸付期間満了後における取り扱いを明確にするため、その処分方法を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（假屋眞治君） 議案第19号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

地域活性化住宅は、民間事業者等が平成15年度から17年度にかけ、当時の有明町の土地に民間の資金で建設した住宅、伊崎田住宅10戸、原田住宅10戸、蓬原住宅12戸、野神住宅10戸、計42戸を15年間借り上げて住民に貸し付けるものであります。

平成14年3月有明町議会第1回定例会において、町が用地を取得した建設用地については、15年間毎月土地返済金として、土地賃借料を徴収し、借り上げ終了後、建設者に無償譲渡するものであることを説明し、議決いただいております。

合併前の条例の規定によりなされた手続き等は、合併後の条例の相当規定となるとみなされております。

譲渡には、無償譲渡と有償譲渡があり、今回、民間事業者等が地域活性化住宅を建設した市有地の貸付期間満了後における取り扱いを明確にするため、無償譲渡のことをいう譲与に改めるもの

でございます。

付議案件説明資料の89ページをお開きください。新旧対照表第3条第2項の「譲渡する」を「譲与する」に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

御審議方よろしくお願いたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、民間が造った住宅に住んでおられる方々に、その土地を無償で譲渡するということですね、違うの、「当該住宅の所有者に譲与する」となってますよね。住宅の所有者に譲与するというのは、民間の業者さんにやるということですね。そうした時に、今回のこれでいくと、土地は無償でやるというわけですね。

そして、今度は入居されている方と、土地所有者、いわゆる業者さんとの関係は、有償になるんですか。

○建設課長（假屋真治君） まず、これは民間業者が有明町の土地に建物を民間資金で造りました。現在は、市の方がその建物を借り上げて賃借料をずっと払っています。

今度は、私どもは入居者と契約をして、住宅使用料を納めてもらい、今、賃貸契約をやっているような状況でございます。

今度は、業者さんの方は、今は市の土地を借り上げていらっしゃいますので、土地の賃借料を市の方に納めているような状況でございます。

ということで、最終的には、その時の15年間返済したお金が結局元の土地の値段ということで、同等額を納めるような格好になってくることで、今回、その建物を造られた民間事業者の方は、建物を持っていらっしゃいますので、土地は無償でお渡しするというようなことになります。

最後に言われました、住んでいる方と、それから造ったオーナーがいるわけですがけれども、今度は、その約束の中では、市の方は民間事業者には建物は返してくださいということです。土地は無償でお渡ししますよということになっていますので、それを約束をすると。

今度は、入居さんとの間には、入居契約の中で入居したら15年は、更新できませんよという契約書を結んでいる状況でございます。

ということで、その後は、今度はオーナーさんの考え方もいろいろあるんですけれども、それを賃貸されるのか、売るとなると、またその土地を今度は入居さんが買うとなると、土地・建物込みで買うような状況になるという状況でございます。

○19番（小園義行君） 今回、市が民間の業者さんに土地を無償でやるわけですね。今度は、その土地に建物は民間の人が造って建てているわけですね。そして、そこにお住まいの人と契約が発生しますね、新しくまたね。その時に、いわゆる土地のオーナー、民間業者が家賃をですよ、ちょっと上げますよとかね、そういったことになると非常にやっかいなことが起きてくるなど。そこらについては、今回無償で譲り渡すわけですので、入居されている人の立場を考えた時に、そういう変なことにならないような契約の結び方をするというのが基本だろうと思うんですけれ

ども、そこらについては、今回の条例の提案をすることによって、どんな協議がされているんですか。

○建設課長（假屋眞治君） 今回の、この条例改正というのは、もともとが今の条例は「譲渡」となっておりますので、これが無償譲渡と有償譲渡の両方の意味がとれるということで、ただ平成14年の時の有明町議会の当時の議決を受けた時の本会議場の説明でいくと、有明町が個人から買った土地代に見合っただけを、そのオーナーさんが町の方に15年かけて返済金を払うので、結局15年したら、その土地はオーナーさんの物になりますよということで、上下がオーナーさんの物になるものですよということでしたので、そうしますと、今の条例で譲渡だと正確性に欠けるということで、今回は譲与ですよと、無償ですよということをはっきりするために、今回条例改正をするものです。

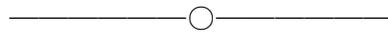
それで、今はオーナーさんと入居者さんは、直接は面識が無いです。ということで、私たちとオーナーが契約している、私たちと入居者が契約していますので、今後、賃借期限が切れますので、8月ぐらいからずっと入居者へ私どもが説明をしております、今日からオーナーさんと、それから、入居者さんを一緒に会ってもらいまして、どういうふうなやり方をするかということ、を今後詰めていくようになっていくところでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第20号 財産の無償貸付けについて

○議長（西江園 明君） 日程第22、議案第20号、財産の無償貸付けについてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、財産の無償貸付けについて説明を申し上げます。

本案は、平成30年3月31日をもって貸付期間が満了する旧志布志町土地改良区から寄附のあった事務所及び車庫について、引き続き跡地利用するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町帖字中新堀3942番2の944.53㎡の土地及び同地番の鉄骨造平屋建て1棟、136㎡ほか1棟の建物を志布志市花木生産組合に無償で貸し付けるものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

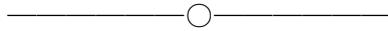
○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第21号 市道路線の廃止について

○議長（西江園 明君） 日程第23、議案第21号、市道路線の廃止についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、一般の交通の用に供する必要がなくなったことに伴い、路線の整備を図るため、市道岩屋・立本2号線を廃止する必要があるので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

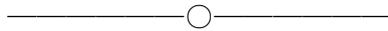
よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第24 議案第22号 市道路線の認定について

○議長（西江園 明君） 日程第24、議案第22号、市道路線の認定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、路線の整備を図るとともに県から引き継ぎを受けた路線について、地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

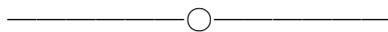
よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第22号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



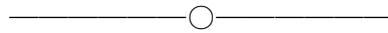
○議長（西江園 明君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。



○議長（西江園 明君） 明日、3月1日は休会とします。

3月2日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日は、これで延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時40分 延会

平成30年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成30年3月2日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第23号 平成30年度志布志市一般会計予算
- 日程第3 議案第24号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第25号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第26号 平成30年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第27号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第7 議案第28号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第29号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第9 議案第30号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第10 議案第31号 平成30年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第11 同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 同意第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 同意第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第26 同意第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 同意第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 同意第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 同意第22号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 同意第23号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第32 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (20名)

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大二郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

○
日程第2 議案第23号 平成30年度志布志市一般会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第2、議案第23号、平成30年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、平成30年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市一般会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成30年度志布志市の一般会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億3,500万円と定めるものであります。

平成30年度の予算編成に当たりましては、国の「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、引き続き、「経済・財政再生計画」による歳出改革の影響や、一層の高齢化の進行などにより扶助費が引き続き増加する傾向にあることなどから、平成30年度においても厳しい財政運営となることを認識し、予算編成に取り組んだところでございます。

その結果、一般会計の予算は、235億3,500万円となり、前年度と比較しますと4億5,500万円、1.9%の減となっております。

これは、骨格予算の編成に伴い、普通建設事業が約3億1,300万円、負担金や補助金などの補助費が約2億8,000万円それぞれ減額となったことをはじめ、国民健康保険の制度改正や国民宿舎の起債の償還完了に伴い、一般会計からの繰出金が約1億2,100万円の減額となったこと等が主な要因でございます。

骨格予算ではありますが、雇用の確保や必要な景気対策として、継続的な普通建設事業、特に東九州自動車道及び都城志布志道路の関連事業、国際バルク戦略港湾の推進に係る事業、企業誘致等に係る予算は、第2次志布志市総合振興計画に基づき継続事業として、また、平成32年度に開催されます国民体育大会の関連予算等については、その成功に向けて遅滞なく事業を実施するため、当初予算に盛り込んだところでございます。

それでは、歳入予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の11ページ、予算説明資料の1ページをお開きください。事項別明細書の歳入につきましては、まず、自主財源の柱となる1款の市税は、1.5%増の32億6,152万8,000円、10款の地方交

付税は、国の定める地方財政計画や合併算定替えの段階的縮減、平成29年度の交付実績等を勘案し、4.8%減の64億6,100万円、14款の国庫支出金は、社会資本整備総合交付金、保育所運営費、生活保護負担金等が増となったことなどにより、3.5%増の30億7,568万2,000円、15款の県支出金は、認定こども園施設整備補助金、活動火山周辺地域防災営農対策事業等が増となったことなどにより、11.9%増の19億5,564万5,000円、18款の繰入金は、ふるさと納税推進事業、特産品振興事業のため、また、目的の項目に合致した事業への財源充当として、ふるさと志基金繰入金を2億4,060万6,000円増額しましたが、地域づくり推進基金繰入金等を減額し、4.4%減の32億4,090万6,000円、21款の市債は、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等、15.5%減の18億4,650万円をそれぞれ計上するものであります。なお、市債の詳細につきましては、予算書の10ページに記載してございます。

次に、歳出予算の主なものにつきまして、目的別に説明を申し上げます。

予算書の13ページをお開きください。

1款の議会費は、0.8%増の1億8,726万7,000円、2款の総務費は、2.6%減の45億5,685万7,000円、3款の民生費は、3.4%増の75億8,081万6,000円、4款の衛生費は、1.6%増の13億1,130万9,000円、6款の農林水産業費は、19.5%減の14億7,036万5,000円、7款の商工費は、6.9%減の18億6,161万9,000円、8款の土木費は、1.4%増の16億7,924万3,000円、9款の消防費は、0.8%減の5億7,521万8,000円、10款の教育費は、9.5%減の16億3,603万3,000円それぞれ計上するものであります。このほか、11款の災害復旧費は、1,227万2,000円、12款の公債費は、26億4,400万1,000円、14款の予備費は、2,000万円それぞれ計上するものであります。

次に、各課の主な事業につきまして、説明を申し上げます。

予算書の63ページ、予算説明資料は31ページでございますが、2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費、企画政策課関係で、公共交通空白地域の解消を含め、公共交通ネットワークの再構築を図るための計画を策定するための調査に関する費用を924万4,000円計上するものであります。

予算書の77ページから78ページ、予算説明資料は62ページでございますが、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、福祉課関係で、第2次地域福祉計画の策定のための費用を574万2,000円、予算書の83ページ、予算説明資料は76ページでございますが、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく保育所運営事業に18億9,150万円、予算説明資料は77ページでございますが、老朽改築による保育環境整備など施設整備に要する費用の一部を助成する保育所等整備交付金事業に2億5,252万7,000円それぞれ計上するものであります。

予算書は89ページ、予算説明資料は27ページでございますが、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費、財務課関係で、本市の水道事業が実施する西部地区簡易水道統合整備事業に対する出資金を4,017万6,000円計上するものであります。

予算書の90ページ、予算説明資料は88ページでございますが、3目、母子保健費、保健課関係

で、平成30年度から子育て世代包括支援センターを設置し、更なる妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業に1,017万6,000円計上するものであります。

予算書の91ページから92ページにかけて、予算説明資料は89ページですが、5目、健康づくり費は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、自殺対策計画を策定するため、自殺対策計画策定事業に362万2,000円計上するものであります。

予算書の94ページ、予算説明資料は59ページでございますが、2項、清掃費、2目、塵芥処理費、市民環境課関係で、地方創生加速化交付金事業によって、平成27年度から取り組んでおります使用済み紙オムツ再資源化事業に2,370万円計上するものであります。

6款、農林水産業費、1項、農業費、予算書の100ページ及び102ページ、予算説明資料は97ページ、99ページ及び106ページでございますが、農政畜産課関係で、桜島の降灰防止対策として施設等を整備し、生産性及び品質の向上を図る活動火山周辺地域防災営農対策事業の野菜安定対策は、4目、園芸振興費に1億7,004万5,000円、茶安定対策は、5目、茶業振興費に9,245万7,000円、飼料作物確保対策は、6目、畜産業費に2,406万円それぞれ計上し、予算書は102ページ、予算説明資料は106ページでございますが、畜産関係団体が一堂に会し、研修会を行い会員相互の連携と畜産経営の意欲向上を図る畜産振興大会事業に100万円計上するものであります。8目、農地整備費、予算書の104ページから105ページにかけて、予算説明資料は112ページでございますが、耕地林務水産課関係で、地域ぐるみの共同活動により農道、水路の適切な保全、維持管理を行う多面的機能支払交付金事業に7,260万5,000円、予算書の110ページ、予算説明資料は119ページでございますが、3項、水産業費、2目、水産業振興費、地方創生推進交付金事業でイワガキの養殖事業の推進、イワガキ等養殖ブランド化事業の漁業振興対策事業に1,328万8,000円計上するものであります。

予算書の112ページ、予算説明資料は43ページでございますが、7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費、港湾商工課関係で、企業の立地を促進し、産業の振興及び安定的な雇用機会の拡大を図るため工場を新設又は増設した企業に補助金を交付する企業立地促進補助金等交付事業に9,711万8,000円、予算書の113ページから115ページにかけて、予算説明資料は47ページでございますが、3目、観光費、ふるさと納税寄附者に対する感謝の気持ちと本市特産品のPRを目的に、寄附金額に応じた特産品を送付する、ふるさと納税推進事業に合計で13億3,294万円、予算書の114ページから115ページにかけて、予算説明資料は50ページでございますが、日本版DMO株式会社おおすみ観光未来会議の平成30年7月1日設立を目指すための事業費負担金等を692万5,000円それぞれ計上するものであります。

予算書の119ページから120ページにかけて、予算説明資料は122ページでございますが、8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費、建設課関係で、市道維持修繕工事や幹線市道の維持管理、市道伐採など市単独道路維持事業に2億8,891万円、予算書の120ページから121ページにかけて、予算説明資料は123ページですが、3目、道路新設改良費、社会資本整備総合交

付金を活用し、市道香月線の安楽大橋等の橋りょうを含む市道の新設改良を行う社会資本整備総合交付金事業に合計で6億4,800万円、予算書の127ページ、予算説明資料は131ページでございますが、6項、住宅費、3目、住宅建設費、年次的に公営住宅に設置している火災警報器を更新する住宅用火災警報器取替設置事業に531万円それぞれ計上するものであります。

予算書は129ページ、予算説明資料は19ページでございますが、9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費、総務課関係で、非常時の確実な出動及び消火体制の充実を図るため、老朽化した田之浦四浦分団詰所の移転新築に係る実施設計業務に要する費用を185万円、予算説明資料は21ページでございますが、志布志市消防団松山方面隊尾野見分団の消防ポンプ自動車を導入する消防団車両整備事業に2,484万円それぞれ計上するものであります。

予算書は133ページ、予算説明資料は142ページでございますが、10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育指導費、学校教育課関係で、市内小中学校全21校に学校運営協議会を設置して、地域や保護者が学校運営に参画することができるようにする学校・家庭・地域連携協力推進事業に273万9,000円計上するものであります。

予算書は136ページ及び138ページ、予算説明資料は135ページ及び138ページでございますが、教育総務課関係では、ICT機器等を従来のパソコンからタブレットパソコンに更新する等、児童生徒の情報教育環境を整備し、学力の向上を目指すため、学校用コンピュータ環境整備事業に、2項、小学校費に4,941万3,000円、3項、中学校費に2,080万6,000円それぞれ計上し、予算書は138ページ、予算説明資料は137ページでございますが、同じく3項、中学校費、平成29年度国庫補助事業の追加認定に伴う危険校舎改築事業で国庫補助事業の対象とならない箇所について、附帯して整備する伊崎田中学校特別教室棟改築事業に7,000万円計上するものであります。

予算書は145ページから147ページにかけて、予算説明資料は149ページでございますが、5項、社会教育費、6目、文化財保護費、生涯学習課関係で、県営中山間地域総合整備事業の実施に伴い、工事予定区域内に存在する倉園A遺跡・十文字遺跡の埋蔵文化財の記録保存を行う埋蔵文化財発掘調査事業に6,260万9,000円、予算書は151ページから152ページにかけて、予算説明資料は154ページでございますが、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費で、2020年に開催される「燃ゆる感動かごしま国体」の成年男子のサッカー会場となっている志布志運動公園陸上競技場・しおかぜ公園の天然芝を改良し、大会に向けた施設の充実を図る芝改良事業に5,099万7,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、まず、岩根賢二君の質疑を許可します。

○17番（岩根賢二君） 通告をしておりましたので、2件ほど質疑をしたいと思っております。

まず、説明資料の26ページにあります地域おこし協力隊の事業について、お尋ねいたします。当初予算では、何名分の予算になるのか。

それと2点目に財源内訳の詳細を示していただきたい。

それと3点目に隊員数の推移及び定住者の数を示していただきたい。これについては、年度別に27年度から始まっていますので、27年度に何名採用で何名残っているという形でお答えをいただきたい。

それと2点目に、地域公共交通網形成計画策定調査事業についてでございます。

説明資料の31ページにありますけれども、この計画を策定する委員には、どのようなメンバーを考えているのか。それと委託料が計上されていますが、この委託先はどこなのか。3点目に計画はいつ頃策定する考えか、以上の点を質疑いたします。

○市長（下平晴行君） それでは、岩根賢二議員の発言通告についての答弁をいたします。

地域おこし協力隊事業についてでございます。

地域おこし協力隊事業につきましては、平成27年度より事業を開始し3年が経過しており、平成27年度採用の地域おこし協力隊員につきましては、平成29年度をもって任期満了により、退任することとなっております。よって、当初予算につきましては、平成28年度採用の3名、平成29年度採用の2名、平成30年度採用予定の3名で合計8名分を計上しております。

次に、この事業の財源内訳でございますが、地域おこし協力隊員が自ら負担する雇用保険料が6万6,000円、ふるさと志基金が3,262万5,000円となっております。

最後に、隊員数の推移と定住の状況でございますが、平成27年度に8名、平成28年度に7名、平成29年度に4名の合計19名を採用しております。

このうち、平成28年度採用者3名が既に市内に定住しております。また、平成27年度採用者3名につきましても、今年度末の任期満了後に市内へ定住する予定でございます。

次の地域公共交通網形成計画策定調査事業についてでございます。

計画を策定する委員については、国の機関から九州運輸局鹿児島運輸支局、県の機関から県交通政策課、大隅地域振興局、志布志警察署、その他に民間バス事業者、タクシー事業者、市民代表として市老人クラブ連合会、校区公民館連絡協議会、商工会女性部、福祉・教育関係の代表者など、外部委員約20名で構成を予定しております。

委託先については、現在国の補助事業に申請しており、5月の中旬頃に正式な交付決定がされる予定であります。

交通計画策定に実績のある業者を指名し、プロポーザル方式により委託先を決定する予定であります。

計画の策定予定については、平成31年3月に志布志市地域公共交通網形成計画として取りまとめる予定であります。

次年度以降につきましても、国の補助事業を活用し実証調査等を行っていきたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 詳しく説明いただきましてありがとうございます。

ちょっとお尋ねをいたしますが、地域おこし協力隊の関係ですけれども、財源につきましては、昨年度までは一般財源ということで計上がされておりましたけれども、先の29年度の補正予算、

そしてまた、今回については一般財源ではなく、ふるさと志基金を使うというふうなことでなっているわけですが、この地域おこし協力隊については、特別交付税で交付がされていると思うんですけども、そのことを踏まえて一般財源という、29年度当初まではそういうことだったろうと思うんですけども、途中でふるさと志基金に財源が移っているという、この点についての詳しい説明をお願いしたいと思っております。

それと、これについて特別交付税は幾ら交付がされているのか。これと同金額なのか、その点ですね。

それと隊員の方の定住者が、今の説明によりますと6名ということですかね、そうですね。先日は5名ということで聞いたような記憶があるんですが、6名なんですね。

定着率については、全国の定着率と比べてどうなのか、その辺について説明をお願いいたします。

それと、この地域公共交通網形成計画については、今市長が答弁されたような形で、ぜひ市民の代表も入れていただいて、本当に困っている方、困っている方を入れていただかないと、専門家だけの意見では、具体的に解消策が見えてこないと思いますので、その点は市民代表を入れるということですので、そのようにお願いをしたいと思っております。

それと、委託先については、プロポーザルで決めるということですので、その点については理解をいたします。

それと、計画策定の時期ですけれども、30年度中にはということだろうと思いますので、なるべく早い時期に策定をしていただいて、具体的な形をつくっていただければなと思っております。

以上の点について、追加して答弁をお願いいたします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） それでは、所管課の企画政策課の方から回答いたします。

まずはじめに、地域おこし協力隊に関する経費の件でございますけれども、議員が御質問のとおりに、国から地域おこし協力隊の隊員の活動に関する経費として隊員1人当たり400万円、それから募集にかかる経費として200万円を上限に特別交付税の算定基礎となっているところでございます。

交付税の関係について少し御説明いたしますと、交付税につきましては、それぞれの地方公共団体が、一定のサービスができるように財源を確保されているものでございます。また、特別交付税につきましても、普通交付税で算定していない、その他市町村の特別の財政事情ということで、算定をされているものでございます。

この交付税につきましては、算定のいろんな基準がある所でございますが、補助金等とは違いまして、市側の受け入れとしましては、一般財源扱いということで取り扱っているところでございます。

普通交付税、特別交付税につきましては、ともに一般財源ということで、交付税を各事業に充当しているというような考え方にはなっていないところでございます。

そこで今回地域おこし協力隊への財源の充当の御質問でございましたけれども、平成29年を最

後、それから30年度から基金を充当しているというのは、なぜかということの御質問であったと思います。

市のふるさと志基金につきましては、条例・規則の中で、その用途を定めているところでございます。現在、観光、生活、環境、福祉、教育、文化、その他市長が定める事業、そして、返戻金ということでございます。そのような中で、現在ふるさと納税の使い道につきましても、全国でいろんな議論がなされて、平成29年9月には総務大臣の方からその用途について、活用する事業をはっきりと明らかにしなさいというようなこと、それから、まちの交流等について、将来の移住定住につながるようなものにも該当するというようなことでの発言があったところでございます。

それを受けまして、本市におきましてもふるさと志基金の活用の一部見直しを行いまして、平成29年度の3月補正、平成30年度の予算編成におきまして、財源充当におきまして、移住・定住につながるものについては、このふるさと志基金を充当できるというようなことに見直しを行ったところでございます。

また、交付税の算定上で基金の、例えば地域おこし協力隊の事業に基金を充当していても、交付税には特段影響は無いところでございます。

それから、特別交付税の積算の御質問でした。

私どもの方で、予算額で3,200万円程度を申請しているところで、それが積算として継承されているというふうに考えているところでございます。

それから、定住者ということでございました。

昨年の29年度の補正の中で御質問があったところでございますけれども、定住につきましては、今申しあげましたように、既に定住している者が3名、それから3月で退任する者が3名ということで、6名の定住ということになっているところでございます。

それから、定着率をどう捉えているかということの御質問がありました。

平成29年3月末で、全国の調査の中で定住の割合が、大体約60%というような数字が出ているところをでございます。本市におきまして、数字をちょっと整理してみましたけれども、うちの場合には43%ぐらいの定着率となっているところでございます。

県内の市町村等も少し調べておりますけれども、大体そのぐらいの数字となっているところでございます。

今後は採用の段階から、しっかりと精査しまして、3年後の活動、それから3年後の定着に向けて、しっかりと支援をしていきたいと考えているところでございます。

それから、公共交通の関係のお尋ねでございました。計画の委員につきましては、市民代表の方、そういった方の意見も聞きながら計画を進めてまいっていききたいと思っているところでございます。

これまでのいろんな経緯等もございましたので、福祉バスの関係、通学バスの関係等々とも連携しながら、いろんな範囲内で意見を聞きながら進めていきたいと思っております。検討会には、

各担当課、それから、市民代表の方も入れて進めていきたいと思っているところであります。

計画につきましては、30年度中に計画を立てていく計画でございます。

以上です。

○17番（岩根賢二君） 今の説明については、ほぼ理解をいたしましたけれども、この定着率について再度質疑をしたいと思いますが、定着率が43%と、全国では60%というふうなことでございます。

市長も所信表明の中で、この地域おこし協力隊については述べておられますよね。市長の所信表明ですよ、「全国での成功事例を参考にしながら現状の事業の効果検証をしっかりと行う」ということで述べておられます。この定着率、志布志市の定着率について、市長はどうお考えか。そしてまた、今後どのように定着率を高めていくお考えか。

それともう1点お尋ねしたいんですけども、起業ですね、仕事を起こす起業の方ですね。起業を希望した地域おこし協力隊員については、支援金を支給する制度があると思いますけれども、この定住者について、そういう支援金を活用した例があるのか。そのことについて、お尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 定住率については、私は国が取り組んだ最初の段階でですね、やはり自治体は、急にというか取り組む体制ができない状況で取り組んできたと思っているんですね。自治体への説明がよくされてない中で、この事業が進んできた。そういう面では、おっしゃるように定住率をどう高めるかという、その来た人の入ってきてくださった方々の志布志に来て、そのことが自分の思いどおりじゃなかったとかですね、そういうものも含めてなんですけれども、やはり国が受け入れ体制をしっかりと自治体、それぞれに説明の仕方がちょっとできていなかったんじゃないかなというのも一つあります。

あとは、おっしゃるように、43%ということは半分以下でありますので、これは、そういう今志布志に来ていただいている方々の意見を聞きながら、定住をできるだけしていただくような取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それから、起業を希望されている方への支援金、そこについては内部でもちょっと調査・研究して、そういう予算的なものもありますので、取り組みについては、できればそうしたいというふうに思っておりますけれども、予算等のこともありますので、内部で十分検討して取り組みをしていきたいというふうに思います。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 後段の御質問の中の起業支援についてということでございますけれども、現在のところ、市内で企業を起こすので、そういったバックアップはないかというように具体的な希望は無かったところでございますけれども、この起業支援につきましては、その制度がございますので、これからはもう少し集中しながら説明していきたいと思っております。

また、新たな取り組みということでございまして、今年度からガイドラインも見直しまして、活動がしやすいような活動助成金の方式もとっているところでございます。また制度を勉強していきたいと思っております。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 所管外について、2点質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目が説明資料62ページ、新規事業であります。今回2回目ということで、第2期地域福祉計画策定業務委託事業の件でございますが、この第1期地域福祉計画を社協とともに練り上げて策定をしているわけでございますが、今回もいわゆる市と社協が連携して計画書というのを作成し、名称も志布志市と社協と銘打って計画書を練り上げられるのか、その確認を再度させていただければと思っています。

そして、この第1期の地域福祉計画の検証がどうなっていくのかと、そこもお示しをさせていただきたいと思っております。

あわせて、今回の地域福祉計画策定委員のメンバー構成と、策定に至るまで何回この委員会を開かれるのか、そういったことのお示しをいただければというふうに思っております。

2点目でございます。

先ほど市長の方からも予算説明の中で、新規事業として取り上げられておりました88ページの子育て世代包括支援センター事業でございます。この件に関しては、過去に一般質問等を通してやり取りをさせていただいた経緯がございますが、やっとなんかへきて上がってきたなというふうに思っているんですが、これ27年度からスタートした事業で、次年度までに全国展開をするという国の方針の中で動いてきた経緯があります。そういった中で、今回様々なメニューが、この事業の中にはあるんですが、本市においては、この子育て世代包括支援センターを設置することによって、この目的であります妊娠、出産、子育てに係る切れ目のない支援に対してワンストップ窓口として機能していくのか、ここの確認をさせていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、母子保健コーディネーター等が配置になってくるわけですが、その本拠地といいますか、この支援センターの本拠地はどこになるのか、そこをお示しください。

○福祉課長（折田孝幸君） まず、地域福祉計画策定業務委託事業について、お答えいたします。

前回第1期の地域福祉計画におきましても、今議員がおっしゃられましたように社協と協働して同じ目的の中で策定してまいりましたが、今回におきましても、当然社協と連携して地域福祉計画、それから活動計画、こういったものを策定していくという方向で考えているところであります。

それから、第1期におきましては、振り返り作業を実施しております、それぞれの地域に社協、それから市の担当の方も入り込んで振り返りを実施しております、そのことにつきましても、第2期地域福祉計画、そちらの方にも当然反映していきたいというふうに考えております。

それから、策定委員会についての御質問でございますが、前回策定委員会については5回、それから、策定検討会を4回、それから、住民座談会を11か所でそれぞれ3回実施しております。

そういった流れの中で、今回におきましても、当然地域に入り込んでいって、地域の課題を吸い上げながら、策定委員会をおおむね前回と同様以上に実施してまいりたいというふうに現在考えているところであります。

○保健課長(津曲満也君) 子育て世代包括支援センターについての問いでございますけれども、まず、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援ということで、ワンストップとなるものかということの問いでございましたけれども、やはりワンストップになるように場所も含めてですけれども、保健課内に置くつもりでございます。

母子保健コーディネーターでございますけれども、なかなか助産師等の確保が難しく、臨時職員をあてているんな角度で支援していこうかと考えているところでございます。

ワンストップということでございましたけれども、保健課といたしましては、関係課の福祉課と協議しながら保育園での虐待とか、そういうのも含めて連携をとるような形でしていきますので、ワンストップになるとは考えております。

あと場所につきましては、先ほど申し上げました保健課内に置くつもりでございます。当面は、そこに置いて、後々は組織機構改革等もありますので、それを含めて、どこに置くかということも考えていきたいとは考えております。

○福祉課長(折田孝幸君) 地域福祉計画の策定委員のメンバーについての御質問もありましたので、それについてお答えしますが、障がい福祉団体の代表者であったり、老人クラブの代表者、それから、民生委員・児童委員連絡協議会の代表者、介護保険施設の職員、医療施設の職員等、様々な関係する分野からおおむね前回同様21名程度を出会していただいて、委員として様々な角度から発言をいただきたいというふうに考えております。

○15番(小野広嗣君) それぞれお答えをいたしました。福祉計画の方でございますが、おおむね理解をしたところでございますが、構成メンバーが20数名ということ想定をされていて、そして、その構成メンバーの謝金掛ける、いわゆる会議の回数というふうになりますけれども、それは、この上がっている今の答弁と22万5,000円というのは整合性がとれているという理解でよろしいんですかね、それを一つ確認させていただきたいと思えます。

あと子育て世代包括支援センターの件は、今保健課長から答弁していただきました。当面は、現保健課内に置くということで、今後、検討課題として、それは残しているということでございますね。機構改革等の在り方において、見直しも十分あり得るという理解でいいと思うんですが、これはコーディネーターを配置した場所、それ自体が子育て世代包括支援センターという位置付けになるというふうに国は言ってますね。そういったことを考え合わせた時に、市民の利便性ということ考えた時に、ここの助産師さんであるとか、有資格の方を置けば、今回市長が「旧なになに町というのは言わないようにしましょう」と言われていますので、あえて言いませんけれども、松山地域、松山支所ですね、志布志支所、そして本庁とあるわけですので、そういった所に有資格者を置くことで子育て世代包括支援センターとしての位置付けとなるというふうになっているわけでございますが、そういったところへの考え方は、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○福祉課長(折田孝幸君) 先ほど答弁しましたとおり、この予算の範囲内で、その策定委員会を実施するという方向で考えております。

○保健課長（津曲満也君） 支所へ有資格者を置くかどうかということですが、まずは30年度から子育て世代包括支援センターの充実を図って、それに基づいて各支所においては順次置くかどうかは検討させていただきたいと思っております。と申しますのは、まず本庁の方で、やはり子育て世代包括支援センターの確立を目指しながら、各支所においては有資格者を配置するかどうかというのを検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 所管外について質疑をいたします。

まず、財政調整基金の関係でございますけれども、本年度30年度は16億900万円というふうに見込んでおるようでございますけれども、これもあくまでも平成29年度も見込みでございますけれども、かなり財調基金が少なくなってくるという状況ではないかというふうに思いますけれども、本市の財政規模から見たときの財調基金のこの在り方について、今回のこの見込みというものについて、どのように考えているのか伺いたいと思います。

それから、企画政策課分でございますけれども、ふるさとづくり委員会事業でございますが、本年度は40万5,000円というような形でございますけれども、当初50万円で始まりまして45万円、そして40万円というようなことで、だんだんだんだん引き下げられているようでございますけれども、この引き下げの考え方について、伺いたいというふうに思います。

それから、港湾商工課関係でございますけれども、株式会社大隅観光未来会議負担金でございますが、恐らく「大隅は一つ」ということでございますので、構成市町というのは4市5町ではないかと思っておりますけれども、この構成市町と、そしてまた、この負担割合等、そして総額はどうかというふうになっているのか、伺いたいというふうに思います。

同じく、港湾商工課関係でございますけれども、イベント事業でございます。今回ここにそれぞれ計上されておりますけれども、特に、このやっちく松山藩の関係につきましては、前年度から比べまして減額になっておるようでございますから、この点につきまして伺いたいと思います。

あわせて、今回の当初には有明地区のふるさとまつり実行委員会の関係が計上されておられませんけれども、これについては、どのようにになっているのか伺いたいというふうに思います。

とりあえず、以上3点をお願いします。

○財務課長（仮重良一君） 財政調整基金についての御質問でございます。

この財政調整基金につきましては、財源調整のためということ、今年度におきましても9億2,790万4,000円ほどの当初予算での計上をしているところでございます。

これにつきましては、各年度、これまでも当初予算等でも調整等につきましては、充当をしておりますが、年度末におきまして、この財調については、繰り戻しをするというようなことで、平成29年度分につきましても、補正予算において額については、戻しているというようなことでございます。

今回、財調の基金繰り入れにつきましても当初予算で行っておりますが、財政上のいろんな状況等を見まして年度末には、これが繰り入れできるような形での財政運営を行っていききたいとい

うふうには考えているところでございます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 予算説明資料の34ページでございます。

ふるさとづくり委員会の補助金についての御質問でございました。

今、御質問がありましたように、29年度予算におきましては、各地区45万円掛ける21地区ということで、予算計上しておりましたけれども、今年度30年度につきましては、事業の補助金については、1割カットということをごさいますして、例外なく、その適用ということをごさいますして、積算については、1地区40万5,000円ということでの21地区の積算の合計額というふうになっているところでございます。

長期的な事業を行う地区もありますので、先日もふるさとづくり委員会の皆様方との先進地研修も行ったところでございますけれども、今後また団体の皆様方の意見も聞いていきたいというふうには考えているところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） まず、港湾商工課関係の分で、株式会社大隅観光未来会議負担金の構成市町ということですが、これは大隅半島4市5町で構成するものでございます。

事業費につきましては、30年度の予算といたしましては、約4,700万円程度を事業費として計画しております。

それから、イベント運営事業のふるさとまつりが予算計上されていないということですが、年々イベントの補助金等については、10%カットというような予算編成をお願いしてきたところでもあります。

そういった関係で港湾商工課が所管するイベントについては三つ、お釈迦祭り、みなとまつり、ふるさとまつりがあったんですけれども、10%カットでの事業費ではイベントが実行できないというようなことから、今回見直しをさせていただきますして、有明のふるさとまつりについては、類似のコスモス祭りとか、そういったものがありますので、こういったものとの統合等も今年度で検討しながらイベントの在り方を計画していきたいということですので、今年度は休止という状況で進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○財務課長（仮重良一君） 先ほどの財調の関係で答弁の補足をいたしますけれども、財調の積み立てにつきましても、標準財政規模の10%が、市として積み立てされていればよいということで、現在25億円程度でございますので、標準の財政規模からいくと11億円程度で足りているということでございますので、本市における分については、その分に該当しているということで、積み立てについては、相当の額が積み上げられているというふうには考えているところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 負担割合については、均等割が20%、人口割が40%、事業における需用割が40%となっているところでございます。

○20番（福重彰史君） まず財調関係でございますけれども、今、お示しがございましたけれども、やはりもともとの財調の考え方というのは、予期しない収入の減少、あるいはまた不慮の支出等の増加等に備えての、またこういう長期的な視野に立った計画的な財政運営というのをを行うための積み立てであって、余裕のある時にある程度やっぱり積み立てておくというのが一つの基

本ではないかというふうに思うわけですが、市長の所信表明の中でも交付税は合併の算定替えによって、平成33年からだんだんだんだんだん減らされていくんだと、そういう状況が、これはもうはっきりしているわけですが、そういうことを見たときに、非常に財政が厳しくなってくるのではないかなということが予測されてるわけですが、それに備えた基金の在り方というものを今から考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

最終的には、これは見込みでございませうけれども、大体は想定されているような額の基金になるのではないかなということがありましたけれども、やはりそういう33年度以降が非常に厳しくなるということがはっきりしているわけですが、それに基づいた財調の基金の在り方というものを検討すべきじゃないかなというふうに思うところでございませうけれども、その点について、いかがお考えか伺いたいというふうに思います。

それから、このふるさとづくり委員会の関係でございませうけれども、やはりこのふるさとづくり委員会事業というのは、市内21か所、それぞれ校区単位に構成がされているかと思ひますが、やはりそれぞれの地域にあった、その特色にあったいろいろな地域づくりがなされているんじゃないかなというふうに思うところでございませう。

まさに共生・協働のまちづくりを目指す上においては、それぞれの地域が特色ある地域づくりを行うということは、非常に大事なことであろうかというふうに思ひます。

そういう中で、50万円、45万円、40万円というふうに引き下げがされてきているところでございませうけれども、やはりこの市内21地区が、それぞれの取り組みの中で元気が出て活性されていくのであれば、市全体の底上げ、活性につながってくるのではないかなというふうに思うところでございませうけれども、市長はメリハリのある取り組みをしていくということを言われておりますけれども、やはり地域が元気を出して、そして活性していくという中においての一つには、こういう事業というのが非常に大事な取り組みではないかなというふうに思うところでございませう。

そういう中で、このような引き下げが年々されていくということについて、もう一回お考えをお示しいただきたいというふうに思ひます。

それから、株式会社大隅観光の関係でございませうけれども、職員出向ということで人件費が計上されておりますけれども、本市から何名出向するのか、そしてまた、何名体制で臨まれていくのか、その点について伺いたいというふうに思ひます。

それから、イベント事業でございませうけれども、有明地区のふるさとまつりにつきましては、別のまつり等があるということで、今後様々な形の中から検討していくというような答弁のようではございませうけれども、とりあえず今年度については、どのような形で臨まれていくのか、今年度は実施しないということなのか。まず、そのあたりも伺いたいというふうに思ひます。

それから、あわせてそれぞれ港湾商工課では、今回、お釈迦祭り、みなとまつり、それから、やっちく秋の陣祭り、この三つについてということでございませうけれども、なぜ私が、やっちく松山藩だけのことを申し上げたかと申しますと、お釈迦祭り、あるいはみなとまつりについて

は、前年度と変わっていないわけですが、このやっちく松山藩につきましては、減額がされているという状況でございます。

市長は所信表明の中でも、この旧松山とか、旧有明とか、そういうのは、もうやめましたというようなことの中で、松山園芸振興の取り組みは、やっちくの熱い地域づくりの松山地域というふうに呼んでいきたいと思いますというようにも言われております。まさに、このやっちくにつきましては、各界各層それぞれの方々がかなり長い期間を要しながら取り組みをなれているということは皆さん方も御承知のとおりであろうかというふうに思います。そういう中で、パロディー王国としても息の長いこういう取り組みがなされておるところでございますけれども、そういう中で、特にこのやっちくの熱い地域づくりということの中で松山地域という位置付けをされておるわけでございますけれども、そういう中で、やっちく秋の陣祭りだけが減額されたということの理由を明確にお願いをいたしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 1点目でございます。

1点目については、合併特例債が17億7,830万円あるわけでありまして、これを基金の方に活用してまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目のふるさとづくり委員会の件なのですが、これは福重議員がおっしゃるように、最初志布志町で始めた事業でありまして、いわゆる行政に頼らない事業を地域でしていこうという考え方であったわけでありまして、私は、今こういう少子高齢化の中で、地域が運営するのに大変な状況であるわけでありまして、条例公民館には職員を配置しているところでありまして、私の考え方では、校区公民館に、できれば退職された行政経験のある人を配置して、その地域のいわゆるふるさとづくり委員会も含め、公民館の方には補助金の支援もしているわけでありまして、それを一体となって運営ができないのかどうか、そこら辺もちょっと検討していきたいなというふうに思っております。

今おっしゃいますように、私も10%カットしていくのがいいのかというんじゃないで、やっぱり必要などころには事業の必要経費を充当するべきではないのかという考え方は同じでございます。

ですから、ここ1年間、内部で調査研究して、どういう形で地域の活性化が図られるのか、予算も含めて、少ない予算の中で少子高齢化が進む中で、どうやって地域の公民館も含めて、ふるさとづくり委員会も含めて対応ができるのかどうか、そこを研究・調査してまいりたいと思っております。

それから、イベントの件でございます。

これについては、あおぞら農協の方が同じようなイベントをしているというような状況で、イベントそのものが重なっているんじゃないかというようなことで、今回は30年度、今年度は一旦やめようということでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 株式会社大隅観光未来会議の職員の出向につきましては、鹿屋市と南大隅町が派遣するというところで、本市といたしましては、その人件費を負担するというところでもございます。

また、事務局体制につきましては、観光マネージャー1名、行政職員が今申し上げました鹿屋市と南大隅からの職員出向で2人、それから臨時職員を2人、地域おこし協力隊として鹿屋市が3名採用する予定でございますので、5名から最大8名規模の組織として考えているところでございます。

○20番（福重彰史君） 財調につきましては、合併特例債を基金にというようなことがあったようでございますけれども、この合併特例債の基金を造成している、現在もやっているわけでございますけれども、これにつきましては、ソフト事業に対する財源確保ということになっているようでございますけれども、やはり財調の目的からいったときには、ある程度幅の広いものに対応するというのが財調の目的ではないかなというふうに思うわけでございますけれども、ただ、この合併特例債の今ありましたそのことについては、ソフト事業というようなことになっておりますので、その点については、もうちょっと慎重に考えていかれた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、ふるさとづくり委員会の関係でございますけれども、やはりこれにつきましては、21地区ですけれども、それぞれの地区によっていろいろ取り組みが違うわけでございまして、市長の考え方は分かりましたよ。分かりましたけれども、今の助成金で十分足りていると、実行予算ですから、十分足りている所もあれば、足りない所もあるわけなんですよ。活動の盛んな所においては、その財源を捻出するために自分たちで独自の事業をしながらでも財源の確保をしているというような所もあるわけなんですよ。だから、十把一絡げで物事を考えるということじゃなくて、地域によって、そういうような取り組みが違うんだということも含めながら、対応していくのが賢明なふるさとづくりにつながっていくんじゃないかなというふうに思うところでございますので、その点について、伺いたいというふうに思います。

それから、有明のふるさとまつりにつきましては分かりました。

やっちくの減額についての答弁がありましたですかね。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） イベント等々の補助金につきましては、1割カットという予算編成方針に基づきまして、各事業予算計上をお願いしているところです。

そういった中で、港湾商工課が所管するお釈迦祭り、志布志みなとまつり、ふるさとまつりを10%カットの予算で実行しようとした場合には、継続が無理であるということから港湾商工課が所管する三つの祭りを今後どうするかという協議の中で、お釈迦祭りとみなとまつりについては、現状を維持したイベントとするということで、ふるさとまつりについては、先ほどお話ありましたように類似のイベント等もあるということから、今回は休止という形をお願いしているところです。

やっちく松山藩の事業につきましては、10%カットの予算で計上はされているところでございます。

○市長（下平晴行君） ふるさとづくり委員会事業でございますが、おっしゃるとおり、私も10%カットということじゃなくて、やはりメリハリのある全体的な取り組みをということで考えてお

ります。

おっしゃるように、当初50万円であったわけですね。そして、45万円、今回40万5,000円という、一方的にカットをしてきたという、10%カットという取り組みでしているわけでありますけれども、おっしゃるように、事業を本当に必要、一生懸命ふるさとづくり、地域づくりですので、どうしても必要な事業というのはあるわけでありますので、それを一方的に10%カットでということは、おっしゃるとおりだと私も思います。そこ辺については、もうちょっと内部で検討しながら、6月の補正で考えていきたいというふうに思います。

○財務課長（仮重良一君） 先ほど市長の方からもございました合併特例債による基金への造成の関係ですけれども、今回30年度予算でも計上しておりますように、合併特例債における基金造成事業ということで地域づくり推進基金への積み立てを今までやってきております。それが一応、当初計画では5年間の予定で、29年度まででございましたけれども、これを限度額いっぱいまで積み立てをしていこうということで、この地域づくり推進基金への積み立てということで基金造成事業を行ってまいります。

それと、基金におきましては、全ての基金等を上手にうまく活用しながら財調については、なるべく取り崩しをしないというような考え方で行っているところでございますので、そのような形で進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（鶴迫京子さん） 説明資料の54ページの上段ですが、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助金ということであります。

この補助金で今回骨格予算が計上された時に楽しみにしていましたが、この事業の目的としまして、その中で新しい事業というのが加わっていません。そして、当初予算が1,800万円だった予算額に対しまして、今回1,530万円になったということで、骨格予算ですので、そうかと思いますが、300万円減額になっているという理由ですね。新船就航記念セレモニーというのはありますが、この新船が就航するという、そうめったにないこの機会を捉えて、なぜ新しい企画を立てなかったのかどうか、まず、この予算について、お知らせください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） さんふらわあの志布志航路利用促進協議会補助金につきましては、さんふらわあを利用していただきました団体、助成金を含め、船舶給水助成とか、そういったものについては、継続して行う事業ということで当初予算の段階では今話が出ておりますように、10%カットの予算編成ということで、計上しておるところでございます。

今お話のありましたさんふらわあ新船就航に伴うセレモニー等につきましては、53ページの下段の方にあります鹿児島県志布志大阪航路利用促進協議会の方に、県が事務局になっておりますが、ここに負担金を拠出しておりますので、この中で新たなイベント等を導入すると、企画することということで、この予算の中で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 53ページの下段の方で対応するというところでありますが、そのイベン

ト等という答弁でありましたが、そのイベントということで、少し中身をお示してください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 歓迎セレモニー等につきましては、今さんふらわあを含め、県の交通政策課、そして、庁内でも各課関係あるところがございますので、そういったところと今打ち合わせをやっているところでもございます。つい最近では、昨日、その打ち合わせをさんふらわあと行わせていただいたところでもございます。

まだ詳細については、決定しておりませんが、発表のあったところでは新船が5月15日に大阪を出発すると、それらに市長、県知事、さんふらわあの社長等も乗船されて、志布志港で大きな歓迎をするというような企画の下で進め、企画書作成について進めさせていただいているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） メリハリのある取り組みをやっていくという市長の所信表明もありますので、こういう機会というのはありませんので、さんふらわあ存続のために合併当初大変な思いをしてさんふらわあが存続できました。そのことも含めまして、やはり市民への周知も含めまして、担当の港湾商工課、先ほども答弁がありましたが、教育委員会とか、教育とか、企画とか、いろいろな他の課と一緒にあって連携したイベントなり、そういう取り組みをぜひしていただきたいと思います。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 志布志港における、さんふらわあの担う役割は非常に大きいというふうに認識しておりますので、また企業等からも、そういった意見が出されておりますので、今回の新船就航に伴うセレモニー、そしてまた、さんふらわあ存続に向けた支援等、いろいろ企画しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第3 議案第24号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第24号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成30年度志布志市の国民健康保険特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,882万4,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと、15億5,814万8,000円、28.3%の減となるものであります。

予算減額の主な要因につきましては、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、県と市町村が共同で国民健康保険事業を運営することから、国や県などからの交付金の受け入れ等に変更が生じたためであります。

それでは、歳入歳出予算の総額につきまして説明を申し上げます。

予算書の172ページをお開きください。

歳入の国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金は、国民健康保険の制度改正に伴い、廃款となるものであります。

173ページをお開きください。

歳出の後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金及び介護納付金は、国民健康保険の制度改正に伴い廃款となるものであります。

174ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の国民健康保険税を7億3,780万円計上するものであります。

176ページを開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を27億6,848万円計上するものであります。これは国民健康保険の制度改正に伴い、保険給付費につきましては、市町村が給付に要した費用を県が全額交付することとされたため、新たに設けるものであります。

179ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を3億3,051万9,000円計上するものであります。

193ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、療養諸費を23億1,867万6,000円、194ページの高額療養費を3億4,409万7,000円、196ページの出産育児諸費を2,101万1,000円、それぞれ計上するものであります。

なお、審査支払手数料、出産育児一時金及び葬祭費を除く保険給付費の総額は、歳入の県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金と同額になるものであります。

予算書の198ページ、予算説明資料の162ページをお開きください。

県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県に納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分を7億3,558万7,000円、予算書199ページの後期高齢者支援金等分を2億1,967万4,000円、予算書200ページの介護給付金分を8,767万9,000円、それぞれ計上するものであります。

予算書の202ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、特定健康診査等事業費を3,755万8,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第4 議案第25号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第25号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成30年度志布志市の後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,466万円と定めるものであります。

前年度と比較しますと1,203万7,000円、3.1%の増となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の218ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1億4,000万円、普通徴収保険料を7,530万円、それぞれ計上するものであります。

220ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を1億6,534万3,000円、事務費繰入金を308万3,000円、それぞれ計上するものであります。

229ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を3億8,074万3,000円計上するものであります。

230ページをお開きください。

歳出の保健事業費の健康保持増進事業費は、健康診査費を664万5,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第26号 平成30年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第26号、平成30年度志布志市介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、平成30年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成30年度志布志市の介護保険特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,599万1,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと、2,890万5,000円、0.7%の減となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきましては、説明を申し上げます。

予算書の242ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を6億5,700万円計上するものであります。244ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、保険給付に対する国の負担金を6億7,502万1,000円、245ページの調整交付金及び地域支援事業交付金を4億2,057万3,000円、それぞれ計上するものであります。

246ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、保険給付費及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億5,390万5,000円計上するものであります。

249ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険給付及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の繰り入れを5億1,210万6,000円計上するものであります。

255ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、要介護1から5までの認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費を34億1,020万円、257ページの要支援1と2の認定者に対する給付費の介護予防サービス等諸費を8,470万円、259ページの審査支払手数料のその他諸費を300万円、260ページの自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費を1億1,030万円、261ページの介護保険と医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス等費を1,540万円、262ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましても、所得に応じて上限が設けられており、これを超える部分を給付する特定入所者介護サービス等費を2億850万円、それぞれ計上するものであります。

265ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費は、総合相談事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報体制の整備、認知症総合支援事業などに関する包括的支援事業、任意事業費を3,768万6,000円、267ページの要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や介護予防ケアマネジメント作成に関する介護予防生活支援サービス事業費を5,803万円、それぞれ計上するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託します。

—————○—————

日程第6 議案第27号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第27号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成30年度志布志市の下水道管理特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,374万2,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと83万6,000円、0.3%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます、予算書の278ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料は、下水道使用料を7,190万円計上するものであります。

281ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1億7,848万5,000円計上するものであります。

285ページをお開きください。

歳入の市債は、農林水産業債の資本費平準化債を4,080万円計上するものであります。

286ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費として職員2人分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理費に要する経費等、8,854万2,000円を計上するものであります。

288ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を2億420万円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第7 議案第28号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第28号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計

予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成30年度志布志市の公共下水道事業特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282万9,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと同額となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の300ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を252万5,000円計上するものであります。

304ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を252万5,000円計上するものであります。

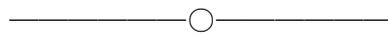
よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第28号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第29号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第29号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成30年度志布志市の国民宿舎特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,402万8,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと5,490万7,000円、46.2%の減となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の311ページをお開きください。

歳入の公営企業収入は、指定管理者からの納入金を2,000万円計上するものであります。

313ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を4,387万1,000円計上するものであります。

317ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎の維持管理に関する経費を2,420万7,000円計上するものであります。

318ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の管理償還金を3,932万1,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 公債費が、こんなに減額になっているんですが、これは主な理由は何ですかね。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ボルベリアダグリの建設費に要する地方債の一部償還が完了したため、このような減額になっているところでございます。

○19番（小園義行君） 今課長の方から一部ということでしたけど、30年度もこうですけど、31年度以降も、この償還、公債費の額で私たち理解していいんですか、その残りはいつまで払うんですかね。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 施設の建設に要しました償還については、31年度で完了するところでございます。

しかしながら、平成28年度に約1億円をかけて空調設備の改修を行いましたので、その償還がまた、平成で申し上げますと、平成30年度までは約1,000万円の償還が発生しているところでございます。

平成で申し上げますと、38年に完了するところでございます。

○19番（小園義行君） 29年度で償還が終わったわけですね。そうした時に運営その他いろいろあるでしょうけど、指定管理者からの納付金の見直しというのは、事業所より2,000万円ですよ、償還があること等も含めてですけど、ここについては、一切そのことで見直しをしなかったというふうに理解するんですけど、そこらの関係はいかがですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 施設の本体の償還については、平成31年度で完了するところでございます。

しかしながら、先ほどを申し上げましたように、28年度に空調の改修を行った事業費の償還があと10年間、約1,000万円程度発生するということです。

納付金については、今回指定管理者が平成30年4月から新たにグリーンハウスという会社が管理を行うわけですがけれども、その際の納付金については、2,000万円で公募した結果、納付金は2,000万円ということで決定しておりますので、納付金2,000万円の範囲内で維持、管理運営ができる環境にはなってきたところでございます。

納付金の見直しについては、現状の指定管理者が2,000万円の納付金でプラスアルファの納付金の提案があったところですがけれども、3年間、その追加の納付金はできなかったというような経営状況でもございますので、納付金の見直しについては、2,000万円で現状維持ということで、設

定をさせていただいたところでございます。結果、見直しは行わなかったということでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第30号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第30号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成30年度志布志市の工業団地整備事業特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,221万4,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと、1億5,342万4,000円、223.0%の増となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書326ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を188万3,000円、327ページの工業団地整備事業積立基金繰入金を1,148万円それぞれ計上するものであります。

328ページをお開きください。

歳入の市債は、地域開発事業債を2億800万円計上するものであります。

333ページをお開きください。

歳出の事業費は、4工区5.5haの用地取得に係る公有財産購入費、4工区の造成及び1、2工区の流末排水に係る工事請負費等を2億1,800万円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第31号 平成30年度志布志市水道事業会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第31号、平成30年度志布志市水道事業会計予算を議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、平成30年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、平成30年度志布志市水道事業会計予算を調製したもので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

予算書の1ページをお開きください。

平成30年度志布志市水道事業会計の予算は、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益を6億5,282万1,000円計上するとともに、サービス提供に係る費用である収益的支出として水道事業費用を5億9,256万円計上するものであります。

2ページをお開きください。

資本的収入の主なものにつきましては、企業債、国庫補助金、出資金、工事負担金等を1億8,101万円計上するものであります。

資本的支出の主なものにつきましては、西部地区簡易水道統合整備事業、老朽管更新及び道路改良工事等に伴う布設替えに係る費用として、4億3,055万円計上するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億4,954万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,368万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,580万1,000円、減債積立金738万7,000円及び建設改良積立金3,266万4,000円で補填するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第31号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、午後1時10分から再開いたします。

○

午後0時01分 休憩

午後1時06分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第11、同意第14号から日程第32、諮問第2号まで、以上22件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思ひ

ます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第14号から諮問第2号まで、以上22件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。地方自治法第117条の規定により、長岡耕二君の退場を求めます。

[長岡耕二君 退場]

○

日程第11 同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（西江園 明君） 日程第11、同意第14号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第14号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成30年3月31日をもって、任期が満了する農業委員会委員に長岡耕二氏を任命したので、議会の同意を求めるものであります。

長岡耕二氏の略歴につきましては、説明資料の106ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第14号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第14号は、同意することに決定しました。

[長岡耕二君 入場]

○

日程第12 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第13 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第14 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第15 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第16 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 同意第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 同意第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第26 同意第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 同意第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 同意第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 同意第22号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 同意第23号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（西江園 明君） 日程第12、同意第4号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第30、同意第23号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの19件について、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号から同意第13号まで及び同意第15号から同意第23号まで、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて一括して説明を申し上げます。

本案は、平成30年3月31日をもって、任期が満了する農業委員会委員に同意第4号から同意第13号まで、及び同意第15号から同意第23号までの19人の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

まず、同意第4号は、矢野博氏であります。

矢野博氏の略歴につきましては、説明資料の96ページに記載してございます。

次に、同意第5号は、吉國敏郎氏であります。

吉國敏郎氏の略歴につきましては、説明資料97ページに記載してございます。

次に、同意第6号は、上野克比古氏であります。

上野克比古氏の略歴につきましては、説明資料98ページに記載してございます。

次に、同意第7号は、吉野寅三氏であります。

吉野寅三氏の略歴につきましては、説明資料99ページに記載してございます。

次に、同意第8号は、井久保久男氏であります。

井久保久男氏の略歴につきましては、説明資料100ページに記載してございます。

次に、同意第9号は、山下昭一氏であります。

山下昭一氏の略歴につきましては、説明資料101ページに記載してございます。

次に、同意第10号は、坂中則雄氏であります。

坂中則雄氏の略歴につきましては、説明資料102ページに記載してございます。

次に、同意第11号は、宮脇茂樹氏であります。

宮脇茂樹氏の略歴につきましては、説明資料103ページに記載してございます。

次に、同意第12号は、神宮司順子氏であります。

神宮司順子氏の略歴につきましては、説明資料104ページに記載してございます。

次に、同意第13号は、宮脇勇氏であります。

宮脇勇氏の略歴につきましては、説明資料105ページに記載してございます。

次に、同意第15号は、山迫洋一氏であります。

山迫洋一氏の略歴につきましては、説明資料107ページに記載してございます。

次に、同意第16号は、隈元健二氏であります。

隈元健二氏の略歴につきましては、説明資料108ページに記載してございます。

次に、同意第17号は、立迫眞由美氏であります。

立迫眞由美氏の略歴につきましては、説明資料109ページに記載してございます。

次に、同意第18号は、永屋哲郎氏であります。

永屋哲郎氏の略歴につきましては、説明資料110ページに記載してございます。

次に、同意第19号は、坂元正人氏であります。

坂元正人氏の略歴につきましては、説明資料111ページに記載してございます。

次に、同意第20号は、道山幸治氏であります。

道山幸治氏の略歴につきましては、説明資料112ページに記載してございます。

次に、同意第21号は、立山富士雄氏であります。

立山富士雄氏の略歴につきましては、説明資料113ページに記載してございます。

次に、同意第22号は、萩迫修作氏であります。

萩迫修作氏の略歴につきましては、説明資料114ページに記載してございます。

次に、同意第23号は、福岡裕幸氏であります。

福岡裕幸氏の略歴につきましては、説明資料115ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑についても一括して行いますので、個別の案件に対する質疑の場合、議案番号を述べて質疑に入ってください。

質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 全体として、今回農業委員会に関する法律の改正で、こういう状況です。大変な御苦労をされたんじゃないかなと思います。

そこで2点ほどお聞きします。

これまで、農業委員会は農家の利益代表ということであったわけですが、法の改正によって、農地利用最適化を推進するというのが大きく目的に掲げられているわけであります。そうした中で、これまでの農業委員会と、この法律が改正されて新しい市長が今提案されました農業委員の方々がされる役割ですかね、その中身がどういうふうになるのかというのが1点と。

農業委員とは別に、農地利用最適化推進員というのが、今、広報にも載って2月号で3月13日から募集、応募がありますよということになっていましたが、それとの関係、農業委員会と最適化推進員との関係というのは、どういうふうに私たちは理解をして、今回の議案に対して可とするのか、否とするのかということの判断をしなきゃいけないわけです。

その2点について、お願いします。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

今回の改正によりまして、農業委員会改革の考え方として示されているのが、今御指摘がございましたとおり、特に農地等の利用の最適化の推進に関する事務を、農業委員会の最も重要な事務として位置付けているということが大きな改革の1点ではございます。

具体的には、最適化の推進ということで、担い手への農地の集積、あるいは集約化、そして遊休農地の解消、それから再発防止等についても、こういった中で推進をしていかないといけないということ。それから、新規参入の方への推進ということもあるところでございます。そういったところが、今回法の改正によりまして、明確化をされたところでございます。

それから、あと1点、農業委員会と農地利用最適化推進員との関係につきましても、当然連携をして、先ほど申し上げました事務等について、業務を行わなければならないという観点からも連携して業務を行っていくということが重要になるところでございます。

いわゆる農業委員と、この推進員の方については、二人三脚として農地の最適化、二人三脚でないと、この農地の最適化は進まないというような状況になりますので、十分連携を図って、今後も推進を図っていただきたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 今後、今新しくこれが可決されると、農業委員会の委員になられるわけですけれども、農地法の3条、4条、5条、その転用の調査・許可、そういったものは農業委員がされるんですかね。それとも最適化推進員という方が何かの手助けをするとか、その関係性を、もし総務課で分からなければ農業委員会の方でも結構ですけれども、ちょっとお願いします。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君） 3条、それから4条、5条関係ですけれども、これらの現地調査等については、最適化推進員も回れるということになっております。

そこら辺を定数が減りますので、そこら辺は、またそこも連携しながら行っていくということができるところです。

具体的には、新体制の中で話し合っ、そして詳細を詰めていくということになるところでございませう。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（久井仁貴君） 今回、この農業委員会の選考があったと思うんですけど、これは「選考

における優先事項」というのがあって、これ四つあるんですけど、この四つというのは、もともと選考に入る前に決まっていたのか、それとも33人の応募があって、その後に優先事項を付けたのか、そこをちょっとお願いします。

○総務課長（武石裕二君） この選考に関する優先事項につきましては、法的な中で、やはり団体推薦ということもありますし、それから、国の方から女性委員の、国の方では30%という定めがございます。

それから、利害関係のない者ということも法の中で定めがございますし、それから、従来、公共的団体、JAとか共済組合とか、そういったところからも選出がございますので、この4点については、最初から優先事項としては入れて進めていこうということであったところでした。

その中で、優先順位として、まず団体推薦、そして2番目に女性委員、そして3番目に利害関係の無い者、そして4番目に公共的団体という順で決めていくということで選定委員会の方で決めたところでございます。

○1番（久井仁貴君） 最初に決まっていたということですね、なら大丈夫でした。

これというのは、これは後から決めるんだったら、これ何でも事後法と同じようで、何でも変えられるからですよ。例えば、誰か1人を通したいというのがあれば、その1人が大学卒業の農学部卒業というのが1人だけだったら、後で優先事項を書き加えれば、その人は勝手になるわけで、だから最初に決まってるんだったら大丈夫でした。

以上です。

○議長（西江園 明君） 答弁は要らないですね。

[久井仁貴君「はい、大丈夫です」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

これから同意第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

これから同意第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

これから同意第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第6号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号は、同意することに決定しました。

これから同意第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第7号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。

これから同意第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第8号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第8号は、同意することに決定しました。

これから同意第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第9号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第9号は、同意することに決

定しました。

これから同意第10号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第10号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第10号は、同意することに決定しました。

これから同意第11号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第11号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第11号は、同意することに決定しました。

これから同意第12号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第12号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第12号は、同意することに決定しました。

これから同意第13号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第13号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第13号は、同意することに決定しました。

これから同意第15号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。

お諮りします。同意第15号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第15号は、同意することに決定しました。

これから同意第16号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。

お諮りします。同意第16号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第16号は、同意することに決定しました。

これから同意第17号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。

お諮りします。同意第17号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第17号は、同意することに決定しました。

これから同意第18号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。

お諮りします。同意第18号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第18号は、同意することに決定しました。

これから同意第19号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。

お諮りします。同意第19号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第19号は、同意することに決定しました。

これから同意第20号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第20号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第20号は、同意することに決定しました。

これから同意第21号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第21号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第21号は、同意することに決定しました。

これから同意第22号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第22号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第22号は、同意することに決定しました。

これから同意第23号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第23号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第23号は、同意することに決定しました。

○

日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（西江園 明君） 日程第31、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成30年6月30日をもって任期が満了する谷口誠一氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

谷口誠一氏の略歴につきましては、説明資料の116ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。

○

日程第32 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（西江園 明君） 日程第32、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成30年6月30日をもって任期が満了する竹之内京子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

竹之内京子氏の略歴につきましては、説明資料の117ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから採決します。
お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
明日から3月7日までは、休会とします。
3月8日は、午前10時から本会議を開きます。
日程は、付議事件にかかる委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問です。
本日は、これで散会します。

午後1時37分 散会

平成30年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成30年3月8日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3 議案第4号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第5号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第6号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第7号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第8号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第9号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

出席議員氏名 (20名)

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

日程第2 議案第3号 平成29年度志布志市一般会計補正予算(第6号)

○議長（西江園 明君） 日程第2、議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、八代誠総務常任委員長。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財政調整基金への繰り戻しが約7億円計上されている。その要因として市税の増と、各事業費の確定があると思うが、市税の現時点での状況についてただしたところ、市税による歳入は32億円あまりを見込んで今年度の当初予算を編成したが、現時点の収入済み額は34億円程度である。昨年度の徴収率等を勘案し、出納閉鎖期間である5月末までの予算を計上した。税収が伸びたのは個人市民税、法人市民税、固定資産税であるが、個人市民税は課税対象者の増、法人市民税は業績の回復による予定納税分の増、固定資産税は太陽光発電をはじめとする施設への投資が増えたことによる償却資産への課税の増などが要因であると分析しているとの答弁でありました。

1月28日に市長選挙があり、任期は2月11日までで、時間的な制約もあったと思うが、今回の補正予算はどのように取りまとめたのかとただしたところ、補正予算については、年度内の支出見込みを各課で精査して計上させ、2月上旬までに取りまとめたとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公金収納に係る手数料の減額について、今年度はコンビニ納付の件

数が当初の見込みより減少したことによるとのことだが、その理由についてただしたところ、コンビニ収納は、今年度から大崎町が導入し、本市の1年前から曾於市が導入していた。曾於市では初年度にある程度余裕をみていた手数料の予算が不足し、補正予算を組んだという経緯があり、曾於市を参考に手数料を予算計上していた。本市のコンビニ収納の件数は、27年度が一万数千件、28年度は五、六千件増加しており、数千件単位で増えると予測して29年度の当初予算を計上したが、結果として想定していたほど伸びなかったものであるとの答弁でありました。

公金収納は、窓口払い・口座振替・コンビニ納付ともに件数が減ったとの説明があったが、それにより未納の件数が増え、収納率が落ちたということかとただしたところ、取り扱い件数を想定し当初予算を計上しているが、申告等で新たに課税対象、あるいは課税対象外となる方などにより、総体として件数が減ったことなどの要因が考えられるとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、監査委員事務局長と議会事務局長の兼務については、これまで何回となく議論してきたが、市長が変わった今のタイミングでの協議が大切ではないかとただしたところ、県内で、監査委員事務局長が他の市長部局内の課・局長を兼務している市は数箇所あるが、議会事務局長との兼務は本市のみである。今回、市長が変わり、今後は議会選出の監査委員については検討を進めていくという意向が示されており、市長部局との兼務については、今後市長との協議が必要であると考えているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会だよりに係る印刷製本費が15万円減額されている理由についてただしたところ、一般質問の人数に応じ、当初の見込みよりページ数が減ったことによる減額であるとの答弁でありました。

今回、政務活動費交付金が減額されているが、現時点で二つの会派が活動している。今年度は、個人での活用はなかったのかとただしたところ、1名は議員個人として活用されているが、それ以外の方は申請されていない。今回の減額は、これまで申請されていない方の経過した月数分を減額するものであるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入では、市税が増額補正されている。市内の経済状況を見たときに上向きであると思うが、税務課として経済の動向や個人所得の伸びなどをどのように分析しているのかとただしたところ、今年度は、昨年度に引き続き税収が伸びている。28年度は初めて35億円を超えたが、今年度は36億円程度になるのではと予測している。その理由は、港湾・畜産関係の業績好調にある。その他の経済指標を見ても景気は上向きであり、今後本市の臨海工業団地への企業進出が進み、また高速道路等の交通体系の整備が進めば、個人・法人の所得や償却資

産が伸びていくと分析しているとの答弁でありました。

委託料の減額については、公売物件の不動産鑑定委託が不要になったことによるとの説明だったが、不要になった理由についてただしたところ、鑑定を必要とする物件は主に家屋であるが、今年度公売した案件は土地がほとんどで、鑑定を委託した家屋は1棟のみであったためであるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、4月以降の告知端末の設置に係る個人負担への対応と、今回の告知端末10台分の委託料増額に伴う年度内の対応についてただしたところ、告知端末の設置については、4月以降1台1世帯あたり2万8,000円を負担していただくことを昨年12月と2月の市報に掲載した。今後は、行政放送番組でもお知らせしていく。市民への周知を図ることで、ある程度問い合わせが来ており、今回の増額補正により3月16日までを申し込み期限として、年度内に対応したいと考えているとの答弁でありました。

今回、電子申請システムの運営を県内自治体が共同で行っている県電子自治体運営委員会への負担金が減額補正されているが、本市ではどのような電子申請が可能なのかとただしたところ、住民票、印鑑証明、所得証明、資産証明などの証明書類の交付申請のほか、イベント等の申し込みも可能である。県内でも本市の利用率は高い。交付申請は電子申請で行い、窓口で速やかに証明書類の交付を受けられるものであるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、伊崎田地区定住促進住宅用地整備事業について、分譲時期と周知方法についてただしたところ、高規格道路も開通したところであり、4月中に全ての手続きを終了し、5月からの分譲開始を目指している。今後の周知については、4月の早い時期に横断幕や看板、散らし等で周知できるよう準備しているとの答弁でありました。

地域おこし協力隊事業の任期前退任による減額補正について、早期退任の理由をどのように分析しているのか。また、任期満了を迎える1期生3名の定着状況についてただしたところ、当初思っていた活動イメージと違うと感じられた隊員や、市からの説明が不足していた部分もあったと考える。今後は、地域との交流・情報の発信・3年後の定着の3点をしっかりと捉えてもらい採用していく。任期満了の3名については、起業とまではいかなかったが、住居は本市に置いて近隣市町へ通勤する予定であり、定着という目的は達成しているとの答弁でありました。

自治会提案型活性化助成事業については、高齢化等により申請手続きが難しくなっていると考える。申請事務について、自治会担当職員から協力をもらうことはできないかとただしたところ、自治会提案型活性化助成事業については、申請を促すものの、実績報告等を提出されないことで、約10自治会に対しては補助金の交付ができていない。30年度からは、自治会との情報伝達について、自治会担当職員にそのパイプ役となってもらうように進めているとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、耐震性貯水槽2基の設置に伴う事業費の確定により、消防費国庫補助金が減額されているが、市内の防火水槽は充足しているのかとただしたところ、耐震性防火貯水槽については、市内で毎年最低2基の整備を行っており、今後も継続して設置することで、充足率の向上に努めたいとの答弁でありました。

今回の市長・市議選挙にあたり、一部の世帯へ入場券の到着が遅れたのはなぜかとただしたところ、告示日以降直ちに発送したが、市内で早い所では翌日に、遅い所は3日後ぐらいに届いている。郵便局とともに遅れた原因を調査するとの答弁でありました。

サンポートしぶシアピアの期日前投票所での投票状況についてただしたところ、衆議院選挙では、期日前投票7,574名のうち2,875名の約38%の方がアピアで投票されており、7,246名の当日投票者より、期日前投票者の方が多かった。また、今回の市長・市議選挙では、期日前投票7,726名のうち3,709名の約48%の方がアピアで投票されている。商業施設での期日前投票については、リラックスして投票され、周りの方に選挙があるという啓発にもつながっており、今後の選挙においても開設していきたいとの答弁でありました。

前回の市長・市議選挙から投票率が6ポイント下がっているが、この傾向をどのように分析しているのかとただしたところ、前回は約75%、前々回が約80%であった。前々回の80%を目標にサンポートしぶシアピアの期日前投票所の開設やPR活動に努めてきた。市長選挙への立候補が前回は5名、今回は2名であったことや、市議選も定員を3名超えていたことから、投票率は上がると予測していたが、実際は6ポイント下がってしまい、前回・前々回を調べ、原因を分析していかなければならない。高齢化により、投票に行くことが難しくなった方への対応や、選挙が18歳からに引き下げられたことにより、若い方に投票に行く意識付けが必要であると考えているとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回増額補正されているふるさと納税について、現時点の寄附額について、また、寄附額が見込みどおりに推移しているのかとただしたところ、3月4日時点で、14万6,957件の29億5,024万194円となっている。寄附額の推移は、20億円の当初予算に対し、PR活動等の効果もあって昨年9月に10億円上乗せした。3月末までに30億円を超える見込みが立ったため、今回更に2億円を予算計上しているとの答弁でありました。

志布志駅バスターミナル事業について、周辺工事が約1,100万円減額されている理由についてただしたところ、バスターミナル、広場、一般駐車場を整備する事業であるが、造成工事・歩道工事・電気工事・シェルター、これは渡り廊下になる、工事の四つに分割して発注した。造成・歩道・電気工事については、ほぼ予定額の発注となったが、シェルター（渡り廊下）工事については、当初設計より延長を短くし、材質も見直した結果、より安価に工事を行うことができるよう

になったため減額するものであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、19番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっています議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回整備される伊崎田中学校特別教室棟の小、中学校それぞれの使用頻度についてただしたところ、使用する特別教室は、中学校が4教室、小学校が2教室であることから、2対1の割合で中学校の使用頻度が高くなると考えている。多目的なスペースについては、小・中同じ割合で使用されると考えており、管理については、使用頻度、敷地等の関係から中学校施設として管理していくことになるとの答弁でありました。

改築前と改築後の施設面積についてただしたところ、改築前の施設面積については、中学校分411㎡、小学校分251㎡の合計662㎡となり、改築面積として交付金算定されることとなる。増築面積については、中学校分176㎡、小学校分106㎡の合計282㎡となり、増築分として国庫負担金で算定される。最終的な改築後の床面積については、既存施設の改築分662㎡、増築分282㎡、市単分で改築される20㎡を合わせた964㎡となる予定であるとの答弁でありました。

学力向上推進事業において、大学生の支援をどのような場面で想定されていたのかただしたところ、学力向上推進事業については、大学教授による小中学校教師への指導のほか、大学生による子供たちに寄り添った学習支援サポートを目的に導入したものである。具体的には、授業に大学生が参加し、児童生徒に寄り添い、理解に応じた補助的な説明をすることを想定していた。あわせて、土曜学習教室の講師と一緒に参加中学生へのアドバイス等も想定していたとの答弁でありました。

大学からの参加者に支払う費用弁償212万2,000円の減額は、何人分かただしたところ、当初、年間で延べ150人の大学生の参加を見込んでいたが、実際は、20%程度となったところである。実人数にすると20人の学生が来ているが、延べ人数では40人弱くらいの参加となったとの答弁でありました。

学力向上推進事業は年間を通じた取り組みか。また、30年度も同じように実施するのかとただしたところ、年間を通じた取り組みであるが、大学生の事情等も考慮し、1学期の後半から夏休み、2学期の初旬、3学期での実施を想定している。今年度の反省を踏まえ、4月以降、実施時期を想定した大学側との具体的な調整に入る予定である。30年度予算では、80人の大学生の派遣に係る予算を計上しているが、教育学部の学生課の担当者との協議や、29年度に参加した大学生による大学内での広報活動がされていることから可能ではないかと考えているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、文化財保護費の印刷製本費で作成される遺跡発掘調査報告書の財源と市民への周知についてただしたところ、財源については、全額国庫補助金となっている。遺跡発掘調査を実施した際は、必ず報告書を刊行することとなっており、冊数については200冊から300冊程度とされているが、本市においては200冊を刊行している。報告書については、研究者の参考資料としての要素が高いため、県内外の教育委員会、大学、図書館等へ送付しており、市民の皆様へは、図書館などに配布したものを見ていただくことになるとの答弁でありました。

市史編さんに関し、その発行時期についてただしたところ、合併15周年での発行を目指し、取り組んできている。30、31年度の2か年で執筆作業を行うことの承認を編さん委員会で得ているが、今後の方向性等については、新市長の確認が必要と認識しているとの答弁でありました。

自主文化事業のアーティストの選考基準についてただしたところ、予算規模に応じ、企画会社からの紹介を受けたアーティストの中から、幅広い年代層に対応できるアーティストを選考しているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、塵芥処理費の委託料が減額となった要因と財源内訳についてただしたところ、塵芥処理費の委託料533万1,000円の減額の要因は、生ごみの処理費について、処理見込量の減による約400万円の減額、乾電池や蛍光灯等の有害ごみの処理費について、処理見込量の減による約68万円の減額が主なものである。財源内訳について、5,610万円の減額となっている市債については、過疎債であるが、当初予算計上の段階においては、過疎債の申請段階であったため、対象となる全ての経費2億5,180万円で申請していた。その後、廃棄物処理費に充当される額が1億9,570万円に確定したため、5,610万円の減額となった。その他の財源は、再商品化合理化拠出金の増額分274万5,000円を充当し、過疎債の不足分とあわせ、一般財源を4,802万4,000円増額したところであるとの答弁でありました。

国民年金事務費交付金71万3,000円の減額の要因についてただしたところ、諸手続きの際のマイナンバー記入や年金機構への各種報告の際の電子媒体化に伴うシステム改修の執行残であり、今年度限りのものであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育所運営事業の財源内訳において、一般財源が減額されているが、その要因についてただしたところ、29年度当初予算で計上していなかった県補助金、子供のための教育・保育給付費の歳入が見込まれるため、県支出金を増額し、一般財源を減額するものであるとの答弁でありました。

放課後児童クラブの充足率についてただしたところ、平成27年度に、高学年までの利用が可能となる制度改正があったことや、スポーツ少年団活動等までの空いた時間での利用がされるようになったことで、多少不足している状況となっている。年度当初の段階で受付をするが、全員が希望する児童クラブに入れる状況ではない。市としては、余裕教室の開放に関する学校との協議や、県の補助金等を活用した施設整備に関する法人との協議に努めているところであるとの答弁でありました。

保育所運営事業に関し、認定こども園への移行状況についてただしたところ、しぶし幼稚園・カトリック志布志幼稚園・若草のがみこども園・若草おおぞらこども園の4園が認定こども園に移行している。今年の4月には、あゆみ保育園と有明保育園が認定こども園に移行する予定となっているとの答弁でありました。

児童手当給付事業の実績等についてただしたところ、29年度の当初予算編成においては、27年度、28年度の実績等を勘案し、5億8,013万円を計上した。実績については、27年度5億6,300万円、28年度5億6,000万円となっている。対象世帯が平均で、28年度の2,309世帯から29年度は2,263世帯と46世帯が減少していること等を踏まえ、5億5,300万円程度の支出を見込んでいる。28年度の決算特別委員会において、不用額が多いのでは、との指摘もあったため、今回それを改める意味でも精査し、2,700万円を減額したものであるとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、最近の志布志市における出生率についてただしたところ、29年度の出生率は確定していないが、28年度の出生数は270人で、出生率8.7となっている。合計特殊出生率については、28年度が2.08人、27年度が2.05人となっているとの答弁でありました。

国、県の合計特殊出生率の推移についてただしたところ、28年度の国の合計特殊出生率は1.44人、27年度は1.45人となっている。県については28年度が1.68人、27年度が1.70人となっているとの答弁でありました。

「食」の自立支援事業の委託料が減額になった要因についてただしたところ、配食関係の事業は、一般会計で実施している事業と介護保険特別会計で実施している2事業をあわせた3事業がある。特別会計で実施している配食支援事業に該当する利用者が伸びている関係で、結果として一般会計での対応となる利用者が減少している状況であり、事業全体の利用者は減少していないとの答弁でありました。

予防接種等事業について、最近の接種状況と未接種による影響についてただしたところ、28年度の接種状況は、BCG93.5%、日本脳炎1期98.1%、2期51%、不活化ポリオ100%、麻疹、風疹1期99.3%、2期89.7%、三種混合100%、四種混合98.4%、二種混合52.8%、ヒブ101.6%、小児肺炎球菌101.5%、子宮頸がん0%、水痘78.9%、B型肝炎78.7%となっている。ヒブ、小児肺炎球菌の接種率については、転入者の関係で100%を超えている。未接種による影響については、まん延した際の、り患が懸念されるため、未接種者個人、保護者へのはがきでの勧奨や保育園等へのポスター掲示による呼び掛け、広報等での接種周知に努めているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、12番、丸山一産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となっています議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地保有合理化事業費のあっせん謝礼金について、本年度の件数と成立件数をただしたところ、本年度のあっせん件数は58件で、そのうち成立した件数は49件であったとの答弁でありました。

よみがえる農地復元対策事業について、今年度の実績が1,976㎡であったということだが、当初の計画ではどれぐらいの面積を見込んでいたのかとただしたところ、当初は大型トラクター等で復元できる農地と大型重機等で復元できる農地を、それぞれ50aずつの合計1ha分を見込んでいたとの答弁でありました。

今年度実施した農地はどちらの作業に該当するのかとただしたところ、大型重機で復元した農地であるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰越明許費の県単急傾斜地崩壊対策事業について、年度内完成が見込まれなかった具体的な理由についてただしたところ、入札を11月に実施したが、他の公共事業とも重なり、作業員が不足していることなどを理由に業者が入札に参加できない状況もあり、入

札不調となった。1月にランクを上げて再度入札を行ったが、同様に応札者が無く、2月の3回目ようやく落札した。これらの理由で適正工期が取れなくなり、今回、事業を繰り越すこととなったとの答弁でありました。

社会資本整備総合交付金事業の橋りょう修繕について、当初は何箇所かの橋りょうの定期点検を計画していたのかとただしたところ、当初は40橋の計画で、全て外注による定期点検を予定していたが、交付金が減額されたことにより、外注分を19橋に変更し、自前で行う直営分の定期点検を翌年度分の前倒しを含めた23橋の合計42橋の実績となったとの答弁でありました。

危険廃屋解体撤去事業の減額理由についてただしたところ、平成29年度から上限30万円の住宅分とは別に上限15万円の附属家の解体撤去についても助成対象とした。全体の申請件数としては昨年度と同じであるが、住宅分が見込みより少なかったため、不用額が生じたものであるとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有害鳥獣捕獲事業について、捕獲数の減による予算の減額となっているが、捕獲数は昨年度と比較してどうだったのかとただしたところ、捕獲数の実績については、平成28年度はイノシシ201頭、タヌキ228頭など合計で918頭、平成29年度は2月までが、イノシシ111頭、タヌキ188頭など合計で798頭であった。駆除の依頼件数は昨年度と同程度だが、捕獲数の実績が上がっていないのが実情であるとの答弁でありました。

多面的機能支払交付金事業について、活動組織の実績が24組織となっているが、組織数は将来的に拡大していく計画かとただしたところ、この事業については法整備もなされ、国も推進していく考えである。平成30年度は29組織に拡大する計画で現在調整を行っているが、畑地帯をどう取り込んでいくかが今後の課題であるとの答弁でありました。

森林整備・林業木材産業活性化推進事業について、工事は計画どおりに進んでいるのかとただしたところ、第1期の工事がまもなく完了し、今回の補正で第2期工事分を予算計上しているが、繰越事業で平成30年12月末を完成予定としている。平成31年1月に試運転、3月から本格稼働の計画で進めているとの答弁でありました。

最後に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業公社研修ハウス整備事業の農業用機械整備の予算が大幅な減額となっているが、執行見込額227万8,000円でトラクターほか2台の機械導入ができたのかとただしたところ、この事業は事業費の2分の1を補助するものであり、今回の減額補正については、当初計画していた運搬用トラックが製造中止で購入できなくなったため、その分を減額するものであるとの答弁でありました。

高齢者等畜産奨励金事業の実績と高齢農家の推移についてただしたところ、実績については、平成27年度が534万8,000円、28年度が494万円という状況で推移している。また畜産農家の全体戸

数は平成27年度が564件、28年度が540件で毎年減少傾向となっており、そのうち70歳以上の高齢者は全体の55%程度の割合で推移しているとの答弁でありました。

肉用繁殖雌牛導入事業貸付金について、有明地域の実績に比べて松山、志布志地域での実績が低い、経営状況の影響などによるものかとただしたところ、素牛価格の高騰による影響もあるが、JAそお鹿児島管内ではJA独自の資金の活用を推進しており、その影響で松山、志布志地域の実績が低いところであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第4号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第4号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第4号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定健診の受診実績についてただしたところ、29年度については、特定健診受診対象者6,387人に対し、現在までの受診者は、3,077人であり、受診率は48.2%となっている。28年度については、6,387人の対象者に対し、3,458人の受診となり、受診率は54.1%であった。前年度に比較し、約6ポイント下回っている状況であるとの答弁でありました。

50万円が減額されている健康づくり費の報償費の支出実績及びその内容等についてただしたところ、29年度からの新規事業として実施した国民健康保険無受診者を表彰する事業であり、33世帯の表彰実績となっている。表彰世帯に対しては、商工会が発行する1万円の商品券を副賞として贈呈したところであり、30年度においても継続していきたいと考えているとの答弁でありました。

国と県でそれぞれ特別財政調整交付金が計上されているが、それぞれ性質が異なるのかとただしたところ、特別財政調整交付金については、特別な事情を考慮し交付されるものであり、国の交付金については、精神、結核の療養給付費等が主なものである。県の交付金については、保険財政共同安定化支援事業等の交付金と拠出金の差が3%を超える差額分について支給されるものである。保険財政共同安定化支援事業等の交付金が減額され、トータルするとマイナスになっている状況であるため、3%を超える分について、県の特別財政調整交付金を増額で計上したところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第4号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第5号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第4号、議案第5号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第5号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特別徴収保険料と普通徴収保険料を含めた29年度の徴収実績についてただしたところ、1月末時点での徴収実績で現年課税分が84.73%となっており、前年度に比べ、0.89ポイントの増となっている。滞納繰越分については、12.72%となっており、全体では84.18%となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

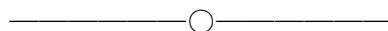
お諮りします。議案第5号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第6号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第5号、議案第6号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予

算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第6号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護予防・生活支援サービス事業にかかる委託料減額の要因についてただしたところ、通所型サービス事業については、介護報酬から総合事業へのサービス移行に伴い事業者を公募した。説明会を開催し、5事業所程度を見込み、予算を計上したが、実際は2事業所での事業開始となったため、3事業者分を減額するものであるとの答弁でありました。

認知症総合支援事業の初期集中支援チームの構成と活動状況についてただしたところ、認知症や認知症が疑われる方、その家族を訪問し、サポート医や保健師等の専門スタッフで連携を図り、早期の支援を行うことを目的に、現在、6名のサポート医と市で所定の研修を受けた保健師がチームを組んで活動している。当初、月1回の会議開催を想定していたが、サポート医の都合や対象者への訪問調整等の関係で2か月に1回の会議開催となっている。現在までに、17名の対象者を支援しており、3月に6回目のチーム員会議を開催する予定としているとの答弁でありました。

認知症カフェ事業の内容、実績についてただしたところ、認知症や認知症が疑われる方、その家族、地域住民、専門職、サポーターの方々に集いの場を開いていただき、認知症に関する悩みなどを、お茶を飲みながら気軽に相談できる体制づくりを図るものである。1回当たり2時間以上の開催を月2回のペースでお願いし、場所代として1回当たり1万800円を支払うこととしている。また、認知症地域支援推進員の資格を持つ4名を活用した認知症に対する啓発と、カフェ事業の普及に寄与していただくようお願いしている。4月から5月の公募を受け2事業所の応募があった。現在、喫茶店「わんど」が7月から開所しており、1人から3人の参加があるとの実績報告を受けている。応募のあったもう一つの事業所については、辞退されたため1事業所のみでの開所となっている。12月に、松山地域の「和会（なごみかい）」が実施したいと手を挙げられたことから2月の会議で諮ったところ、委託することとなり、現在契約に向けた事務手続き中で、3月の開所になる見込であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第7号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第7号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第7号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、光熱水費の増額の要因についてただしたところ、各浄化センター、中継施設等の電気料が単価改正、汚水量の増加により、当初見込みよりも1割程度増額したためであるとの答弁でありました。

施設管理業務委託料減額の内容についてただしたところ、委託については、各浄化センターの維持管理業務、機器類保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務があるが、それぞれの業務委託の執行残について、減額するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第8号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第8号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第8号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、今回の補正は、事務事業の実績に基づき、歳入は一般会計繰入金を50万5,000円減額し、歳出は施設の改修等に伴う地方債償還金利子の確定により50万5,000円減額するものであるとの説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第8号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第9号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第9号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第9号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、臨海工業団地1・2工区の流末排水工事に係る減額について、未執行による減額であるとの説明だったが、既に土地を売却済みの1・2工区についてなぜ工事が未執行となるのかとただしたところ、1工区は上組、2工区は東洋埠頭と帝国倉庫運輸に購入していただいたが、それぞれ倉庫建設の位置が決まっていなかったことにより流末排水工事に着工できず、29年度は未執行となった。平成30年度に入り、上組の第1期工事、東洋埠頭と帝国倉庫運輸も工事が始まるため、倉庫の位置が確定次第、流末排水工事を行うこととして今回の予算措置となったものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第9号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

○

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

○

日程第9 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第9、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さん、こんにちは。真政志の会の野村でございます。

まずもって、先般志布志市長選挙、市議会議員選挙が執行され、私自身も市民の皆様方の温かい御支援に支えられ、引き続き議会人として選出をしていただきました。

今後も、これまで同様、更に市民の皆様方の負託に応えるべく、決意も新たにいたしたところでございます。

市政の発展のため、市当局の皆様方と同様に、より一層努力をし、勉強してまいる覚悟でございます。今後とも、どうぞよろしく御指導賜りますよう、お願い申し上げます。

また、私どもと同様に、同日の選挙において、市民の多くの負託を受けて、新志布志市長に就任されました下平新市長におかれましては、志布志市を大きな一隻の船に例えますと、新しい舵取り役として、その手腕に期待される所は大きいと思われまます。

将来の展望をしっかりと見据えて海路を開き、大きな帆を張り、荒波の航海もあろうかと思いますが、情報という風や波をしっかりと読み取り、あらゆる場面において、大局的な見地に立ち、遺憾無くそのリーダーシップを発揮され、その大きな掛け替えのないこの志布志市を前進させていただきたいと御期待申し上げたいと思っております。

それでは、先日行われました所信表明を受けて、市長のお考えを問う形で質問を進めてまいり

たいと思います。

下平市長は、今後4年間の市政運営にあたって、「市民の皆様がどう考えておられるか、市民の皆様意見を聞きながら、市民の目線で市民が主役のまちづくりを推進していきたい」と述べられております。また、「もう少し丁寧に市民の皆さんに分かりやすく市政の情報を伝えるべきである」とも話されております。

この「市民目線」と「丁寧に分かりやすく」というキーワードでございますけれども、これからの市政運営には、非常に重要であり不可欠なものであると感じておりますので、市長におかれましても、このキーワードを大事にいただきまして、決してぶれないで、これからの質問に答えていただきたいなと思っております。

では、まず今回の市長選挙の結果と経過を踏まえまして、今後の市政運営に対する考え方をお聞きしてまいります。

一つ目に、市政ビジョンにも記されております「住みやすく魅力ある新しい志布志市を創ります」についてでございますが、「10年後を見据えた将来性のある事業を展開していく」と述べられておりました。このことは、市長自身の中にある志布志市が住みづらく、魅力無い、またまちとして将来性が感じられなかったとでも申しますか、そういったことがキーになっているのかなと感じたところでございました。

私自身は、4年間関わらせていただきまして、これまでも様々な課題に向かって真摯に取り組んできたのかなと思っているわけでございますけれども、やはり行政というものは、お分かりのように長年の積み重ねの中で仕事が成立していく部分も多く存在するわけございまして、首長が変わったから180度行政のサービスが変わっていくんだよというようなことでは、おかしな話になるのかなと思っております。ベースになる部分につきましては、変わることなく、途切れなく、良質な市民サービスの継続を行っていただきたいと思っております。

そこで、新市長になられた現在、この「住みやすい、魅力ある新しい志布志を創る」という点において、これまでの政策の継続性についてと、今後大きく変わろうとするような政策がございましたら、現段階でお示しできるものをまずはお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

私は、今回、五つの政策ビジョンを公約として掲げ、市民の皆様にお話を申し上げてまいりましたが、その一つが「住みやすい、魅力ある新しい志布志市を創る」ということであります。

市民の皆様が、志布志市に住んで良かった、志布志市は住みやすいまちだと思える魅力ある新しいまちづくりに取り組み、特に若者に魅力あるまちづくりを進め、10年後を見据えた将来性のある事業を展開してまいります。

志布志の強みは何と言っても国際バルク戦略港湾に選定された志布志港の発展であります。加えて、都城志布志道路及び東九州自動車道のインフラ整備など、地理的優位性に加え、臨海工業団地の分譲と整備を引き続き進め、企業誘致環境を整えることで、相当数の雇用が拡大し、雇用の促進と生活の安定化が図られてまいります。

このような取り組みは、志布志市の強みでありますので、引き続き進捗が図れるように努めてまいります。

大きく変わろうとする政策かどうかは別といたしまして、新たな取り組みとして、起業支援センターを設置して、更なる雇用の促進と生活の安定化を図ってまいりたいと考えているところであります。

○6番（野村広志君） 今、市長の答弁の中にありました「起業支援センター」ですけれども、雇用の促進と、安定した生活をつくり出すというようなことで、この起業支援センターの設置ということが、施政方針の中にも含まれておったところですが、その役割と期待される効果について、まずはお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 起業を検討している方へ分かりやすいように、ワンストップでの相談を気軽にできる機能を持った拠点として、起業支援センターの設置に向け調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 市長の方から分かりやすくワンストップでというようなお示しでしたが、雇用の創出につながっていくということは、理解するところですが、今この雇用の問題で圧倒的な労働者不足というのが顕著に出ているということも、各紙新聞等でも、またメディア等でも言われているところでございます。

雇用する側は、求人は出すけれども、雇用者が働きたいという方々との上手な合わせ方、俗に言うマッチングということの難しさが懸念されているわけでございますし、その難しさが非常にあるわけですが、その課題についても、起業支援センターなどで対応していくという考えでおられますか。

○市長（下平晴行君） 雇用対策についても関連がありますが、これは別なものとして取り組んでいきたいというふうに思っております。

平成29年度においては、市内・県外就職合同説明会や、企業ガイドブックの作成等を行い、雇用対策に取り組んでいるという状況でございます。

○6番（野村広志君） 市長、所信表明の中でも市長の考える「住みやすい、魅力あるまち」ということ、先ほど、住みづらく、魅力が無いまちなのかなという話も少ししたところでしたが、市長自身が考える、この「住みやすい、魅力あるまち」というのは、どんなまちをイメージされますか。

○市長（下平晴行君） 私が考える「住みやすい、魅力あるまち」とは、所信表明でも申し上げました。臨海工業団地の整備など、企業誘致環境を整えることで雇用の拡大が促進されて、生活の安定化が図れることや、そして、子育ての経済的負担の軽減や、移住・定住に対してきめ細やかな支援を行うこと。

そして、緊急医療体制の充実で、安心して子育てができる、暮らせる、そういうことであります。

それから、志布志市の地理的優位性を高めて基幹産業及び商工観光業の振興を図ること。これ

らの取り組みが、実践、充実されることが考えられます。

そして、志布志市の市民の皆様が、子供から高齢者まで老若男女問わず、健康でそれぞれが生き生きと笑顔で地域が支え合い、安心・安全に暮らせる、みんなが自分の地域に自信と誇りを持った「行ってみたいまち」「住んでみたいまち」と思ってくれるようなまちではないかというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 今、市長からありましたが、大きくは今までの考え方とは、変わっていないのかなど、市民生活について、「住みやすく、魅力あるまち」「住んでみたいまち」というような考え方には、大きな変わりはないのかなと感じたところでしたけれども、では、もう一つ伺いたいと思いますけれども、「若者に魅力のある」ということも、そこで述べられております。この若者に特化したということになるのでしょうか、この「若者」の定義、どこからどこまでというのがいろいろあるかと思えますけれども、若い子供たちから、そういった若い世代に魅力のあるまちというのは、市長は、どのようなことをイメージされて、まちづくりを考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、やはり「行ってみたいまち」「住んでみたいまち」、そして、「住んで良かった」というまちではないかというふうに思っております。

自分が希望する働き場があること、そして、快適な住環境が整備されていること、晩婚化や非婚化が進む中で、希望する人の出会いの場が参加しやすいことなど、そしてまた、妊婦の相談窓口や医療体制の整備により、安心して出産を迎えることができるまちであると思えます。

そして、出産後は、安心して子供を預けられる場所や、子育ての不安や悩みを相談でき、子供が急に体調を壊した時など、いつでも適切な診察が受けられる、そういう医療体制の整ったまち。

そして、子育てに対して大きな負担を感じることなく、ゆとりを持って楽しく子育てができるまちではないかと思えます。

更に、子育て世代が集まる場所であり、子供を一緒に遊ばせながら子育てに関する情報を交換し、交流を深めることができる、地域の人たちが子供の見守りなど子育てに積極的に参加し、伸び伸びと元気に遊ぶ子供たちの笑顔や歓声があふれているまち、そんなまちにしていきたいと思っております。

○6番（野村広志君） これからの志布志市を支えていく若い人たちへの様々な想いと、考え方を今市長に述べていただきました。

市長が政策ビジョンで、この所信表明の中でも示されている五つの視点という部分の中にも多くそのことは含まれているのかなと感じたところでした。

この魅力あるまちづくりの一つとして、志布志地区については、「歴史的文化遺産の資源を保存・整備し、歴史のまちづくり事業を推進していく」と述べられておりました。そのことについては十分理解もいたしますし、賛同いたすところでございますけれども、このことがこれまでは、県や本市の方でも推し進められてきた事業の継続であるなど感じているところでございますけれども、新しい魅力あるまちづくりの取り組みにおいて、前段にも述べられたように、旧町の枠に

とらわれることなく、志布志市に住んで良かったとか、住みよいまちだと言える、新しい魅力あるまちづくりに取り組んでいくという、市長が述べられることによって、話によって、有明地域であるとか、松山地域においては、この「旧町の枠にとらわれず」の言葉の下で、なんだか埋没してしまっているような懸念が感じられたところでもございました。

特に、今回市長自身が志布志地域の出身であるという点もございまして、全てが志布志市の中心地域を中心にしながら物事が進んでいくのかなというようなことを懸念する声も多く今回聞かれているところでもございます。

お分かりのように、志布志市の中には同じくして中山間地域や農村地域、よく言われる過疎地域等も多く点在している中で、限界集落に陥りながら、若者の定着がなかなか無い地域も本市の中には多く存在することもまた事実でございます。そういった地域や市民に、市長はどういった言葉、市長自身の言葉で、この「魅力あるまちづくり」についての説明をされていくのか、非常に重要だと思います。

先ほど市長が言いました、この所信表明の中にも入っています。「市民目線で」という、決してぶれないでくださいという話を最初にいたしましたけれども、そういった目線の中で市長がどういう思いの中で、市民の中に説得をしていかれるのか、この話をされていかれるのかということは、非常に市民の方も心配されていることでもございますので、具体的な例等もあれば、お示しをいただきながら御説明いただければと思います。

○市長（下平晴行君） 御承知のとおり、合併して12年が経過しております。この間「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を目指して、旧町の均衡あるまちづくりが行われてきたというふうに思っております。どういった言葉で「魅力あるまちづくり」の説明をするのかということではありますが、それぞれ志布志市を構成する魅力ある地域として、園芸振興の取り組みや、やっちくの熱い地域づくりの松山地域、そして、茶業振興の取り組みや開拓精神の歴史を引き継ぐ有明地域、そして、商店街や港を活用した交流拠点と雇用促進の核となる志布志地域、それぞれの地域の長所や特性を生かして、「オール志布志市」でまちづくりを推進していくということでもございます。

○6番（野村広志君） 市民の方に、その言葉で一緒にやっていくんだよと、一緒だよというようなことで御理解がいただけるということでしょうか。これから様々な場面で、そういったことを説明されていかれると思います。この所信表明の中に入っていました松山地域、有明地域、志布志地域の様々な取り組み方、また後で詳しくお聞きしてまいりますけれども、そういったものを丁寧にやっぱり説明をしていくということは、非常に必要なことかなと思っております。先ほど申しましたように、地域間のバランスが壊れるんじゃないだろうかという懸念をする声というのは、やはり真摯に受け止めていただければと思います。

実際に、このマニフェスト自身で地域の格差がますます広がってくるのかなという懸念する声があることは事実だと思いますし、また、そういった声についてもしっかりと向き合った中での説明責任を果たしていくということも市長自身のやはりそれは責任であるのかなと思っております。

今後のことに対して御期待申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。
では、次に伺います。

移住・定住につながる子育て支援の在り方についてお伺いしてまいります。

この点について、市長自身も極めて重要な課題であるとの認識でおられるようであります。

そこでまず、「学校給食の無料化を目指す」とすることと、「保育料の更なる軽減について、総合的に検討する」と述べられておりますが、まず、給食を無料化にすることについてお伺いしてまいります。

まず、無料化する場合の今後想定されるプロセスみたいなものについて、イメージされていることをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） まずしっかりと調査・分析をして、全庁的な協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

プロセスについては、対象者の範囲確定、事業についての周知、事業必要予算額の確定、予算の確保など等になると考えております。

○6番（野村広志君） では、実際に給食の無償化について、実際どれぐらいかかってくるのか、費用がどれぐらいかかるのかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 全児童生徒の給食費を完全無料化した場合、1億1,700万円程度必要になると試算しております。

現在、多子世帯給食費負担軽減事業と就学援助費で給食費の100%支給を実施しておりますので、平成30年度当初予算で試算しますと、8,200万円程度の財源が新たに必要になると試算しております。この多子世帯給食費負担軽減事業については、3子以上は、現在も無料化としているところであります。

○6番（野村広志君） 現在は、3子以上は無料化ということでございますけれども、では、実際に1億1,700万円ないし、現在行われているものを差し引いても8,200万円ほどかかるということでございますので、この財源の裏付けについては、どのように考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） これは一般財源となります。

○6番（野村広志君） 一般財源ということでございますけれども、では、当然持ち出しはこちらからなるかと思っておりますけれども、教職員の方々についてと、もう一つ合わせて、本市に住所の無い、他から本市に通学される子供たちも中に含まれると思っておりますけれども、そういった方々についても、この給食費の無償化については取り組んでいく考えでいるのかどうか、そこについてもお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 教職員等については、従来どおり負担をしていただくという考え方でありませう。

市外から来ている児童・生徒については、内部で調整をしてまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） 実際に松山地区であれば、曾於市の方からも通学されている子供たちもいらっしゃいますし、他にいらっしゃるかどうか把握はしておりませんが、多数いらっしゃ

やるのかなと思います。そういったものの対応等も出てくるのかなと思いますので、そこはまた、しっかり協議していただければなと思っております。

では、教職員は実費をいただくということでございますけれども、金額的にはどれくらいの金額になるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 約1,650万円程度になります。

○6番（野村広志君） はい、分かりました。

では、もう一つ、給食の無料化を進めるに当たって、お願いと申しますか、取り組みの中でのことでございますけれども、実際に地元の食材を使いながら、給食の提供等も行われているかと思っておりますけれども、現在、地元の食材等々については、どれぐらい使用されているのかということとを把握されておられますか。今回、教育長にはちょっと通告しておりませんでしたので、市長の方でお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 野菜につきましては、約5割程度活用しているということでございます。特産品のハモ、うなぎは10割、全部100%使っています。それから、肉類については、ちょっと中身についての把握はできていないということでございますが、県内の物を使用しているということでございます。

このことについては、私も従来から、あらゆる物を市内の物を使っていくことが大事だというようなことは言っておりますので、そういう方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 市長もそういう思いでいらっしゃいます。地産地消という言葉もございます。今後こういったものをぜひ要求していただければなと思っております。無料化等、取り組んでいかれるということでもございますので、総額の費用等々、若干違いが出てくるかもしれませんが、なるべくなら地元の食材を使用していただければなと思っております。

では、保育料の軽減についてお聞きしてまいります。

市長が示されたように、国の支援策に加えて、市単独での支援策として4割の軽減が実施されております。このことは、目的としては子育て世代の負担軽減や、住みやすいまちづくりにつながっていくと思われませんが、今回、移住につながっていく子育て支援の取り組みに掲げられておりますので、この子育て支援の取り組みの中でのこの軽減策というのが、どういったイメージを市長が持っていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいますように、国の制度においては、子供の年齢や世帯の所得にもよりますけれども、第2子は半額、第3子は無料となっております。

更に志布志市では、独自の施策といたしまして、国の保育料の基準額を4割軽減した市独自の保育料に設定をしているところであります。

国の幼児教育無償化の現時点での方向性としては、世帯の所得に関係なく3歳から5歳の子供と住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳の子供について、認可保育園の保育料を無償化する方向で検討されております。

平成31年4月に一部前倒しで行う予定で、平成32年4月に全面実施の予定と認識をしております。

そのような国の方向性や平成30年度から取り組まれる薩摩川内市や、いちき串木野市の施策も参考にしつつ、財源の確保等、財政的な面を含めた本市独自の軽減策の検討を行っていかねばならないと思っております。

○6番（野村広志君） では、これは国の方針が若干示されたわけでございますけれども、その例に沿った形で進めるという認識でよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） はい、そういうことでございます。

○6番（野村広志君） では、新たな形で国が軽減策を示すということと別に、市単独で、今様々な支援策を講じておりますけれども、国が補填できないものについての支援策については、今後新たに考えていくことになっておりますか、どうですかそこは。

○市長（下平晴行君） はい、そのように内部で調査・研究してまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） この移住・定住政策を大きく考えたところで、全ての自治体が軽減策、国が一律にする軽減策に乗っていけば、地域としての魅力というのには陰りがあるのかなと思います。全ての自治体が、そのことに取り組めばということでございますけれども、確かに大幅な保育料の支援というのは、受益者にとっては間違いなく有益なことだなと感じるところでございますけれども、そのことと同時にハード面とソフト面、この両面における環境の整備も、市としてはセットで取り組んでいかなければ、なかなか確立された移住・定住政策へはつながってかないのかなという気がいたしてならないわけですが、現時点で市長が述べられることとして、この子育て支援全体を見たときに最終到達点、本市における子供たちですね、この子育て支援をしていくという全体像を見たときに最終到達点みたいなもの、市長がイメージされることがありましたら、国の政策も含めながら、お示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 今述べました学校給食費や保育料等の経済的な負担軽減の支援だけではなく、現状では住宅用地の整備・分譲や新築等住宅取得に係る助成金、志学教室やタブレットを活用した授業など、教育分野における市独自の魅力ある取り組みなど、総合的な支援策に取り組んでいるところであります。

全国の自治体が様々な移住・定住施策に取り組んでいる中、人口減少に歯止めをかけることは簡単なことではないことは承知しておりますけれども、財源の問題もある中で、これらについては、しっかりと効果検証を行い、必要に応じて見直しをしながら効果的な事業に取り組んでいく必要があると考えております。

○6番（野村広志君） 最終到達点という話をしましたけれども、市長のイメージされていること、これからまた、6月に施政方針等がまた示されるのかなと思っておりますけれども、しっかりとした取り組みが今後図られてくること、この点についても御期待申し上げたいと思っております。

では、次に、この2番目のところで、移住定住支援コーディネータの設置について記載がされ

ております。

定住後のフォローができるきめ細かな支援の取り組みをすとされておりまして、地域おこし協力隊などの現状の事業を効果検証し、活用したいと述べられております。

本気で、この移住・定住についての取り組みを進めていくなれば、効果的に機能させていくためには、やはり現在の縦割り行政では、なかなか到底成し得ないような気がいたしてならないわけでございます。これは、同僚議員からもこれまでも幾つかあった話であろうかなと思っておりますけれども、後でも、また少し触れますけれども、この行政改革の中で人口減少の問題であるとか、少子高齢化への対応を含めながら、本気度を示すという意味でも移住定住推進課、名前はまた別といたしまして、こういった縦割りの行政を横でつないでいくというような、ワンストップで対応できるような窓口、先ほども「ワンストップでの窓口で対応を考えていかなければならない」という答弁もございましたけれども、そういったものが必要じゃないのかなという気が非常にしております。市長自身も今回、係制からグループ制への移行ということが提案なされているようでございます。横の連携の必要性については、十分に理解されているかと思えます。その点について、市長のお気持ちをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今回の所信表明で、おっしゃるとおり移住定住支援コーディネーターの設置についてお示したところでございます。

移住・定住につきましては、現在企画政策課で所管しておりますが、議員御指摘のとおり、福祉、保健、市民環境、商工観光等の広い範囲での情報発信と連携が必要であると感じております。

そういう意味で、まず窓口を設置して親切な対応、そして、専門的な支援をしていきたいと考えているところでもあります。

今後、先進事例も調査しながら関係各課とも連携してまいりたいと思います。

組織については、全体的な見直しについて、今後検討してまいりますので、係制からグループ制になぜするのか、これはやはり町民の皆さんが来られて、今縦割り行政でやっております。その担当がいなかった場合に対応ができないと、それを無くすためにも、これは市民サービスとしての一環でございますが、誰でも対応できるというような取り組みをしてまいりたいということでございます。

○6番（野村広志君） 今、窓口での在り方についても、市長から述べられたわけですがけれども、やはりスピード感をもってこのことも取り組んでいただければなと思っております。

組織の再編と、今回後で触れますけれども、庁舎の問題等々もございます。そういったものを総合的に含めながら、この組織の再編についても議論が深まってくるのかなという気がしておりますけれども、大体こういったことを含めながら、庁舎内の課、また窓口等々の再編については、どれぐらいの期間をもって取り組む考えで市長はおられますか。市長の思いで結構です。早い段階でということでもございましたけれども、どれぐらいのスピード感をもって取り組まれるおつもりでいらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） これは早急にできるだけしたいんですけれども、内部で調査・検討を十

分していかないと、また一方的に進んでしまうと、逆にいろんな問題が生じてしまいますと、市民に迷惑を掛けますので、内部で十分調査・研究してできるだけ早い段階で取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 市役所とは、「市民のために役に立つ所でなくてはならない」と市長も述べられております。私も、まさにそのとおりであるなど感じております。もろもろの問題等を真摯に受け止めていただきまして、この行政改革においても、大胆な取り組みを今後また期待申し上げたいなど思っております。

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————

午前11時57分 休憩

午後1時03分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

○6番（野村広志君） 午前に引き続き、よろしく願いいたします。

では、次にお伺いいたします。

身近で安心な医療体制の充実についてのところで、現在の医療体制の現状を踏まえ、今後の地域医療の在り方についてお聞きをしてみたいです。

地域医療の現状については、十分認識されていると思いますが、所信表明の方でも示されておりますように、都城志布志道路、東九州自動車道などインフラが整備され、交通アクセスの向上により医療体制のそのものを広域的に捉え、2次医療、3次医療といった他の自治体に依存しながら、お互いを担う形での体制づくりというのが今後も必要な中、現状として、鹿児島県下において2次医療圏であります曾於地域においては、医師の数ですね、人口10万当たり全国の251.7人に対しまして、県が272.5人、曾於地域が107.5人ということであるようでございます。

小児科医については、小児人口1万人当たり、全国が10.7人に対して、県が8.6人、曾於地域は3.1人しかいらっしゃいません。更に産科医でございますけれども、出生1,000人当たりでございますけれども、全国が11.3人に対しまして、県が10.3人、曾於地域においては、なんと1.7人しかいらっしゃらないというような現状があるようでございます。そういったことを背景にしながら、産科医を含む緊急医療体制が整った病院を関係機関と連携をしながら検討していくということが示されておりますけれども、これまでも医師の確保に向けた様々な協議がなされてきたわけでございますけれども、若い研修医は医療技術の発達を受けまして、最先端医療によるスキルアップを多く望んでいるということで、なかなか地方の方には赴任をしていただけないということを聞いているようでございます。

また、二つの曾於医師会立病院の在り方等についても、先の見えないような状況が今続いている

るようなところでございます。

ぜひとも市長の熱い思いで、この強いリーダーシップを発揮しながら活路を見いだしていければと思っているところですが、この点について市長のお気持ちをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 子供から高齢者まで全ての市民が安心して暮らすためには、緊急医療体制の充実が必要不可欠であります。

現在、休日や夜間の時間帯に対応するため、曾於医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、そして、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成連携協定に基づく夜間急病センターの運営、ドクターヘリの運航などの緊急患者輸送等に、各医師会や構成市町等と連携して、地域での救急医療体制の維持・確保に努めております。

また、大隅4市5町保健医療推進協議会では、特に不足している産科医療体制につきまして、広域で医師確保に取り組んでおります。

今後、都城志布志道路や東九州自動車道など、インフラが整備され、交通アクセスが充実してまいります。産科医を含め緊急医療体制が整った病院を志布志市に持つてくることはできないか、関係機関や大学等と連携し、検討をしてまいります。この問題につきましては、非常にハードルが高く、難しい問題だと認識しておりますけれども、安心して子育てができるまちを進める上でも、また若者の移住・定住を推進していく上からも解決していかなければならない問題でありますので、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 今、市長からありました。このことは、なかなか本市だけでは解決ができないものなのかなと、なかなか前進していかないのかなという思いでおります。これまでの経緯等もございませぬ。すぐに答えが出せない問題でございませぬけれども、しっかりと腰を据えて、市長、今までの経緯を含めながら関係機関との協議を進めていただきたいものだと思っております。

それでも、一日でも早い地域医療の体制づくりの確立に向けた努力を進めていただきたいわけでございますけれども、大体目標としまして、ここ数年あまり動いていないような状況がありますので、市長が考えられるところの目標として大体どれぐらいの時期をもって、方向性であるとか、結論が見いだせるところまで持っていかませぬでしょうか。そういった取り組みについては、おおよそどのような時期をもって進めていかれるのか、お考えがあれば、お示しください。

○市長（下平晴行君） この医師確保を含めた緊急医療体制の整備充実につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、曾於医師会や都城市と鹿屋市との定住自立圏形成協定に基づく夜間急病センターの運営、そして、大隅4市5町による保健医療推進協議会及び曾於地域医療確保対策協議会において、医師確保に努めているところであります。

有明病院の存続を含め、医師会立病院の在り方についての関係機関等との協議は、ここ3年近く行われていない状況であります。このようなことから再度関係機関との協議に向けて課題の整理を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

市単独では、できることではありませぬので、時期等についてはお示しができないところでござ

ざいます。

○6番（野村広志君） 再三、今話をしております。なかなか本市だけでは進まないことでもございまして、関係市町村としっかりと協議を進めていただきまして、先ほど3年ぐらいはあまり動いてないよというような答弁もありました。有明病院と医師会立の事等を含めましてですね。そういったものも、しっかり目標値を決めていただいて事に当たっていただければなと思っております。このことは、本当に地域医療の在り方については、もう再三お願いをしているところでもありますし、これは市民の方々からの大きい声でもありますので、一日でも早い、そういった体制確立に向けた取り組みを進めていただければなと、お願いをしておきたいと思っております。

では、次にお伺いいたします。

「海外市場も視野に、基幹産業及び商工観光等の振興について」のところ、志布志港に期待される様々な背景を踏まえ、本市の基幹産業である農業振興にどのように寄与させていくのかお伺いしてまいります。

皆様御存じのとおり、志布志港は国際バルク戦略港として着実に整備が進められ、また都城志布志道路と東九州自動車道の2本の高速道路の整備も急ピッチで進められており、市長も御認識のとおり、まさに今、志布志市は南九州の国際物流拠点港としての注目を集めております。

しかし、言われるとおり、市民目線で志布志港がどのように映っているのかということは非常に心配される所です。志布志港が整備・充実されることは大変喜ばしいことでもございますけれども、市民から見た、市民にとって望んでいる志布志港というのは、どのようなものに映っているのでしょうか。

市長が選挙戦を通して、市内全域を回られ、多くの市民の方々とお話をされてきたということもお聞きしております。まずは、そういった声等を含めながら、この志布志港についての市長の見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 本市の最大の強みは、おっしゃるとおり、重要港湾に指定され、かつ国際バルク戦略港湾に選定されている志布志港であります。

新若浜地区の国際コンテナターミナルでは、外貨コンテナ定期航路が台湾、香港、中国、韓国との間に4航路、週13便体制で就航しているほか、現在では穀物と同様に南九州のコンテナ輸出入の拠点となっており、将来的には産業用資材をはじめ、農林水産物の輸出拠点となることも想定し、コンテナヤードの拡張、機能強化を目指し、調査も行われております。

このように志布志港は、背後地域の発展に寄与し、南九州の国際物流拠点港としての整備が進んでおります。

志布志港の平成28年の取扱貨物量は、速報値で1,023万t、国際コンテナ取扱量は9万TEUと、取扱量は多いですが、その取り扱いの大半は輸入となっております。輸出品が非常に少ないのが現状であります。

今後は、本市の魅力ある農林水産資源をはじめ、南九州地域の産業資源等の輸出拠点港として、いかに輸出品を増やしていくかが課題となっております。

このようなことで、市民の皆さんが望んでいる志布志港とは、企業誘致による雇用の拡大はもとより、さんふらわあの新造船導入や、クルーズ船誘致による観光客の誘致をはじめ、輸入と同時に、本市の魅力ある農林水産資源が志布志港から海外へ輸出され、ひいては市民の所得向上につながることを望まれていることだというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 私のところに、なんだかですね、我々の市民とは全くかけ離れた所で、この志布志港が感じられるよねというような話がちょっとあったところでございました。

所信表明の中でも触れられておりますが、近い将来、産業資材等や農林水産物の輸出拠点としての志布志港の背後にある地域が、しっかりとその役目を担っていくことこそが、港湾を持つ地元自治体としての責任のような気がしてなりません。このことは、市長も申されておりますので、同じ認識であるのかなと思っております。

他の自治体に、これは決してまねのできない特質的な環境であるのかなと思っております。今一度しっかりと、そのことを受け止めていただきまして、地域の活性化を我々市民もしっかりと享受できるような結び付きに取り組んでいただければなと思っております。

特に、この農業振興においては、今後海外を視野に入れながら、グローバルマーケティングの戦略を図り、志布志港の優位性、機能性を世界中にアピールしていただきたいと思っております。本市の良質で安心な農林水産物を志布志港から、農業生産者を含む市民の所得、今市長からもありましたけれども、所得にしっかりとつながっていくような政策に結び付けていただければなと思っております。市民の方々も、このことについては大変注目しております。もう一度市長の気持ちをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 私の今回の政策ビジョンにお示ししているとおり、海外シェアも視野に入れた基幹産業及び商工観光業の振興を掲げております。

今後、道路網などのインフラの整備も進み、本市の地理的優位性を最大限に生かし、志布志港へのアクセスが向上することで、輸出の増加につながり、また地域の活性化に向けて大きく貢献できるよう、市民の皆様をはじめ、港湾関係者と積極的に連携を図り、関係機関への要望も私が先頭に立って取り組んで、地域の活性化を目指してまいります。

また、生産部門については、輸出に取り組む農家も年々増加しております。特に、お茶については、平成28年度実績では、70 tを輸出向けに出荷しております。年々増加してきておりますが、現在は少量のため空輸がほとんどであります。今後、輸出量が増えてきますと、船便での輸出も考えられますので、期待していきたいと思います。

○6番（野村広志君） 市長が先頭に立って取り組むと今明言をされました。ぜひとも全面的な取り組みを図っていただければなと思っております。

志布志港湾は、国や鹿児島県の管理の下で開発整備が進められておりますが、やはりここは港湾を持つ地元自治体の長として、責任ある取り組みをお願いしておきたいなと思っております。

地理的な優位性を含めながら、なかなか足踏みの状態で、もう一歩前に進んでいない部分もございます。輸出拠点港として、全面的な取り組みを御期待申し上げたいなと思っております。

次に移ります。

次に、市民の皆様も、このことはまた同僚議員も大変注目をしているであろう、庁舎の在り方等についてお聞きをしてみたいです。

市長は、選挙戦を通して、この問題に対して、その必要性を唱えてきておりました。また、所信表明の中にも、そのことは、しっかりと明記されておりましたが、このことは合併協議会の中で様々な議論がなされ、現在の位置に落ち着いた経緯がございますが、合併後12年が経過し、このことも、やはり議論していくステージ、場になってきているのかなという気がするところでございます。

そこで、まずは、その必要性について市長の見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 合併協議当時とは、交通網等の外的要因、また職員数等の内的要因も変化してきております。

庁舎の在り方については、見直しをしていくべきものだと考えております。

○6番（野村広志君） 市長のお気持ちであろうと思います。そのことをもって選挙戦を戦ってこられたということもございますので、受け止めたいと思っておりますが、様々お聞きしてみたいと思います。

まず、経済発展の核となる拠点が必要であるということを経理は申されておりました。そのことについての認識はするところでございますけれども、この核となる拠点についてでございますけれども、市庁舎をということでございますけれども、この経済の発展の核になるものが市庁舎でなければならないという思いでいらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 民間企業だけでは解決できない課題を行政と民間が一体となって解決し、人と人の交流、そして、人、物、金、情報が行き交う、このことを実現するためには、市庁舎が拠点となっていくべきものだと考えております。

○6番（野村広志君） この所信表明の中に、本庁舎の全体の移転については、市民の皆さんの意見を聞きながら丁寧に説明をすると述べられておりますが、具体的には、どのような形でお聞きになるのか、様々聞かれる場面があるかと思っております。市民と語る会であるとか、パブリックコメントのようなものを開催するとか、また、検討委員会みたいなもので広く市民の意見を聞きながら検討していくのかということがあるかと思っておりますけれども、その辺については、どのようなお考えでいらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃいますとおり、いろんな各種会合等、そういう機会を捉えて市民の皆様には説明をしてみたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） では、この庁舎の移転ではなくて、機能の移転についてでございますけれども、この件については、特段方針の中では説明するといったような文言は見受けられなかったんですけれども、この機能の移転をやるということではございましたけれども、先に。市民の意見は聞かずに進めるということでは理解してよろしいわけでしょうか。

また、そもそも本庁機能の移転というのは何を指しているのか、少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） これまでの議員活動や、それから市長就任前の政治活動の中でも、市民の方々から、いろんな意見をいただいたところでもあります。それらの意見を踏まえた上で、機能移転について所信表明をしたということでございます。

[野村広志君「どういった機能」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） 体制ですか。

[野村広志君「機能移転というものの自体がどういったものなのか」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） これは市長室と、それから主要課を移転するということでございます。全体を持ってくるとなると、そういういろんな法的なところもございますので、そこら辺も含めた中での機能移転ということでございます。

○6番（野村広志君） では、今から様々な声がまた聞こえてくるのかなと思っておりましても、仮に、市民の中から先ほど声を聞くというようなこともありましたけれども、反対の声が多く聞かれた場合、様々な声があるかと思えますけれども、その場合どういった対応をされていくのかということをお聞きください。

○市長（下平晴行君） このことについては、繰り返し説明をして、理解していただくという取り組みをしてみたいと思います。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、はじめに機能の移転の中で、市長室と主要課については移転をされると申されたところでございますけれども、主要課については、どの程度というか、どの課をと、具体的なことをもうイメージされていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 総務課、企画政策課、財務課、港湾商工課を考えております。

○6番（野村広志君） 議会は、どのように考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 議会については、20人の議会構成での議会の在り方がありますが、志布志支所の方が利用ができるのかどうか、そこら辺も含めて、今後調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今お示しがありました総務課、企画政策課、財務課、港湾商工課というような形でのことではございましたけれども、関係課が分散するような形になるのかなと思っております。

先ほど、縦割り行政の弊害等々の話も少ししたところでございました。横のつながりの重要性が必要だということのお話もしたところでございました。そういった中で、実際に分散されるということでのデメリットというか、弊害が発生しませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 行政サービスの低下を招かないように、連携を密にして取り組んでいきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） そういった形で進めていくということではございますので、非常に職員の方々も煩雑になり大変苦勞されるのかなという懸念が感じられるところでございますけれども、市長が、そういう形での思いがあるということではございますので、そこについては、庁舎内でし

っかりと議論を積み上げていかなければならないのかなと思ったところでした。

では、もう1点、当然スペースを確保しながら入れ替えというような形になるのかなと思ったところでございますけれども、今この4課、市長室を含めての移動ですけれども、変わるということをおっしゃられたところですが、入れ替えとなると、どこかが動いて、今言ったものを入れるという形になるかと思っておりますけれども、そこについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、内部で十分検討して取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） やはり、4課、市長室まで含めると、かなりの庁舎内のスペースも、やっぱり必要なのかなと思っております。当然、志布志庁舎に全てこれが収まるという、現状のまま収まるには到底思えませんので、どこかにやはり変わるというような形が出てくるのかなと思っております。早い段階で、その辺についても庁舎内で議論していかなければ、このことを進めるのであればですね。やはり先ほど申された「行政サービスの低下を招かないように」ということでもございましたけれども、そういった懸念は絶対に付いて回るのではないのかなと思っております。しっかりと、そこは進めていただければなど、お願いしておきます。

では、現在まで10数回にわたりまして、協議を進めておりました、この庁舎等在り方研究会の答申でございますけれども、そういったものの答申をどのように受け止めるのか。また、庁舎内で職員間を含めながら、こういったコンセンサスをとって、どの程度そのことを参酌をしながら、この機能移転等々について進めていくのか、見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） このことについては、一つの意見として、受け止めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 何回かずっとこの話し合いも進んでまいりましたので、中でも様々な意見等々がまとめられているのかなと、我々にちょっと示されていないものですから、中身までは分かりませんが、そういったものも参考にされるということでもございましたけれども、十分にそこは受け止めていただければなどと思っております。

では次に、本庁舎機能の移転を先に行うということで、機能移転でございますけれども、先ほどからお話をしておりますことについて、まずは、係る費用についてお聞きします。どの程度、今回機能の移転をすることによって費用がかかるかということの積算をお願いします。

○市長（下平晴行君） 現段階では、具体的な計画の策定の前でございますので、費用については、積算はしてないところでございます。

○6番（野村広志君） 当然費用がかからないで移転ができるわけではないと思います。これはまだ機能の移転ということでもございますので、今後また本庁舎を移転する等々が出てきた場合、更に大きな費用等がかかるのかなという気がしております。

また、建て替え等の話もちろはら声が聞こえるのかなという気も若干するわけですが、そういったことも踏まえながら、やはりしっかりと財源の裏付けが、根拠がなければ進めて

いけないのかなと思っておりますけれども、仮にそういった大きなお金が必要な場合の財源の根拠というのは、どのようなものを考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 庁舎等にかかる費用のために、起債においては合併特例債を活用してすることになるんじゃないかというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 合併特例債でなければ、こういったものについては、基金としての使用はできないということで理解してよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） 移転の場合ということでございます。

○6番（野村広志君） では、そもそも機能の移転ということになるのでしょうか、将来を見据えながら本庁舎の移転なのか、また、建て替え等々ということになるのでしょうか。

また、仮に建て替えるとした場合、最適な場所等については、どのように考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） まずは、庁舎を建て替えるということじゃなくて、志布志支所に先ほど言いました市長室と主要課を移転して、最終的には本庁機能、本庁舎を移転したいという考え方でございます。

○6番（野村広志君） 合併特例債うんぬんという話は今ありました。これは市長でもいいし、財務課長でも構いません。庁舎の移転、建て替え等々を含めながら、増床も含めて、リフォーム、もろもろあるかと思っておりますけれども、将来的には建て替えということも出てくるのかなという気がしますけれども、こういったものに関する基金というのは、現在どれぐらい積まれていますでしょうか。

○財務課長（仮重良一君） 建て替えに備えた基金との質問でございますが、現在、庁舎等の建て替えに備えた基金というのは無いところでございます。

○6番（野村広志君） 基金の積み立ては無いというような回答でございましたけれども、もろもろ基金は積まれておりますが、その中で流用という言葉は適当かどうか分かりませんが、使えるような基金というのもございますか。

○財務課長（仮重良一君） 今、リフォームとか、移転をする際、いろんな経費等が発生するわけですが、それに充てるとなると、現在のところでいきますと、施設整備の基金等については充てられるというふうには考えているところでございます。

○6番（野村広志君） では、現在三つの庁舎を持っておりますけれども、ここの耐用年数について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 3庁舎の耐用年数については、日本建築学会、建築物の耐久計画に関する考え方によるデータを基に、60年としております。本庁舎、この本館の竣工年度が昭和58年、残年数が26年ということでございます。

松山支所が昭和44年竣工でございます。残年数が12年。

志布志支所が昭和55年竣工で、残年数が23年となります。

○6番（野村広志君） 今お示しいただきましたけれども、当然建物でございますので、コンク

リートの耐用60年ということを考えても、耐用年数はいかかなものなのかなと思ったところでした。

当然10年、20年というスパンで、このことについても議論を深めていかなければならないのかなと感じたところでした。

仮に、機能の移転と本庁舎移転というような形になった場合、分庁方式なのか、それとも総合支所方式なのか、その辺についてのお考えはございますか。

○市長（下平晴行君） 一時的には、分庁方式かつ総合支所方式、いわゆる志布志支所、松山支所、有明支所と一時的にあるわけですね、最終的には本庁方式に移行する必要があるというふうに思っております。

○6番（野村広志君） では、移転時期等についてお考えがございますか。

○市長（下平晴行君） 市長室と、それと主要な課については、できるだけ早い時期に、早くしたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 具体的な時期は示せませんか。

○市長（下平晴行君） これからいろいろ内部で協議をしていかなければいけませんので、いつということは明確に言えないということでございます。

○6番（野村広志君） 分かりました。

防災減災の観点から見たときに、もろもろ勘案した場合、市長は志布志支所の方にとということでございますが、その防災減災の観点から見た場合、この場所で大丈夫でしょうか。

○市長（下平晴行君） 各種防災計画、マニュアル等の見直しを行い、現在の志布志支所の場所でも防災減災対策がとれるよう体制を整えてまいりたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） では、もう1点、志布志支所は、現在駐車場の不便さが懸念されておりますけれども、私は以前一番質問の中でも、志布志支所の駐車場の問題であるとか、文化会館の連携性についての質問をしたところでした。

そこで、志布志支所の5階から高架橋のようなもので、文化会館までの連絡通路を整備すれば、どうだろうかという提案をさせていただいたところでした。この両施設の利便性を図るとともに、防災減災の観点からも志布志支所が地域住民の津波避難タワーや避難通路として使える役割を担うということの可能性があるのではないのかなということでの提案をさせていただきました。

ここについて、市長のお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、志布志支所の駐車場問題についても、取り組むべき課題があるというふうに認識しております。

文化会館までの連絡通路につきましては、文化会館自体の耐用年数や公共施設としての在り方等もございますので、今後調査をさせていただいて、取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今、文化会館でということでありましたが、文化会館の耐用年数がお分かですか。

○市長（下平晴行君） 年数については、確認してから、また御連絡申し上げます。

○6番（野村広志君） 分かりました。

この庁舎問題、様々お聞きしてまいりました。市民も大変心配しておられます。正直申しまして、まだまだ市民への理解のところまでは至っていないのかなというような気がいたしております。

市長におかれましても、「市民の皆さんの意見を聞きながら丁寧に説明をしていく」としておりますので、これからまた同僚議員の質問等もあろうかと思っておりますので、あとよろしく願いしたいなと思っております。

次に移ります。

行財政改革における財源の確保と事務の選択についてお聞きしてまいります。

志布志市の平成30年度当初予算でございますが、今回選挙もあり、骨格予算としてでございますが、歳入歳出合計235億3,500万円で、前年対比1.9%の減で提案がなされております。

財政の健全化を目指していく観点から予算編成を手掛けていく中で、経済や財政規模に応じた身の丈にあった予算規模の適正化は必須であると思っております。

30年度予算では3年ぶりに一般会計の当初予算として、減額での提案がなされたようでございますが、そこでお聞きいたしますが、市長は今後当然6月の補正において、本格予算の提案になるわけでございますけれども、志布志市の経済、財政、市債の残高、また基金の残高等、財政指標を基にしながら、地方交付税の合併算定替えによる特例交付が平成32年度までに無くなることなど、もろもろを勘案しながら現在の志布志市の体力に似合う適正な予算規模とは、どれぐらいの予算規模だということを想定されているのか、まずはお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 近年では、ふるさと納税の急激な増加に伴って、基金繰り入れによる事業実施が増加をしております。

適正規模を見極めるには難しさが増しておりますが、私どもといたしましては、毎年度当初予算及び補正予算で御提案をさせていただき予算が適正な規模であると考えております。

交付税の算定上の標準財政規模が同程度の自治体と比較した場合、本市は、ふるさと納税に係る予算を一般会計に計上している関係で予算規模は大きくなっておます。

○6番（野村広志君） では、財政規模が同じような自治体と比べた場合、予算規模はいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 交付税算定上の類似団体の値が総務省から示されるため、まずはこれを基に比較をします。実数で参考とするのは、近隣自治体である曾於市、南九州市でございます。

広く参考にする場合は、県内19市のうち、本市を除く18市の数値を参考にするということでございます。

○6番（野村広志君） では、今後平成30年度の予算の執行に当たってでございますけれども、どのような考えの下で取り組んでいられる考えでいらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 私の基本的な考え方は、「入りを量りて出づるを制す」によって、予算執

行に当たっていきたいと考えております。

今回の当初予算は、骨格予算であります。事実上私自身が予算編成に関わることはできなかったもので、当初予算についてのメリハリのある予算執行をこれからしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） まさにない袖は振れないわけですし、市長の心構えであり「入るを量りて出ざるを制す」というような言葉で今ございましたとおり、限られた予算の中でプライオリティをしっかりと立てて財政運営の舵取りをしていただきたいと思います。

また、市長が述べられたように、新たな国や県の補助金制度の掘り起こし等も職員の皆様には積極的に努力していただきまして、一般財源の負担軽減になるよう頑張ってお返しいただければと思います。

また同時に未来への投資も忘れてはならないと思います。人口減少対策費や子育て支援、また高齢者施策も現在提案されております平成30年度鹿児島県予算においても、大きな2本の柱として時代の流れに沿うような形で予算の配分が見受けられるようでございます。

市長が述べられている「集中と選択」でメリハリのある予算編成ということころにはなるのではないかなと思っております。

「支出の無駄を省き必要な事業に配分していく」と市長が述べられておりますので、そこを含めながら市長の見解、このメリハリのある予算編成について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほどの質問の中で、毎年の予算編成規模が適正である旨は御説明をいたしました。確実に歳入が減っていきます。与えられる歳入のみでなくて、自らの力で国や県の予算を活用することも財源確保の重要な一つの要素になることは間違いありません。

先ほども申しましたとおり、今回は骨格予算の編成であり、私の政策的な予算や思いを表現する予算については、6月で編成することになります。

○6番（野村広志君） 支出の無駄を省き、必要な事業に配分していくと、6月の補正でまた示されるということですが、この方針の中にもありました御自身の「1期毎に支給される市長退職金を返上」するとも述べられておりますが、その考えについて、少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 一般的に退職金は、永年勤められてもらえるものだと思いますが、市長の場合は4年ごとに退職手当が支給されております。このことについては、多くの市民の方々が疑問に思われているんじゃないかというふうに思っております。

退職金については、見直しをしてまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） お隣の曾於市の市長も同様の政策をとっていらっしゃるようでございますけれども、プロセスについて、事務の手続き等お考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 全国では、市長の退職手当を不支給とする例が見受けられ、これまでの自治体の事例では条例改正により対応しているようであります。どの手法が良いのか、その他にも方法が無いのか、十分検討して判断してまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） 今回の当初予算でおおむね聖域無き1割カットの予算が提案をされているわけですが、中には継続事業も含まれますし、市民との共生・協働・自立の精神に基づく、市民の生活のコミュニティに直結する事業も多く含まれております。一概に全てとは申しませんが、復活予算の提案がなされたものについては所管課等で十分に精査いただきまして、必要なものについては、市長がトップ判断していただきたいと思いますが、その件について、お気持ちをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今回の当初予算は骨格予算でありまして、事実上私自身が予算編成に関わることができなかつたので、復活要求についても、あり得るものと認識しております。ただ、全ての予算に全て応えられるような財政状況でないのも議員も御承知のことと思いますが、6月補正でメリハリのある予算の編成を行っていきたいと思っております。

○6番（野村広志君） 予算編成に関わっていないと、本音のところであろうかと思えますけれども、あくまで市長、提案者は市長でございますので、その点については、十分に受け止めていただければなと思っております。この点は、これで終わり입니다。

次に移ります。最後の項目になります。

市内全域における地域の特性を生かした公平・平等なまちづくりについての考え方について、お聞きしてまいります。

各地域として有明地域、志布志地域、松山地域の中で、各地域の長所や特性を生かしたオール志布志市でまちづくりを推進する中で、まずは松山地域における園芸振興の取り組みや、やっちくの熱い地域づくりについて、お聞きしてまいります。

とりわけ園芸振興に着目された点についてでございますが、市長の思いが詰まっているのかなと感じたところでございますけれども、今回の所信については、市長のおおむね4年間の取り組みの考え方的一端であるのかなと認識をしているわけですが、その後6月に施政方針が示されて具体的な方向性が出てくるのかなと思えますけれども、この松山地域における、特に園芸振興に力を入れて取り組むということについて、どのように読み取っていけばよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 旧町を改めて「地域」という呼び方をしていこうと、改めようということとあります。その三つの地域の特徴的、象徴的なものを表現をしたというものでございます。

○6番（野村広志君） 松山地域は、特に際立った産業等も乏しくて、基幹産業としての農業振興の全般において、他においても譲りがたい政策として、これまでも取り組みを進めてきていただいております。将来を見据え、新しい基幹産業の在り方等については、今後、様々な議論が進んでくると思われますが、生きがいや、やりがいを持ちながら生活基盤の糧として日夜励まれている市民の方々はまだまだ多くいらっしゃる中で、少子高齢化に加え、後継者不足などによる、働く意欲を見失わないように、導いていくこともまた自治体としての責任でもあらうと思えますし、市長自身の政治家としての責務でもなかるうかと思っております。

そのような、それぞれの地域の実情をしっかりと把握し、その上で長所や特性を生かしていた

だき、市民が一体となった融和のまちづくりへ導いていただきたいと思っておりますけれども、その点について、市長お気持ちを聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） それぞれの地域の長所や特性を生かして、オール志布志市でまちづくりを推進していきましょと申し上げております。

そのためには、お互いの地域の歴史や特性を理解しながら市民一体となって、おっしゃるとおり融和のまちづくりを推進していきたいと考えております。

○6番（野村広志君） では、やっちくの熱い地域づくりについて、少し伺いたします。

大隅の國、やっちく松山藩として、地域おこし団体を開藩して、今年で30年目を迎えようとしております。平成元年、県内各地でも広がりを見せました地域おこし団体、俗に言う「ミニ独立国」のブームに乗り、本市でも有明地域にも志布志地域にも同様の地域おこし団体がつくられたことは、御存じの方も多と思います。

そのような中、現在でも主体的に積極的な活動をしている団体は、県内でも数少なく、その活動の評価は、全国の地域おこし団体にも、その名をとどろかせる自治大臣表彰など3度の大臣表彰をはじめ、各種表彰をいただいている本市にとっても、大変誇れる組織団体ではなかろうかなと思っております。

その熱い思いをこれからも継承し、つないでいくということは、この松山地域にとり大変重要なことであるのかなと思っております。

そこで、市長自身の思われる、このやっちくにおける熱い地域づくりについてのお気持ちを聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） 30年間という長い間、地域づくりに取り組んでおられることに対し、敬意を表しております。

志布志市の財産だというふうに感じております。そういう意味を込めて、「やっちくの熱い地域づくり」と表現したところでございます。

○6番（野村広志君） 市長におかれまして、十分にやっちくの活動に対して理解をいただいているということは、大変有り難く思っております。感謝申し上げます。

しかし、このやっちくの地域おこし団体にしても、維持していくことの難しさ、その困難さと葛藤しているということで、日々頭を悩ませていることも事実でございます。

そこで、先ほども少し触れましたけれども、開藩以来30年目を迎え、大きな節目の年になろうとしております。そのような折、平成30年度一般会計予算において、前項でも述べましたとおり、一律1割カットの予算で提案がなされたようでございます。市長も「地域の優位性を生かしたまちづくり」と述べられております。まさにその「優位性」というのが、松山地域においては、このやっちくではなかろうかと思っております。

今年30年目の節目に更に地域を一つにまとめて飛躍していく年になるよう、様々なアイデアが提案されてくると思われま。ぜひ松山の、このやっちくの思いをくんでいただきまして、6月の補正なりで対応していただきたいと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 30周年記念事業ということでございますので、企画内容等を聞かせていただいて、必要な場合は予算措置をしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今市長から「必要な場合」ということでありましたけれども、ちゃんとした企画が上がってくるかと思っておりますので、しっかりと受け止めていただければなと思っております。

今後またイベント等、お祭り自体の在り方について、様々議論がなされてくるのかなと思っております。本会議の中でも少しやり取りがございましたとおり、今回有明のふるさとまつりの予算がイベントの休止を理由に落とされているようでございます。

そのような中、市の財政が非常に厳しいということで、聖域なき1割カットの要求が断行されているわけですが、なかなかこの予算においても整合性が取れてないところもあるようでございます。このところでまだまだ言いたい部分がたくさんあったんですけども、市長が補正等でもいろいろ配慮というか、しっかりと受け止めていただけるということを信じまして、このことはここで収めておきたいなと思っております。

オール志布志市で、その考えの下で新しいまちづくりに逆行することなく、真摯に向き合っていただきまして対応していただきたいものだと思っております。

では、次に、茶業振興の取り組みと開拓精神を掲げられております有明地域について、お聞きしてまいります。

豊かな大地に育まれている有明地域の中で、やはり茶業振興は大きなウエイトを占めてくるのかなと感じているところでございます。

しかし、松山地域と同様に農村地帯の広がりの中、抱えている課題や問題も多岐にわたっております。持続的に引き続きの事業も多く抱えている地域でもございます。

そこで、有明地域における地域振興策について、市長の考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 広大な農地を生かした農業振興や道路網の整備に伴い、交通アクセスの向上による住環境の整備など、将来を見据えた土地利用も進んでいくと考えていますが、これまで同様にお茶やいちご、メロン、そして林業など、地域資源を十分に生かすことができるように、担い手の育成や後継者育成に努めて、地域振興に取り組んでまいります。

○6番（野村広志君） この有明地域を含め、また本市の中では畜産業も非常に盛んでございます。そういった畜産業については、市長のお考えは、どのようなものをお持ちですか。

○市長（下平晴行君） 畜産業も市の基幹産業であります。高齢により農家数が年々減少していることから、生産基盤の維持拡大は喫緊の課題であると考えております。そのために、新規就農者の育成支援、生産施設の整備による増頭、優良な種畜の導入により力量のある産地の形成を図ってまいります。

○6番（野村広志君） 昨年全国共進会の中で、優勝されたというものもございます。また今後、4年後ですかね、鹿児島の方でも全国大会が開催されるということでございますので、そういったことも踏まえながら、この畜産についてもしっかりと着目していただければなと思っております。

す。

では、最後に志布志地域について、お伺いいたします。

言わずと知れた志布志市の核となり、流通、物流、経済、商工業、水産業など、全てにおいて交流の拠点となっておりますが、今後2本の高速道路が開通整備され、志布志港のバルク港としての機能が本格的に稼働されれば、南九州の一大拠点として変貌していく可能性を秘めていると思われま。

そういった時、市が一体となってまちづくりを考えた際に地域間のバランスに大きな隔たりが出てくるのではないかと懸念する声が、先ほどからいろいろ話をしておりますけれども、聞こえているところでございます。

そこでお聞きいたします。この隔たりをなくすための公平で平等な新しいまちづくりへの取り組みについての市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 志布志港や高速道路を中心とした都市基盤の整備については、まちづくりの基本となるものでありますが、市内全体を将来都市としてゾーニング化しながら、それぞれの地域が活気あるまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） 先ほどの答弁の中にも市長が「背後地にもしっかりと配慮する」というような言葉もちょっとあったかと思っております。この背後地の発展なくして中心市街地だけの発展は成し得ないのかなと思っております。けん引する核、中心的になる核の必要性については、先程来話があったとお理解するところでございますけれども、それ以上に必要なものはないのかなと少し気になったところございました。大切なものを見失っているような気が少し感じたところもありました。

これからの持続可能な地域の未来に求められているものは、私は競争や浪費、分断や格差など負の連鎖を断ち切りながら、やはり共生・循環・持続・自立といった社会を目指しつつ、つながる社会、続く社会としての身の丈にあった経済や社会の自立モデルを地域が自らつくり直すときではないかなと思っております。

そういった意味でも志布志市の新しい市政の舵取り役として下平市長が就任をされたわけでございますので、市内全域において、融和と市民の一体性を持ち誇れる志布志市にさせていただきたいものだと思います。

最後に、市長のお気持ちで結構です。様々答弁あろうかと思っておりますけれども、市長の気持ちの中で、熱い気持ちの中で、そういう思いを持って選挙戦を戦ってこられて、これからの新しい舵取りをされていかれるということでございますので、多くの市民の方々も見ておられます、聞いておられますので、そういうことを含めながら、熱い思いで市長の言葉でお聞かせいただければなと思っております。

○市長（下平晴行君） 今回、所信表明を述べさせていただきました。できるだけ早い時期に実施してまいりたいと考えておりますが、内容によっては速やかに取り組んでいけるもの、また慎重に協議・検討を要し、時間を要するものなど、市民の皆様、議会の皆様の御意見を賜りながら

進めてまいりたいというふうを考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの文化会館の竣工年でございます。昭和51年度で残年数は残り19年となります。

よろしくお願いいたします。

○6番（野村広志君） 分かりました。

所信表明のところ、様々な点から市長にお伺いしました。市長が示された五つの施策ビジョンに沿いながら質問になったかなと思っております。

このことは、今後4年間の大きな枠組みの中での考え方ではなかったのかなと思っております。

また、6月に本格的な補正をしっかりと組まれまして、施政方針等々がまた示されて、市長が具体的にどういうことをしていくのかということが出たときに、またこのことを一つずつ整理をしながらお聞きしていきたいなと思っております。

市長が一番申されておりますように、「市民目線で」という点に、これからも立っていただきまして、しっかりとした市政運営をこれからもお願いをして、共に歩んでいければなと思っております。大いに御期待申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（西江園 明君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩いたします。

○

午後2時08分 休憩

午後2時19分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。公明志民クラブの小野でございます。

市長の所信表明における政治姿勢、政策ビジョンについて、質問通告書に従い順次質問をいたします。

まず1月28日の市長選挙において、激戦を制し初当選をされました下平市長に対し、改めてお祝いを申し上げます。

私も今回の市議会議員選挙におきまして、志布志町時代から数えて6回目の当選をさせていただき、その職責の重さを日々感じながら、今この場に立たせていただいております。

市長におかれては、12年前までは執行部側の一員として答弁をされ、4年前までの8年間は議員として質問をする立場でありました。今回それが更に発展して、市長席から答弁する立場となりますが、今まで以上に活発な議論ができるものと期待をいたしております。

まずはじめに、今回の市長選挙の結果について質問いたします。

今回の市長選挙は、現職と新人1人が立候補をされ、それぞれ活発な運動を展開されました。

激戦の結果、下平市長は9,381票、本田前市長は8,703票で、その差は678票でありました。

一方、投票率は69.14%と前回より6.1ポイントの減で、全有権者数2万6,379人のうちの約3割、8,140人に及ぶ方は投票に行かれておりません。

そこで、今回の市長選挙の投票結果で示された市民の皆さんの思いをどのように受け止めておられるのか、下平市長の率直な認識を伺いたいと思います。

次に、まちづくりの基本理念について質問いたします。

市長の所信表明をお聞きし、市長のまちづくりの基本は、市民が主役のまちづくりを推進し、市民生活の利便性を図ることにあると理解をいたしました。

そこで、まちづくりの基本理念を実現していくための方策として、市長のリーダーシップや市役所職員の意識付けについての考えを伺いたいと思います。

次に、市長は選挙戦を通じて、市内全域をくまなく回り、多くの市民と直接話をする機会を得られ、その声を謙虚に受け止め、「市民が主役のまちづくりのために、市民目線で取り組むことが大事であると痛感した」と述べられ、もっと市民の声をしっかりと聞くことの重要性、必要性を吐露されております。

そこで、今後の市民とのコミュニケーションづくりについての方向性について伺いたいと思います。

次に、市政運営の政策ビジョンについて質問いたします。

市長は所信表明の中で、5項目の重点施策の柱を示され、一つ目に、「住みやすい、魅力ある新しい志布志市を創る」と述べられ、中でも「若者に魅力あるまちづくりを進めるために10年後を見据えた将来性のある事業を展開する」とされておりますが、現時点での展望をお示しいただきたいと思います。

また、志布志地区における資源を総合的に保存・整備するために、「歴史のまちづくり事業を展開する」とされておりますが、それは本市が取り組んできた延長線上にあるものなのか、視点を変えた新しい展開になるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、安心して子育てができるまちづくりについてであります。

「子育てするなら志布志市」と言われるように、移住にもつながるような子育て支援策に取り組めないか、「保育料の軽減等も含めて総合的に検討する」と述べられ、更に様々な支援策により、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」とされておりますが、それには庁内横断的な視野と施策が必要と思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、身近で安心な医療体制の充実についてであります。

「子供から高齢者までの全ての市民が安心して暮らすためには、救急医療体制の充実が必要不可欠であり、産科医を含め緊急医療体制が整った病院を志布志市に持つことができないか。関係機関や大学等と連携して検討する」とありますが、この問題はこれまでも様々な検討がなされてきておりますが、いまだその方向性は見えておりません。そこで、市長の現状認識と問題解決に向けた意気込みを伺いたいと思います。

次に、海外市場も視野に基幹産業及び商工観光業等の振興についてであります。

「旅行エージェントとの企画ツアーやスポーツ合宿等、今後志布志港の利用促進など、観光振興に努める」とありますけれども、将来的にはクルーズ船の誘致などに取り組むお考えはないのか伺いたいと思います。

次に、新しいまちづくりについて質問をいたします。

市長は「旧松山町、旧志布志町、旧有明町という言い方を松山地域、志布志地域、有明地域、という言い方に変えていき、それぞれの地域の長所や特性を生かしてオール志布志市でまちづくりを推進していきたい」と述べられておりますが、それを実現するための方策について伺いたいと思います。

次に、教育行政について質問をいたします。

「本市の教育大綱の基本理念には、高い志と慈愛の精神、志を高める教育の推進を目指す」とありますが、今後、総合教育会議を開き、その大綱の見直しを検討されるのか伺いたいと思います。

教育長は第1回臨時会において、3年間の任期のスタートにあって、四つの視点から、その所信の一端を述べられておりますが、その際、2番目に述べられた学力向上の観点から児童生徒の学習意欲の向上や、確かな学力の向上へ向けた今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

まず、所信表明の政治姿勢についてでございます。

今回の市長選挙につきましては、私と現職の二人による選挙戦となったところでありますが、私としましては、2回目の挑戦であり、今まで以上に強い信念と熱い情熱を持って臨んだ選挙戦でありました。そのような中で、私が申し上げてきたことは、市民目線で市民の立場に立った、市民が主役のまちづくりにより市民生活の利便性の向上を図っていくということでありました。このような思いを市民の方々が理解していただき、今回市長に当選させていただいたというふうに思っております。

また、これまでの市政の継続を願われた市民の方々も相当数おられたことも十分承知しているところでございます。今回の選挙を通して、争点となりました市政に対する様々な課題や市民の皆様より寄せられた声につきましては真摯に受け止め、今後の市政運営において市民目線で市民生活の利便性の向上につながる効果的な政策について、市民の意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市長のリーダーシップや職員の意識付けについてでございます。

私は、市議会議員を務めさせていただき、その間、一般質問において様々な地域の課題等を取り上げ、提案や改革などを率直に申し上げてきましたが、なかなか受け入れてもらえないことから、市長にならないと改革はできないと考えておりました。

そして、トップが変われば職員、市役所が変わり、市民、地域も変わるということで様々な課題に対し判断を求められた場合には、まずトップである私がしっかりと進むべき方向を示して、

リーダーシップを発揮してまいりたいと考えております。その過程におきましては、職員と一緒に知恵を出し、工夫をし、同じ汗をかいていきたいと考えておりますし、市民の皆様や議会議員の皆様に対しましても、丁寧に分かりやすく市民目線で説明をしてまいりたいと考えております。

また、職員の意識付けにつきましては、「市役所」は「市民の役に立つ所」と書きますとおり、市民のために役に立つ所なくてはなりません。市民の皆様が気軽に相談できる、市民目線の窓口対応等に努めるとともに、職員自ら積極的に声を掛け、市民に寄り添い、行政はサービス業であることを職員一人ひとりが認識するよう意識改革を行ってまいります。

次に、今後の市民とのコミュニケーションづくりの方向についてでございます。

私は、市政推進に当たって最も大事にしたいことは、市民目線、そして、もっと市民の皆様の声をしっかり聞くということを申し述べましたが、今後の市民の皆様とのコミュニケーションづくりにつきましては、まず机上で判断するのではなく、現場に出向いて、現場の声をしっかりと聞くということで、現場第一主義を徹底して取り組んでまいります。

私自身も、松山支所、志布志支所にも市長室の席を構えまして、都合の付く限り在庁することで、一人でも多くの市民の皆様方と接する機会をつくり、コミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

また、地域の方にも、できるだけ出向きまして、皆様の声を聞いていきたいと考えております。

次に、政策ビジョンについてでございます。

まず、住みやすい魅力ある新しい志布志市につきましては、本市は志布志港の発展並びに都城志布志道路、及び東九州自動車道のインフラ整備により、物流アクセス面で優位である臨海工業団地の分譲を求める声が多いことから、今後も引き続き工業団地整備事業の進捗を図り、企業誘致環境を整えてまいります。この取り組みにより相当数の雇用が見込まれ、市内の雇用が拡大し、更に市外からの雇用者も増えることが見込まれるところであります。

また、これに加え、移住定住につながり、人口減少対策の効果的な取り組みとなるよう、起業支援センターを設置して、更なる雇用の促進及び生活の安定化を図ってまいります。

次に、歴史のまちづくり事業の推進につきましては、これまでの志布志町時代も含めまして、本市が取り組んできたものを継続して進めていくということであります。

数多くの歴史的文化遺産が残存する志布志地区については、その資源を総合的に保存、整備することで、交流や観光も含めた魅力あるまちづくり事業の一つとして、しっかり位置付けていきたいと考えております。

次に、安心して子育てができるまちについてでございます。

私は、活力あるまちづくりのために、安心して子育てができるまちを目指していきたいと考えております。そして、「子育てするなら志布志市」と言われるような施策を今後検討してまいります。そのための子育て支援の取り組みにつきましては、議員がおっしゃいましたとおり、子育ての担当課のみの施策では実現できないと考えております。課を越えた様々な分野からの協議・検

討が必要であり、そのためには全庁を挙げての取り組みが必要であると考えております。

市役所に庁議室がありますけど、この庁議室の意義につきましては、様々な課題に対しまして、担当課や関係課だけではなく、全課が意見を出し合いながら協議することで、より良い方向性を導き出していくことが大事であると課長会でも話をしているところであります。

このようなことで、今後庁議をはじめ、必要に応じて庁内横断的な組織の設置も検討してまいりたいと考えております。

次に、身近で安心な医療体制の充実についてでございます。

子供から高齢者まで、全ての市民が安心して暮らせるために、緊急医療体制の充実が必要不可欠であります。

現在、休日や夜間の時間帯に対応するため、曾於医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、そして都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成協定に基づく夜間急病センターの運営、ドクターヘリの運航などの緊急患者搬送等に、各医師会や構成市町等と連携して、地域での緊急医療体制の維持確保に努めております。

また、大隅4市5町保健医療推進協議会では、特に不足している産科医療体制につきまして、広域で医師確保に取り組んでおります。今後、都城志布志道路や東九州自動車道など、インフラが整備され、交通アクセスが充実してまいります。産科医を含め、緊急医療体制が整った病院を志布志市に持ってくることはできないか、関係機関や大学等と連携して検討してまいります。

この問題につきましては、非常にハードルが高くて難しい問題だと認識しておりますが、安心して子育てができるまちづくりを進める上でも、また若者の移住定住を推進していく上からも解決していかなければならない問題でありますので、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、海外市場も視野に基幹産業及び商工観光業等の振興についてでございます。

将来的なクルーズ船の誘致などに対する御質問でございますが、所信表明でも述べましたとおり、本市の最大の強みは何と言っても志布志港であります。この強みを最大限に活用することは、本市の今後の発展に欠かすことのできない要因であると認識していることから、観光ニーズ等を踏まえた観光メニューを作成し、毎年クルーズ船社へ訪問をし誘致活動を行っておりますが、今後はよりクルーズ船社のニーズに対応したプラン作成が必要となりますので、市内の観光、体験ツアーのみならず、大隅地区4市5町の広域ツアープランや、都城、三股、日南、串間を含めた日南・大隅地区の充実したツアープランを関係市町とも連携して作成するものとし、複数のクルーズ船社へ誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、新しいまちづくりについてでございます。

所信表明におきまして、園芸振興の取り組みや、やっちくの熱い地域づくりの松山地域、茶業振興の取り組みや開拓精神の歴史を引き継ぐ有明地域、商店街や港を活用した交流拠点と雇用促進の核となる志布志地域ということで、それぞれの地域の長所や特性を生かしてオール志布志市でまちづくりを推進していきましようという提案をさせていただきました。

これは合併して12年が経過しましたので、旧町の垣根を取り払い、志布志市全体でまちづくりを進めていきたいと思います。それぞれの地域の良いところを伸ばして連携していくことが肝要だと考えております。お互いの地域の歴史や特性を理解しながら、市民一体となって融和のまちづくりを推進していきたいと考えております。

次に、教育行政についてでございます。

現在の教育大綱につきましては、志布志市教育振興基本計画との整合性を図るため、計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間としており、現在実施している事業の継続性も考慮して、次回の計画策定の際に見直しを行ってまいります。

また、児童生徒の学習意欲の向上は、確かな学力の向上に直接つながる最も大切なことだと考えております。本市においては、児童生徒が自分自身の将来のことについて考えるキャリア教育の充実を図っております。自分自身の将来のことについて考え、志を抱き、夢を持ちながら学習に取り組むことが学習意欲の向上につながると考え、様々な取り組みを展開しております。

なお、平成28年度からタブレット端末等のICT機器の導入を計画的に進めながら、その活用により、児童生徒が興味・関心を持って授業に取り組めるような環境の整備にも努めており、その成果が現れてきているとの報告を受けております。

詳細については、教育長が答弁いたします。

○教育長(和田幸一郎君) 学習意欲の向上、確かな学力の向上について答弁をいたしたいと思っております。

本市においては、志布志の豊かな自然や文化、人材等を活用して、それぞれの学校が特色ある教育活動を展開しながら、児童生徒の学習意欲を高め、確かな学力の向上につながる取り組みを進めております。

平成30年度に向けては、主に次の3点について、取り組みを強化してまいります。

一つ目は、教員の資質向上のための取り組みです。県総合教育センターの研修や各種研修会へ計画的に参加するよう勧めたり、大学の教授や指導主事を全ての学校へ計画的に派遣したりして、指導力向上を図ってまいります。

二つ目は、授業の工夫・改善です。

児童生徒の主体的、対話的で深い学びの実現を目指し、ICT機器を有効に活用するとともに、話し合い活動や書く活動を意図的に取り入れた授業を展開していきます。

また、小学校の英語教育の充実を図るために、小学校英語教育支援講師を1人配置します。

三つ目は、学校以外での学びの場の拡充であります。

特に、中学生を対象とした土曜学習教室の工夫・改善を図ってまいります。受講申込者数が本年度150名を超えましたので、平成30年度は、松山、有明、志布志の三つの地域ごとに会場を分けて実施することにいたします。

平成28年度から平成31年度までの取り組みを視野に入れて策定した「志布志市確かな学力向上第1ステージ」の構想に基づき、更に工夫・改善の視点をその都度盛り込みながら成果の見える

取り組みを強化してまいります。

○15番（小野広嗣君） それでは、市長の政治姿勢についてから、一問一答で随時聞いていきたいというふうに思っております。

まず、今回の選挙結果についての受け止めであります。市長から先ほど2回目の挑戦であるということで、並々ならぬ意欲を持って臨まれたということで、あくまでも市民目線、市民が主人公、主役と、そういった立場で市民に訴えてきたんだということでございました。

そして、市政の継続を願われている市民も当然いらっしゃるわけで、そういった方々の声もしっかり真摯に受け止めながら、市政運営に当たっていききたいというようなトーンであったと思っております。

今回少し総括的に見ていくと、下平市長と本田前市長との得票差は先ほど前段で述べましたように、678票でした。これを有効投票数の得票率で見えていくと、下平市長が51.8%、そして、本田前市長が48.1%と、非常に接戦であったというふうに言えると思うんですね。

ある意味では市民の約半分の方々が、それぞれに投票をされたんだという言い方もできる。普通に考えていくと、下平市長は選挙には勝ったんだけど、多くの市民の方々が下平市長には投票しなかったという部分も残っているんですね。そういったことを考えたときに、市長が先ほど言われたように、真摯に市民の声に耳を傾けるという姿勢が本当に大事になってくると思うんですね。

決して今回の選挙で志布志市民の心がまっぴたつに割れたとは僕は思っておりません。

しかしながら、一つの方向を指して市長が旗を振っていくわけですから、そのことを今回の投票の結果を見て理解をしていただける市民を増やしていくことが市長の仕事であろうというふうに思うんですね。そういった観点から、市長の率直な御意見をお聞きしたいという第1問目の質問でございますので、率直な感想をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり678票という差で市長に就任したわけではありますが、これは前市長の3期12年のそういういろんな形での実績もあつただろうと。それともう一つは、市民への情報提供がどうだったのかということも考えられます。

先ほど言いましたように、私もそういう半分ちょっとという立場でありますので、それは真摯に受け止めながら、私の考え方の「市民が主役のまちづくり」を目指して、市民の目線で、市民の立場に立った市政を行うことにより、市民の皆さんの理解を得ていこうという考え方でございます。

○15番（小野広嗣君） 所信表明、そして今この場で、そういった御答弁をいただいて、市長の思いは十分理解ができるわけでございますが、実は、6ポイントほど投票率が前回より下がったと、今回上がるんじゃないかというふうに見られてたんですが、言葉は悪いですけど一騎打ちですからね、加熱するんじゃないかと、その割にはそういうふうにならなかったと。もっと言えば前々回は80%、前々回から見ると、今回は6ポイントですけど、もう10ポイント以上投票率が低下をしているんですね。こういった状況に、やっぱり歯止めをかけていかなければいけないとい

う、そういった意味での市政運営というのも問われていくなというふうにも思うんですね。公正な選挙結果で、この4年間、下平市長がハンドルを握っていかれるわけですので、やはり市政運営にかけては、選挙戦のときにやっぱり市民の意識が市、行政にしっかり向く、我々市議会議員の選挙もそうでありますけれども、そういったところに関心が向く、そういった運営に心掛けていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私の考えでは、おっしゃるとおり市民の皆さんの選挙に対する、そういう関心度と言いますか、これは私は、やはりこの一般質問の在り方についても、それから、私ども執行部が行う行政の、市民に対する対応の仕方、そういうことも含めて、市民の皆さんの関心をどう高めていくのか、このところをしっかりと検証してまいりたいというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 市長の方から、今回の選挙の結果を受け、前々回、前回のデータも見ながら、そして、これまでの12年の本市の市政の在り方、そういったものを検証しながら必ず次の4年後、市長選挙もあるし、市議会議員選挙もあるわけでございますので、そういったところへ向けて、市民がそれに関心を持っていただく、そういった取り組みをぜひ前に進めていただきたいと思います。

では、次に移ります。

市長のリーダーシップ、あるいは職員の意識付けについての対応方をお聞きをしました。市長の方からも、市長にならないと、なかなか改革ができない、議員の立場からではなかなかそこができなかったと、そういうところからトップが変わってリーダーシップを発揮していくと。その中であっては職員の皆さんと一緒に汗をかいて、そして市民の中へ打って出て、そして声をしっかり市政に反映するんだというようなことだろうと思うんですが、少し角度を変えて質問させていただきたいと思います。

市長のリーダーシップ、職員の意識付けといったとき、結局国や県との連携をどのように図っていくのか、いわゆる予算付けであるとか、新しい事業であると、そういったものを速やかに引っ張ってくるためには、ここの連携がしっかり取れてないといけませんね、そしてアンテナをしっかりと張っておかなきゃいけない。ここに対するリーダーの姿勢と、職員の意識について答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは国とのパイプ役、それとあわせて職員の皆さんが現場に入り込んで、その実態を把握する、これは一つは協働、いわゆる協力して働くという協働の方ですが、そういう実態を知ることによって国・県への補助金の申請等ができて、いわゆる市民の底上げができるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、職員の対応につきましては、いろんな研修があるわけでありましたが、私は民間事業の研修等を行って、民間の厳しさ、そして、基本的には民間を経験された方の職員の採用等ができないのか、そこ辺も含めて取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今述べられた市長の答弁は、議員時代からもそういった発言もなされて

おりましたし、いろんな場で、今回も市長に当選されてからもそういった民間活力の導入、民間での研修、こういったことを一貫して言われていますので、よく理解もできるし、同じ立場であろうというふうに思うんですね。

一方ですよ、市長と例えば県、こことの信頼関係といいますか、パイプ。例えば、前本田市長が伊藤知事とのパイプがあると、俗に言われていました。そういった中での信頼関係で事業が進むということもあったのかもしれませんが、そういった意味では、下平市長もスピードアップをして現知事との連携、これをやはり密にさせていただきたいと思いますが、その辺はどうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、知事との連携というのは大変重要だというふうに考えております。

三反園知事も、知事に就任される前に、私の家まで来られた経緯がございます。そういう面でもありますが、この前の有明道路の開通式でも、お隣に座っていただいて、お話もすることができました。また近々お伺いいたしますという話もしたところでございます。おっしゃるとおり、そういう連携をしっかりと、志布志市の事業がうまく推進できるように対応していきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 先ほど市長が言われましたけれども、民間という観点からいったときに、民間団体や企業との連携、協働、お互いに助言をしあうみたいな関係性というのを、市長と民間、そして企業、そして職員と同じような格好ですね。こういったものをしっかりつくり上げていくことがすごく大事ななというふうに思うんですね。ここらについても答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほどちょっと忘れたんですが、今回私の考え、所信表明の中にもあったかと思うんですが、職員の提案制度を設置していきたい、いわゆる職員が自分たちの地域に一番詳しいわけでありますので、まず地域のことから問題点があれば、それを提案してもらおう。

そして、しいて言えば、それを志布志市の、いわゆる発展のためにも活用できるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう職員提案制度の取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） まさしく市長、職員提案制度というのは、議員の時代から本田市長に呼び掛けをされてきましたよね。そのこともなかなか進まないというジレンマもあったんでしょう。今回の所信表明を見て、ああこれ出てきたなというふうに思ったところでありました。

このことを述べられた後に、こう言われていますね、「職員には新たな発想による政策を提言してもらい、勇気を持って取り組んでいただきたい」と考えていますと。「その全責任はトップである私がとります」というふうに言われていて、やはり下平市長らしい所信表明だなというのが、こういったところにもかいま見えるなというふうに私自身思ったんですね。本当に失敗を恐れな、新しい意味でのチャレンジ精神を市長が変わったとき職員の皆さんも一緒になっていく。そして、現場第一主義を貫いていくというのはすごく大事ななと。

私自身も、私事ではありますけれども、自分のモットーとしては現場第一主義、そしてその場において調べたこと、調査なくして発言なしということで、こういった場で仕事をさせていただいていますので、市職員もそういった市長の精神をしっかりと受け止めて、今後仕事をしていただければ変わっていくのかなという気がします。

そういった意味では、現場に行って声を拾う、そして上司は、その声をしっかり部下の声も拾う、聞く。そして、同僚間でも切磋琢磨しあう。本当に風通しの良い職場環境につくり上げていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、やはり特に課長については、業務と人事管理の責任を負っているわけであります。そういう課長、課長補佐、係長、係、そういう連携をしっかりとできるためにも、連携しやすいためにも、その責任者である課長から意見を聞きながら、課の運営がスムーズにできるような体制づくりをしていきたいと思えます。

先ほどの民間企業との関連でよろしいでしょうか。

[小野広嗣君「はい」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） さっき漏れていました。

私は、民間企業との連携を、これは大変重要だというふうに考えております。例えば、入札をする場合においても、あるいは買物をする場合においても、志布志市の事業者を利用と申しますか、活用していくという観点からいきますと、民間企業の実態を知るためには、職員の皆さん方も企業との連携、これをしっかり聞いて、企業が何を求めておられるのか、そこ辺も含めて、私自身ももちろんそうでございますが、職員の皆さん方も、企業と飲み食いしなさいという意味ではございません。そういう実態をまず知ることから、どんな手立てができるのか、どんな支援ができるのか、そういうことも含めて連携を取っていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長の今の答弁、自分の言葉でしっかり語っていただいているなというふうに思うわけですが、本当に企業団体、こういった民間との交流、そして、お互いにこの市内にあっても切磋琢磨し合いながら、前を向いて進んでいくということが大事かなというふうに思えます。

この市長のリーダーシップの関係では、もう1点お聞きしたいことがあります。

市長が今回所信表明で述べられた、また選挙戦で述べられたこともありますね、マニフェスト。あるいは所信表明の公約、こういったことを述べられていく中で、数値目標というものがあまり見られない、致し方が無い部分があると思えます。自分の立場であっても、今回の所信表明の段階では出せないこともあるのかなというふうには理解をしますけれども、こういったものがやはり出てこない、市民も我々議会もしっかりチェック機能を果たすことができない部分があるんですね、どうしても。これを今後の課題として、少しまたお示しできるタイミングを見て出していきたいなど。いわゆる人口を4万人にするといった目標が出ていましたけれども、これをいつまでにするのかというのも全然出ていないわけですね。10年先なのか、20年先なのか、全く見えないと、それではやはり良くないかと、僕はやっぱり思ったんですね。

ですから、市長のこの所信表明、そういったものの中で述べられた内容についての進行管理を今後どうするのか、そこをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、今回は施政方針ではなくて、所信表明ということで御理解していただければ有り難いなというふうに思います。

私が4万人の目標を持ったのは、これは本来先ほどの野村議員の中でも答弁しなければいけなかったんですが、4万人に設定することで子育て支援、雇用、企業の誘致、それから身近な医療体制、そして基幹産業である農林水産業、商工観光、そういう振興を全課で全員で取り組んでいこうという考え方であります。

従来、庁議室の役割というのは、先ほども言いましたように、関係課ではなくて、全課でその目的、目標に向かって市民の立場に立った取り組みをしていこうという考え方で数値をあげたところでは。

おっしゃいますように、今回は所信表明ということで、数値についてはあげておりません。6月の施政方針になりますと、もちろんそういうことが必要になってくるだろうという、しなくてはいけないだろうというふうに思っておりますので、そこら辺は十分、おっしゃいましたそのことについても、十分考えて対応していきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 施政方針になると、個別事業等の目標ですから、これは当然見えてくるわけですね。だから、この所信表明の中でも市長が言われているように、25の個別目標、71の施策について、5年後の目標値をもう設定しているんだと。そして、今後は細分化した指標と目標値シートを作成し、各課共通理解しながら職員と一緒に目標を掲げ、それを一つずつ実践してまいりますということで、数値目標、それ自体ではありませんけれども、これまでの個別事業に対する取り組み、今後の方向性についてはここで述べていらっしゃるんですよ。僕が聞きたいのは、このことでは当然なくて、今回大きく、本当にざっくりと所信表明で述べられた五つの視点がありますよね、そういった中で述べられていることの、いわゆる進行管理というものをしっかりやっていかないと、言うだけで終わってしまうよねということを言いたいんです。どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりでございます。そういう時期とか期間については、もうちょっと、私もこの立場に立って、まだ1か月も経っておりません。おっしゃいましたとおり、職員を経験し、議会議員を2期させていただいたおかげで、ここに立たせていただいて、このようなことが言えるというふうに思っておりますので、おっしゃるとおり、そこら辺の期間についても、しっかりと今後明確にできるような取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 市長としては初めてですけども、行政に関わってきた通算年数というのはすごいものがありますので、当然、今答弁にもありましたように、所信表明の進行管理というのは、議会もチェックをいたしますけれども、しっかりと別の機会にお示しができるように要請をしておきたいと思います。

次へ移りたいと思います。

市民とのコミュニケーションづくりについてということで、これもしっかりと、このことが前

面に出た所信表明かなというぐらい、「市民目線」ということで言われています。それはもう十分市長の思いは伝わっておりますけれども、例えば、これまで、なかなか移動市長室、ふれあい市長室、そして、市長への手紙であるとか、あるいは窓口での対応であるとか声を聞くとか、様々あったわけですが、なかなか外へ打って出るというのは簡単なようですが、やっぱり手法にも問題があるのか、移動室なんかも集まりが悪い。市長への手紙も、今は手紙じゃないですから、メールとか電話とか、そういったものを入れれば多少はあるんですけども、なかなか関心度が低い。そういった中で市民の声を聞くということになってくるわけですね。

できれば、僕は若い世代の人たちの声を市長自らが聞く機会、略称で言えば、未来ビジョン会議みたいなですね、そういった若者の声を聞く場があってもいいのかなというふうに思うんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、今回私も選挙に出て若い人たちが関心が無いという中で、「何とか若い力」という組織をつくって選挙の活動もしてくれたいということでは、おっしゃいますように、そういう何かがあると活動ができる、行動することができるということでございますので、おっしゃいますとおり、私もいろんな若者の会、「何とか会」みたいなものの中で話ができるような、そういう組織が必要じゃないのかなというふうに思っております。

それと、もう一つは、私は待ち行政じゃなくて、やっぱり攻めの行政、役所というところは申請主義ですので、してあげるみたいな感じになっている要素が随分あると思うんですね。じゃなくて、自らが、職員も私も含めてですけども、出向いて行って、その対応をしていくという。例えば、公民館活動であれば、いつ公民館の総会なり会がある、それをしっかりと把握して自らが出て行く。今私が思っているのは、移動室の中でも課長の皆さんとトップが出て行く、じゃなくて、私かもしくは総務課長2人、あるいは支所、2人ぐらいが行って話を聞く、そんな体制をとることで、市民の皆さんも物が言えるんじゃないかなというふうに思っております。

おっしゃいましたとおり、いろんな角度からの取り組みをすることで、市民の皆さんとの連携が、あるいはそういう話し合いができるんじゃないかというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） これまでは、ふれあい移動市長室とかありましたけれども、まさしく今言われたように、職員が大勢出掛けていくと、いわゆる答弁は窮しないですよ、それだけ補助職員がいるわけだから。だけれども威圧感を与えたりしてですよ、やはり活発な意見の交換にはなり得ないということがあります。

特に、この未来ビジョン会議みたいな、名称はそれぞれでしょう。だけれども、やはり未来に向かって若者と語れるような名称を考えていただいて、そういう場の設定をつくっていただきたいというふうに要請をしておきたいと思います。

あわせて、今市長が言われたように、職員も市長も、我々議員もそうですけれども、現場へ出て行って、市民の皆さんと膝を詰めて話し合っ、そしてその声を市政に反映していくということが一番大事なんですね。そういったことを考えたときに、後段で出てきます松山地域、有明地域、志布志地域ということを用いるのであれば、市、そして、その連携が市全体、オール志布志と

いうことになるんですけども、その地域ごとの地域タウンミーティングみたいな、こういったこともやっていくということも大事なと思うんですよ。それもすごく風通しのいい、どんどん意見が出る、そういったことが大事だと思います。

議会も議会報告会を開始したんですよ、市長が議員の時には、まだスタートしてませんでしたけど、その後スタートしているんです。なかなかでも来ていただけない。それは我々の側におおむね責任があるのかなというふうに思うんですね。やはり、あらゆる媒体を使って、そして、自分自身が現場に出向いて、一人ひとりに声掛けをして来ていただくみたいなことをやっていかないと、やはり双方向のやり取りにはならないなというふうに思うんですが、先ほど言いました未来ビジョン会議であるとか、地域ごとの地域タウンミーティングとか、こういったことに対して再度答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、未来ビジョン会議みたいな、そういう組織等もつくりながら、いろんな市民からの意見を集約して、市民が主役のまちづくりに取り組みをしていきたいと思います。

○15番（小野広嗣君） もう言わずもがなのことなんですが、結局市の方からは、いろんな行政のサービスについても、仕事の在り方についても広報をするわけですね。PRをして、そして、申請主義ですからほとんどが、PRをしないとなかなか手続きが整わないということになるわけで、それは当然なんですけど、そういったPRをするとき説得をしたりすることだってありますよね。だけど、PRの逆を考えた時には広聴というのがあるわけでしょう、広く聴くという意味ですよ。そういう意味では、市職員というのは最高の広報マンでなければ僕はならないと思ってるんですよ。その意識付けをしっかりといただいて、市役所全体で市民の声を聞くという、そういった意識の盛り上がり、これを新市長のもとで何としてもやり上げていただきたい、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 分かりました。一生懸命取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○15番（小野広嗣君） そのところは、もう市長は十分、サービス業だとまで言われるわけだから、御理解されていると思いますので、了解しました。

次へ移りたいと思います。

ここからは、市長が今回所信表明で述べられた政策ビジョンの中から少し私が関心の高い部分について少しお聞きをしていきたいと思います。

10年後をにらんだ若者の支援ですね。合併後12年が経過したということで、「旧町の枠にとらわれず」と先ほども言われましたね。そして、志布志市に住んで良かったと言えるまちづくりのために、特に、若者に魅力あるまちづくりを進めるために「10年後を」、ここは「10年後」ってはっきり言われています。20年、30年後ではなくてね、5年後でもない、「10年後を見据えた将来性のある事業を展開する」ということと言われた中に、先ほど言われた起業支援センターも多分入っているわけですね。そのことは、もう所信表明で述べられています。そういったこと以外に、10

年後を見据えて展望があるのかというのが質問通告の意味するところでありますので、ありましたら答弁を求めておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 今、質問の中にも、歴史のまちづくり事業というのを質問されておりますが、これは平成20年にまちづくり法が制定されてできた事業が、今回までされていなかったという、これは一つは、国土交通省、文化庁、文部科学省、それから農林水産省が一体となって、観光としての利活用をどうしていくのかと、いわゆる文化財の保護活用であります。

そういう中で、文化財保護のみじゃなくて、そういう観光としてのまちづくりをどうしていくのかという、この関連付けが、点であるものが線として活用できないのかどうかと。これは山城についてもそうであります。

私が10年と定めているのは、例えば、国の所有であります土地を広大な広場として、いこいの場としてできないのかと。これは志布志市には2か所ございますので、それをさんふらわあから宝満寺周辺、そして山城も含めて、そういういこいの広場との点々を線で結ぶことはできないのかという考え方、構想を持っているところであります。

これは、住民だけのいこいの場じゃなくて、そういう観光としての場としても活用できないのかどうかと。

それから、今、都城志布志道がこの前開通できました。そして、今業者の方々も志布志の港湾の整備事業の中で土地の利活用をしたいという業者の申し入れも多々あるところでございます。

私は、そういう土地の活用と合わせて、例えば、都城志布志道路周辺の、いわゆる企業というのは、道路と港、道路の利用しやすい場所に設置をするわけでございますので、そういう土地の活用をした企業誘致等ができないのかとかですね。そこ辺も含めて、いろんな角度から取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今、市長述べられました特に若者に魅力あるまちづくりを進めるために10年後を見据えた将来性のある事業の展開ということに関しては、起業支援センターは、こうやって具体的にもう出てきておりますけれども、市長御自身の構想の中には土地の活用ということで、例えば、いこいの広場であるとか、高速道路体系のもとにある土地を活用した企業誘致であるとか。そうやって若者の雇用を増やしていくんだということだろうと思うんですね。それは今お聞きしましたので、初めてお聞きしましたけれども、今後それをまた詰めていかれるんだろうと思っておりますので、理解をいたしますけれども。

今回、起業支援センター、この件に関しては細かくはやりません。あとで同僚議員の方からも質問があろうかと思いますが、ただ、起業支援センターを設置する、そして更なる雇用の促進を生んでいくと、あくまでも経済が大事であるし、経済がなければ生活が成り立たないというふうに思いますので、この観点は、僕は大事な政策だなというふうに理解をするんですが、もう一歩立ち入って考えていただきたいなという思いもあるんです。

いわゆる起業支援ということは大事ですけれども、そこに先ほど言われた企業誘致ということもあるわけじゃないですか。そして、今度は地場産業の育成ということもあるわけじゃないです

か。そういうことを考えていったときには、そういったものをトータルに支援できる支援センター、これが僕は大事だと思うんですよ。そこは、どうですか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、中小企業者、いわゆる起業のいろは、例えば、個人事業者として設立する時の手続き、また税金の情報、それから起業するための補助金、どういふのがあるのかどうか。それから、事業計画や収支計画、そういうものも含めた幅広い情報を提供していくことで、いわゆる起業者が出てくる。起業する人、実際経営する人ができるよう、そして、雇用にもつながっていく。そういうことでございます。

○15番（小野広嗣君） 今言われていることは分かるんですよ。もっと広げてですね、起業家支援ということではなくて、企業誘致へのPR。そして、起業家支援、それは地元の方々の起業家支援もあれば、全国から呼んで起業家支援をするということもありますね。

そして、現在ある企業の整備計画に対するサポートということもありますね。ですから、一貫したコーディネート、サポートコーディネート事業みたいな形で取り組んでいただきたい。いわゆる、ただの起業家支援だけではなくて、もう少し広範囲でないと駄目かなというふうに思っています。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりだと思います。そういう起業家、地元の企業だけではなくて、外から来る事業者、起業家に対しての対応もしっかりとできるような、そういう体制づくりをしてまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） ぜひですね、そういった体制づくりを市長には求めておきたいと思えます。

いわゆる全国から様々な企業誘致や起業家支援の政策を打ってますけれども、なかなかうまく機能していないところが多いですよ。だけれども、見ていくと才能のある方、多くの人材がいっぱいある。そして、立派な企業もいっぱいある。そういった方々にしっかり企業誘致や起業家支援ということも含めて、志布志市を選んでいただく、そういった視点というのは、すごく僕は大事だと思ってるんですよ。

なぜこういう話をするかという、まさしく市長と一緒にいきましたよ、海士町に行きましたよね。あそこの町長さんが、あそこに行くといふものは無いて、最初から書かれていて、島にあるものを打って出るんだということをやっていましたね。そこで、よく言われたのが、「よそ者、ばか者、若者を島に集めるんだ」と言われました。そして、役場は企業と一緒になんだという考え方ですよ。町長は社長だ、副町長は専務だ、そして管理職は取締役、そして市民は株主であって、顧客でもあるんだということも学んできましたよね。ああいった体制、そして改革、ぜひ一番音頭を取ったのは下平市長ですからね。あのことは自分の脳裏に焼きついていると思うんですよ、僕は。そこらはどうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、海士町にも私2回ほどいきました。やはり、この自治体も一つの企業だという考え方で取り組みをしていかなきゃいけないという、課長会等でも話もしております。

そして、もう一つは、家庭でもあるんだと、家庭の経営と一緒にだ。いわゆる私が「入りを量りて出ざるを制する」と言うのも、予算の範囲内でどう事業ができるか、どう家庭で計画してそのことが実現できるのかと、まさしく私は企業と同じだというふうに思っております。そういう観点から申しますと、小野議員がおっしゃいますとおり、今回も事務の引き継ぎの中で話をしておりますが、結論は市民に必要なのか、市民の皆さんのためにできることなのか、できる事業なのか、ここに視点を置くことで物事は解決するんだという話もしております。

おっしゃいますとおり、そういう考え方で市政の取り組みをしてみたいと思いますので、よろしく御指導をまたお願いしたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 海士町での研修というものは、お互いに身に付いていると思っております、そういった意味では、今市長答弁があったとおり、そういった方向で、ぜひ進めていっていただきたい。この項で願わくばですよ、所信表明の進行管理というところで言いましたけれども、若者を呼ぶ、あるいはそこで女性社会も入ってきて、若者あるいは女性が働く場の確保がかなうということはすごく大事ですね。そういった意味では、企業誘致何社、そして雇用人数何百人と、そういったものも今後市長の方から意気込みとしてですよ、裏付けの無い意気込みでは困りますけれども、出していっていただきたいなというふうに、これは要請をしておきたいと思っております。

次に移りたいと思っております。

先ほど少し、市長がこちらの答弁をされるのかなと一瞬びっくりしましたけれども、志布志市の歴史のまちづくり事業に関してでございますが、市長も本市の文化遺産、そういった資産がいっぱいある中で、それを保護していく中でまちづくりというのを考えていきたいということでございます。この件は、おっしゃったように平成20年に俗にいう「まちづくり法」、歴まち法ですね。これができたときに、私、一般質問で取り上げました。

そして、下平市長がその後2回取り上げて、なかなか進まなかった話でありましたね。その下平市長が勇退されて、その4年の間にまた文化財保護の観点も含めて、この風致の関係で質問もさせていただきました。なかなかその時に、この事柄が進まないなというジレンマを感じたんですが、これ下平市長になって、この問題が大きく進めばいいなというふうに思っているんですよ。この歴史的風致維持向上計画ということが、当初本田市長が、「この計画はつくる」というふうに述べられた経緯がございましたね。

しかしながら、歴まち法に少しかなわないんじゃないかと、そういう意味で断念をしまして、そういった中で下平市長はこう言われていますよ。「歴まち法がかなうかなわないは別にして、今後のまちづくりを考えていく上で、この計画をつくっていくというのは必要じゃないか」というふうに言われています。この考えは変わりませんか。

○市長（下平晴行君） 全く変わっておりません。

私は、やはりそういう職員がおりますので、もちろん、それが駄目だということは言っておりませんが、そういう資格を持っている職員もおりますので、適材適所として、そういう所に配置して、この歴史のまちづくり事業が本当にできないのかどうか、その前に計画の策定、そういう

ものも取り組みをしていきたい。

それから、先ほど言いましたように、文化財保護は保護活用、活用することによって保護されるわけでありますので、そこ辺も含めた考え方で取り組みをしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） この一方で市長、歴史のまちづくり事業推進基金がございますね、条例をつくって基金を積んでいます、これは平成28年度末現在高が250万円弱という状況であります。

これは年次的に、改修であるとか改築みたいなことをやってきているんですね。麓公園であるとか、麓の庭園をそうやってゆっくりゆっくりやってきているんですよ。確かに、歴まち構想は平成2年にスタートをし、その時に下平市長が職員で関わってらっしゃいますね。そして、平成5年に歴史のまちづくり構想というのが出来上がりました。これからも四半世紀ですね。25年近くが経とうとしている。計画自体がひからびたものになっているとは僕は思わないです、決して。だけれども変更しなければならないものはございます。やはり時代にとり汰されているというか、そういった観点があるんですね。そのことを考えたときに、その見直しを含めながら、新たな計画というのが必要だと、一緒だと思うんですよ、これをやっぱり立てていく。そのための太い財源措置をやっぱりしていただきたいなど。今ふるさと納税が活発で志布志市は頑張っていますね。そういった中でふるさと納税の使い道が四つある、教育委員会サイドもありますね、四つ目の視点として。その中に、この歴史のまちづくり事業、ここに対する寄附というのが入っているんです、ちゃんと。だから、こういったふるさと納税も活用しながら、予算措置を太くして、この事業にはぜひとも取り組んでいただきたい、どうでしょう。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、ふるさと納税の目的として、やはり納税したい側に立った取り組み、この歴史文化財の関係で納税される方もおられるわけでありますので、ふるさと納税の在り方についても、受け皿を広く持つてという部分でも考えておりますが、今おっしゃいましたように、その四つの中に入っているということになりますと、よりそのふるさと納税の活用の取り組みをしていく価値と申しますか、それは納税される側にとっても、しっかりと対応していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 財源措置に関しては、市長のそのような答弁ですので、期待を申し上げたいというふうに思います。

いわゆる自前のそういった財源もそうですが、まさしく、この歴史的風致維持向上計画による財源措置というのは、もう市長が一番御存じですけども、社会資本整備総合交付金として3種類ありますね。そして、そのほかにも二つほど事業があります、補助金はですね。そして、その補助金の中にも、あの平成20年当時に比べれば、また中身が変わってきているんです。濃くなっているんですね。だから、やっぱり計画を立てられないか、そのたたき台というのは基本構想があるわけですので、その上でこういった風致計画、これをしっかり立てられないものか、これをしっかり検討をしていただきたいと思います。

あわせて、なぜ今回それを言うのかというと、市長の思いもよくわかるんですよ。一方で、建設課所管で景観政策推進事業というのをやっているんですよ。もうずっと10年来やって、ここ

は景観計画の策定、景観条例の制定、これをうたっているんです。歴まち構想等とも整合性、あるいは今やっている歴史のまちづくり事業とも整合性を取りながら進めていくという流れの中で、なかなかこの景観条例が、景観計画が出来上がってないんですよ。これも取り組めるんじゃないかと、10年来やってるんですよ。

ここが面白いですね、こういう表現になっちゃってるんですよ。「今後の事業の方向性、歴史まちづくり推進事業と連携しながら進めていき」、こういう表現ですよ、「細々であるが、景観条例の制定に向けて情報収集、研修を重ねていく」と書いてあるんですよ。こういう表現めったにないでしょう。どう思われますか。

○市長（下平晴行君） 細々では進まないと思います。おっしゃいますとおり、私は今まで進まなかった歴史まちづくり事業が、先ほどおっしゃいましたように、計画も含めて、そして、その景観条例ですか、これも建設課が担当課がどうなのか、そこですべきなのかどうか、ここはしっかりと私は教育委員会の方で中身については対応していく必要があるというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） それは市長が考えていかれることですので、どうのこうの言いません。これは建設課の中の都市計画係がずっと対応してきている状況ですので、そこは検討方をされればいいことだと思いますが、何とでもですね、こういった遅々として進んでこなかった事業を新下平市長によって、志布志市になってどちらかという、国指定とか、そういったことを受ければ前進はしているんですけれども、それを下支えする仕組みというのが弱かったなというふうに思っています。そういった意味では、今回が、そのことを理解されている市長が音頭を取られることが、大きく前へ前進することかなと思うものですから、こういう質問をさせていただいていますので、ぜひとも前向きに捉えて、事業の展開を今後していただきたい。

計画も、ぜひ御自身が研修に行かれて言われてますよね、松本市へ研修へ行って職員自らが、委託業じゃないですよ、職員自らがつくってきたんだという、職員の熱意とパワーを感じるというようなこともやり取りの中でありましたよね。すごく激しいやり取りをされていますよね、あの時ね。ですから、その時のやっぱり熱気というものを持たれていると思いますので、ぜひとも計画に向けても前向きに進めていっていただきたい、どうですか。

○市長（下平晴行君） しっかりと進めてまいります。

よろしく願いいたします。

○15番（小野広嗣君） それでは、次へ移りたいと思います。

「子育てするなら志布志市」ということではありますが、先ほども答弁もしていただきました。今回、市長が選挙戦を戦われて、いろんな声も聞かれたと思うんですけれども、様々な他の世代よりも、まず優先課題として子育て支援について取り上げられた。その点は、やっぱり前々から考えられていた点と、今回の選挙戦を戦う中で、多くの市民の子育てをする方々の声、あるいはお母さん方の声、そういったことを含めて、こういった五つの柱の一つとなったのか、そこを少しお聞かせください。

○市長（下平晴行君） このことについては、以前から子育て支援、いわゆる定住・移住するための大きな要素だと、要因だということは考えておりました。

そして、選挙戦に入りまして、若い人たちからの御意見等も聞いたところでございます。やはり若い人たちが安心して子育てができるまちだと、住みやすい、行きたいまち、住んでみたいまち、住んで良かったまちとなるためには、やはり子育て支援が大切ではなかろうかということでございます。

○15番（小野広嗣君） 私も旧志布志町時代から少子化対策、子育て支援ということには力を入れて取り組んできました。ですから、今回市長がこの政策を前面に出してこられたと、このことに対しては大賛成であります。

しかし、一方で考えなければならないのは、志布志市が抱えている課題というのは少子化だけではありません。高齢化対策という問題があります。この二重の大きな課題をクリアしていかなければいけない。そういった中で、この高齢化対策についての柱が1本入っていなかったなという気がしてならないんですね。それを押さえ込んで、子育てだけが前面に出てきている、若者支援が出てきている。ここについて少し弱いなという気がしてならないものですから、お聞きをしているんですが、そのあたりはどういう理解があるのか、お聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、「高齢化」という文字が入っていませんが、しかし、少子高齢化ということは避けて通れない現状でございます。

今、高齢者の皆さん方が、例えば、免許の返還、そういうことも含めて、病院や、それから買い物等々、いろんなことで不自由されているというような状況であるわけでありますので、高齢者の皆さん方が本当にいつでもどこでもという、できれば入り口から玄関口から買い物ができるような態勢づくりができないのかどうか、そこら辺は私自体は文字としては出しておりませんが、十分考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長が「子育てするなら志布志市」と、子育て支援を前面に打ち出したということで、決してそのことが高齢者対策をおろそかにすることではないと、私も当然思っています。

今の市長の答弁を聞くと、この所信表明の中に、5本の柱の中に高齢者対策という項目は無いけれども、少子高齢化と、時代に備えてという視点の中で行間に入っているという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○15番（小野広嗣君） そういうことでありますので、高齢者対策にも当然全力で取り組んでいくというような市長の思いでございます。

子育て支援に戻りますけれども、いわゆる切れ目の無い子育て支援ということをやっていくと、出産から育児まで切れ目の無い支援をやっていくんだと。そのことによって、子供を産むこと、子供を育てることによって、どんなメリットがあるのかということをやっぱりPRをしていくということもすごく大事ななというふうに思うんですね。そういった視点は、市長はどう考えられ

ますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、子育てをして、その後、安心して社会に帰っていただけるような、仕事ができるような、そういう体制づくりができるような取り組みをしてまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 実は、本市は子育て支援のメニューに関しては、かなり成熟をしてきているなというふうに思うんです。そこへ保育料の問題、そして給食費の問題、こういったことも、今後、下平市長が前向きに検討を加えて解決をしていきたいということですので、理解をするわけですが、1点だけですね、いわゆるこの出産から育児までの政策の中で、昨年からスタートした事業が本市では取り入れられてないんですよ。そのことについて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

実は、出産後間もない母親の状態を把握して、産後うつなどを防ぐために昨年からはまった産婦健診費用の助成事業というものがあるんです。それが本年は更に拡充をされているんですけども、本年度は17年度の3倍に当たる予算を国が計上しています。助成額、2回までの健診分が無料で、いわゆる助成額は1回当たり上限5,000円、これを国と実施自治体で折半するんですよ、2分の1。この事業に取り組んでいない状況でありますけれども、なぜなのか、そのことをちょっとお示しをください。答弁できなれば保健課長でも結構です。

○市長（下平晴行君） 担当課長に答弁をさせます。

○保健課長（津曲満也君） 今、御指摘がありましたとおり、産後うつについては取り組んでない状況でございまして、これに類似といえるかどうか分かりませんが、産後サポート事業というのをしてまして、妊娠中から出産後の母親の身体的安定、心理的安定のための相談支援、仲間づくりをする事業ですけれども、妊娠初期から産後3か月頃までの時期に、母子保健推進員及び助産師等による支援などを行っているところでございます。

また、本年度、平成29年7月頃から、時期はちょっと分かりませんが、「ママのほっとカフェ事業」というのを平成29年度からやっております。これにつきましては、似たような事業でございまして、妊産婦の不安や生活上の困りごとなどを少しでも軽減できるよう、母親同士の仲間づくり、安心して妊娠、育児に臨めるような支援を行うことを目的としておりますが、子育て支援センター、はぐくみランドで月1回、第3木曜日だったと思うんですが、助産師、保育士による支援を行っている状況でございまして、先ほど申しました産後うつについては、取り組んでいない状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 課長、質問していない答弁はしなくていいですよ。産前産後サポート事業はよく分かってますから、僕が言っていることに対して答えていただければ結構ですのでね。

いわゆる、市長、そういう事業があるんですよ。結局、切れ目ない子育て支援に関する法改正や、政府予算がどんどん拡充をされているんですよ。だから、そこにしっかりアンテナを張って、事業を引っ張ってることが大事でしょう。これ、そんな経費かからないんですよ。5,000円の2分の1ですからね、それを市が負担していく。

そして、産後うつを防ぐために、その2回にわたって助成をするという事業じゃないですか。これ、すごく切れ目ない助成の形としては大事な事業だと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃいますとおり、やはり志布志に住んで良かったと思われるような事業でもありますので、負担も国と2分の1ずつということでございますので、内部で十分検討して対応してまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 前向きに取り組んでいただければというふうに思います。次に移りたいと思います。

この救急医療関係でございますが、市長も述べられたように、ハードルが本当に高いと、そういった中でも、市長は志布志市に持ってきたいんだということでもありますので、その意気込みをお聞きしたいと。

冒頭の答弁では、その意気込みは、まだあまり感じられませんでしたね。今日、午前中のやり取りと全く同じ状況ではなかったかというふうに思うんですが、これ、この検討委員会にも僕が出たことありますよ。曾於医師会立病院で、いろんな会議がなされ、その場にも参加したことがありますけれども、なかなか進まないんですね。これ例えば、市長の思いとしては、持ってきたいということがありますがけれども、曾於市があつたり大崎町があつたり、志布志市があつたりして、志布志市は志布志に新たに造りたいというのがあるんですね。規模は今の曾於医師会立病院みたいな、あんな大きな規模にはならないけれども、規模を縮小してでも、新しく造り直すべきだという意見が結構出ていますね。じゃあどこにするのかというのがなかなか決まらない。こういうことが、これまであったです。そのことについて、どうお考えですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、都城志布志道路、東九州自動車道が、間近に完成するわけでありまして。

私の考えでは、やはり、この道路を一番活用しやすい場所、志布志市にはそういう場所がいっぱいあるわけでありまして、これはおっしゃいますとおり、曾於医師会の今の現状、それから、有明病院、そこ辺の老朽化、そして津波対策等も考えれば、将来どうなのかなということであるわけでありまして、できることなら、この道路が新たにできる、そういう付近の場所に設置ができないのかどうか、ある医師の関係者とも話をしているところです。その方も、できれば曾於市と、今の医師会と有明病院が一体となった総合病院、そういうものができないのかどうか、費用にしても60億円か70億円だというようなことでございます。

そういうことから考えると、やはり身近な緊急医療体制の充実という面では、できれば志布志市内に、そういう病院ができれば少子化対策にもなるんじゃないかなというふうにも考えるし、そして、都城志布志道路ができることによって、ストロー現象を防げることにもつながってくるんじゃないかなというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 所信表明にあるように、市長としては、任期中にそのめどをつけたいというぐらいの思いがあられるんだろうというふうに思いますので、ぜひこの件、大変な、おっしゃるようにハードルの高い問題でございますけれども、遅々として進まないというよりも、しっ

かりした白熱した議論をしながら、前へ進めていっていただきたいなというふうに思うんです。

何回か、その会に出ましたけれども、元気が出ないんですね、やっぱりね。なかなか答えが見えないもんだから、一人ひとりがどうということではなくて、元気のある市長が、そこでまた話をする事で、また違う方向が見えてきたら有り難いなというふうにも思っているところでございます。

この問題に関しては、そういう緊急医療体制が整った病院を確保するということが、まず大事でありますけれども、高齢者にとっては、医療・介護に対する不安というのは、すごくあるわけですね。だから、その不安を解消するために地域包括ケアシステムの構築というのがあるわけです。

今回は、このことを執拗に質問するつもりはありませんし、その時間もありませんけれども、そういうシステムを構築して見守っていきける社会、これがすごく大事になっているんですね。そこに対しては、やはり市長が今後福祉課、保健課と連携を取りながら、中身を詰めていっていただきたいなと。まだ構築されていませんのでね、途中ですので、本市にあってはそれをしっかりしたものに構築して行って欲しいという思いで、1点だけお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 福祉課と保健課との連携をしっかりと、そういう取り組みができるのかどうか、研究・調査をしてまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） あと港の活用の中でも、今回は特にクルーズ船の誘致について絞り込んで質問をさせていただいているんですが、クルーズ船誘致に向けては、いろんなイベントであるとか、いろんなセミナーであるとか、そういったことがありますね。そして、それを誘致を図るためには、ポートセールス等も含めて、ガンガン市外、国内、国外問わず、市長には音頭を取ってもらいたいと。だから、そういったところにどんどん出て行って、市長、市職員も出て行って情報を収集して、このことについて、取り組んでいく。

そして、このクルーズ船の誘致による地域振興の手引きという95ページの資料もあるわけですが、無料で配布されてるんですが、こういったことも含めて情報収集し、イベント等にどんどん参加していく、このことについての考え方を再度お聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、そういういろんな会に出て、自分の言葉も発信できるようにするように、その対応をしてみたいと思います。

今までは、いろいろな会社の方に訪問はしているようではありますが、訪問と誘致との連携がどうだったのか、そこ辺も分かりませんので、自らが先頭に立って対応していきたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） クルーズ船の誘致については、これまでもこの場所で質問をやっていますので、そのクルーズ船を誘致することの効用については、効果については、もうここで述べなくても分かっていると思いますので省きますけれども、例えば、ここに九州クルーズのレポートというのがあるんですよ。昨年の結果が出ているんです。僕は2年前も同じ質問をここでやっている。その時から比べたら、また各段にクルーズ船の入港が九州内、増えているんです。

ね。

そして、2017年の九州管内港湾における年間クルーズ船の寄港数は、なんと前年比311.4%増の1,070回ですよ、1,070回。なかでも鹿児島市は3番目です。油津港が、まだ1桁台から努力をしていって、努力をしていって、僕が話をした時にやっと2桁台に11回とか12回に2年前になったんですよ。そしたら、なんともう去年は26回ですよ。すごい数ですね。そして、九州で8位ですね。

結局これを見ていくと、日南市の油津港を利用した取り組み、それはマーケティングをいかに重視して取り組んだかというレポートがあるんですよ。それを見ていくとポイントが、市長と職員が一体となって、もうこれは熱心な誘致活動を行った、さっき言っていた観点ですね。

そして、16万t級のクルーズ船が寄港できるよう、県が音頭を取って油津港の整備をした、1億2,000万円ぐらい使っていますね。でもその金額で整備ができたんですね、油津港はね。

そして、観光分野でのニーズ調査など、マーケティングを重視して取り組んだというレポートが3ページ立てぐらいで載っています。それを見ていくと、こういうふうにして取り組んでいくんだなということがつぶさに分かりますので、またあとで読んでいただければと思うんですが、こういった日南市の取り組みを油津港の取り組みも聞かれていると思いますが、どういう感触を持たれていますか。

○市長（下平晴行君） 油津港については、私も調査したところですよ。7年間で26回、そして1回当たり2,000人、1,500人から2,000人の観光者が来ているということを考えますと、26回で大体1,500人から2,000人だと相当な方が日南市に訪れられているわけでありますので、このことを考えると、志布志港にそういうクルーズ船が入港することで、志布志市のまち全体が活性化が図られるというふうに思いますので、今議員のおっしゃいました、そういう申請等の手続き等も踏まえて、研修・研究をしてまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） ぜひとも日南市の関係も含めて、このクルーズ船にまつわる手引きの件はどうでしたか、答弁がなかったですけど。

○市長（下平晴行君） 誠に申し訳ありません。手引きについては、確認をしていないということで、早速確認をするようにいたします。

○15番（小野広嗣君） クルーズ船の誘致による地域振興の手引きというのが、みなと総合研究財団から出ていますので、これをしっかりPDFファイルで95ページ立てで、登録しなきゃいけないですけどね、無料でダウンロードできるという方向になっていますので、港振興も含めて、クルーズ船の誘致において、まちづくりをどうするのかというのが書かれていますので、そこをしっかりと学んでいただければというふうに思います。

市長の思いは、私が質問した趣旨を理解された答弁だったなというふうに思います。

少し視点を変えて、今までこの場所で、志布志市は港を持って世界に開かれたまちだと、港町だと。だからこそ、東南アジアでもいい、うちはシアトルにも、研修に行っていますね、シアトルの方にも、いろんなことをやっていてつながりがあるわけで、姉妹都市交流をしっかりとやるべ

きだと、そして、もっと言えば国際交流協会を早く立ち上げて欲しい。鹿屋市だとか、薩摩川内市だとか霧島市だとか、みんな立ち上げてますよ。そういったものをしっかり覚悟を持って、こういった仕事をしていくんだということを2回ほど申し上げてきて、「そういった方向で検討させていただきたい」と前本田市長も言われておりました。このことについても引き続き、行政は継続しているという理解をしておりますので、市長も、そこにぜひとも理解をしていただきながら、前へ進めていっていただきたいと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいました国際交流、そういうことにつきましても、トップセールスも含めて、進んで取り組みをしていきたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） それでは、次に移りたいと思います。

新しいまちづくりについてということであります。

市長の方も施政方針の中で、お互いの地域の歴史、そういったものを生かしながら、オール志布志でまちづくりを推進していこうと。そして、市民と一体となって融和のまちづくりを推進していきたいということでありました。

午前中のやり取りの中でも、やっちくの熱い地域づくりの松山地域、茶業振興の取り組みや開拓精神の有明地域、商店街や港を活用した交流拠点と雇用促進の核となる志布志地域ということも挙げて答弁をされていらっしゃいましたね。これは新しいまちづくりという観点での答弁でありました。

その中で「融和のまちづくり」というものをイメージできる表現といいますか、答弁をぜひともお聞きしたい。

志布志市は、合併の時に志布志市の将来像を「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」というふうに決めましたよね。このことと、今市長が言われている「融和のまちづくり」というのは整合性がとれているのか、いないのか。そこも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） これはまさしく、今議員おっしゃったように、いわゆる3町が合併して12年になるわけでございますので、それぞれの地域の特性を生かしながら、オール志布志市を含めて、そのような「融和のまちづくり」をしてまいりたいと、そのことで市民の皆さんの理解を得られて、やはり志布志市だというような考え方をさせていただきたいというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） それぞれ地域に様々な特色がある。ある意味では宝もありますね、歴史もありますね。そういったものは、一つ一つ大事にしながら、そして連携を取ってオール志布志市、一つにまとめて頑張っていきたいと思いますということを市長が今後4年かけてしっかりと訴えていくという理解でよろしいですね。分かりました。

じゃあ、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」というものとは、競合しない全く一緒のものと考えてよろしいんですか。

○市長（下平晴行君） 全く一緒であるというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 「融和のまちづくり」というのが、それを意としているというふうに理

解をさせていただきました。

あと、今回この箇所では、どうしてもちょっとお話したいのが、合併をした時に三つの地域があったわけですね。先進自治体を見ていくと、合併して広大になったまちが、どうまちづくりをしていくのかということで、地域ごとに地域委員会みたいなものを置いて、地域の課題には、しっかり取り組んでいく。うちはもっと小さな課題がありますね、ふるさとづくり委員会とか、校区ごとにありますけれども、旧地域単位で、それをやっていって引き続き今も続けていって、支所を中心としたまちづくりが進んでいて、活気を呈しているという事例が結構あるんです。

これは、ある意味では市長の機関として、調査活動をして、こういった少子高齢化に、この地域では、どう取り組んでいくのか、一方でさっき言ったオール志布志市で取り組むことになるんですよ。

そういった地域委員会みたいなものがつくり上げてきた提言等をもみながら、市としてもしっかり全体を見渡すことができる。そういった取り組みを行って成功している事例が、先進自治体が数多くあります。なぜこういう質問をするかということ、今回、本庁機能を移すということを言われています。今後、時間がどのぐらいかかってするのかは別にして、午前中もありましたように、様々な方々が様々な不安を抱えていらっしゃいますね、こういった所信表明を受けてですね。そういったことに応えるためにも、こういった在り方が求められているんじゃないかなというふうに思うんですが、市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、志布志地域、それから松山地域、有明地域の方々が、それぞれが自分の地域をどうしたいのか、どう今後していくのか。それは、おっしゃいますとおり、そういう組織みたいなものをつくって、その中で自分たちが考えていく、いわゆるオール志布志市にするためには、それぞれの地域の意見を出し合っていて、その取り組みを聞いて、意見を聞いて意見交換をして取り組むことが必要ではないかというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 市長も、その必要性を十分理解された答弁であろうと思います。

冒頭の方で、やり取りの中で言いましたように、だからこそ、その地域の声、そしてその取り組みをまとめていくためにも、地域タウンミーティングみたいなことをしっかりつくり上げて、その仕組みをですね、やっていって欲しいというふうに要請をしておきたいというふうに思います。

あと、交流人口を増やしていって、まちづくりをやっぱりしていかなきゃいけない。あるいは、この地域おこし協力隊という、先ほど言いました「よそ者」の視点、新しい視点ですよ、よそ者の視点というのは。こういったものを入れ込んでいく、そして、「ばか者」、行動力って俗に言われますね。そして、「若者」というのは新しい主役ですよ。こういった三種の神器という言い方もされますけれども、こういったものを取り入れて、各地域の振興策をやる。その地域に必要なマンパワーを持ってくる。こういった取り組みを今後ぜひやっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） できれば今、協力隊の方々がいらっしゃいます。あの方々は実際「よそ者」であるわけですね。こういう方々の意見の集約も私は必要じゃないのかなというふうに思っ

ております。

おっしゃいますとおり、「若者、ばか者、よそ者」という視点でまちづくりはしていくべきだというふうに私も考えておりますので、そういういろんな方々の意見を集約しながら、まちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

次、教育大綱の関係ですが、この件に関しては市長が総合教育会議を設置する設置者でありますので、その中において、前回は本市市長が設置された中で決まっていますね。この大綱に関しては、平成31年度までは、このままでいくと。ということは、本年度あたりから特に来年とかはそうなんでしょう。平成32年度へ向けての検討が加わっていくという理解でいいのか、お聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

現在、教育振興基本計画は、後期の計画になっておりまして、一応平成31年度までになっております。ということは、平成30年度から実際は取り掛かって、平成32年度からの新しい教育振興基本計画をつくることとなりますので、それに合わせる形で、多分教育大綱もまた市長の方と協議をしていかなければいけないだろうと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

では、学力向上に関してですが、先ほど3点述べられました。それはそれとして、全国学力学習状況調査の結果を受けた分析と対応策というのを一昨年出されてますね。それを読ませていただきました。そこに、学力向上へ向けた今後の対応というのもしっかり出ているんですね。

それはそれとして出ているんですが、先ほどはタブレットの活用等のことも言われました。今回これもずっと読ませていただきました。鹿児島大学との提携交流、こういったことも含まって、大学の関係者がアドバイザーとして、ここにも登壇されていますね。これは、平成30年度にタブレット導入事業は完成するというやり取りをずっとやってきていますけれども、これは、それは担保されるんですね。

○教育長（和田幸一郎君） ICTの活用につきましては、平成28年度から本格的に始まっておりまして、平成28年度はモデル校として、7校の学校にタブレット導入を進めております。

平成29年度につきましては、特別支援学級のある所の学校に全てタブレットを導入しまして、支援学級の子供たちへの支援をしていくという形になっておりまして、平成30年度、今度はちょうど入れ替えの時期になっておりますので、平成30年度全ての学校にタブレット導入を進めるということで、平成30年度をめどに一応完結するような形になると考えております。

○15番（小野広嗣君） タブレット授業の導入によって、子供たちに分かりやすい授業、確かな学力を身に付けてもらう一手段としては、成功しているんだろうというふうな理解でよろしいですか。

○教育長（和田幸一郎君） タブレット導入のメリットというのもいろいろあると思います。子供たちが映像、あるいは動画、いろんなのを見ながら興味・関心を持って授業に取り組めること

ができるというようなこととか、将来タブレット等は避けて通れない、子供たちが。そういう意味では、子供たちが非常にタブレットには関心を持って取り組んでいると。そういうメリットを大事にしながら、あわせて先ほど答弁しましたように、やっぱり読んだり、書いたりする活動、それもあわせてこれからも進めていくことが大事なんだろうと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

この学力学習状況の調査の結果を見ると、改善された点もあるけれども、なかなかまだ厳しい状況ですね。そういったことを考えたときに、3年前に児童生徒の確かな学力の定着に向けた検討委員会、ここで検討された方策を基に教育をずっと進めてこられているわけですね。これ、平成27年以降、それを受けて、学力向上がどのように進んでいるのか、少しそこをお示しください。

○教育長（和田幸一郎君） 私が来た時に、学力向上というのは、前の本田市長が非常に力を入れて欲しいというようなことで、私もそれに向けて努力をしてみいました。

早速行ったのが、確かな学力の定着に向けた検討委員会ということで、いろんな方々の意見を聞きながら、本市にとってどのような学力向上策が求められるのかということで、いろんな提案をいただきました。

そういう中でICT教育、それからコミュニティ・スクールの導入、それから小中一貫教育と様々な提案をいただきまして、それを今一つずつ実施をしているわけでありまして。

しかしながら、なかなか学力向上ということにつきましては、今打った手が、すぐ次に結びつかない部分が結構あるかと思えます。全体的なことと言いますと、学校差、これがあります。ある学校は毎年、全国学力学習状況調査でいくと力を付けてもらっている。ある学校は、この年は良かったけど、次の年はあまり良くないというような状況があったり。あるいは、小学校、中学校差でいきますと、小学校は全体的に中学校に比べれば学力というのは付いてきている部分があるけれど、中学校は厳しい状況がある。それから、教科によってある学校は、国語はいいけれども、算数は良くないとか。あるいは、A問題はいいけれども、B問題には課題があるというようなことで、総じて言いますと、まだまだ志布志市の学力というのは十分ではないと思えますので、私は今、これまで様々な施策を実施しておりますので、そういう施策を確実に実施をする中で、子供たちに学力を付けていく、そういう方向で頑張っていきたいと、そういうふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 学力向上へ向けた施策については、短時間で議論する時間がないわけですね。だから、何をもって学力が向上したとみなすのか、その目標設定等があるのか、お聞きをしたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 学力というのを一言で言うと、非常に難しい部分があると思えます。

全国学力学習状況調査とか、鹿児島県が行っている学習定着度調査とか、これは数値で現れる学力ということになるんだろうと思えます。

その他に学力の捉え方として、子供たちが基本的な基礎的な知識・理解とか、あるいは思考力・判断力・表現力とか、あるいは学ぶ意欲というのも一つの学力という捉え方もできるのではない

かなと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 手元にある資料によると、今述べられた全国学力学習状況調査の平均、県平均ですね。鹿児島学習定着度調査の県平均以上というのを確かな学力の目標としてされていますよね。違うんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 数値目標というのを設定することによって、各学校が、その取り組みというのも具体的になるんだろうと思いますので、一応私どもの方では、教育振興基本計画の中にも数値的な目標を持って、このレベルまで子供たちの学力を付けていこうということでの設定をしておりますので、確かに今言われるように、一つの指針として、その学力というのが数値目標として示されていると、そういうことだと思います。

○15番（小野広嗣君） 聞きたいことがたくさんあるんですけども、今回の対応策の中で、「児童生徒から授業についてのアンケートを実施して、教職員一人ひとりの授業改善を学校ごとに行う」とうたっていますが、ここはどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 子供たちの学習の状況というのは、全国学力学習状況調査の中で、子供たちが授業についてどういう感想を持っているとか、あるいは、こういうところがまだ足りないとか、そういう調査等があります。全国学力学習状況調査は、そういう意味では単にテストだけではなくて、子供たちのいろんな取り組みの中で、そういう課題があるのかということを学校の方も把握しておりますので、それに基づいた指導を今後とも継続してやっていきたいなと思っております。

○15番（小野広嗣君） 時間があまりありませんので、市長にちょっとお聞きをしますが、教育大綱を受けて、基本的に本市は「学力向上日本一」というのを前面に打ち出していますが、全てにおいて日本一を使うことがいいのかどうかという判断もございます。

この学力向上日本一を目指すということに関しては、市長はどういう御意見をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 日本一という言葉の使い方ですが、日本一を目指すものであれば、私は日本一でいいというふうに思います。ただ、子供たちや市民に、それが負担がかかるような日本一の言葉は使うべきではないというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） そういうことをございます。教育を取り巻くという状況というのは、本当に厳しくて、様々な課題があるわけですが、任期を3年ということでスタートをされますので、そういった課題に一つ一つ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

あわせて市長には、様々な市の課題がございますね。今日も午前中、午後と議論がありました。そういった課題に対して議員としての経験、職員としての経験を生かしながら、下平カラーをやっぱり前面に打ち出さないと、何のためにここにおられるのかが分からないわけですね。やっぱり事業は継続しながらも、そこに市長自らのカラーが打ち出されて、市政が前に進んでいき、課題が解決していくということが一番大切だと思いますので、そのことを切に願い、期待しながら一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時17分 散会

平成30年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成30年3月9日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

青 山 浩 二

八 代 誠

平 野 栄 作

市ヶ谷 孝

出席議員氏名 (20名)

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 藏
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、5番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○5番（青山浩二君） 改めまして、おはようございます。会派、真政志の会の青山でございます。

まずもって、1月28日に行われました市長選挙及び市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様のお支援をいただき、同僚議員の皆様とともに、この場に戻ってくることができましたことを深く感謝申し上げます。

また、下平市長におかれましても、市長選挙の初当選、誠におめでとうございます。

私は、この1期4年間、手探り状態の中をただただひた走っていった感じがございますが、一つ一つの議案の重み、市民一人ひとりの生活の重みをひしひしと痛感した4年間でございます。

2期目にあたりましても、気持ちを新たに、初心を忘れることなく、市長並びに市当局の皆様方、そして同僚議員の皆様方の御指導、御べんたつを賜りながら、市民の負託に応える仕事をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今回二つの項目について通告をいたしておりますので、質問通告に従い、順次質問をしたいと思います。

まず、志布志市内の高等学校の支援について、質問及び提言をしていきたいと思ひます。

最初に志布志高校のスクールバス問題についてでございます。

志布志高校のスクールバスは、運行経費の増加や、生徒数の減少に伴い、バス利用者も減少傾向にございます。また、運送収入減、損失額は年々増加傾向にあり、企業努力で経費削減等しながら運行をしておりますが、収支改善には至っていません。このような理由により、志布志高校のスクールバス運行事業の路線維持は困難になりました。

そして、結論としてスクールバスの便数の減が、運行事業所の経営的判断により、昨年9月より決定となったところでございます。

運行事業所も民間企業でございますから、企業も生き残っていかなければなりません。私も民間出身ですから、これには一定の理解をしているところでございます。

そこで、直後の9月議会において、私と野村議員が便数の復元に向けて行政として何か支援へ

の取り組みはできないものかということで一般質問をいたしました。市長も、この問題については御存じかと思います。

また、教育長におかれましても、昨年9月に同様の質問をしておりますので、熟知されていると思います。

そこでまず、お二人に、このスクールバス問題について、どういった問題意識、または危機意識を持たれているのか、お伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えします。

昨年9月から曾於市方面からの志布志高校スクールバス3便が1便に減便となったことは、教育委員会からも報告を受けているところでございます。

減便に伴い、登校の学校到着時間が10分程度遅くなり、到着から始業までの時間が短くなること。また1便となったことで、乗車人数が増え、後半には座席に座れない生徒もいるとのことでありますので、そういう面で生徒への負担が若干生じているのではないかと考えているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

私といたしましても、減便に伴って先ほど市長が答弁されましたように、到着時間が遅くなったり、あるいは座席に座れない生徒がいたり、その他に、今まで自宅近くで乗車できていた生徒たちが、自宅から運行経路のバス停まで若干距離がある中学生が出てきておまして、そういう中学生が志布志高校への進学をためらったりするようなケースが起これないかということ懸念しているところでございます。

○5番（青山浩二君） お二人とも、そういった問題意識、危機意識を持っておられますので、何とか行政のお力をお借りしながら、問題解決に向かっていければと思っております。

そこで、市長は今回の選挙期間中、市内をくまなく回ったとおっしゃいました。この選挙運動の中で、多くの市民の方と接したと思いますが、そういった場面でスクールバスの便数の復元に向けても、取り組んで欲しいといったような声は聞かれませんか。

○市長（下平晴行君） 市民の皆様から志布志高校のスクールバス便数復元についての要望は聞いていないところでございます。

○5番（青山浩二君） では、教育長にお伺いいたします。

昨年9月以降、教育長へ直接でもいいですし、教育委員会でもいいですし、また学校訪問等で学校関係者と多く接する機会があると思います。教育長へは、便数の復元に向けての要望等は上がってきていないでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 平成29年9月に議員から御質問があつてから数回、志布志高校の校長先生から市外から通学する生徒への通学補助についてはお聞きしておりましたが、スクールバスの便数の復元に向けての要望は学校からお聞きしておりません。

また、保護者等からも直接要望は届いていないところでございます。

○5番（青山浩二君） 私は、昨年9月の一般質問を以降、様々な保護者の方から「この問題を

公の場で取り上げてくれてありがとう」という声、「また引き続き取り上げ続けてくれ、頑張ってくれ」という声、更には先日志布志高校の校長先生ともお話をさせていただき、「頑張ってください、よろしく願います」という有り難いお言葉もいただきました。本当に学校、家庭、地域は困っているのです。

前回の質問の中での答弁に前市長でしたけれども、「減便になってから日も浅かったこともあって、運行の見直しがあって以降、志布志高校から市に対する要望等はございませんので、今後の状況については対応を考えてみたいというふうに思っています」という答弁をされております。

また、「教育委員会とも十分状況を把握した上で考慮していく内容になろうかと思えます」とも答弁されております。

また、私からの「高校と運行事業者がそれぞれ市長のもとに協議をして欲しいというような要望があったら、問題解決に向けての協議というものは実施可能ですか」という質問に対し、「当然対応はしていく」とも答弁されております。

前回の答弁を聞けば、何らかの協議があったのかなと推測はするわけでございますけれども、その後、協議というものは開催されたのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成29年12月12日付けで、志布志高等学校長から志布志市外居住の生徒への通学補助、広報等支援事業の更なる充実について支援要望書が提出されております。

運行业者及び学校側からもスクールバスの便数復元に向けた要望は届いていないところでございます。

○5番（青山浩二君） バス代補助というものは、次の2項目目にありますので、ここで詳しくしていきたいと思えますけれども、バスの便数の復元に対しても、高校から今後要望があがってくると思えますので、その時はしっかりと対応をしていって欲しいというふうに思えます。

そして、その協議というものが、今後開催されると私は確信しておりますが、その協議は単発的に終わってはいけない、尻切れトンボになってはいけないというふうに思っております。その協議という場をスクールバス問題に対する対策協議会というような正式な会として組織化して、定期的で開催し、復元を目指すお考えはないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 要望が届いていないことから、協議は行っていないところでありますが、市内の高齢者や障がい者のための福祉タクシー、中学校の統廃合によるスクールバス等の運行も含めて、今後志布志市地域公共交通会議の設置を予定しております。この会議に志布志高等学校長も参加をお願いしておりますので、高校の現状等についても御意見をいただければと考えております。

○5番（青山浩二君） 今後そういった協議会が、持たれるであろうということでございますので、そこにしっかりと、高校側も入れていただきまして、市民の声を多く取り入れた対策協議会という形にして、復元を目指す、これこそが市長が所信表明でも述べられました市民目線であり、市民が主役のまちづくりへの第一歩ではないでしょうか。まずはここから始めようじゃありませんか。結論が出るまで長い年月がかかるかもしれませんが、第1歩目がないと2歩目、3歩目は

ないわけでございます。私たちも協力できることは、可能な限り協力していきたいと思っておりますので、一緒になって以前のような便数に復元できるようにお互い知恵を出し合って頑張っていきましょう。

それでは、この問題の最後に、今後どのようなお気持ち、どのような思いで臨むのか、市長、教育長、それぞれお気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） スクールバス運行につきましては、運行事業者の意向もございまして、学校側と事業者側との話し合いの状況を見守りながら、市として話し合いが必要であれば対応してまいりたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 市長答弁でありましたように、学校側と業者側との話し合いの状況を見守りながら、教育委員会として話し合いが必要であれば対応してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○5番（青山浩二君） 今、お二方の答弁にもありましたように、そういった場が設けられれば対応はするということですので、まずはここから始めていただければというふうに思えます。

それでは、次に移りたいと思えます。

この質問も昨年9月に私が、そして、12月には鶴迫議員が質問をいたしております。

市長は所信表明で、市政推進に当たって「最も大事にしたいと考えていることは市民目線であります」と述べられております。この所信表明を聞いたとき、私の今回の質問に対しては、もう答えは出ているんじゃないかとさえ思いました。市長が、よしやるぞと仰ってくださいれば、すぐにでも終わる質問でございます。

現在、市は志布志高校の支援事業として、志布志市内の生徒に限ってバス代2分の1補助というものをしております。昨年データではございますが、約120名のバス利用者の中で、志布志市内の生徒は30数名でございますので、残りの市外からのバス利用者90名程度、この生徒は支援してもらえていない状況でございます。

このことは、保護者間、生徒間でも「不平等感があり、不公平だよ」という声をよく耳にいたします。市長は、このような状況、このような支援の在り方をどう考えられておられますか。

○市長（下平晴行君） お答えします。

バスを利用する生徒の8割が、市外からの生徒とお聞きしておりますので、学校を存続させる生徒確保の観点からも、市外の生徒への支援は有効な手段ではないかと考えております。

○5番（青山浩二君） はい、今前向きな答弁がございましたので、しっかりと考えていって欲しいというふうに思っております。

隣の曾於市、曾於高校の話いたします。

曾於市は、曾於市以外のバス利用者、JR利用者の生徒にも補助金を出しております。このことは、生徒確保の観点からも非常に効果のあることだというふうに思えます。前市長にも同じ質問をいたしました。前市長は「取り組み自体は知っていた」ということでしたが、下平市長は、この曾於市の取り組みについては、御存じだったのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 曾於市内に居住している生徒は、中学校スクールバスや思いやりバスを利用して無料で通学をし、市外の地域から曾於高校に通学する生徒へは民間バス、JR利用等の定期券、回数券の購入費の3分の1以内の補助を行っているということは知っております。

○5番（青山浩二君） 市長も、生徒確保の観点から、この問題には相当な危機意識を持っておられると思います。補助金制度が充実しているから、あの高校に進学をする。これは立派な高校選択の理由の一つであるというふうに思います。このままでは高校生が、どんどん市外に流れていってしまいます。

前回の一般質問では、「他市、他校と補助金の競争をしての生徒の確保よりも、志布志高校の魅力を最大限引き上げていくための事業については、その内容を協議しながら検討する」といったような前市長の答弁でありました。鶴迫議員の同様の質問にも全く同じ内容の答弁でございました。

高校の魅力を上げる努力とは、志布志高校は独自でたくさんやっておられます。あとは補助金制度で、しっかりとバックアップをして、行政と高校とでしっかりタッグを組んで生徒確保の観点からも、本市のこの制度の見直しをし、志布志市外の生徒にも補助ができるように考えることはできませんでしょうか。市長の思いをもう一度お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 子供が減少していく中、生徒確保の観点からも志布志市以外の生徒への支援は大変重要だと考えております。

教育委員会及び財務課と協議して検討してまいりたいと思います。

○5番（青山浩二君） 市長の先ほどと同じような答弁、前向きに考えるということですので、ぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

他市、他校等のいい取り組みはどんどん真似していったいいと私は思っております。結果、それが市民の利益につながるのであれば、なおさらするべきであるというふうに考えておりますが、教育長の立場として、この補助制度の在り方について見直しをするべきだと思われませんか。

○教育長（和田幸一郎君） 平成28年度から市内高等学校支援事業補助金を開始しておりまして、志布志高校に在籍し、市内に住んでいる自宅からバスで通学する生徒へバス代の2分の1を現在支援しているところであります。

生徒確保の観点から、市外全体へのバス代の補助についての御質問でございますが、先ほど市長からありましたように、交通費を補助することも一つの手段ではあるだろうと思います。

もう一つ、私ども教育委員会といたしましては、市内中学生の学力をきちんと付けて、地元高校への進学を目指すような、そういう生徒を増やしていくことも大切であると考えています。

教育委員会といたしましても、高校の適正規模が確保されるよう、学校の意見や要望を聞きながら、協議を進めてまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 市長、それから教育長の思いはしっかりと受け止めました。

前向きに検討するということですので、この問題に対しては、すごく前進したなというふうに

考えております。どうか、前向きに考えていただいて、生徒確保へ尽力して欲しいというふうに考えております。

それでは、生徒確保に関する別の視点から質問をしていきます。

今、志布志高校は、生徒定数1学年160名でございます。普通で考えると、全学年40名の4クラスだと考えますが、近年は定員割れも顕著でありまして、3年生は4クラスでございますが、1、2年生は3クラスでございます。幸いにも、近年は120名を若干超える生徒が入学してくれているため、何とか募集定数は160名を維持しております。

しかし、いよいよもって恐れていたことが現実となりました。今回の出願者数115名、推薦入学の2名を足しても117名でございます。とうとう120名を切ってしまいました。次回の募集からすぐには思いませんが、志布志高校の募集定員の減というものが議論されてくる時代がやってくる、そういうふうに思います。

そうならないためにも、スクールバス支援、バス代補助、こういったものを積極的に取り組んでいていただき、募集定員の減というものを止めなければなりません。

それと、もう一つ重要なのが、生徒確保対策会議でございます。この会議には、本市の教育委員会の方々はメンバーに入っており、他にも学校評議員、市内中学校長、塾の先生、大崎町教育委員会、志布志高校PTA同窓会など、様々なメンバーで、総勢18名程度で構成されております。

市長は、この会の果たすべき役割というものをどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） この生徒確保対策会議は、志布志高校の4クラスを維持するためには、広域的な取り組みが必要であり、多角的な意見を得るために招集され、開催される会議であると捉えております。

○5番（青山浩二君） 平成24年3月、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会が、今後の公立高校の在り方についてということで、県教育委員会に提言書を出しております。志布志高校に対する提言は、普通科の中心高として、これまでの進学実績を踏まえ、生徒のニーズに応える進路指導体制の更なる確立を図り、1学年4学級以上の維持に努めるべきであると、しっかりと明記してあります。

生徒確保対策会議は、この提言を守るべく様々な角度から生徒確保のため、日々奮闘しているわけでございます。

そして、9月の私の一般質問では、私は生徒確保対策会議に市当局も加わり、より大きな会にして、その市の大きな声を県に届けることができたというふうに思いますが、生徒確保対策会議、これに市当局も構成員として入ってみてはどうかという提案に対し、「要請がございましたら参加してまいりたいというふうに思っております」と答弁されております。その後、どうなったのかお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 平成29年6月に、生徒確保対策会議が開催された後は、会議が無いところでございます。

今後、会議が開催され、要請がございましたら、参加を検討してまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 生徒確保対策会議、これに市当局も加わることによって、より発言が強くなると考えております。今後も生徒確保対策会議が、持続可能な会として、またより発展していき、募集定員160名を死守する最後の砦として頑張っていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ前向きに参加していただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思います。

各種検定受検支援補助金についてでございます。

現在市は、各種検定受検の支援として、81万円、当初予算に計上しておられます。まず、この事業の内容を御説明いただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えします。

御質問の各種検定受検支援につきましては、各種検定の受検を推進し、学力向上を図るために、平成29年度から開始をしております。

事業の内容といたしましては、志布志高校の生徒並びに尚志館高校の特進科及び普通科の生徒に対しまして、英語検定、漢字検定、数学検定等の各種検定において、高等学校在学程度の準2級以上の検定合格者に、受検に要する費用に相当する額を補助するものでございます。

○5番（青山浩二君） それでは次に、教育長にお尋ねいたします。

29年度の高校別実績というものをお示しいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 29年度の高校別実績につきまして、お答えいたします。

まず、志布志高校におきましては、英語検定2級の受検者17名に対し、合格者が14名、準2級46名の受検者に対し、合格者が40名で、合計63名の受検者に対し、54名が合格しております。

漢字検定につきましては、2級の受検者30名に対し、合格者2名、準2級、24名の受検者に対し、合格者が10名で、合計54名の受検に対して、12名が合格しております。

続きまして、尚志館高校ですが、尚志館高校におきましては、英語検定準1級の受検者28名に対し、合格者はゼロです。2級の受検者62名に対し、合格者が27名、準2級、48名の受検者に対し、合格者が31名で、128名の受検に対し、58名が合格しております。失礼しました。138名の受検でございました。訂正をいたします。

漢字検定につきましては、2級の受検者28名に対し、合格者が12名、準2級、48名の受検者に対し、合格者が32名で、76名の受検者に対し、44名が合格している実績でございます。

○5番（青山浩二君） 結構な生徒が支援を受けられていて、本当に有り難い制度であると私は感じております。

学校、そして保護者は、本当に助かっている素晴らしい事業であると思います。この制度ですが、志布志高校の全生徒、尚志館高校の特進科及び普通科の生徒を対象に実施しております。ただ、尚志館高校には、ほかにも商業科、建設工業科、医療福祉科、看護学科と四つの学科があります。なぜ、この四つの学科にはチャンスすら与えていただけないのか、全くもって私には理解できません。この線引きの基準は何なのか、どういう理由で区別をしたのか、御説明いただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） この市内高等学校支援事業の発端は、志布志高等学校の4クラスを維持するために開始された支援事業であります。

この各種検定受検支援につきましても、志布志高等学校の4クラスを維持するための支援ということを念頭に考えておりますので、現時点では、志布志高等学校が普通科であることを考慮しまして、特進科と普通科に限定して支援させていただきたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 私は、どういう理由があろうと、全ての生徒を平等に見て欲しいし、平等にチャンスを与えるべきだと思っております。この質問をする前に、尚志館高校の校長先生、教頭先生にお話を聞いてきました。

実際、昨年ではございましたが、尚志館高校のこの補助対象でない生徒が、このことを理由に受検を断念したという事例があったとお聞きいたしました。この話を聞いた時、本当に胸が締め付けられる思いでもありました。同じ高校に通いながら、学科が違うという理由で受検を諦めなければならない、こういうことはあってはならないと考えます。

わずか数人かもしれませんが、受検を希望する生徒がいる限り、全ての生徒を平等に見ることが大事であると、私は思います。市長、この制度の見直しをして、志布志高校同様、尚志館高校も全ての生徒にチャンスを与えていただくわけにはいきませんかでしょうか。

○市長（下平晴行君） この支援の目的は、学力向上を図るためのものでありますが、先ほども答弁させていただいたとおり、現時点では、志布志高等学校が普通科であることを考慮しまして、特進科と普通科に限定して支援させていただきたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 先ほど私の質問にもありましたように、他の四つの学科にも、ここを目指す志の高い生徒がいると思いますので、もう少し対象を広げていただいて、わずか数人かもしれませんが、尚志館高校の他の四つの学科にもチャンスを与えていただきたいと思います。今市長は、そういったお考えは、まず無いということでしたけれども、なるべく子供たちの声を、そして、保護者の声を聞いてチャンスを与えていっていただければというふうに考えておりますので、そこはまた今後の課題であろうかと思えます。どうかよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、関連して違う視点から受検の支援ということで質問をしていきたいと思えます。

尚志館高校には、先ほども話したように専門的な学科が四つございます。そして、それぞれの学科の専門的な資格取得に力を注いでいるところでもございます。例えば、商業科なら簿記、電卓、ワープロ、情報処理、建設工業科なら、建設系の各種資格、医療福祉科も看護学科も資格試験がございます。私は、この資格試験にも補助をするべきだと考えております。この資格試験には、相当数の生徒が受験するのではないかと想像するところがございますけれども、かなりの予算が必要なら全額補助でなくても、一部を補助という方法も考えられると思えます。どうでしょうか、未来ある子供たちのために前向きに考えることはできないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 尚志館高校には、専門的な学科が四つあります。商業科、及び建設工業科は共に7種類、医療福祉科は1種類、看護学科は2種類の資格検定試験を受験しており、日々

資格取得のために励まれているとお聞きをしております。今年度の受験者数は、延べ443名となっております。

支援についての御質問につきましては、同じ答弁となり大変申し訳ございませんが、現時点では志布志高等学校が普通科であることを考慮しまして、特進科と普通科に限定して支援をさせていただきたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 今、市長も答弁されました。現時点ということでの答弁でございましたので、何とかそこも前向きに考えていただいて、今後は、この四つの学科にもすばらしい支援をしていって欲しいというふうに考えております。前向きに考えてもらえればというふうに、考えております。

市内高等学校の支援事業ということで質問をしてまいりましたが、市長の所信表明の中にもありますように、「市民が主役のまちづくり」、「市民目線で取り組む」、「安心して子育てができるまちづくり」、このことを実現するためには、高校の支援事業の充実は欠かすことができない分野だと思っております。どうか、市民の声を大事にして政策を推し進めていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

それでは、次に移ります。

次は、住宅政策についてでございます。

有明地域において、地域の人口減少、児童生徒数の減少対策、更には地域活性化対策として15年前に取り組みが開始された地域活性化住宅事業でございますが、今年9月を皮切りに、順次15年の契約満了を迎えます。

現在この地域活性化住宅は、当初の目的を果たすため、十分すぎるぐらいの成果を出しているところでございます。

しかし、契約期間満了を迎える本年9月から、その目的を根本から覆しかねない事態になる可能性が十分に出てくる恐れがあります。

通告書を出しておりましたので、この活性化住宅の仕組み等は市長も御存じかと思ひます。

そこで、まず有明地域に建てられた地域活性化住宅、このことを市長はどのように捉えているのかお聞かせいただきたいと思いますと思ひます。

○市長（下平晴行君） 有明地域における人口減少、児童生徒減少、地域活性化対策として民間活力を導入し、児童数の減少を防ぎ、地域の活性化を図るため、戸建て住宅を民間事業主（オーナー）が建設し、土地を市が民間事業主に貸し付ける方式の住宅で、事業開始から15年間、安価な家賃で市民に住宅を提供できるようにしたことで、一定の成果を得てきた住宅だと認識をしております。

○5番（青山浩二君） では、この住宅の地域別件数、そして、どの地域が、いつ契約満了を迎えるのか、お示しいただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） まず、伊崎田住宅4件、原田住宅4件の合計8件が平成30年9月30日まで、更に伊崎田住宅6件、原田住宅6件の合計12件が平成31年3月31日までで契約満了となりま

すので、平成30年度に合計20件が契約満了となります。

続きまして、平成31年度には、蓬原住宅12件が平成32年3月31日まで、更に平成32年度には野神住宅10件が平成32年12月31日までで3年間の合計で42件が契約満了となります。

○5番（青山浩二君） 今の答弁にもありました。また、通告書にも明記してあるとおり、一番早いところで今年の9月に、その時期がやってきます。昨年には、市とオーナー、年が明けてからは市と入居者、また入居者とオーナーとの協議がなされたと聞いております。そして、昨年12月の平野議員への答弁では、前市長でございましたけれども、「年明けには何らかの報告ができると思う」と答えております。

そこで、その協議の内容を詳しく報告していただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市とオーナーとは、平成29年8月から12月までで計3回、契約満了後のことについて協議を実施しております。

また、市と入居者とは、1月31日から2月21日までに毎週水曜日に計4回、それぞれ原田住宅、伊崎田住宅、野神住宅、蓬原住宅の順に協議（説明）会を実施しております。

説明会においては、①賃貸契約の履行依頼。②市・県営住宅の空室の情報提供。③売買等の相談者である所有者の連絡先の周知などを行いました。その結果、いずれの住宅入居者も所有者に今後のことを交渉したいとの結論に至ったことから、2月28日に、まず平成30年9月に契約満了となる伊崎田住宅入居者4戸、3月7日に原田住宅入居者10戸が所有者に今後のことを直接交渉しました。

○5番（青山浩二君） この住宅の契約上、契約期間を満了すれば、市が関与できなくなることは十分わかっているつもりでございます。

あとは、オーナーと入居者との市民での話し合いになってくるわけですが、こうなれば所有者であるオーナーの発言が強いということになってしまいます。市が関与することができる今こそ3者で問題解決を図っていく必要があると思っております。

そして、問題解決をするにあたって、一番重要なことは、現在入居されている方々が不利益を被らないことだと思っております。

現在、入居者の方々は、今後どうなっていくんだろうという不安な気持ちでいっぱいであろうと感じております。

オーナーも複数人いるということで、満了後については、様々なお考えがあるようでございます。

また、入居者においても様々なお考えがあるようで、このまま賃貸希望の方、購入希望の方、そして家賃が上がってしまえば経済的理由で退去を余儀なくされる方、いろいろ考えているようでございます。

そこで市長、退去を考えている方、こういった方々もいらっしゃるのをしっかりとお考えいただきたいと思えます。

退去してしまえば地域の人口が減る、それに伴い、児童生徒も転校してしまう。地域活性化ど

ころか、地域が衰退してしまいます。入居者は、本当はあの地にまだまだ住みたい、子供たちにも転校はさせたくないと思っているのです。仮に家賃が上がってしまった場合、上がった分をずっとでなくてもいいですから、入居者が次の決断をするまでの期間、1年でも2年でも市が支援していただくことはできないでしょうか。今のままでは、あまりにも時間が無さ過ぎる、そう感じております。

先ほどから何回も言っておりますが、市民目線、市民が主役のまちづくりを目指している市長なら、お話は分かっていただけだと思っております。

また、前市長も「今後のサポートについて、入居されている皆さんに不安感を持たれないような形での対応をする。希望があれば意見も十分賜り、安心できるような展開にしていく」と答弁しております。どうですか市長、安心して子育てができるように、こういった方々へ支援をしていただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 所有者から土地・建物を購入する入居者、所有者と新たな賃貸契約を締結される入居者、退去される入居者など、様々なケースが想定されますので、これまでのそれぞれの契約内容を踏まえた上で、全ての入居者への市としての公平性を主眼におきますと、大変難しい判断になると考えている次第でございます。

○5番（青山浩二君） 大変難しいというような答弁でございましたけれども、本当に入居者の方々は困っております。何とか手助けをして欲しいというふうに考えておりますので、こもしっかりと考えてもらいたいというふうに思います。

次のケースも考えられます。

伊崎田地区の活性化住宅の一例でございます。まだまだこの住宅に住みたいけれども、家賃が上がってしまえば退去を考える。そうなれば、転居、転校という悪循環が生まれます。だけど、本人も子供たちも、このまま伊崎田に住みたい、こういった方々もおられます。そういった方々への手助けとして、今、伊崎田地区に造成中の定住促進用の住宅用地が5月頃から分譲開始ということでございますので、希望があれば優先的に分譲していただくことは考えられないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 活性化住宅にお住まいの方の支援策については、関係課がこれまで協議をしながら説明会などを行ってまいりました。

御質問の定住促進住宅用地については、志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例に基づき、事業を展開しているところであり、地域活性化住宅と連動させた施策の推進を行っていないところでございます。

○5番（青山浩二君） 条例に基づきながら事業を進めていくということでございますけれども、本当に入居者の方々は困っております。どうか、この造成中の定住促進住宅用地に、この方々が希望する人が1人でも2人でもいらっしゃれば、なんとか考えていただきたいというふうに思います。市長どうですか、もう1回答弁をお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、地域活性化住宅と連動しない施策の推進とな

っているというようなこの状況から、大変難しいということでございます。

○5番（青山浩二君） 大変難しいということでございますけれども、またいろいろといろんな知恵が出てくると思いますので、私もまた協力できるところは協力していきますので、お互いにこの問題について取り組んでいければというふうに思います。

また、少し話は飛躍いたしますが、この活性化住宅を市が買い上げて市営住宅として賃貸するというようなお考えはないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市による土地建物買い上げについての御質問でございますが、まず本市としましては、市と入居者との賃貸契約を履行すること。また、市と所有者との住宅貸借及び土地貸借契約を履行することを第一義と考えております。

更に、市の買い上げについて、次の3点から難しいと判断しております。

まず1点目でございますが、活性化住宅には6人の所有者がいますが、それぞれ社宅、売買などの別利用を考えている所有者が存在すること。

第2点目に、市が買い上げるために億単位の財源が必要なこと。

第3点目に、築15年を経過した木造住宅であるため、今まで所有者が負担していた営繕費用の増加が見込まれることなどであります。

○5番（青山浩二君） 市の買い上げ、これはちょっと無理かなというふうな答弁でございましたけれども、無理ならなおさら家賃の手助けとか、そういった分譲地への優先順位繰り上げとか、そういった方向で考えていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、少し角度を変えて違った視点から質問をしていきます。

現在、この活性化住宅に入居されている方々で一つの自治会を形成しているところでございます。伊崎田をまた例に例えると、伊崎田には10件の住宅があり、1件が今空き家になっておりますので、9世帯で自治会を形成しております。現在3月、来年度の役員選考もぼちぼち始めなければならない時期でございます。

ただ、入居者の皆さんは、今後どうなっていくのか不透明な状況でございますので、役員も決められない。こういった状況に陥っております。

また、数件が転居、転校となった場合は、自治会の解散、崩壊という最悪のシナリオになってしまいます。市は、自治会の加入促進を行っております。また、私達も新しく来られた方々へは、自治会への加入を勧めているところでございます。

この最悪のシナリオは、加入促進どころか自治会の崩壊、そして、未加入世帯の増加となってしまいます。こういった事態を避けるためにも、市長、市として先ほども言いましたが、値上がり部分の支援、そのほか、定住促進用地の優先順位、そういった分野で何か手助けをして欲しいと思ひますが、どうでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） 自治会につきましては、任意の団体であるため、地域住民に行政が加入を強制することはできません。しかしながら、自治会に加入することにより、地域内の情報、行

政からの情報提供により防災、子育て、高齢者支援、地域おける課題等への対応もできるようになるため、地域の活性化を進めるには、その基礎となる自治会は必要不可欠なものであると理解をしております。

また、地域の実情により、規模的に大きい自治会や小さな自治会も生じる恐れがあります。市は自治会の認定に対して、基準を設けておりますが、地域の実情に合わせて弾力的に運用するよう努めてまいります。

家賃値上がり分の支援については、繰り返しになりますが、既に契約満了を踏まえ、事前に退去している入居者も存在すること。また、活性化住宅の成り立ちが既に最大15年間の実質的な家賃補助であることなどから、難しいと判断をしております。

○5番（青山浩二君） 何か策を打ち出さないと、本当に人口流出に直結してしまいます。しかも喫緊の課題である4月からの自治会の役員決めもできないままになっております。この状況を打破するために、なるべく早く、できれば3月に何らかの方向性を示さないと、自治会としての機能がストップしてしまいます。早くアクションを起こしていただきたい。しかも、そのアクションがいい方向性へ導くアクションなら、住民の皆さんは大変喜ばれると思います。

とにかく、自治会の機能がストップする前に市役所、オーナー、そして住民の何らかの協議をしていただきたい、そう思います。協議についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 御承知のとおり、市と入居者とは、賃貸契約、市と所有者とは賃貸及び土地貸借契約をそれぞれ締結していることから、入居者と所有者とは、ほぼ面識が無いところがございます。

このことから、市と入居者との説明会から着手し、現在入居者と所有者との話し合いに市が立ち会う方式で調整を進めているところでございます。

○5番（青山浩二君） そういった協議の場で、市が関与していただきまして、住んでいる方々が不利益を被らない、そして、安心して暮らせる、そういったまちづくりを市長には今後も目指して欲しいというふうに思います。ぜひ前向きに、そして積極的に動いていただきたいと思っております。

そして、この住宅に入居されている方々が、不安なく日常を過ごすことができるよう、市長として強いリーダーシップを発揮していただきたいと、強くお願いをしておきたいと思っております。

今回、高校生の支援の拡大、活性化住宅問題で困っている方々への支援ということで、質問をいたしました。

いずれの質問も、何回も繰り返しますが、市長の目指す「市民目線」「市民が主役のまちづくり」「住みやすい魅力ある新しい志布志市」「安心して子育てができるまちづくり」、このことに深く関係していると思っております。

また、私たち議員と市長をはじめとする執行部の皆さんは、車の両輪によくたとえられます。お互いいい意味で協力しあって、こういった問題解決と一緒にあって取り組んでいければと思っております。

今後の市長の市政への舵取りに、大いに期待をいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（西江園 明君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

11時10分まで休憩いたします。

○

午前10時59分 休憩

午前11時08分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 改めまして、皆さん、こんにちは。会派、真政志の会、八代誠でございます。支援者及び支持者の方々の負託を得ることができ、議員として、またこの議場に立てることを大変光栄に思っております。任期である4年間、真摯に努めてまいります。

さて、去る3月4日は、都城志布志道路の有明北インターから有明東インター間の4.3kmが完成し、開通式がありました。

この開通により、県内22kmのうち、12.6kmが開通したことになるということであります。

しかし、着工から23年が経過しております。本当に長い時間かかったんだなというふうに改めて感じたところでした。

関係機関や地元国会議員の御尽力により、整備が進められ、その現状は幾分緩和されつつありますが、供用率は依然として全体計画の半分に満たないのが現状であります。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答方式により質問してまいります。

本市を取り巻く、公共事業についてであります。

まず、東九州自動車道の整備関連工事において、本市に本社を置く建設会社の受注実績についてであります。この3年間の請負件数、及び請負額が分かればお示してください。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

東九州自動車道、末吉財部・志布志間は、九州の高速道路ネットワークの一部を形成することにより、東九州地域へのアクセス性の強化や物流の効率化による地域産業活性化の支援等に寄与する道路と期待されております。志布志から夏井間、延長3.7kmは、平成28年4月に新規事業化され、また志布志から鹿屋串良間、延長19.2kmにおいては、平成29年12月に平成32年度までに開通と発表されたところであります。

お尋ねのここ3年間の志布志市内の建設業の請負件数と請負金額については、平成27年度1件、受注額3,704万4,000円、平成28年度は3件で、受注額4億8,249万円、平成29年度は2件で、受注額1億5,184万8,000円でございます。

○7番（八代 誠君） 過去3年間の本市に本社を置く建設会社の受注実績についてお答えいただきましたが、それでは、続いて、東九州自動車道関連工事の全体のどうか、年度別発注額と、

今お答えいただいた本市に本社を置く建設会社が受注した金額をとの年度別の比率についてお示ししたいかと思います。

○市長（下平晴行君） 平成27年分の発注額、32億8,000万円、比率は1.1%、平成28年度の発注額は47億5,000万円で比率は10.2%、平成29年度の発注額は22億7,000万円で、比率は6.7%であります。

○7番（八代 誠君） 年度を追うごとに志布志市内といいますか、志布志市のエリアに入ってきているんだというふうに私は考えているところです。そういった中で、10%あるいは、平成29年度については、6.7%という数字をお示しになりましたが、私にとってはちょっと物足りないなというのが実感であります。

ここで、発注者である九州地方整備局大隅河川国道事務所の入札制度のうち、総合評価方式において、競争参加者の技術提案、施工計画といいますか、をより高く評価することにより、技術力のある者が参加、競争、チャレンジできることを目的とする技術提案チャレンジ型の試行工事という形になっておりますが、そういう発注の形態を市長は御存じですか。

○市長（下平晴行君） 新たな総合評価落札方式として、比較的工事難易度の低い工事で試行されております。競争参加者の技術提案の施工計画をより高く評価することにより、技術力のある者が参加、競争、チャレンジできる環境を整えて、受注機会の少ない企業や地域を支える建設業の入札参加意欲を向上しつつ、担い手の中長期的な育成、確保を図ることを目的として試行していただいております。

また、配点の中では、地域貢献に指定する地域内における本店の所在においても加点されているようであります。

○7番（八代 誠君） 今、市長から説明がありましたが、私も独自に調査いたしましたところ、この入札制度には、今市長が言われたとおり、発注者が示す総合評価の評価項目の中に「地域貢献など」という項目があって、そこには「工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点」と記され、そこには本店の所在地が志布志市、曾於市、曾於郡大崎町と指定されています。入札制度が総合評価方式ですので、本店が志布志市、曾於市、大崎町に所在すれば加点されるという仕組みになっています。本当にすばらしいなというふうに感じています。

入札公告には「試行工事」となっていますが、地元の建設会社に加点がされる。私は市長に、技術提案チャレンジ型の工事発注の件数の増に向けて、隣接する市町、あるいは隣接する首長、あるいは関係する団体と連携してトップセールスをぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 技術提案チャレンジ型は、九州管内で10件程度行われているうち、東九州自動車道の志布志市内近辺の工事で、本年度2件の発注をしていただいたというところでございます。

施工計画の技術提案の配点、企業の能力で手持ち工事の状況や新技術の活用などの配点のほか、地域貢献の中で指定する地域内における本店の所在として、その所在地を志布志市、曾於市、

大崎町として指定していただいておりますので、私も積極的に国に働き掛けていきたいと考えておりますし、また、隣接する首長とも連携をしていきたいと考えております。

○7番（八代 誠君） 先ほどのいちばん最初の質問の中に、市長の方で東九州自動車道において若干説明があったわけなんですけど、国土交通省は、29年12月、志布志・鹿屋間において用地協議が完了し、延長19.2kmが平成32年には開通すると発表しております。

しかし、志布志インターから、これも案内がありました、夏井インターまでですが、まだ延長が3.7kmあります。更に近い将来、夏井インターから串間市側に向けての区間が整備されるということになると、これは県境まで全てが、この志布志市管内なんです。本市に関わる延伸となっていくわけです。市長の行動力にこれから先のことも考えて、ぜひ期待したいと思います。市長の率直な意見をもう一回お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 御承知のとおり、平成28年4月には、志布志・夏井間が整備区間の新規事業化されました。先月の2月2日には、地元説明会も開催され、いよいよ事業が始まります。この区間の工事においても、技術提案チャレンジ型の導入を含めて、地元企業が多くの子供を受注できるよう、大隅河川国道事務所との意見交換会の場や、私自身が直接国へ出向き、要望などを重ねていきたいと考えております。

○7番（八代 誠君） やっぱり特に国が発注する建設工事においては、今このチャレンジ型というのがありますので、こういった入札制度の間に、本市にあるいは曾於地域に本社を持つ建設業者が実績を作っていただけて、更に県境まで延びるであろう高速道路の建設事業に対して、ぜひ市長にも頑張っていただきたいというふうに考えております。

それでは、次に移ります。

市長も所信表明で触れておられますが、志布志港は、平成29年から平成33年までの5年間に、総事業費106億円をかけて国際バルク戦略港湾として港湾整備事業が開始されます。

まず、この総事業費106億円に対しての本市が負担しなければならない金額について、前回同僚議員から質問があったわけなんですけど、私ちょっと書き止められませんでしたので、もう1回軽減措置も含めて、分かりやすく説明していただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） お答えします。

本年度より国直轄による国際バルク戦略港湾の整備が開始されております。港湾改修事業に対する負担金については、港湾法第43条の4第1項による受益者負担に関する事項、鹿児島県港湾管理条例第19条の負担金に関する事項に基づき、負担割合が定められております。

国際バルク戦略港湾整備事業については、直轄港湾改修事業として位置付けられており、国が10分の5.5、県が10分の3.375、市が10分の1.125と定められているところでございます。ただ、国においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る負担割合の特例に関する法律を定め、財政力指数の低い地方自治体に対し、毎年国の開発指定事業について、国の負担割合の引き上げを通知し、地方負担の軽減を図っているところでございます。このことにより、現段階で示されてい

る総事業費106億円で試算しますと、本市が本来する負担金総額は、約11億9,250万円ですが、後進地域の特例の適用によって、約2億1,975万円の負担軽減が図られ、実質の負担額は約9億7,275万円になると試算をしております。

○7番（八代 誠君） 次に、106億円かけて整備されていくわけなんですけど、国や鹿児島県によってどんな形で仕事が進んでいくのか、その内容を年度別に示していただきたいんですが、分かる範囲内で結構です。工事の範囲、あるいは金額、そのものが国によって実施されるのか、県によって実施されるのか。その金額と範囲について、お示してください。

○市長（下平晴行君） 国や鹿児島県の年度別工事範囲については、計画が示されておりますが、事業費については、年度ごとには示されておらず、事業ごとの総額が示されております。まず、国直轄分の計画ですが、岸壁に関する工事で、岸壁築造として海底地盤の床掘り、岸壁基礎の捨て石、岸壁本体となるケーソンと呼ばれるコンクリート製の箱の製作や据え付け、舗装工事が平成29年度から平成32年度までで事業費は43億円。

次に、岸壁の船が停泊するエリアの泊地や航路のしゅんせつ工が、平成31年度から平成33年までで事業費は、39億円であります。

鹿児島県分の計画につきましては、ふ頭用地の埋め立て、護岸工、舗装工が平成30年から平成33年までで事業費は7億円あります。

この他に、計画では整備主体が未定ですが、平成32年から平成33年までで荷役機械の整備が計画されているところでございます。

○7番（八代 誠君） 106億円という、本当に大きなプロジェクト、この本市内のみで展開されていきます。もちろんのことですが、本市内にはマリコンと呼ばれる大きな建設会社はありません。俗に海洋工事については、専門性が高く、しゅんせつ船など特殊作業船の保有が必要なため、中小陸上建設会社の参入は困難であると言われております。しかし、海上工事以外の工種、工事、これは本市に本社を置く建設会社においても施工可能な工事等が相当数あるのではないかと推測できます。

東九州自動車道関連工事においては、総合評価方式による入札により、地元建設会社に加点されるチャレンジ型という工事が発注されています。こういった事例も踏まえて、またここでもなんですが、隣接する首長、あるいは関係する団体と連携して、トップセールスをぜひ行っていただきたいと考えております。市長の率直な考え方をお示してください。

○市長（下平晴行君） これまでも、国・県に対して、本市内の建設会社の受注機会の拡大について、要望活動を行ってきております。国・県においては、工事の内容や規模に応じて、施工可能な建設会社のランク設定を行っており、可能な限り地元建設会社向けの工事発注に努めているとのことであります。

また、国際バルク戦略港湾の事業についても同様に地元建設会社向けの工事発注に努めていくと伺っております。

また、国へ市内建設会社の港湾関連事業の工事受注状況を確認したところ、平成28年度から平

成29年度の港湾工事発注件数が9件、うち1件は近日中に発注ということであります。うち6件につきましては、市内の建設会社が受注をしております。金額ベースでは、平成28年度から平成29年度の港湾工事発注金額、約14億4,600万円のうち、現段階で約5億5,000万円を市内の建設会社が受注しているものであります。このように市内の建設会社が施工可能な工種、工事については、今後も引き続き、受注機会の拡大について国・県に対して要望をしまいたいと考えております。

○7番（八代 誠君） 市長の方から、今後も引き続き要望をされていくということですので、よろしく願いいたします。

それではここで、今市長の答弁にありました国及び県から市内業者への発注が見込まれる事業といたしまして、工種には、市長の考えの中で、どんな工種があるのか、その点についてお示しいただけないでしょうか。これから106億円かけて整備されるバルク戦略港湾なんですけど、その中で市内業者が受注できるような事業といたしまして工種にはどんなものがあるのか、そのことについてお示してください。

○市長（下平晴行君） 私は、その内容については未熟で分かりませんので、担当の課長に答えさせます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今後、志布志港関連事業の国・県から市内事業者へ発注が予想される事業といたしましては、波消しブロック等の製作、臨港道路橋脚の整備補修等、それから、津波避難施設等の整備が想定されているところでございます。

○7番（八代 誠君） 今、課長の答弁の中に津波の避難施設整備という言葉がありました。まだこれから審議をしていくわけなんですけど、本市の30年度当初予算説明資料の中には、港湾改修事業負担金という事業のうちに、今回その事業が1,500万円計上されておりました。本市の負担額4分の0.3という表示がありまして、200万円記されております。この避難施設について、どんなものなのか。今の時点で分かれば形状なり、進め方なりをお示してください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今、当初予算の港湾改修事業負担金の中で、避難高台の調査設計負担金の予算計上をしておるところでございます。

これは、県が国の補助事業として、予算要求をしている段階でありまして、避難高台整備場所等の計画も含めまして、詳細については、まだ示されていないところでございます。

○7番（八代 誠君） 安心しました。まず避難高台ができていくのかなということと、1,500万円でどんな施設ができるんだろうというふうに考えていたところですが、調査設計ということですので、そういう形でぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

ここで港湾関係については、最後の質問になっていきますが、国の発注機関における、先ほど市長の答弁にもあったんですが、地元業者という言葉を使っていけばですね、私たちが地元業者といえ、志布志市内なんですけど、国が表現する地元業者という概念といたしまして、そういうことになると、私は鹿児島県内の事業者、建設会社を示しているんじゃないかなというふうに考えてるところです。

先ほど市長は「トップセールスをしていく」ということでありましたが、先ほども申し上げましたように、曾於地区の建設会社が優先してというか、チャレンジしていけば、総合評価方式において、そういう入札制度が大隅河川国道事務所では行われておりますので、ぜひ港湾関係、国・県、港湾事務所ありますので、そういったところに市長が出向いていかれて、あるいは隣接する首長、関係団体の方々と回数を重ねることで理解していただけたらと思いますので、ぜひそのことについてはお願いしたいと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、国の建設業者というのは、県内の業者という見方をしております。そういう観点からも、私も直接国の方にも出向いて、県と一緒にやって対応していきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、この公共事業で最後の分になりますが、アクセス道路ということで質問をしてみたいと思います。

先ほどお話ししましたように、東九州自動車道においては、志布志・鹿屋間19.2kmが平成32年には開通する。また同年には、東京オリンピック、あるいは鹿児島県では国民体育大会が開催されます。本市においては、成年男子サッカー会場になっております。

また、志布志市において展開される、先ほどお話ししましたバルク戦略港湾、平成33年度には完成するわけです。今の段階で言うと少し期間が延びるのかなという話もお聞きしておりますが、更に本年春と夏には志布志・大阪を結ぶフェリーさんふらわあの新造船が就航します。ですから、この今後二、三年、様々なインフラ整備の進捗と志布志市に影響のあるイベントといたしますか、展開されていきます。そこで気になるのが、この東九州自動車道の曾於弥五郎インターと、都城志布志道路の有明北インターのアクセスです。この2か所を何とか直接連結することによって、農林畜産業の活性化をはじめ、本市には多大な経済効果や地域間ネットワーク強化が期待されると考えています。

市長の率直な意見を伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 3月4日に都城志布志道の道路の有明北インターから、有明東インター間の4.3kmが開通されました。

また、東九州自動車道も平成32年度までに開通と発表されております。広域交通のネットワークの構築が確実に進んでいるところでございます。

しかしながら、志布志港から都城志布志道路を利用し、有明北インターから東九州道の曾於弥五郎インターへ向かう場合、県道志布志福山線と、県道垂水南之郷線を利用しておりますが、この道路は急しゅんな箇所や豪雨時に災害を受ける箇所があり、大型車の通行に大きな負担となっているのが現状でございます。日本の食料基地をなす本地域において、この両道路の曾於弥五郎インターチェンジと有明北インターチェンジをバイパスで結ぶことにより、輸送の効率化を実現でき、輸送コストの縮減が図られます。このことは、国際物流拠点志布志港からの輸送効率による地域産業の活性化、競争力強化につながり、地域間ネットワークの期待が大きいものと考えて

おります。

○7番（八代 誠君） これ多分計画から始まって、その事業が完成するとなると、先ほどお話ししました都城志布志道路、23年経っているのに、まだ半分、計画の半分に満たっていないという現状があります。この問題は、すぐ取り組んでもいいんじゃないかというふうに私は考えています。でないと、先ほどお話ししましたインフラ整備、バルク戦略港湾を整備される、東九州自動車道も平成32年には開通する。そういったものが全てのインフラ整備が整っていくにもかかわらず、課題が見えているのに、そこに着手ができていないというような状態になったら非常に困るなというふうに考えています。

そのことについては、市長はどう考えておられますか、その時期的なもの、もうすぐにでも動かされるのか。例えば、完成をどの辺とっておられるのか、そこら辺、時期については、厳しいのかもしれませんが、そのことに対しての市長の考え方をお示してください。

○市長（下平晴行君） 現在、曾於地区の共通要望として、大隅総合開発期成会と曾於地区土木協会での要望活動を行っております。

今後も地元選出の国会議員、県議会議員の先生方、曾於市や大崎町とも連携をとって、機会あるたびに積極的に要望活動を行っていきたくております。

○7番（八代 誠君） このアクセス道路については、非常に大事になるかと思えます。もしかしたら、県道63号線に関するバイパス工事になってくるのかなというふうに考えておりますので、そうすると、曾於弥五郎インター、隣の曾於市とも関連がありますので、曾於市との協議を十分していただいて、市長同士で連携をとっていただいて、トップセールスをしていただきたいというふうに思います。公共事業については、これで終了いたします。

次の質問に移ります。

市内農家の農業従事者確保についてということで質問をまいります。

まず、市長の所信表明の五つの政策ビジョンの中には、「海外市場も視野に基幹産業及び商工観光などの振興を図ります」とあります。市長が言われる、昨日もちょっと若干質問があったんですが、本市の基幹産業とは、市長が考えられる本市の基幹産業とは何なんですかね。

○市長（下平晴行君） 農林水産業であります。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

今回の所信表明の中には、一次産業に関する振興策というものが、ほとんど触れられておりませんでしたので、少し心配をしておりました。そうなのかなというふうには思いは分かるんですが、基幹産業というものを市長はどんなふうに捉えられているのか、その1点ちょっと聞きたかったので質問したところでした。

それでは、本題に入ります。

まず、市内農家の推移について、農家の戸数及び農業に従事される農業就業人口数、また、その平均年齢が分かれば示していただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 農林業センサスによると、平成17年度では、農家戸数が3,148戸、農業従

事者が4,098人、農業経営者の平均年齢が63.1歳、平成22年では、農家戸数が2,657戸、農業従事者が3,166人、農業経営者の平均年齢が64.8歳、平成27年では農家戸数が2,133戸、農業従事者が2,813人、農業経営者の平均年齢が66.2歳となっております。

ここ10年間で農家戸数が1,015戸、農業従事者が1,285人、それぞれ減少していると同時に、農業経営者の平均年齢も年々増加傾向にあり、農家の高齢化が本市においても着実に進んでいることがうかがえます。

○7番（八代 誠君） 今、17年、22年、27年のそれぞれ数字をお答えいただいたわけなのですが、ここで常時雇用の推移についての数字が分かればお示ししたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 農家の常時雇用の状況になりますが、平成17年では農家64戸に対し、131人。平成22年では農家113戸に対し、589人。平成27年では農家133戸に対し、713人とそれぞれ増加傾向にあります。年々急速に常時雇用が増加している一つの要因といたしましては、農業経営者による経営規模の拡大等が考えられるところでございます。

○7番（八代 誠君） 私は、有明町伊崎田に住んでおります。伊崎田はお茶農家、あるいはいちご農家、さつまいもの栽培農家、畜産農家など、様々な農家があります。そんな中に外国人を雇用している農家があります。正式には外国人技能実習生というらしいんですが、その現状について当局はどの程度把握されているのか分かれば、その仕組み、システム。それと実習生の数についてお示し願いたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 外国人技能実習制度は、外国人の技能実習生が日本において、企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得等を図るものであります。

市内においても、本制度を活用している農業法人等がいらっしゃいます。本市が聞き取りして把握している数字を申し上げますと、外国人を受け入れている法人は10法人で、受け入れ人数は47人。個人農家では10戸で、受け入れ人数は29人です。合計で76人の外国人が農業研修生として雇用されております。

○7番（八代 誠君） 農家の雇用、こんなに大変なんだということを私も改めて知ることができたところでした。

2017年12月現在で、鹿児島県の有効求人倍率は1.27倍となり、バブル景気をしのぐ数字を示しているのではないかなというふうに私自身は考えています。鹿児島県、そして、この本市においても少しずつなのかもしれませんが、景気が上向いているということなのかもしれません。

しかし、そんなふう実感できるかなという、なかなか好景気だなんて感じることは、ほとんど私の場合はありません。

伊崎田のとあるお茶農家に話を伺いに行ってきました。じいちゃんの代から工場を持って頑張ってきました。自分で3代目です。そういう生産農家が本市では、ほとんどじゃないかなというふうに考えています。雇用については時期的なもので、臨時の雇用として近所のおじさんおばさんの手を借りる。そういった方々、ほとんどではありませんが、生葉農家であったわけです。し

かし、そういった臨時雇用についても、最近では高齢化し、その大半がリタイアされている。あるいは、これからそういった方向にあるということだと思います。

また、若年層の働き手にとって、臨時雇用ではちょっと労働条件に合わないなと抵抗を示してしまう。お茶の価格は低迷している。雇用者の確保、課題が山積みになっています。価格については、相手がおります。少しでも良い商品をと心掛けて管理し、生産に努力をしておられます。雇用についても、何とか通年雇用が可能となるよう、つまり、正社員として迎えられるよう、保険適用、賃金条件、労働時間、休日など、労働条件の改善に取り組んでおられます。

そこで、現在本市単独、あるいは国、鹿児島県が示している農家への雇用対策には、どんなものがあるのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 農業分野で労働力が不足し、生産者の皆さんが苦勞されているのは十分理解するところでありますが、国が「農の雇用」事業を創設しております。年間最大120万円の支援を受けられます。

また、市や県では、農業雇用に対する支援は行っておりません。

○7番（八代 誠君） 私が調べた中では、本市は新規就農者支援金制度、平成24年から実績がありますよということでした。更には今、市長の言葉にもありました。これは国なんです、農の雇用事業、国がやっております。また、農業次世代人材投資資金というものについても実績があるというふうに聞いておりますが、このそれぞれの実績について、示すことができればお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 志布志市の実施状況でございます。平成26年度研修生、7経営体13人、うち法人5経営体11人。平成27年度、6経営体13人、うち法人5経営体12人。平成28年度、5経営体11人、うち法人4経営体10人。平成29年度、30年3月現在でございますが、3経営体12人、うち法人3経営体12人でございます。

○7番（八代 誠君） 市内の農家の実態というのは、ほとんどが個人農家か、法人ではあるものの比較的小規模、どちらかという、零細企業であります。

今、示していただきました農の雇用事業、これについては、私がさっきお話したお茶農家、一番茶の収穫に備えて、その年の気候にもよるんですが、防霜対策、3月中旬ぐらいから真夜中に自宅を出られて、自己管理している全てのほ場の見回り、そういった作業が始まります。スプリンクラーは正常に作動しているのかな、防霜ファンは回ってるかなというようなことで見回りをされます。なかには夜中の12時、1時ぐらいに自宅を出て見回っているとの話を聞いています。そういった中で、一番茶の収穫、生産加工が4月10日ぐらいから約1か月間ぐらい始まっていきます。

そして、10日ぐらい間を入れて二番茶、更には三番茶へというような作業が続いていくわけです。このような環境の中で、先ほどありました農の雇用事業、補助事業としてかなり私はハードルが高いなというふうに考えています。その中身が2年間の研修計画書を1か月ごとに整理して、提出する。農業経験が5年以上ある、役員または従業員を研修指導者として置く。新規に雇い入

れた者を研修生として位置付けて研修指導者は研修生に対して、1か月の間にですよ、約40時間から50時間の教育を行わなければならない。

今、お話ししました、もうちょっとまだあるんですが、そういう教育訓練というのをこの農繁期、忙しい時期に夜は夜ではほ場を見て回らんないかん、工場も動きだします。そういった中で教育訓練を一月当たり40時間から50時間行わなければいけないということで、どうしても滞ってしまつて断念せざるを得ないという話を聞いたところでしたので、そういった断念せざるを得ないような状況がありますので、市において、雇用主に対して、市単独の先ほど新規就農者支援金制度というのは、これは雇用主ではなくて、就農者本人に支給されます、志布志市の単独事業はですね。

また、市は、雇用主に対しての補助制度というのは検討できないかということをご提言したいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市単独の補助事業は検討できないかということでございます。

国の制度である農の雇用は、農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援するもの、雇用就農者育成タイプと、農業法人等が独立自営を目指す就農希望者を新たに雇用し、農業法人設立、独立に向けて実施する研修に対しての支援があります。

このように国の支援制度があるため、市単独での補助事業について、現段階では重複して事業を創設することはできませんので、国の制度を活用していただきたいと思います。

市としても、制度のPRに一層努めてまいります。

○7番（八代 誠君） ここで、市長の所信表明に記されております雇用の促進及び生活の安定化を図るために設置される起業支援センター、昨日も野村議員の質問の中にあつたんですが、雇用の促進、起業支援センター、この支援の範囲というのは一次産業も入るんですか。

○市長（下平晴行君） ちょっと調べてみないと分かりませんが、法人関係でありますと対象になるのではないかなという。

○7番（八代 誠君） 市長の所信表明に記されている起業支援センターの支援範囲というのは、今、市長が考えられている起業支援センターの支援範囲というのは、一次産業も考えておられますかということです。

○市長（下平晴行君） 私の起業支援センターの範囲というのは、実は中小企業で、農業は考えてないところでございました。

○7番（八代 誠君） ちょっと通告外になるかもしれませんが、この起業支援センターというのは、三つの庁舎にそれぞれ設置されるんですか。

○市長（下平晴行君） その設置については、まだ検討しておりませんので、内部で研究・調査して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 最後の質問になります。

本題に戻りますが、市や県、国が示すすばらしい補助制度、本当にあります。

市長は、所信表明の中で、「新たな国・県補助制度の掘り起こしや、最大限の活用を図り、貴重な一般財源への負担軽減をしていく」というふうに記されております。

これは、農家も一緒に、市・県・国が示す補助制度にチャレンジしたくても、事務処理の量が負担であること。そういう制度を知らない農家もあったりするわけなんですよ。なので、農家は私が知る限りでは、様々な部会があって、検討会等を行われておりますが、こういった検討会では、どちらかというと作物の品質のことだけの会になっているのかなというふうに、私は思っているところです。ではなくて、やはりこういう制度も横展開をしていく必要があるのではないか、市は市長の下で、ここではやっていきますよ、しかし、その部門が市民の目線に降りた時に、そういう事業の展開というのが全然見られていない。この制度を、国の農の雇用というこの制度を利用しておられる方は、「本当に助かっています」ということでした。最大12万円の補助金なんですけど、人件費については、9万7,000円なんです。掛ける12か月分いただいておきますと、1人当たりですよ。確かな金額は言われませんでしたけど、「うちは新規雇用の子に20万円ぐらい出しているんだけど、その9万7,000円は本当助かっていますよ」ということでした。できれば、そういったことをチャレンジして、実績のある農家があるわけですので、そういった方々にそういう勉強会を開いていただいて、横展開をしていくというような形も私は必要なんじゃないかなというふうに考えますが、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） 私は、基幹産業の農林水産業、それから、商工観光含めて、職員の皆さんと一緒に、現場に入って、そして、一般財源をできるだけ使わなくて、いわゆる国・県のそういう事業に申請していくという考え方でございますので、議員がおっしゃいますとおり、そういう底辺まで、一次産業まで取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） ぜひ、そういった形で裾野も、市長がよく言われる「市民の目線」というのは、どの位置なのかということも常にアンテナを張っていただいて、善処していただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————
午後0時03分 休憩
午後1時03分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、10番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○10番（平野栄作君） こんにちは。またこの場に立たせてもらえることを非常に感激に思っております。地域の声の代弁者として、一生懸命頑張っております。最後までよろしくお願いたします。

本日3番目、昼食後の一番厳しい時間帯になりましたが、この難局をどうか皆さんと一緒に乗

り切りたいと思っております。明確な答弁を期待して質問に入らせていただきます。

今回、この質問書をつくっている時に、過去のことがちょっと頭をよぎりました。というのが、私は公民館の役員を20年来やらせてもらっているんですが、小さい小学校のPTAの役員をやらせてもらって、その時に非常にPTAの財政が厳しいということで、どこからかお金はもらえないのかなと。ちょっと言葉は悪いですけども助成を、どこからかそういうものはないんだろうかということで、よくよく見渡したところ、公民館という組織がありました。そこに体育部長だったかな、そういう形で入らせてもらって、公民館との接点を持ちました。その中で当初は、もう20年前ですけども、非常に小さいながらも活気にあふれた校区でありまして、また特に行事も体育部は多く持っております。体育祭も母ちゃん運動から始まって3回ぐらいですか、公民館の運動会を経て町民体育祭までありましたので、非常に7月から10月ぐらいまでは多忙を極めたと記憶しておりますが、その中で、今だととてもじゃないけどできないよねと思うんですけども、その時に思ったのが、やはり地域の方々と一緒になって一つのものに取り組んでいく、そこにいろんな方が来ていただける。その段取りをして、そこに賛同して来てもらえる、そういうことが原動力になって今までやってこれたんじゃないかなというのを非常に痛感しております。

今回、二つの項目について質問をさせていただきますが、根本はそこにあるのかなと思っております。

今でも公民館活動とふるさとづくり委員会、そちらの方にも所属をしてやっておりますけれども、御承知のとおり、非常に我々の地区においても人口の減少、高齢化の進展、そして、先ほども5番議員の方からありましたけれども、活性化住宅の問題、これで昨日もコミュニティの会を学校でやりましたが、中の意見といたしましては、活性化住宅の問題、非常に大きい、今後我々は何をすべきか。人をどうやって集めるか、もうそこ1点に集中してやりましょうという結論に至りました。それぐらい我々の所では厳しい状況に置かれております。学校も今試算をされております今後の推移についても、根本から見直さなければいけない状況になるのかなと。複式がもう間近に迫ってきておりますけれども、年度ごとに3年間の推移がありましたが、多分それを前倒しで縮小していくんだらうなと。果たして、最後は何人残るんだらうかという話まで出ましたけれども、我々は活性化を求めてやっていくためにここにいるんだから、そのために努力をしましょうよということで一応会を閉じたところでした。

そういう意味で、今回2点について、質問をさせていただきます。

まず、地域活性化についての観点からお尋ねをしたいと思います。

志布志市におきましては、バルク港湾の事業化、都城高規格道路の一部開通、それから、2020年には東九州自動車道鹿屋・串良・志布志間の完成、いろんな明るい話題が多くあります。それに加えて、臨海工業団地造成や港湾関係企業による新たな施設等の建設なども並行して進展してきている状況にあります。このような観点から、志布志市全体として見渡した時に、志布志港周辺地におきましては、さらなる進展が期待される。そしてまた、人の集中も予想されていくのかなというのを感じてはおります。

一方、その後背地であります農村部、お気付きのとおり、我々有明、松山、そして志布志の山手の方ですね、そういう所におきましては、ますます人の過疎化、高齢化が進展していくのかなというのを非常に危惧しているところです。

また、農業、先ほどもありましたけれども、基幹産業は農業なんです、その後継者、それ自体も減少している状況にあります。そしてまた、新たにそこに人を住ませたくても、新規の住宅、それすら建設する土地が無い。土地はいっぱいあるのに家は建てられない。これは今まで何回となく述べてきましたが、そういう状況があります。これがそのまま進むと、本当、人はいなくなるんじゃないかというのを危惧しております。

今回、また市長も新しく変わられました。下平市長になりまして、この点をどうお考えなのか、そこあたりを少し質問させていただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、先ほど5番議員の方からも活性化住宅の問題について言われましたけれども、本当その該当地においては、ただ事ではない状況だということは認識をしてもらいたい。本当、学校存続はどうなるのか、ひょっとしたら統廃合の先端を切っていくんじゃないかという懸念まで持っているところです。そういう状況の中で、今後それを防止するために公的な手段として住宅施策、そういうものをどういうふうに捉えていらっしゃって、どういうふうに進めていかれる考えか、そこをまずお尋ねをさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

本市における住宅施策は、住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、誰もが安心して生き生きと生活ができ、心身ともに充実できる住まいづくり、まちづくりの理念の下、その実現に向けて取り組んだところでございます。

しかしながら、その後の更なる人口減少、少子高齢化の進行、空き家の増加など、本市を取り巻く社会情勢、経済情勢は大きく変化してきました。

そのようなことから、今年度において課題解決に向けた取り組みとして、住生活基本計画の策定及び公営住宅等長寿命化計画の見直しを行いました。

今後は、本計画に基づいて、移住・定住施策も含め、市内の住宅事情やまちづくりの現状等を踏まえ、目指すべき方向性と、その実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。特に、少子高齢化、人口減少が著しい中山間地域などの農村部については、本計画において地域活性化に資する魅力的な住まい、まちづくりを基本目標と掲げ、目標を達成するための基本方針として、地域の実情に応じた定住化を促す住宅施策の展開を図って定住支援に取り組んでいきたいと考えています。

○10番（平野栄作君） 地域の実情といいますと、この志布志市内広いわけなんですけれども、それぞれに特性があると感じておりますが、その地域の実情というのは、具体的にはどういうことを指していらっしゃるんですか。

○市長（下平晴行君） 具体的な取り組みとして、定住促進住宅用地の分譲や空き家バンクの活用、移住定住促進事業補助金による移住・定住者の受け入れ体制の更なる充実や、空き家リフォ

ーム助成事業において、空き家等の利活用の促進を図ってまいります。

また、多様化する価値観により、自然豊かな本市での暮らしを希望する需要の高まりも予想されることから、都市部からの本市移住を求める方々のため、U I J ターン情報や空き家情報、高速交通体系の整備により、生活圏が大きく広がることから、工業団地整備等による就業者増をターゲットとした定住促進について、インターネット等を活用しながら情報発信して取り組んでいきたいと考えております。

○10番（平野栄作君） よく分かるんですよ、移住・定住等についても自分なんかも一般質問をした経緯がありますので、よく分かりますけれども、今さっき冒頭申しましたように、我々の地区では、土地はあっても家は建てられない現状があるんです。そこに多分、そういう田舎じゃないですけども、そういう所を好んで定住をしたいという方がいらっしゃったにしても、後半に言われた空き家リフォーム、そういう所については多分該当になると思いますが、新築家屋はできない状況なんですよ。ですから、その部分に対して、どう市として今後切り込んでいくのか、そこをまずお尋ねしたいんですよ。

○市長（下平晴行君） これは議員のおっしゃるとおり、大変難しいことでありますので、私がかこうという、簡単に答えられるものでは、答弁はできませんけれども、ただおっしゃるように、農地の問題、いわゆる畑かんの問題、そういう農地活用の問題も含めて、今後は、いわゆる土地は持っているけど、その土地を活用できない、そういうことも含めて、いろんな角度から取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） いろんな考え方があると思います。

確かに空き家はたくさんあります。これまでもそういうところの活用策、そういうことも一応提言というか、御質問をさせてもらっておりますが、それも全然動いていない状況があります。

そしてまた、住宅用地の造成、そういうこともなかなか前に進んでいかない状況。そして、地域の中では、やはりこのままではいけないよねという方がいて、土地を提供するよというような話もあるんです。ですから、そういう話を受け皿として、お願いしても全然乗ってこないとか、全然打診も無い。そういう状況がずっと続いているんですよ。

そしてまた、今回大きな問題として活性化住宅の問題が出てきました。もうこれは直面する課題で、うちはこの9月から子供さんが何人か転居される。そして、転居する先が有明ではなくて、通山地区か志布志地区にしか行けない、そういう状況なんですよ。

我々としては、本当喫緊の課題と思っているんです。ですから、どうかそこに風穴を開けたいという思いで、今回また1番目に取り上げているんです。そこを踏まえて、もう1回市長の答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） これは議員がおっしゃるとおりだというふうに私も理解をしております。

そこに風穴を開けるとなると、私もまだ1か月も経たない、こういう状況でございますので、これは私は関係課じゃなくて、あらゆるものを全課で考えていこうという取り組みをしていきたいと思っておりますので、そういう取り組みも含めて、今後どう取り組んでいくかということも含

めて、ダブってしまいましたけど、課全体で考えていきたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） 私もそう思います。

今回の質問の中でも、ただ建物を造るんだよと、そうじゃなくて、いろんな情報を集約しながら、その中で一番適切なもの、どこから手が付けられるか、そういうものをやはり検証するべきだと思うんですよ。でないと、経費をかけなくても土地というのは空いている所はあるんですよ。だから、そこをどう活用できるのか、そこを地域の人々と一緒に話をしていきましょうよって、これまでもさんざん言ってきたにもかかわらず、そういうことが実現化、具現化されていないもんですから、今回下平市長になりましたので、ぜひこの思いは最初に伝えておきたい、その思いで今日、一般質問に立たせていただいておりますので、そのこのところは今後また十分配慮されて、地域の活性化にぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目なんですけれども、シルバー人材センターへ委託して、空き家の調査等がやられておまして、もうこれで終了していると思うんですけれども、その情報というものについては、どのように今後活用されていくか、その点をお示してください。

○市長（下平晴行君） 空き家調査につきましては、平成27年度から本年度まで3年間、国の地域就業機会創出・拡大事業を活用して、シルバー人材センターが実施しているところであります。

その内容といたしましては、市内全域の住宅を調査し、空き家を把握するとともに、その空き家の状態を確認し、居住可能な空き家と危険廃屋につながる恐れのある家屋に分類、整理を行っております。

また、同時に可能な限り空き家の所有者や管理者の調査、把握も行っているところであります。調査把握した内容につきましては、シルバー人材センター、福祉課、企画政策課及び建設課をメンバーとする報告会を年2回開催し、調査データ情報の共有を図っているところであります。

空き家調査につきましては、今月初めに市内全戸の調査が終了し、今月末に報告会を開催することといたしておりますが、今後は把握した空き家情報の、空き家バンク事業への登録や空き家等対策計画に基づき、対応を図っていきたく考えております。

○10番（平野栄作君） 福祉、企画、建設、そういうところと情報共有されるということ。利用可能な空き家につきましては、空き家バンクですか、所有者からオッケーが出れば、そういう形になるのかなと思っております。

ただ、そういう情報というものが、次の項目で質問するんですけれども、そういう公民館とか、そういう地域の団体にも情報としてもらえるのか、それはどうなんですか。

○市長（下平晴行君） これは個人情報保護の観点からも無理ではないかというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 多分そうだろうとは思ったんですけれども、市が窓口になって、この施策を進めていく中でですよ、所有者が果たして、首を縦に振るのかどうか。そういう問題が一つありますよね。

今でも、なかなか人に貸さない、地元を見ても空き家がたくさんあって、利用可能なのがある

んだけれども、そういう形で活用がされていないものがたくさんある。

ただ、今の現状では、我々もそこにまだ踏み込んでいないものですから、前に進んでいない現状があるんですが、もし、そういうふうにして、そのデータを基に、そういう形で活用して行くのであれば、一番交渉窓口に近いのが、その地域の方々だと思うんです。ですから、そこを連携しながら、この事業というのは進めていけば一番効果が早く現れるのかと思うんですけれども、その点についての認識はどうですか。

○市長（下平晴行君） 把握した後の個人情報、先ほど言いましたように、情報提供はできませんが、市が所有者に対して相談等はできるというふうを考えております。

○10番（平野栄作君） 市が直接言って、すぐスムーズにいけばいいんですけどね、なかなかそこはちょっと厳しいのかなというようなこともありますし、その所有者にも、いろんな実情をその地域として、お願いをしていくことも一方では必要になると思うんです。ただ個人の物件ですの、無理は言えませんけれども、やはりその地域自体がお願いをしていく、そして、市も一緒になって前向きにリフォーム等をして活用していく方向に持っていく。そうすることで効果が表れるような気がするんですよ。

ですから、個人情報ということは非常に分かるんですけども、なかなかこの個人情報というのがネックになって、いろんなものに障害を与えているような気がする。無理は言えないですけども、法に沿った形でしかできないわけですけども、でも、やはりそこについては、今後また協議をしながら、そういうところとのタイアップ、そういうこともちょっと考えていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、地域の方々と市が一緒になって、そういう取り組みをしていきたいというふうを考えております。

○10番（平野栄作君） はい、ありがとうございます。

本当、私はやっぱりそういう形が望ましいのかなと思うんです。なぜかという、この中にもいろいろ書いてはあるんですけども、やはり地域においては様々な課題があります。その中で、地域の方が、その課題を整理しておく必要があると思うんです。1から10まで市に丸投げしてもできないことは分かっているわけですから、その中で、どうしてもこの部分だけはこのものを精査しておいて、その部分を協議していく。そして、次の課題を見つけ出して、それを解決して、その方向でないと、上から、これをやりますよというようなことではなくて、やはり地域にある課題を地域から持ち出して、それを市と一緒に課題解決して行って、そしてまた、次の課題を解決していく。そういう姿が望ましいのかなと思っております。

この空き家対策等についても、やはりそういう形で、足並みをそろえながら一緒になって解決できれば早道じゃないかなと思っておりますので、この点については、また今後御配慮をいただきたいなと思っております。

それと、3番目なんですけど、現在志布志市の農業施策といたしましては、新規就農者対策でピーマン農家の育成に非常に力を入れておられまして、大きな成果をもたらしていると思います。

ただし、ほかを見渡しますと、まだいろんな大きな組織が、農業関連の組織があります。

そして、前、持留議員もいちごのブランド化ということで質問されていると思いますけれども、そういう形で、前有明町では、そういう形の後継者育成もやっておりました。でも、それが無くなっているんですが。それとあと肥育農家であったり、そういうところと連携をしながら、新規就農者、そして、プラス移住定住策、こういうものに結びつけていかれないのかなと、私個人は考えているんです。

ですから、こんな施設が要るわけではなくて、私は、民間の今あるものを活用して、そこで技術を学ぶ、あおぞら農協さんの繁殖センターがあります。あそこも多数の牛を持っています。そういう所で研修期間を経て、そして就農して行って、新しく肥育であったり生産であったり、そういうものに就いていく。

そしてまた、個人の方もたくさん今は大きな母体を持ってらっしゃるところがありますので、そういう所を活用しながら研修ということも十分可能ではないのかなと考えているんですが、そういう施策というのは、今後進めるというようなお考えは、お持ちではございませんか。

○市長（下平晴行君） 本市は、新規就農対策として、平成8年度から農業公社においてピーマン研修を実施しており、これまで115名の研修生が卒業をしております。

卒業後は、ほぼ定住され、卒業生の約85%の方が市内に居住し営農されております。

市としましては、今後研修事業を拡大するため、松山の黒石地区に新たに研修ハウス12棟を建設しました。今後更に研修生を増やし、人口増につなげていきたいと考えております。

また、ピーマン以外の作物での研修につきましては、現在、農業公社、JA、県、市が一緒になり、いちごによる研修制度について研究を行っているところでございます。いちご栽培の指導体制、研修場所、研修事業への負担、育苗など多くの課題について先進的な事例等を調査しながら協議をしております。

その他の作物についても、農家戸数の減少を見たとき、今後研究していかなければならない課題であると捉えているところでございます。

県内においては、農業の部門を問わずに、生産組織等で研修する方に対する支援や、受け入れ先である生産組織等に対する支援を行っている所もあるようでありますので、そのような支援の方法についても研究をしていきたいと考えております。

○10番（平野栄作君） 所信表明の中にも、「10年後を見据えた将来性のある事業を展開する」とあります。それともう1点思ったのが、この中身を見たときに、前の同僚議員も言いましたように、農業に対するものは無いよねというのを非常に感じたところなんです。でも、基幹産業は「農業が基幹産業」と市長は言われるわけです。そうしたときに、農家数も減少傾向にある、これに歯止めをかけないといけないわけですね。後継者が今育たない中で、それを維持していくためには、外から持ってくるしかないわけです。そう考えたときに、一番あるものを活用していく、今現在やっていらっしゃる大規模農家、生産法人、そういう所も多数あります。野菜関係、園芸にしてもですし、畜産にしてもですし、いちごにしても、そういうものを持っていらっしゃる所が

ある。そことタイアップしながら、それと人件費的なものは折半というような形も考えられるのかなと、労働力にはなるわけですので、研修をしながら、そこに若干折半をしながら人件費を支払っていく、そういうことで技術を高めていく。

そして、将来的には独立をしていって、この地に定住してもらおう。そして耕作放棄地なり、そういうものの解消にもつながっていく。そしてまた、人口増、活性化、そういうものにもつながっていく。

そういうことも、市長の言う「10年後」というのを見たときに、農村部って10年後、本当大丈夫なのか。確かに志布志港を中心としたその周辺は非常に明るい題材がたくさんあります。しかし、我々の所では、明るいものってあんまり無いんですよ、本当に無いんです。何かを今でやっておかないと、10年後、本当に火が消えるような状況まで追い込まれるのかなと、確かにゼロになるということじゃないですよ。今まで、私この20年で経験、冒頭言いましたように、20年前は活気があったんです。一緒にやろうよという形で、一生懸命取り組んできたんです。それがやはり人が少なくなることによって、マンパワーが少なくなるということは、できる範囲が小さくなっていくわけです。やれるものも、やれる器の大きさでしかできなくなるわけですから、それだったら、やはり地域も一緒になって、こういう施策に取り組みながら、地域のそういう方々と一緒になって後継者育成、そして、ひいては地域活性化につなげていきたいと思っておりますし、そういう素材は、現実にはたくさん存在していると思うんです。

ですから、ぜひその点を前に進めていただきたいなと思っております。市長の見解をもう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどの私の所信表明の農業問題、ここはしっかりと4番目に基幹産業と入れてありますので、これはどういうことかと申しますと、先ほども言いましたように、職員の皆さんが現場に入って、現場の実態をまず知る、そこから国・県への補助事業申請ができるようなものであれば、一緒になって取り組んでいくという考え方でございます。

今おっしゃったように、この研修に対する補助事業、ピーマンもそういう形で115名の皆さんが自立をしていくような実績がありますので、私も、どういう形で支援していればいいのか、これも全課の庁議室での重要課題として捉えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

それと、今ある農協の組織でもそうですし、その中にもいろんな部会があります。ですから、そういうところと連携を取りながら、そしてまた、市長が言われる補助、国の補助、県の補助、そういうものを活用しながら、まず言われるようにお金がなければ何もできないというのは分かります。ですけれども、10年後を見た時に、やはり今やらなければならないことというのは、今しかできないんですよ。だから、そこをしっかりと踏まえて取り組んでいってほしいなと思っておりますので、ぜひこの点については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点なんですけれども、市長は今後、農業関連の諸団体があると思ひますが、そういうところと、こういうことについての話し合いとか、そういうものを行うような考えはない

んですか。

○市長（下平晴行君） これは、農業団体にかかわらず企業、あらゆる民間の業者との意見交換をしながら、どういう形で行政に何が求められているのかどうかですね。これは十分おっしゃるように、そういう関係団体等も含めて意見交換をしてまいりたいと考えております。

○10番（平野栄作君） 市ができるところ、民間ができるところ、範囲は違うと思いますが、やはり市が窓口になるということも非常に大切ではないかなと思っています。

それと、市だけがやるんじゃないくて、やはり連携した取り組みというのが、今後は特に必要になってくるのかなと。そして100%補助というようなことは、もう多分できなくなる時代がきますので、そこを見据えて、やはり民間の方々も、やはり後継者がいるということは強みですので、そういうことを、そこにまた、若干の経費負担というものがあるかもしれないけれども、将来を見据えたときに、やはりこの基盤をずっと維持していくには若い方、後継者をどんどんつくっていかないといけない。そういう立場に立って一緒になって足並みをそろえ、そして、その大きな広報役として市がタッチをしていく。そして、末端については、市内におけるそういう各種団体が担っていく、そういうものをぜひつくり上げていただきたいなと思います。

前向きな答弁をいただきましたので、次の方に移らせていただきます。

これ公民館なんですよ、先ほども言いましたように、私も公民館の方に20年来入らせてもらっておりまして、今回ふるさとづくり委員会の研修の席で一律10%カットというような話を聞いたところでした。

公民館につきましては、近年各自治会の未加入者の問題、それと全体的に戸数が減少している問題、それと児童数の減少に歯止めがかかっていない。そしてまた、このことについて、どう校区として取り組んでいくのか。そういうことで、本当に多くの課題を抱えているのが現状です。

特に、我々の住む農村部においては、それが顕著に表れていると思っています。そういう中で、公民館への助成金を見ても、そんなに大きい所と差があるわけではないんですけども、我々の所ですと、320戸あった所が、多分、来年度活性化住宅が抜け、今までの経緯でいくと300戸を切る、そうすると、この数字だけでも8万円が減額になるんです。そして、今回は一律カットというようなことが出されております。

そうした時に、公民館、我々はまだまだやらなければいけない、活動しなければいけない、そういうものを抱えている中で活動費が制約をされていく。ボランティアでやっているところも多数あることは御理解いただきたいと思います。お金だけでやってるわけじゃないんですけども、総体を見て、やはりそこに若干の経費というものは必要になってきますので、そういうものまで削られていく。これでいいのかなというものが一つあります。

です、今あるこのやり方ですね、算出方法、これ等も見直す時期に来ているんじゃないか、総体的にですよ。

中身については、細々言いませんけれども、というのが、1世帯当たりの持ち出し金額を比較しても、小さい所の方が多くなってきているんですよ。大きい所というのは、そんなにまで持ち

出し金額って高くないのかなど。我々の所も、今ですね、公民館費、敬老会、消防後援会費、神社費、社会福祉協議会の会費、そういうものを合わせると3,000円弱になります。その他に赤い羽根募金、そういうものが自治会から出ていきますよね。

我々は、自治会に5,000円会費を払って、その中から3,000円は公民館に会費として、運営費として、いろんなものでもらっておりますが、残り2,000円のうちから、また自治会は500円なり支出をしている部分があります。実際、自治会の運営費自体も、この積算でいくと厳しくなってくる。そういった時に、値上げをしたいけれども、今の御時世、値上げをしていくと、多分自治会から離れていく方が多くなっていくのかなど、そうすると必然的に公民館という組織自体も縮小をしていかざるを得ない状況にあります。

ですから、大きい所小さい所ということではなくて、やはり総体的にこの補助の在り方というのを見直すのと、その根拠の一つに、一人ひとり平等、一人ひとり高さは一緒ですけれども、持ち出し金額が倍払っている人と、2分の1で済んでる所、そういうギャップもあるんですよ。ですから、そういうところも今回見直しをしていただきたいなと思っております。

この部分については、教育委員会の所管ともなりますので、教育長の御見解もお伺いできればいいなと思っております。

よろしく申し上げます。

○市長（下平晴行君） 校区公民館は、現在市内に21校区、公民館の規模は100戸未満の小規模校区から1,400戸を超える大規模校区など、その形態は様々であります。

公民館運営につきましては、これまで地域の特性に合わせた活動が展開され、地域内の交流促進等を図ってきていただいております。

また、自治会未加入等に伴う、戸数減少や児童数の減少などの課題をはじめ、移住・定住促進対策等による校区の活性化に向けた取り組みなど、課題が山積している現状であることは、認識しているところであります。

しかしながら、本市の厳しい財政状況の下、平成30年度の予算編成において、他の補助金と同様に10%減額した額を計上したところであります。

校区公民館の活性化に向けた支援策については、全庁的な取り組みの中で、今後調査・研究させていただきたいと考えております。あわせて、これは骨格予算でございます。これをどのような形で6月補正できるかどうかは、内部で検討をさせていただきたいと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 各校区公民館の皆様方には、公民館活動を通して地域に住む人々がお互いに助け合い、協力しながら、安心・安全で明るく住み良い地域社会づくりの活性化のために、日頃より御尽力いただいていることに対して感謝申し上げます。

公民館補助金につきましては、先ほど市長の答弁にありましたとおり、市の予算編成方針により、平成30年度当初予算におきまして、前年度より10%を減額した額を計上しております。

また、加入戸数の自然減等に伴う減額が予想され、公民館長さん方から、公民館補助金算定の見直しの要望もありません。

今後、月末開催の公民館長定例会等において、規模間の格差解消の点も含め、御協議いただく予定となっておりますので、公民館長さんの御意見を十分伺いながら、少しでも解消できるよう努力してまいりたいと考えております。

○10番（平野栄作君） 少しは、6月に期待が持てるなというのを感じたところです。

非常に難しい問題だと思います。規模も大きい所から小さい所もあって、中身についても行事等も様々ですし、ただ一生懸命、田之浦とかでは、いろいろな神社を中心にしながら地区をあげて取り組んでいて、伝統行事を守っていらっしゃるところもあるし、我々の所も、小さいながらも神社を持っておりまして、その維持管理もやっていかないといけない。そういう中で、会費等で運営はしているものの、なかなか100%地域の方々の持ち出しで足りるかということ、絶対足りない状況が続いているところですので、その点については、ぜひ検討していただいて、改善の方向で動いていただければ有り難いなと思っております。

公民館活動として、教育委員会の方では、この公民館という位置付け、これをどのように考えていらっしゃるところなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 公民館といいますと、私は、一つは公民館というのは、校区の方々が集う場所でもあるだろうと、一つ目は。

二つ目は、公民館に集まった方々が交流をする場にもなるだろうと思っております。

三つ目は、その公民館の活動を地域へいろいろな形で発信をしていく。この三つの役割が公民館としてはあるのではないかなと思っております。

そういうことから言いますと、公民館に入る方々が、なかなか未加入の方が増えていくということは、そのような活動自体に、いろいろと支障が出てきているのは現実かなと、そういうふうを考えております。

○10番（平野栄作君） 本当、今言われるその3本がなかなか成り立たなくなっているのかなというのが実感です。

ですけど、今歯止めをかけないと、多分これ、すぐ壊れていくのかなと思っております。ですから、我々も公民館活動って何なのかということ、もう一回基本に戻って活動の見直し、そういうところも精査していかないといけないのかなと思っております。

特に、校区単位で組織されております。そしてまた、小学校というものが目の前にあって、小学校があるから校区があるというような観点で動いておりますので、そこの地域にお住まいの方々にも、公民館って何なのかということ、再度御理解を賜りながら、この活動というのをもう一回進めていかないといけないのと、我々自体も、やはり公民館活動を再度検証して、更にまた高めていく方法。それと賛同をもらえるような活動につなげていけないのかなというのは、非常に感じたところです。

補助金が削られるから、補助金だけ増やしてください、そういう問題ではないと思うんです。ですから、それに見合うだけの活動を展開し、そして我々が何ができるのか、そういうことを考える一番いい転機になったのかなというのは、個人的には思っておりますけれども、やはり、お

金がないと何もできない、先に進まないということもありますので、その助成金の見直しという点については、ひとつ御検討をいただきたいなと思っております。

それと、先ほどの空き家対策もなんですけれども、小規模公民館におきましては、定住というか、人が増えていかないと、なかなか活性化が進まない。先ほどの繰り返しになりますけれども、もうそういう状況なんです。

特に、それが顕著に本年度から表れてくると思っております。また、いろいろ苦情等を聞かないといけないのかなというのを感じておりますが、公民館がやはり率先して、地元への定住とか、他の課題解決、空き家対策もなんですけれども、そういうものに向けた取り組み、そういうものを進めていく。そしてまた、そういうことで地域力の向上に向けて、新たな活動を展開していく、そういう時期にも来ているのではないのかなと感じております。

市長が昨日から「市民が主役のまちづくり」と、それと「いろいろな人の話を聞いて、まちづくりに生かす」といった言葉をおっしゃっております。その一人ひとりの代表が公民館長ということになるのかなと思っております。それがまた、公民館の役割だとも思っております。

先ほど、助成金の見直しということを行いましたけれども、その根拠として、ただ額を見直すということじゃなくて、やはり地域のやる気度を評価していく、そういう方向も一つはあるのではないかなと感じているところです。

そこで、このメニューについては、自治会の方にも提案型等がありますので、そういう形になるのか分かりませんが、その地域に合った課題、そういうものに取り組んでいく。そういうメニューを設けてもらう、または、こちらから提案し、それについて助成額をアップしていく、そういう取り組みも一つは手法に取り入れてもいいのかなと思っております。

特に、先程来言いますように移住・定住の問題、そして空き家対策の問題、そういうところですね、そこについては我々も若干ではあるけれども、取り組めていけるんじゃないのかなと思っております。そういうものを根拠としながら、助成額に反映してもらう。そういうことも一つの手法にはなっていくんじゃないかなと思いますが、その点について市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、次の公民館運営について話そうかと思っておりますけれども、私は校区公民館の在り方を、いわゆる、今ふるさとづくり委員会等も含めて、公民館に、条例公民館の場合は主事が配置されております。校区公民館に、これは私の考え方で、それが取り組めるかどうかというのは、また全課で協議をしていきたいと思っておりますが、構想としては、公民館に職員を配置して、あらゆる部と申しますか、先ほどおっしゃいました空き家対策の問題、あるいは少子高齢化、福祉、あるいは建設課、そういういろんな部署の役割が対応できるような、そういう職員をですね、職員といいますか、市役所を退職された方々というのは、いろんな知識をお持ちでありますので、そういう方を公民館に配属して、事務事業と含めて、そういう子育て支援対策、あるいは空き家対策、そういうことも含めて一緒になって、これは公民館と先ほどおっしゃいましたけれども、公と民間なんですね、の館なんです。

ですから、そういう連携した取り組みはできないのかどうか、そこを今考えて取り組み、内部で調査・研究して取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） それは条例公民館ではなくて、我々みたいな小さい所も含むという考えでいいんですか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、校区公民館を考えております。

○10番（平野栄作君） 企画政策課のほうでも地域コミュニティの在り方について、今進めていらっしゃると思うんですが、我々もこの前いろいろ意見交換した中で、どういう形がいいのかと。公民館単体でコミュニティにしていくのか、それとも地区コミュニティにするのかというような、いろんな意見が出たんですけれども、有明町の川西地区におきましては、条例では川西地区公民館がありまして、そこに主事さんがいらっしゃる。我々の考えとしては、四つのものを一つとして、地域コミュニティという形での組織というのがいいのかなという意見が、この前出たと思うんですけれども、いろんな中身というのは検証すべき点は多々あるような気がします。

ですから、そういうものについても、その根拠である公民館でも、そういう話題がないと話せないですよ。ですから、今後市として、そういう問題に取り組んでいくよ、そういうことをちょっと考えていただきたいとか、そういうものがあれば、我々はそれに対して協議ができていく。けど、上ではそういう話が出ているのに末端では全くそういう話が出てこない。というよりも、この意見って聞かないのっていうのが我々の本音なんです。

そこはどうなんですか、今後そういう地域コミュニティの在り方についてもですし、今市長が言われた公民館の在り方、新しく配置をする在り方、そういうことについても、もし、そういう構想があれば、今ある公民館の中にもこういう構想があるけど、どうですかというものをいせないんですかね。

○市長（下平晴行君） これは、私もふるさとづくり委員会に出席した方から聞いた話であります。私は、それではなくて、それ以前に、この取り組みをしていけたら、地域が抱えている少子高齢化の問題、先ほどおっしゃいました空き家の問題、そういうものも含めて事務処理の問題まで対応できるんじゃないかと。これは志布志市は情報基盤が整っておりますので、そういう面では、そういう情報できる回線と申しますか、そういうのをつないでいくことによって、私が言っているのは、待ち行政じゃなくて、攻めの行政というのは、そこも含めて考えております。

おっしゃったように、これは私が今話をしただけで、これを見ますと「素案」と書いてあります。ですから、これを市が取り組むということではないんです。こういう形でしていったらいいんじゃないかという課の考え方でもありますので、そこは理解していただきたいと思います。

そして、おっしゃるように、これを内部で検討して、30年度からもしそういうことが可能であれば、内部で研究・調査して、そういう動きをいつの時点でできるのか、私の予算は6月補正からの事業になりますので、その辺でできるのかどうか。ここ1か月後なのか2か月後なのかという、基本的には、そういう取り組みをしていきたいという考え方ですので、全課でそれがどうできるのかどうか、内部で精査して取り組みをしていきたい。

おっしゃるように、公民館の情報提供というのは、内部で決めた後、情報提供をすぐしてまいりますので、その間は、いつの時点でそれが情報提供できるか。今おっしゃったように、これは私どもが考えていることではありませんので、そこは御理解していただきたいと思います。

○10番（平野栄作君） 何度も言うようですけれども、やはり市と地域が一体となつて一つの物事を考え、そして、つくり上げていく。そういう形の方が、より効率的かなと思っておりますので、そこについては、また進めていただきたいなと思います。

教育長にちょっとお尋ねしますけれども、よく公民館連絡協議会が開催されまして、その中で公民館長さん方が、いろいろ話を出されると思うんですけれども、先ほどの話ではないんですけれども、その中身というのが、結局公民館の構成員である他の役員の意見というものも一緒になって吸い上げられているのかなというのをちょっと危惧するところがあるんです。

というのが、会の内容は聞きますけれども、事前にそういう話があるよというのは聞かないんですよ。だったら我々の意見って、館長個人の意見なのかって言いたくなるんですよ。それでいいのかなというのがあるもんですから、そこはどうか。

○教育長（和田幸一郎君） 公民館運営連絡協議会というのが、年3回行われますけれども、そこで公民館長さんたちが、地域、その公民館の代表として出席して意見をいただくということになっているんですが、今議員言われますように、ひょっとすると公民館長さんたちが、下の方々、多くの住民の方々の意見を吸い上げた上で、それに参加しているのかどうかというのは、はっきり私も自信を持って言えるところはありません。

そういう意味では、やっぱり一つの大きな課題なのかなと思います。ひょっとすると公民館長さん独自の意見になったりすることも、無きにしもあらずかなというふうに思いますので、今後については、公民館長さんたちができるだけ、校区の方々の意見を十分踏まえた上で参加できるような、そういう状況というのが一番ふさわしいわけなので、そういうことについて、もう一回やっぱり公民館長さんたちにも、そのことについては、「こういう意見がありました」ということで伝えていくべき大事なことはないのかなというふうに今思っております。

○10番（平野栄作君） というのが、この前も書類を持ってこられまして、サタデー広場の1万円減ですよというのが文書でポンと来る。そういうのが事前には、我々も何も話し合いも無いわけですよ。決定事項だから仕方ないのかもしれないですけども、やはりこちらとしては、いろんなことを、いけば枠外で何かできないのかとか、次年度こういう構想があったのに、それは予算反映できないんだろうかとかいうものも持っているわけです。ただもう、あれを見ると何もできないんだなということになってしまうんですよ。

だから、そういうことを、今度、会でこういう話し合いがあるよというのが事前に、我々の中でも役員会というのはできるわけですので、そういう中でもんで、それを出していく。そして、その中で、どうしても減でないといけない、言ったけど駄目だったよというんだったら分かるけど、何も無い中で、そのまま担当にやってくれ、担当はそれでやるしかないわけですよ。だから、どうもそこが矛盾に思っているところなんですよ。

ですから、その在り方をぜひ、極端じゃないですけども、やっぱり地域の総体の意見というものが通るようにするには、やはり事前にそういうものが校区に流れてきていて、それを受けて連絡協議会の話につながっていく。そうしないと、やはりこういう助成金の問題等についても、「一律カットですよ」って言われても、実際会計の方で積算をとって、今こっただけですよ、ほんならこうなりますよねというものを館長にも示さないと、館長って分からないんですよ。

特に、今言ったように我々の所って、線のところにありますから、この線を下回ったら8万円どんと下がるんですよ。そんなものも分からずに「一律カットですよ」って、もし行かれてですよ、「そうだそうです」って持って来られても、会計としては、こんなもの通せませんよって言いたくありませんかね、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 確かに公民館長さんたちが、事前に協議内容とか十分に把握しておれば多分校区内で、いろんな話し合いも行われることになると思いますので、これから可能な限り公民館の協議会の事前の話し合いの中身等について、事前に公民館長さんたちにもお知らせするような形をとって、できるだけ多くの方々の意見を吸い上げる形で公民館長さんたちが参加できるような、そういう体制というのが、すごく大事になってくると思うので、いい意見をいただきましたので、そのことについては、改善に向けて努力していきたいと思っております。

○10番（平野栄作君） ぜひそうしてください。そうすることで、我々も意見が言えるし、それがまた連絡協議会という中で生かされていく、そこで駄目だったら仕方がないことなんですけれども、やはり、そこがちょっと中にいながら、今までずっと矛盾に感じてきているよねと。特に今回のものについては、予算が伴ってきます。そういったときに、来年度の事業計画をつくるときに、大きく見直しをかけていかないといけない要素になっていくんですよ。そこすらも我々には打診も無くて、そういう形で、もう上が決めたから仕方がないよって、はいそうですかって、いいのかなって。それだったら事業を3本ぐらい削らないといけなくなりますよとかですよ。そういう形にもつながっていくので、ぜひそこについては、今後ちょっと検討していただきたいなと思います。

それと、本当に今一方的に助成という形でいただいているんですけども、我々もらっている方もですよ、やはり今の地域課題を精査して、我々が今何が取り組めるのか。そういうものも、じっくり検証して、そして、そこに選択メニューではないですけども、このメニューと、このメニューをやりたい、これにはどれぐらいの予算の上乗せなりですね、そういうものをお願いできないだろうかというような形の中で助成金に反映してもらう、そういうことも今後は考えていかないと、一律の助成というのもどうなのかな。やはり我々も、もらう以上はそれに見合った成果を出していかないといけないし、そのことが地域課題の解決にもつながっていくのかなと思っております。

その点、市長、教育長、御見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今、平野議員から話がありましたとおり、やはりそういう自立活動と申しますか、そういうことをしていただくことによって、地域の絆がより一層できてくるんじゃない

いかなというふうにも思います。

そして、今話がありました。一方的にカットとか、一方的に上乘せとかという、この事業の在り方についても再検討する必要があるというふうに思います。これは活動している公民館と、活動を全然しなくても最低の事業費がいただけるというようなことでありますので、これは内容をしっかり検証して、補助金の在り方について取り組みをしていかなければいけないというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） 今回は10%カットということで、一律に実施をしておりますけれども、先ほどから議員のおっしゃられる、それぞれの地域の頑張りというところも、もう少し認めて欲しいというような、そういう意向が多分、今回の質問の中に入っていると思います。

市長の方も、頑張ってる所には、やっぱりその内容を十分見極めながら、補助をしていくというような、そういう立場をとられていらっしゃると思いますので、今後それぞれ小さな地域であっても、小さな校区公民館であっても、やっぱり頑張っている所は、それなりに認めながら、補助の在り方等について、また検討していく必要があるのかなと、そういうふうに思います。

最終的には、市長が財政面の中で総合的に判断することでしょうけれども、頑張っている所には、それなりの支援をしていくというのは、私はあっていいのかなと、そういうふうに考えております。

○10番（平野栄作君） この助成についても、ずっと続くということではなくて、5年間とかいう区切りがあってもいいのかなと思います。そうでないと、やはりメリハリの効いたような活動もできないのかなというのがあります。

我々も、もらう以上は、今までもそう考えてはいたんですけども、カットとか、大幅なものはなかったんですけども、一律カットということを出されると、我々も、もらう以上は、ある程度の成果というものも、やっぱり示していかないといけない、そういう時に、もう来ているのかなと。

そして、現実に足元には、そういう課題がたくさんあります。ですから、その課題の解決に向けて、その地域のリーダーシップをとるのは公民館だと思っております。

そして、そこに地域の方々が賛同をいただいて、その地域で課題解決を図っていく。そういうことが、この公民館活動の一番の基本ではないのかなと。

そしてまた、今後においては、特に重要な要素を持っていく、そして我々の地域においては、もう喫緊の課題となってきております。ですから、我々も行政にすぎるだけではなくて、我々も自助努力をしながら、中身の改善をしながら、そして、より活力のある地域づくりに努めていきたいなど、質問等をして思ったところでした。

今回につきましては、いろいろ考えていただけるというような前向きな回答をいただきましたので、我々も、また更にやる気が出んじやないかなと思っております。

今後も、いろいろな面で一生懸命頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。
ここで、2時20分まで休憩いたします。

○
午後2時06分 休憩

午後2時18分 再開
○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○4番（市ヶ谷 孝君） 皆さん改めまして、こんにちは。

真政志の会所属、市ヶ谷でございます。本日は、くしくも私の所属する会派、所属議員が4名とも一般質問するという、なかなか面白い流れになりまして、その本日最後になる予定ではございますけれども、その最後をしっかりと締めるように一般質問に取り組んでまいりたいと思っております。

まずもって、先般行われました志布志市長並びに志布志市議会議員選挙におきまして、多くの皆様の御支援をいただきまして、またこの場に立たせていただいております。この場をお借りしまして、本当に感謝を申し上げます。

また、新たに市長に就任されました下平市長とともに、私も議会人の一人として、この市の発展のために力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、繰り返しになりますが、本日4人目でございます。長丁場となり、おそらくこちらの方が一番厳しい時間になるかと思っておりますので、どうか最後の最後まで市長の歯切れの良い答弁をお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、1番項、所信表明についてでございます。

係制からグループ制の移行を検討すると、所信表明の中で、下平市長はおっしゃいました。このグループ制の導入、これにつきましては、これまでの係制と比べ、様々なものが変化をいたし、現場でも多少の混乱がどうしても生じてくると思っております。その中、その過渡期において、市民サービスが少しでも低下をしないような配慮が必要であると考えております。このグループ制への移行を検討する、このことにつきまして、今後の市長の考える方針について問います。

○市長（下平晴行君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えをいたします。

現在、各係の分掌事務ごとに、正担当、副担当を定める担当者制をとっておりますが、このやり方では担当者が不在の場合に、市民からの問い合わせ等に対応できないといったことが多々ございます。そこで、平成30年度におきましては、係制を維持したまま、担当者制を廃止し、係全員が、その係の事務に全般的に関わる体制をとりたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 早速ですけど、ということは、来年度は今おっしゃったような形をとる。完全グループ制の移行というのは、その先を考えていらっしゃるのか、それとも係制を維持

したままグループ制の体をとるといいますか、そういったものを最終目標値に考えていらっしゃるのか、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回の担当者制を廃止して、グループ制の導入と、これは基本的には、係制というものをグループ制にするときは3階層から2階層になる。いわゆる課長、グループ長というのは出てくるわけです。それをするのではなくて、今回は係長制を維持したまま、グループ制の形をとっていくと。いわゆる、1人で1事業をしていたものを1事業を2人、3人で対応していくと。先ほど言いましたように、1人の人が休んだ場合には対応できない、それを解消するために、この取り組みをしていきたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） ということは、今おっしゃったとおり、係長という役職は残す。例えば、この事務事業であったら担当者誰々と書いてある、あれを無くすといえますか、広げるといえるか、そういったふうに捉えればよろしいということ。とした場合、係長は残られるわけですね。では、係の中でグループ化をするという認識でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。いわゆる現在の課長、課長補佐、係長による、事務管理と職員管理の両方、事務量が多くなったり少なくなったりするといけませんので、その役職の役割が大変重要になっていくというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） では、最初の質問の後半になりますけれども、この今おっしゃった形ですね、これが最終的な形なのか、それともその先、完全グループ制への移行というのも同時並行で検討しながら、その形をとっていくのかは、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回30年度は、いわゆる係長制でありながらグループ制の取り組みをしていくと。これをまずやりながら、31年度本格的にグループ制としてできるのかどうか、1年間は試行期間として取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） では、細かい話に移る前なんですけれども、非常に古い資料ではありますが、平成18年12月にアップされました志布志市組織・機構見直し方針という資料がございます。この中で、グループ制への移行、導入を検討していくという方針の中で、実際明文化してうたわれておりまして、結果としてグループ制が導入されていない以上は、おそらく検討をした中で、やはり係制のままがいいという結論に達したと思っはいるんですけれども、この時の検討の流れですね、内容等が分かりましたらお示しをお願いします。

○市長（下平晴行君） 総務課長の方に答えさせます。

○総務課長（武石裕二君） それでは、グループ制についての御質問にお答えをいたします。

今、議員御指摘になりました平成18年12月のこれでよろしいですね。この中で、当時職員間等で、事務執行上の問題点に関する調査ということで、各課でいろいろと議題というか問題点を出し合っているようでございます。その中で、一つの案として、いろいろ出されてございますけれども、グループ制の導入を試行的にしたらどうかということから、平成19年、20年度において支所の地域振興というふうに聞いておりますけれども、その中で試行的にしたということがございます。そのことを受けまして、当時部制をしいておりましたので、そのまま部制も含めてなん

ですけれども、平成25年に組織見直しをやっている状況でございます。その中で、このグループ制を導入するかどうかということでも議論をされておりますが、導入するときの当然メリット、あるいはデメリット等がございます。種々試行的にしたものも含めて検討をした中で、やはり係制を置いて、この時はやろうということ。しかしながら、今市長の方から答弁がございましたとおり、この市の事務分掌規則というのがございますので、ここの中でいろいろ載っておりますけれども、所属職員の流動的配置の変更、それから事務の協力、臨時組織の設置とか、いろいろこの規則の中で課長の指示というか、事務分担のできるように、そういう変更はできるということが網羅されておりますので、そういった形で、今回先ほど市長からありましたとおり、平成30年度においては、係の中で正副事務分担については、各課4月1日現在のそれぞれの正副分担事務について定めをしてございますけれども、一応これを廃止をして、みんなが一つの事務を共有をしていくということで、試行的ではございますけれども、やっていくということで、その成果を踏まえて、今後、本格的な導入になるのか、また、組織再編という形でやっていく方がいいのかということは、検討していくということになろうかというふうに思います。

○4番（市ヶ谷 孝君） その流れは十分理解いたしましたし、先ほど市長がおっしゃっていただいたとおり、段階的な、段階的といいますか、まずは一部ですね、改編をしてみて実際の成果、取り組みを見ながら進めていくかどうかの判断をしていくということをおっしゃっていただきました。

では、今も少し総務課長の話がありましたけれども、グループ制に移行することに対してのメリット・デメリット等々が当然出てくるかと思えます。

一般的なグループ制のメリット・デメリットというのは、当然いろんなことが出てきますけれども、本市において、もしも完全にグループ制を導入するとき、そのメリット、そして乗り越えるべき課題というのは、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、担当者制では担当する事務によって職員間での業務量の差が生じてまいります。

担当者制を廃止すると、業務量の平準化が期待できるわけでありまして。ただし、そのためには先ほど言いましたように、課長、課長補佐、係長の事務管理、それから職員管理が更に重要になってくるようになります。

○4番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおりだと思います。今回、平成30年度に実行する組織再編においては、現行係長が所管している事務事業量は変わらないので、おそらくマネジメント力ですね、その必要とされるところは変わらないとは思いますが。

将来的に、今、課長はグループリーダーですね、等々になった場合は、おそらく中間の管理職が消えますので、その分課長が見るべき範囲というかは広がりますので、おそらくその点においてはマネジメント力のより向上が必要なのかなと感じたところではございます。

実際に、同僚議員の質問の中でも、ほかのものではございましたけれども調査・検討していくという話もありました。このことも、実際にそうやって並行して一部導入しながら調査・研究を

していかれるとっております。

どうか、市民の混乱を招かないように、しっかりと前準備を行いながら、導入を市民に限らず職員の中でも混乱が起こらないように、実際にグループ制を導入しようと思ったら、いろいろなものの変更が必要になると思っております。単純に職域・職階が変わりますので、給与も含めた人事の制度も見直しが必要でしょうし、単純に庁内の看板等の表示も、おそらく変更が必要になってくると思います。細かいことから大きなところまで、しっかりと調査・研究をしていただきたいと思っております。これは、調査・研究については、特別なそういった組織を立ち上げるという認識なんでしょうか。

○市長（下平晴行君） この担当者制は、事務分担の慣例的な運用でありますので、その廃止は人事給与体系のほか、様々な制度、手続きの見直しを伴うことが無いために、特段の準備期間は要しないところでございます。

また、市民の申請手続き等に影響を与えるものでもありません。市民の方への周知期間も要しないところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおり、平成30年度に導入される部分については、そのとおりだと思いますけれども、実際に調査・研究され、本格移行を検討する場合は、そういった面も含まれてきますし、実際にそういったしっかりとした調査・研究の場を設けて専門的に取り組む必要があるのかなと思ったので、そちらの立ち上げ等は考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在設置されている行財政改革推進本部、行財政改革推進委員会の所管事項となりますので、これらが検討・協議を行う場になります。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

先ほどおっしゃったグループ制、今回は30年度はまた違いますけれども、それを導入していくメリットは、先ほどおっしゃっていただきました。特に、再三繰り返しおっしゃっていただくのが、担当者不在の時であっても、担当者不在というか、その人がいなくても、ほかの職員が対応できると、市民の方が窓口に来られた時に、より一層利便性を向上させるのが、主たる目的であろうと市長の答弁から察したところですが、これは、グループ制という形をとらなければ、どうしてもやっぱりできないことだと考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 職員の役割と申しますのは、辞令で異動しておりますので、おっしゃるとおり、そのことについては、自由に他のところに業務を変えるということは、できないという状況でございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、そうですね。おっしゃるとおりでございます。

ただ、このグループ制というのは、最初に申し上げたとおり、どうしても多少なりとも現場に混乱も起きますし、実際本格導入の時はですね。結構、他の自治体の事例として実際グループ制を導入したけれども、わずか数年で係制に戻している自治体も結構あると、おそらく把握はされていると思うんですけれども。そういったものを見るにつけて、いたずらに、ただ市民に混乱を与えるだけにならないかが非常に心配で、実際所信表明をお聞きした時に、それを一番に思った

ものですから、今回、一番最初に質問をさせていただいております。

今市長からいただいた答弁で、しっかりとそのあたりは一気に変えるのではなくて、しっかりと一歩一歩変化の度合いを見ながら進めていくというふうにおっしゃっていただきましたので、どうかその流れで、このグループ制の導入を検討していただければと思います。

続きまして、所信表明についての2番項です。

人口減少対策を市長は所信表明の中で、非常に強い問題として捉えておっしゃっていただいております。その中で、明確な単語といたしまして、それに対して「起業支援センター」、そして、「移住定住支援コーディネーター」というワードが所信表明の中で出てきておりました。この二つにつきましては、先ほどのグループ制の「検討する」とは違い、実際に設置するという形で、市長はおっしゃっておりましたが、この二つの事業といたしますか、ものについての導入、その具体的な展望を今後どういうふうにしていくのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市の人口減少対策といたしましては、平成27年度に策定した志布志市「まち・ひと・しごと ころろざし人口ビジョン創生戦略」に基づき、各施策を推進しております。この戦略の中でも、志布志に仕事をつくり、安心して働けるようにするために、企業誘致や創業、経営支援のプロジェクト事業を展開しているところでございます。

現在、創業支援や起業支援につきましては、関係課、関係機関が連携して個別相談会や創業支援事業補助金の創設も実施しているところであります。

今後は、創業、起業希望者に分かりやすいワンストップでの相談窓口として起業支援センターの設置について、調査・研究を行ってまいります。

移住・定住の促進についても同様に、移住後の住まいや地域との連携などについて、きめ細かな支援が無ければ本市への定着に結び付けることができないと考えております。そのために、これまで取り組んでいる事業について、効果検証をしっかりと行った上で、移住定住支援コーディネーターの設置につきましても、検討し進めてまいりたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） それでは、まずは通告書を出した単語の順番として、起業支援センターの方からお伺いしてまいります。

今しがた調査・研究をしていくと、ワンストップの窓口の調査・研究をしていくという、お話がありましたけれども、これは当然、調査・研究をするということは、その結果として設置をしないということもあり得るというふうに認識していいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、調査・研究を行い、関係課で検討して実施するというところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） それでは、今しがた最初の御答弁でもいただきましたとおり、実際、現行、関係課もしくは関係機関で、それぞれ創業支援、様々な取り組みをされているわけですが、それとは別にワンストップの窓口を置かれるというふうに捉えました。このワンストップ窓口というのは、ワンストップ窓口と一口に言ってもいろいろなものがあると思うんですよね。いろいろなものといいますか、その窓口に行けば全ての手続き、もろもろ含めて完了する窓口、

もしくは、そこに行けば、そういった関係機関であったり、関係、庁内だから関係課も含めて、そういった橋渡し、全て把握できて、あとはそういった所に行くだけという、その御案内の窓口なのか、市長のお考えはどちらでしょうか。

○市長（下平晴行君） 起業を検討している方へ分かりやすいようにワンストップでの相談を気軽にできる機能を持った拠点として、起業支援センターの設置に向け調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 相談窓口ということは、これは庁内に設置をするという認識でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） では庁内に、おそらくは企画政策課なんではないかな、担当としては、設置をされるかと思えますけれども、実際、そういった相談を受ける以上は、そういった関係機関ですね、そういったものとしっかりと連携をとらなければ、そこでただ話を聞くだけで終わってしまっただけでは意味がありませんので、しっかりと外との連携が必要になってくるかと思えますけれども、そのあたりについては、どこまでを考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、企画政策課の地域政策係で移住・定住を担当しており、地域おこし協力隊1名も移住相談員として活動している状況であります。

今後は、関係課とも連携しながら、市内、市外へ向けて分かりやすい情報発信やアフターフォローも含めたきめ細かい支援が必要だと考えております。窓口の設置について、調査・研究してまいります。

また、先進地では、既に市内に定住されている方を移住定住支援コーディネーターとして委嘱している事例もありますので、検討をしてみたいと思います。

○4番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおり、先進地の事例としては、実際に自分がU I Jターンで、地元に着をされた方が同じように移住を考えていらっしゃる方の相談員として、実際にきめ細やかなフォローをされている自治体が数件散見できるところでございます。実際に、この移住定住支援コーディネーターというもので調べてみると、以前、自分も調査で行かせていただいた島根県邑南町とか、そういった事例が出てまいります。例えば、邑南町で実際取り組まれている移住・定住の取り組みについては、当然コーディネーターもありますけれども、それとは別に地元をよく知っていらっしゃる、もともとの地元の方ですね、が移住・定住の推進員として、コーディネーターとは別にいらっしゃいます。その二つの連携が実際に移住・定住を考えていらっしゃる方へのフォロー体制として十全なものとなっているのではないかというふうには考えるところでございます。

今、地域おこし協力隊の方がお一人移住・定住の相談員としていらっしゃるというお話もありました。今後、そういった形で地域おこし協力隊員を、この役に当てはめて募集をしていく考えもあるということでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは協力隊員のそういう知識を持った方がいらっしゃったら、そうい

うところに配置をしていきたい。先ほどお話がありましたように、それとあわせて推進員みたいな立場の方を入れることで、また連携がとれるのかなというふうにも思ったところでございます。

○4番(市ヶ谷 孝君) すみません、私の方が完全に質問が飛びました。今は起業支援センターの方でした。申し訳ありません。

実際に、この起業支援センター、先ほど窓口を調査・研究していくというお話がありました。冒頭でおっしゃったとおり、市の商工会だったりとかは、実際に創業支援の取り組みはされてますよね、ここの連携はどうなんでしょうか。

○市長(下平晴行君) 担当課長が答弁いたします。

○港湾商工課長(柴 昭一郎君) 現在、志布志市の産業振興に関する協定を志布志市、それと志布志市商工会、それから日本政策金融公庫鹿屋支店の三者で締結しているところでございます。この協定は、創業者等に対しまして情報提供、それから資金供給等、各分野に関わる連携を三者が円滑に行いまして、地域経済の活性化を図ることを目的に個々の独自事業を行いつつ、そして、どこか1か所での相談ができるよう、そしてまた、創業までのプロセスがスムーズに行えるような密な連携をとっておるところでもございます。そういった中で、事業といたしましては、個別相談会、それと創業塾など、こういった活動を行っているところでございます。

○4番(市ヶ谷 孝君) ということは、当然商工会は商工会で窓口はそのまま継続して持って、市は市で庁舎では別に窓口を持って、それぞれ個別に来た市民の方に対応するということですよ。ね。

本市に置く起業支援センターの担当ということは、先ほど外すとおっしゃいましたけれども、担当者ですね、これは実際職員が当たるわけですよ。このワンストップ窓口として対応するため、しっかりとした対応ができる職員というのは、今庁内にしっかりといらっしゃるわけですかね。

○市長(下平晴行君) これは、おっしゃるように、そういう能力と申しますか、そういう起業支援も含めて計画書づくりから、いろんな収支予算等も含めて起業のいろはもできる人でないといけませんので、いわゆる専門職という形になりますので、そこら辺は職員の中で対応できるのか、外から、先ほど協力隊という話も出ましたけれども、そういう人材に対しての取り組みがどうなのか、内部で協議・検討してまいりたいと思います。

○4番(市ヶ谷 孝君) もちろん市役所職員の皆様の能力を疑うわけではありませんけれども、これは相当専門的な、特にやっぱりコンサルタント能力であったりが求められる担当になると思いますので、そういった形でできれば、そういった能力のある方を起用する形が少しでもとれるように、御対応いただければと思っておりますし、そうでなければ、あえて市役所の中にその部署をつくる必要性は正直感じられないものですから、そのあたりはしっかり実際に起業を希望される市民の方が来たときに、十全に対応できるような体制をとれるよう調査・研究をしていただきたいと思っております。

本日、この起業支援センターにつきまして、6番議員の質問の中で「1次産業は、この対象に

含まれるのか」という質問がありまして、そこについて市長が「そこは対象にならない」という御答弁をされました。私もちょっと聞いていて、あれっと思ったものですから、この就農ですね、1次産業に対する。この就農と、例えば、商工業、創業支援ですね、市としては、この創業支援、商店街エリアに限っていますけれども、に助成金も出しているし、新規就農に対する助成金も両方出していらっしゃいますよね。にもかかわらず、この起業支援センターに関しては、農業、1次産業は省かれて、おそらく商工業に限っていると思いますけれども、対象を絞っている理由というのは、何かあるんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 担当課長が答弁いたします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 先ほど申し上げました志布志市の産業振興に関する協定書の中で、その目的といたしまして、志布志市内の創業者、中小企業、そして小規模事業者及び農林水産業者に対する情報提供、資金供給等、各分野に関わる連携を円滑に行うというふうにうたっておりますので、当然この農林水産業者も対象として取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 丁寧な説明をいただきましたけれども、端的に言えば、この起業支援センターの対象者には1次産業も入るという認識でよろしいのか、再度確認をお願いします。

○市長（下平晴行君） 法人が入るとなりますと、当然その中に入ってくるということになります。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

では、6番議員の質問への答弁にあったとおり、あくまでも、これは中小企業向けの起業支援センターであると、そういう認識でよろしいんですね。個人であったりとかは全く対応しないと、よろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、そのとおりでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 当然、予算そのものが限られていく中で、できる支援には、もちろん限りがあるのは存じ上げておりますが、所信表明の中で市長が、この人口減少対策の取り組みの一環として、この起業支援センターをあげられていらっしゃいますので、できればもう少しフレキシブルにといいいますか、幅広い形での対象が望めたらなと思ったところではございました。

ただ、このことにつきましても、おそらくこれからまたしっかりと研究をしながら最終的な形が決まっていくと思いますので、どうかそういったものまで含めて、しっかりと検討をしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、同じ項の中ですけれども、移住定住支援コーディネーターについて伺っていきます。

先ほど、少し私の方がフライングをしてしまいましたけれども、こちらにつきましては、実際、今地域おこし協力隊員の1名の方が移住・定住の相談員として活動をされているというお話がございました。市長が考える、この移住定住支援コーディネーターですね、こちらは大体の規模としては、どの程度のものを考えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは移住して来てくださる方のために住宅のあっせん、あるいは最寄りの病院の案内、あるいは地域コミュニティの仲介等々、それと住まれた後のフォロー、そういうことのきめ細かな対応をしてみたいと、そういう内容でございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） では、そういった移住をしていく際の、ハード面でのフォロー、サポートですね、実際に移住をした後の細やかな地域コミュニティであったりとか、ソフト面でのサポートも両方とも担うと。この移住定住支援コーディネーターですけれども、先ほど、10番議員の質問の中で、これは住居の話でしたけれども、定住支援として各地域の地域性を特徴を見極めた上で対応していくというお話がございました。この移住定住支援コーディネーターについても、当然松山地区、有明地区、志布志地区、もっと言えば、その地区の中で細かな特徴が違ってきますけれども、それぞれの地区の特徴に応じて対応していく、定住支援をとっていくということは、このコーディネーターも各地区ごとに配置するというのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 前段では、本庁の1か所というか、中心になるところに設置をして、その流れの中で必要となれば各支所に配置をしていきたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） この移住定住支援コーディネーターについては、今おっしゃったとおり、まずは1か所に配置をしてと。この移住定住支援コーディネーター、この人材については先ほどあったとおり、実際に御自身がU I Jターンで移住して来られた方を充てるということですね。

では、この移住定住支援コーディネーターの委嘱するお相手というのは公募で決められるのでしょうか、このU I Jターン者に限ってという話になりますと、それともこちらからある程度絞って、声掛けをして任命していくという形なんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 担当課長が答弁いたします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今市長からの指示を受けて、先進事例等も調査をしているところでございます。

鹿児島県内におきましては、鹿屋市の方で移住相談員というのが配置されております。また、県内では地域おこし協力隊を活用している団体が指宿市とか伊佐市等がございます。志布志市と同じような形態でございます。また、隣接の宮崎県でも取り組みがなされておまして、例えば、えびの市では、NPOに定住移住センターを委託しているというような事例もございます。それから、日之影町におきましては、先ほどからあります移住コーディネーターを地域の方をお願いしているという事例があるところでございます。

先ほど議員が申されました全国の事例の中で、島根県雲南市の事例では、職員が2名配置、それから、移住の推進員に嘱託職員を別に3名配置、それから、その他に各地域に配置しているという事例もあるようでございます。そういった事例を今調査しているところでございまして、本市では、どのような形が適当なのかというのを調査・研究を始めているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） この先進事例が多く、先ほどの起業支援センターまではしっかり設置しているかどうか分かりませんが、起業支援については、もう多くの自治体が、移住定住

支援コーディネーター、名前は違いますが、そういった相談員、推進員として多くの自治体が導入されて、それぞれでしっかりと成果を上げられている自治体もありますので、どうか、その先進事例をしっかりと参考にして、本市としても導入をしていただきたいと思います。

私自身も、この二つの起業支援センターと移住定住支援コーディネーターですね、こちらの事業は、ぜひとも推し進めていただきたいと思いますので、引き続き、まだあくまでもこれは今回所信表明についての一般質問ですので、またこれから、しっかりとした庁内議論がなされて良い形が生まれていくものと思っています。どうか、その方向でしっかりと、きめ細やかな市民サービスの向上を目指して設置の推進をしていただきたいと思います。

では最後になります。

通告書2番項、道路行政についてでございます。

市内には、地域住民が長年、それこそ古くにいたっては合併する前からになっているものもあるんですけども、多くの道路、特に農道ですね、市道もありますけれども、この改善要望を長年あげているにも関わらず、なかなかそれが予算であったりの問題で実現がかなわない地域がございます。それらの整備について、どのような市長がお考えを持ち、今後取り組んでいく考えなのか伺います。

○市長（下平晴行君） 農道については、主たる機能や配置により、基幹的農道、またはほ場内農道に分類されます。

基幹的農道については、広域農道のように農業生産活動や農産物物流等の農用地の利用を主体とした農村地域での農道で、ほ場内農道については、集落間や市道、県道などを結ぶ幹線農道から分岐し、各ほ場への連絡道路になる支線農道、収穫及び防除作業に利用するための耕作農道の三つに分類されます。

現在の維持管理については、基幹的農道以外は、利用者が特定されることから受益者や土地改良区等で維持管理をされております。しかしながら、生活環境や営農の変化に伴い基幹農道及び支線農道の舗装要望があることから、費用対効果や地区のバランスを勘案しながら年次的に整備をしていきたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 当然そういった取り組みをしていかざるを得ないのかなというところではございます。実際、当然市の予算にも限りがございますし、こちらの整備、農業基盤整備促進事業とか、こちらの方に割ける予算等も限られてきますので、当然年次的にいろんな要望を消化しながら整備を進めていく必要があるということは十分に理解はしております。

ただ、やはり地元の特に農道の話ですので、農家の方とかからすれば、やはり自分たちがふだん使う農道ですね、こちらというのは生活道路、もしかしたらそれ以上の価値、重みを持つ農道が多数ございます。

先ほどありました当然受益者負担といいますが、受益者がしっかりと維持管理をしていくのが大前提ではあるとは思いますが、実際問題それができない、もしくは、それが相当大きな負担となって、それをしてしまうと逆にもともと自分の農業であったり成り立たなくなっ

くる方も大勢いらっしゃいます。

そして、これから先、なかなか根本的な解決が見込めない限りは、特に、そういった農村地域は、人口若しくは高齢化の問題、様々な観点から、その農道の維持管理を自分たちで行っていくのが年々難しくなっています。今市長が年次的に、そういった計画を立てていくというふうにおっしゃいましたけれども、時間が経てば経つほど、そういった方々が自分たちで解決できる範囲が狭くなっていき、どうしても市や行政の力を借りなければ成り立っていかない箇所が増えてまいります。

この農業基盤整備促進事業でしたかね、こちらについては、昨年度の28年度の決算審査の時に成果説明資料の中で、やはり年々要望件数は増えるけれども、採択件数が減って行って、より一層この事業の必要性というものを、もっと市もそうですけれども、県や国に訴えて、より一層の助成をもらって整備をしていきたいというような評論がございました。どうか市長もですね、当然農村地域、市長が、この本市の基幹産業は第1次産業、農林水産業であるとおっしゃいました。このままいくと、先ほどの10番議員の質問でもありましたけれども、どんどんそういった所が廃れていってしまわざるを得ません。本当に早急な対応というのは、この基幹産業を守っていくためには必要なのかなと思うところがございます。実際、農耕車輛を運ぶ時に、または運転する時に通る農道であったりとかは、そのデコボコがあるだけで実際機械が傷んだりとか、それによる余計なといいますか、想定外の負担を強いられて、より一層農家経営が圧迫されるというような事例は、本当に枚挙に暇がありません。どうかそういった、まずは所信表明でおっしゃっております現場の声をもう一度聞いていただいて、そういった市民のニーズを私どもも当然橋渡しになりますけれども、しっかりと把握をして、その上で可能であれば、個々の要望に対してプライオリティをしっかりと把握した上で、お答えを返していただくと、ある程度目星をつけてですね。今すぐはもちろんできない、だけれども何年か後には、こういった課題に取り組んでいくというような答えを返すだけでも地元の方々は、しっかりと安心をして、より一層農業に打ち込むことができると考えております。

そういった対応、非常に難しいことを言っているのは重々承知しておりますけれども、そういった答えがないと地元の方々というのは、何を言っても無駄であろうとか、言ったけれども結局できなかったとかいうことになれば、当然、日々の仕事に対するモチベーション、または将来に対する不安であったりも解消されませんし、実際この農道の問題だけではありませんけれども、そういった農村地帯の生活基盤をしっかりと安定させないことには、後継者の問題というのも解決していかないと考えております。どうかこの点につきましては、市長がせっかく所信表明の中で「市民目線」ということをおっしゃっております。当然基幹産業、農家の方々も市民でございます。その方々の目線をしっかりと持っていただいて、その現場を見て、その答えを返していくと。市民の方に少しでも納得をしていただいて安心してもらって、より一層地域のために頑張っていただく、その取り組みをしていただきたいと思います。この場では、市長の考えをお伺いしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 地域住民からの要望はもちろん、今回、職員の提案制度を設けております。それぞれの地域に職員もいるわけですので、そこら辺の実態を一番分かっているのは、そういう職員であると、そういう職員の方からの提言等ももらいながら、おっしゃるように、そういうきめ細やかな対応をしていきたいと思っております。

これは予算が伴うことですので、言われてすぐできるものではございませんが、極力そういうふうに取り組みをしていきたいというふうを考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 今、1点ありましたので、その職員の提案、所信表明の中でもうたっていたらいいんですけども、最後に1点だけですね。

こちらの制度につきましては、実際にそういった吸い上げる場、機会というのがしっかり設けられるのでしょうか、それともふだんの業務の中でそういったものが、今だったら係長であったりになっていって市長に届く、そういったものを考えていらっしゃるのでしょうか、最後にこの1点だけお願いします。

○市長（下平晴行君） 現在もあろうかというふうに思うんですが、私は、やはりしっかりした職員からの提案制度、これを確立することによって、先ほど10番議員の方からもありました地域実態が実際どうなっているのかというのは、まず職員の皆さんが一番身近にいるわけですので、そういうことも含めて、その提案を更に充実をしてみたいというふうを考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

12日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時09分 散会

平成30年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成30年3月12日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

久 井 仁 貴

鶴 迫 京 子

岩 根 賢 二

福 重 彰 史

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、1番、久井仁貴君の一般質問を許可します。

○1番（久井仁貴君） 皆さん、おはようございます。

平成30年1月28日に行われた志布志市議会議員選挙で初めて当選しました。久井仁貴です。

志布志市の皆さんに「これからは、わけしがきばらないかんが」と言われて、27歳の若僧を、この議場壇上に押し上げていただきました。大変有り難いことと思っています。

そして、今回新人議員の中では、唯一の一般質問者となりました。ある一つの意見として、何人かの方から、1回目の議会は、他の先輩議員の一般質問を見て勉強してもいいんじゃないかという御意見もいただきましたが、僕が一般質問をすることによって、他の議員の持ち時間を取るわけでもないですし、勉強という観点から見ても、見るよりも実際にやる方が何倍もの勉強になると考え、また当選した以上は、しっかりと市民の声を届けないといけないと思い二元代表制のチェック機能を果たすべく、こうやって一般質問に立たせていただきました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、通告通り人口減少についてです。

市長は、所信表明の政治姿勢の中で、「少子高齢化や人口減少という大きな課題に対して」とか、政策ビジョンの中でも、「人口減少ではなく人口増加に転じ、本市の人口4万人を目指す意気込みで、効果的で魅力あふれる施策に積極的に取り組んでまいります」というふうに志布志市の人口問題というものに、ものすごく思いがあるのだなと思いました。さすがに、この全国的にすごい勢いで人口減少が始まっている、志布志市人口を現在の3万2,000人から4万にするというのは、これは市長のパフォーマンスの意味合いが強いのかなとは思いました。思いましたが、でも市長が人口減少問題に対して並々ならぬ思いがあるということは、頼もしいことだなとも思いました。

そこでお尋ねします。人口減少の何が重要な問題だと思っていますか。

○市長（下平晴行君） 久井議員の御質問にお答えします。

我が国の人口は、平成20年の約1億2,800万人をピークに減少局面に突入し、このままでは、平成60年には1億人を割り込み、9,700万人程度になると予想されております。

本市におきましても、平成22年までに実施された国勢調査による人口推移を基に、国立社会保

障・人口問題研究所が推計した平成37年の人口予測は、2万7,952人となっています。このように本市では、それまでの人口流出による社会減に加え、高齢化による自然減の拡大が加わることで、人口減少が更に加速するものと考えられます。人口減少によってもたらされる影響、課題につきましては、特に若者の人口は減少し、高齢者の人口が増加することから、次のことが考えられます。

まず、経済成長、産業に及ぼす影響です。労働力の減少や、消費市場の縮小により、産業全体へ様々な影響をおよぼしていきます。

次に、少子高齢化により、若者1人が支える高齢者が増加するなど、現行の社会保障制度の崩壊が心配されています。そして、地域の伝統的な行事やイベントの消滅など、地域の活力を低下させる懸念があります。

以上のとおり人口の問題は、経済、産業、地域の基盤となるものであると認識をしております。

○1番（久井仁貴君） 三つの点をあげてもらいました。経済成長と若者の負担が増えるということと、地域の活力が無くなるということですね。人口減少に対して、今後どのような取り組みをしていこうと考えていますか。

○市長（下平晴行君） 児童生徒の減少が進み、学級数の減少が予測され、いずれは学校の統廃合の事態も懸念されます。自治会や公民館といった住民組織の担い手が不足し、地域活動が縮小することによって、地域のにぎわいや地域の愛着が薄れていく可能性もあります。

地域住民によって構成される消防団の団員数の減少により、地域防災力の低下の懸念があります。地域経済の縮小や後継者不足により、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地が増加することにより、地域の景観の悪化、治安の悪化等の防災上の問題が発生し、地域の魅力低下につながるようになります。

○1番（久井仁貴君） そういふことがあると思うんですが、それに対しどういふことに取り組んでいこうと思われませんか。

○市長（下平晴行君） 人口減少につきましては、国も東京圏への人口の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を公布しております。

本市におきましても、平成27年10月に策定しました「志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」におきまして、平成32年の人口目標を3万人にして、四つの基本目標の中で、人口減少対策に取り組んでいるところであります。

まず、基本目標1の「志布志にしごとをつくり安心して働けるようにする」ということにつきましては、高校生や大学生、保護者を対象にした合同企業説明会の実施など、地元就職推進プロジェクトをはじめ、工業団地の造成、分譲などの企業誘致を進めております。

基本目標2の「志布志への新しいひとの流れをつくる」ということにつきましては、定住促進事業補助金や定住促進用住宅用地の分譲などの移住定住拡充プロジェクトをはじめ、スポーツ合宿受け入れや、スポーツ施設の設備などに取り組んでおります。

基本目標3の「結婚・出産・子育て・健康・教育の希望をかなえる」ということにつきましては、不妊治療費助成など、ウェルカム赤ちゃんプロジェクトをはじめ、高校生までの医療費助成や多子世帯の給食費無料化などの子育て支援、多子世帯応援プロジェクトに取り組んでおります。

基本目標4の「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」ということにつきましては、使用済み紙オムツ再資源化事業などの環境にやさしいまちの推進プロジェクトをはじめ、住宅リフォームや、空き家リフォームの助成事業などの空き家対策推進プロジェクト、自主防災組織に対する活動支援事業などの地域防災力強化プロジェクトに取り組んでおります。

以上の事業等につきまして、実施しておりますが、今後もそれぞれの事業の効果検証を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○1番（久井仁貴君） ありがとうございます。

今市長が言った、「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」チラッと書いてあったんですが、一つ思うのは、志布志市において、この人口の問題というのは、どれだけ他の町や市や他県から人を引っ張ってこれるかなんじゃないかなと思っています。これはなぜかという、志布志市の出生率、合計特殊出生率とともに、これはものすごくいいわけですよ。その創生戦略にも書いてありましたけれども、出生率は、平成24年で9.3です。鹿児島県、国、いずれの出生率よりも上回っています。また、合計特殊出生率については、平成24年では志布志市は2.04、鹿児島県平均は1.64、全国平均は1.41ですから志布志市は、ここはものすごく優秀なわけですよ、ものすごく子供を産んでいるまちだと。何が問題なのかと思って見ていくと、志布志市から人が出ていくということが問題なわけです。

創生戦略からの抜粋ですが、20ページ、21ページに書かれていました。転入、転出の状況では、大崎町と串間市を除いて、鹿屋市、鹿児島市、霧島市、曾於市、都城市、宮崎市、全て転入よりも転出の方が多いわけです。つまり、志布志市に移り住んで来る人よりも、志布志市から外に出ていく人の方が多いと。ここが問題だなと思うわけですよ。更に年齢階級別に見ていくと、転入、転出とともに15歳から39歳が最も多いわけです。つまり、人口問題で最も大事な社会の担い手の世代を地方間で取りあっているわけですよ。ここの戦いに、これからは勝っていかないといけないんだなというふうに思いました。

日本全体では、人口減少が進んで、少子高齢化に進むことは間違いないということですから、志布志市から鹿屋市に住むんじゃなくて、志布志市から都城市に住むんじゃなくて、鹿屋市から志布志市に、都城市から志布志市に人を引っ張ってこなくてははいけません。

子供を生みやすい環境整備という、これは整っていればそれに越したことはないんですけども、そこが志布志市における人口問題の大事なところじゃなくて、子供を産むということに関しては、志布志市は優秀なわけですから、子供がたくさん生まれても、生産年齢人口、社会の担い手の世代となったときに、志布志市から出ていってしまうのでは、これは大変厳しいのかなと。

日本で考えてみても、日本でたくさん子供が産まれたとして、それが社会の担い手になったときに海外に出ていってしまったら、これは大変厳しいと思いますよ。根本的な、いわゆる子供を

たくさん産むというようなことですよ、この人口対策というのは、これは市の力では、なかなか難しいのかなど、国が動かないと、ここは難しいのかなと思います。

僕たちは志布志市議と志布志市長ですから、志布志市のことを考えたときに、最も効果的なのは、志布志市以外の人を志布志市に引っ張ってこれるという、これが一番いいのかなど。人の取り合いに勝つという、定住させるということが大切だと思います。

市長の所信表明の中で、「メリハリのある予算編成に努めていく」というふうに言っていました。これは僕もやっぱり大賛成で、毎年毎年地方交付税も減っていくわけですから、市長だから、志布志以外の方が志布志市に定住してくれるような、そういう政策に重点的にメリハリを付けて、これから取り組んでいって欲しいなと僕は思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回、所信表明で五つ政策ビジョンを述べました。

一つに、住みやすい魅力ある新しい志布志市をつくります。

二つ目に、安心して子育てができるまちにします。

三つ目に、身近で安心な医療体制の充実を図ります。

四つ目に、海外市場も視野に基幹産業及び商工観光業等の振興を図ります。

五つ目に、1期ごとに支給される市長退職金を見直します。

この五つの政策ビジョンを確実に実践していくことが、全ての人口減少対策につながっていくものであります。

志布志市には、他の市町村に無い地理的優位性があります。現在、都城志布志道路、東九州自動車道、志布志港バルク港湾の整備により、交通アクセスがより向上し、南九州の拠点となりつつあります。

平成29年3月に策定された先ほどお話がありました第2次志布志総合振興計画では、平成33年度の目標人口を3万人と定めております。私自身は、お示ししました五つの政策ビジョンの推進により、人口減少ではなく人口増加に転じ、本市の人口4万人を目指す意気込みで、効果的で魅力あるあふれる施策に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

みんなで力を合わせて「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んで良かったまち」を目指して取り組みをしていきたいと思っております。

○1番（久井仁貴君） 結局はどういうことで、メリハリをつけていくということですかね、全部やっていくという、どっちなんですかね。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、子育て支援、雇用の問題、企業誘致、そして、基幹産業である農林水産業、商工観光、これをあらゆる角度から一緒になって取り組みをしていこうと。そして、同僚議員からの質問もありました、いわゆる現場に入り込んで、その実態を知る。実態を知って、そして、国・県に対しての事業申請もしていこうという、いわゆる市民の底上げをしていく、そういうまちづくりをすることによって、いわゆる雇用問題、それから少子高齢化対策の問題、そういうことを含めて志布志に移住・定住していただくという考え方でございます。

○1番（久井仁貴君） 定住・移住していただくために、あらゆる政策をやっていくということですね、はい、分かりました。

では次の質問に移ります。

所信表明についてです。

政治姿勢の中で、市役所職員についても、いろいろな問い合わせ等に対しまして、「相手の立場に立った懇切丁寧な対応、机上で判断するのではなく、現場に出向いて現場の声、市民の声をしっかり聞くということが重要であります」と言っていました。これは、具体的にはどういうことですか、現状できていない点を、改善後はこういうふうにしていきますというふうにご具体例を挙げて教えてください。

○市長（下平晴行君） 私は、これまでの政策の実施について、その基本としておりますのは、市民目線であり、市民が主役のまちづくりであります。

まず、市民の皆様がどう考えておられるのか、市民の皆様の意見を聞きながら、市民目線で市民が主役のまちづくりを推進していくことで、市民生活の利便性の向上を図っていくということでございます。

そのためには、私自身が職員と一緒に知恵を出し、工夫をし、同じ汗をかいていきたいと考えております。

市役所とは、市民の役に立つ所と書きますとおり、市民のために役に立つ所でなくてはなりません。窓口に来られた市民の皆様には、「いらっしゃいませ」、「こんにちは」、「ありがとうございました」と、職員の方から積極的に声を掛け、市民に寄り添い、「行政はサービス産業である」、このことを職員一人ひとりが認識するよう意識改革を行ってまいります。

窓口では、相手の立場に立った懇切丁寧な対応をするとともに、現場の実態をしっかり把握して対応していくための現場第一主義を徹底してまいります。更に市民ニーズに的確に対応するために、市役所の組織の見直し等についても改革を進めてまいります。

また、職員の資質向上のための民間企業での研修や、職員のやる気、アイデアを引き出すために、職員提案制度を導入し、魅力ある地域づくりと一緒に考えてもらい、市役所全体の意識向上を図ってまいります。

職員には、新たな発想による政策を提言してもらい、勇気をもって取り組んでいただきたいと考えております。

そして、その全責任はトップである私が取ってまいりたいと考えております。

○1番（久井仁貴君） 市長が動くとか、職員の方から積極的に声を掛ける、懇切丁寧な説明をしていくということなんですけれども、これは現状はできていないということですか。

○市長（下平晴行君） できているできていないじゃなくてですね、私が市長になって今まで感じていたことを、より今言いました市民目線でとか、市民の立場、そういうものに取り組んでいきたいということでもあります。

○1番（久井仁貴君） 分かりました。

ちょっと具体例が無くて分からなかったですけども、例えば、市民の方から、ここの道路がどうこうと、ここが悪いよとかいうのがあったら、そこの現場をきちんと見に行って、そして、もちろん予算の関係がありますから、それが全部できるかといったら全部はできませんけど、そこできちんと見に行って判断していくということですかね。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。現場第一主義、まず現場を見て、その実態を知って対応していこうということでございます。

○1番（久井仁貴君） 分かりました。

また、市長は政治姿勢についてで、「まず市内の皆さんがどうお考えておられるのか、市民の皆様の意見を聞きながら」、今の答弁の中でもいろいろありましたが、「市民目線で市民が主役のまちづくりを推進していくことで、市民生活の利便性向上を図ってまいります」というふうに言っていました。ここに「市民の皆様がどうお考えておられるのか、市民の皆様意見を聞きながら」とありますが、これはどうやって聞くつもりですか。その方法を教えてください。

また、市民の皆さんの声が届いていなかったのかなというふうに感じておられるということですか。

○市長（下平晴行君） これは、私、職員時代から市民を見た、それから、議員活動をして議会の立場で行政の立場を見る、そして、今回選挙で各地域を回りまして、やはり、いろんな意見があります。その中で、やはりすごく受けたのは、もうちょっと市民の立場に寄り添って対応していかないといけないような、市民の考え方、それを感じましたので、より一層市民の立場に立って、市民に寄り添ってという、そういう表現をしたところでございます。

○1番（久井仁貴君） それは足りないなというふうに感じたことだと思うんですが、その方法というのはなんですか。

○市長（下平晴行君） これは各課、課長会、それから、これを関係課というんじゃなくて全体で取り組みをしていく、全体で取り組みをしていくというのは、それぞれの各課の課長を含めて、そういう集約のいろんな会があるわけですね。農政課であると農政の、あるいは市民環境、そういういろんな課で聞き取りをしていくという対応をしていこうという考え方でございます。

○1番（久井仁貴君） いろんな会がある、課が中心となっていくということですけど、課がどういった形で聞き取りをしていくんですか。いろんな会があると、その会で来た人に聞き取りをしていこうということですか。

○市長（下平晴行君） これは課のいろんな会がありますね。その中で、今まで課長が意識して対応しているのと、意識していないのはまた違うと思うんですね。そういう意識を持って市民の立場に立つ。

それから、私の考え方では、今まで車座座談会というようなものをされていたと思うんですが、それはそれでいいと思うんですけども、私は、例えば公民館の総会なり、いろんな活動の中に自らが入って行って、意見交換をして、そういう集約をしてまいりたいというふうに考えております。

○1番（久井仁貴君） 課のいろんな会って言いましたけど、例えば、具体例を挙げてもらえれば。

○市長（下平晴行君） 総務課、企画政策課、農政、建設、いろんな住民等との行政に関わるもの、あるいは説明会、そういうものがあります。それについては、総務課長の方で答弁をさせます。よろしくお願いします。

○総務課長（武石裕二君） 各課、今市長の方が答弁がありましたとおり、農政、耕地については、事業推進をする時に、その地区、自治会とか、各校区を地権者等集まっていたいただいて、説明会をいたしますし、また商工観光、いろんな協議会を持っておりますし、独自に、例えば、各種団体等からの意見交換会というものもございますので、そういう機会を捉えて、これまで以上に、その担当部署の課長を含め、補佐、係長は市民目線、市民の方々が実際どういった思いがあらわれるのかというのを、これまで以上に集約をして市長につなげると。

それから、市長の方も校区公民館を例にされましたけれども、いつ何時こういった会があるという情報は課を通じて分かりますので、そういったのを取りまとめをされ、いろんな出張等と競合しなければ、積極的にその会に出ていって、直接市長の方が、その団体等から市民の方々から意見を聞いて、集約をして、また課の方につなげていくという、そういうスタイルをとっていくということでございます。

○1番（久井仁貴君） 課が動いて、市長自身も動いていきますよということだと思んですが、その公民館の聞き取りといいますか、それはどれくらいの頻度でやろうというふうに考えていますか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど総務課長が申したとおり、その実態、会のことが分かるわけですね、これは教育委員会の方ですけども、教育委員会の方も含めて、いつこういう会があるということで分かるわけですので、それに対応して、こちらの方も、私も出向いて対応していきたいというふうに考えております。

○1番（久井仁貴君） これからだということですかね、そういうことですか。分かりました。

ちょっとここも考えていて欲しかったなと思いますが、これから考えて、きちんと市民の皆さんと連携をとっていただきたいなというふうに思います。

小野議員が一般質問で言っていた「若い人たちが志布志市のことを考えられるような組織をつくる、そういう場所が必要」というふうに言っていました。これは、僕もものすごくいいなというふうに思いました。僕も賛成ですので、ぜひつくっていただきたいなというふうに思うんですが、そこら辺、市長どう考えていますか。

○市長（下平晴行君） これは本当に大事なことで、若い人たちが市に、行政に対して何を求めているのか、やはりそこをしっかりと聞いて、その上で対応していきたいと。

その会の在り方なんですけど、これからいろんな会、先ほど総務課長の方でもありましたとおり、いろんな会があるわけですが、若い人たちが集えるというか、集まるような、そんな取り組みもして話を聞いていきたいというふうに考えております。

○1番（久井仁貴君） 前向きな答弁をいただきました。

市民の声を聞くことが大事だと、これは僕も思いますし、誰に聞いても、これは大事だというふうに言うでしょう。だけど、具体策というものがちょっと見えなかったもので、こういった質問をさせていただきました。

あと一つ、通告はしてないというか、通告は3月2日までということで、一般質問が始まる前でしたので、通告ができなかったんですが、市長が、この一般質問の日程に入ってから、「待ちの行政ではなく、攻めの行政」だということを度々口にしてはいるんですが、具体的に攻めの行政というのは、どういったことですか。

○市長（下平晴行君） 役所は申請主義であります。これは待ち行政、待つ行政と言っております。それを私は現場主義、出ていくという行政、あるいは、コンビニ等での対応の在り方という、これは、「行政は最大のサービス産業である」という取り組みをした、ちょっと名前は忘れちゃったけれども、そういうふうに、いろんな所の窓口についても、市役所だけではなくて、外に出て対応するという、「攻めの行政」というのは、そういうことであります。

○1番（久井仁貴君） そういう、僕はちょっと勘違いしていたんですが、市長は係制からグループ制にするとか、あとは本庁舎を移動させるとか、緊急医療体制が整った病院を志布志市に持ってくるとか、今までやってなかった新しいことに挑戦しようとしているわけです。

この「攻めの行政」という言葉は、実行力を持って、新しいことにどんどんどんどん挑戦していくんだという市長の意気込みが表れている言葉なのかなと、僕が勝手に思っていたんですが、そういうことではなかったんですね。

○市長（下平晴行君） それもあわせて、「攻めの行政」というのは、今まで取り組みが無かったことも含めて、「攻めの行政」というふうに考えております。

○1番（久井仁貴君） 実行力をもって、新しいことにどんどんどんどん挑戦していくんだという意気込みもあるということで、大変頼もしい返事をいただいたなというふうに思います。

では、最後の通告のごみの回収の件についてです。

これについては早速なんですけど、資源ごみの回収日の現状というものを教えてください。

○市長（下平晴行君） まずもって、この場を借りて、市民の皆様におかれましては、ごみ出しについて、日頃から分別排出に協力いただき感謝申し上げます。

さて、資源ごみの回収につきましては、志布志地域及び有明地域は、月1回の各ごみステーションによる回収を基本として実施しております。

各衛生自治会からの申し出により、指定ごみ袋で出す空き缶、ペットボトル、その他の紙、廃プラスチック、シュレッダー紙を月にもう一回回収する特別回収を行っている衛生自治会もあります。

また、松山地域では、品目ごとに公民館と各衛生自治会のごみステーションで回収をしております。井手間資源ごみ収集所でも回収を行っています。その他、アピア前の市営駐車場で、集合回収を毎月第1土曜日と第3土曜日、午前7時から午後1時まで行っております。

今後の回収についてでございますが、基本的に現状の回収体制を維持しつつ、アピア前の回収量が増えてきておりますので、その対策が必要ではないかと考えております。

○1番（久井仁貴君） 現状は把握しました。現状の資源ごみの回収ですよ、資源ごみの回収は基本的に月1回ということです。有明が金曜で、松山が木曜日の第2と第4、志布志が火曜日ということですかね。これでは、やっぱり収集日が少ないのかなというふうに僕は思います。家に庭がある人は、これはいいですよ。家に庭がある人は、いくらでも資源ごみ回収まで置いていけますから、これはいいんですけど、賃貸とか集合住宅に住んでいる方なんですけれども、それはごみをどこに置いておけばいいんですかね。これは家の中に置くしかないですよ。家の中か、もしくは玄関を出たすぐそことかに置くしかないわけですよ。そうなっていくと、ちょっと僕も考えたんですけど、三つの問題が発生すると思うんですよ。

一つ目が、これは不法投棄の原因になると。この不法投棄の原因というのは、もう説明しなくても分かるのかなと思いますが、二つ目が、火事の原因になるということですね。これは家の中でもそうですし、家の外に資源ごみを置いていると、放火にもやられます。放火というのは、火災原因の中で最も多いわけです。

総務省消防庁の資料によると、平成28年における火災の状況、総出火件数の3万6,831件を出火原因別に見てみると、放火が3,586件、これは9.7%で一番多いです。更に、放火及び放火の疑いというものを合わせると、5,814件、これが15.8%となって、更に断トツで多いということになります。

その放火火災を防ぐために、京都府内の宇治市とか横浜市の消防局を一例に、たくさんの地方自治体で家の周りや目につきやすい場所に燃えやすいごみは置かないということが大切というふうにされています。放火というのは、人が騒ぐのが面白いからとか、むしゃくしゃするからとか、自分のうっぷんを晴らすためだけの愉快犯が存在するからです。

しかし、今の現状で集合住宅に住んでいる方は、ごみは家の中か家の外に置くしかないわけです、家の近くに。ここが問題なのかなというふうに思います。

三つ目の問題なんですけれども、これは人口が集められないことにつながるのかなと。これはなぜかという、志布志市は他のまちに比べて分別が厳しいです。僕とかは志布志市、ここにおられる皆さんもそうかもしれませんけれども、志布志市で育った方が大半だと思うんですよ。志布志市出身で小さい頃から、このまちの分別に慣れていると。そういった方は慣れていて、僕自身も集合住宅に住んでいる市民の方の意見を聞かないと、これは僕も気付かなかったんですが、県外や他のまちから来た人は、志布志市の分別は、とても厳しいなというふうに感じています。ごみの回収日も基本的に月1回というふうに少なく、住宅に住んでいる人は、ごみを家の中にしか置けないと。となると、家の中は場所を取られますし、夏場は臭うと、衛生的にもよくない、ごみが積み重なってけがもする。子供がいる家庭とかはなおさらです。

市長が所信表明の中でも、先ほどの答弁の中でも、「安心して子育てができるまちづくり」というものを掲げています。「住んで良かったまち」にもしたいというふうに言っていました。これでは、

やっぱり志布志市に住みたくないなというふうに思ってしまうわけです。

これから、僕もさっき人口減少のところでは言いましたけれども、地方間で人の取り合いに勝っていかないといけないというのに、これでは志布志市以外に住んでいる若い人が志布志市に定住という意味では、してくれないと思うんですね。

今この三つの問題点、不法投棄と火災と人口減少について触れました。

これから、ちょっと重要なところに入っていくんですけども、何が問題なのか、何が重要なのかということなんですけれども、不法投棄、これは深刻です。これは鹿児島市のホームページの「不法投棄は重大な犯罪」から抜粋ですが、「不法投棄というのは、美しい自然や、自然の景観を壊すだけでなく、そのごみから出る有害なものが地中に浸透し、土壌や地下水を汚染したり、嫌な臭いの原因になったりして、私たちの健康や生活にも悪影響を与えることにもなります。

また、捨てるのは簡単ですが、撤去して回収するのはとても大変です。元の自然を取り戻すことは大変難しく、撤去にはたくさんの人の労力と費用がかかってしまいます。一方、不法投棄されたごみは、まだ利用できる資源となるものが多く含まれています。私たちの地球の資源は限られているので、原材料としてリサイクルしなければ、それだけ資源が無くなるスピードを早めてしまうことにもなります」とあるように、五つの点、景観を壊す点と、土壌汚染、嫌な臭いとかも含まれます。三つ目、健康や生活にも悪影響を与える。四つ目、捨てるのは簡単だけど、撤去して回収するには、人も費用もものすごくかかってしまうということ。五つ目、リサイクルができるのをしないということは、それだけで資源が無くなるスピードを早めますよという、この五つの点で不法投棄は深刻だということです。

火事なんですけれども、この火事というのは説明しなくても深刻というのはあると思います。火事というのは財産の全てを奪っていきます。思い出も、場合によっては、人の命すらも奪うわけです。火事というものは深刻です。

人口減少の問題点、重要な点というのは、市長も先ほど答弁されたとおり、これは重要な点だと市長も思っているということだと思います。

こういった問題があるわけですよ、これは志布志市に住んでいて、庭を持っている人は別ですよ、ただ集合住宅に住んでいる人のことなんですけど、こういった問題を解決する何らかの手立てというのを、これは考えませんか。

○市長（下平晴行君） 議員の方で、三つの問題があると、これはまさしくそのとおりだというふうに思っております。

私も選挙で各地域を回る中でも、そういう問題点、指摘というか、こういうところは直した方がというのは、やはり人口減少、そういうものを含めて、今のごみ分別・収集の在り方について、本当に考えているのかどうかというような質問も受けたところですよ。

これは議員もおっしゃったとおり、若い人たちも含めて、あるいは高齢者のごみの分別の問題も含めて、私はこれはごみの行きつく、処理される最終段階のところ、果たして、そこまでしなくてはいけないのかどうか、ここは本当にもうちょっと現状の実態を踏まえ、捉えるべきだと

いうふうに思っております。

これは平成10年に、このリサイクルの取り組みをしてから、もう約20年になるわけでありましてけれども、担当課に聞いても、やはりそういう苦情等もきているというようなことでもありますので、まとめられるものはまとめていくと。ですから、これが市民に負担を与えるようなもので日本一というのは本当にいいのかどうか。ただ、焼却炉を設置していいのかという、ここも大きな環境問題と費用の問題がいろいろあります。市民の皆さんには、こういう分別をしていただいて、先ほど言いましたように、大変感謝申し上げているわけではありますが、その御苦勞がどの程度までが大変と思われるのか、あとは環境対策について、どこまで、行政として説明がなされ理解されているのか。そこ辺も今おっしゃった総体的なことを踏まえて、対応していかなければいけないというふうに思っております。

○1番(久井仁貴君) 今、具体策は無いということですかね。

○市長(下平晴行君) 具体策と申しますか、これは現状でこういう形で収集を行っていますので、内部で十分調査・研究をしていかないと、私が自分の言葉で、こうしますと現状では言える状況ではございません。

○1番(久井仁貴君) 現状で言える状況ではないということは、あまり把握はしていないということですか。

○市長(下平晴行君) 把握はしているんですが、いわゆる、ごみを出す側の市民の皆さんと、処理をする行政の立場ですね、ここには先ほど話がありましたとおり、それと最終までのごみの処理の仕方が先ほど言いましたとおり、どうなっているのか、そこも含めて現段階でというのは、私も今回まだ市長になって、今日1か月。そういう立場であるわけでありまして、そこら辺をもうちょっと実態を調査して対応していきたいということでございます。

○1番(久井仁貴君) 具体策が今からやっていくということなんですけれども、僕から二つぐらい提案しようと思うんですが、回収日を増やしてもらえないかなというふうに思うわけですよ。家に庭が無い、ごみを家の中に置くことができない集合住宅、ここだけでもやっぱり増やして欲しいなど。僕も、ちょっとここら辺の近くの自治体の状況をちょっと調べてみたんですけども、鹿屋市とか都城市とか、そこら辺は月に2回ぐらい回収しているわけですよ。志布志市は、ごみの分別は厳しい割に志布志、有明で基本的に1回ということですよ。だから、これは回収日を増やすことを一つ提案したいと思います。

もう一つなんですけれども、市営駐車場のごみの回収日、これを第1土曜、第3土曜とかだけじゃなくて、あと一つ、二つ平日の回収日をつくるのがいいのかなというふうに思います。これはなぜかという、今のままでは、土曜日に仕事のある人は、市営駐車場の回収日は利用できないわけですよ。例えば、第1・第3土曜日に加えて、第2水曜、第4水曜に回収日をつくるとか、別に水曜にしろということじゃないですが、もちろん、これどっちも仕事だという人もいるかもしれないけれども、今の現状、家の中にごみがたまってしまうという状況が、いい方向に向かうのは、これは間違いないのかなと。もちろん常時市営駐車場とかで回収することができれば、

それが僕は一番いいなとは思いますが、そこら辺ちょっとどうですかね。

○市長（下平晴行君） 1点目については、費用の問題等もありますし、そこら辺は調査・研究、内部で打ち合わせをしてみたいと思います。

2点目については、これは指定日に出されない方が出すと、出してもらうということで設置したものです。だから、それが主じゃないんです。ですから、これを市民の皆さんが、今までどう対応したのか分かりませんが、当初これを設置したのは、指定日に出せない日に、先ほど不法投棄の問題もありました。そういうことがないように第1と第3土曜日の朝7時、仕事に行く前に、それから昼の1時というのは、休み時間に出せるということで7時から1時という時間設定をしたということでございます。

○1番（久井仁貴君） 2点目に関してなんですけれども、指定日に出せない日に、そうなんですよ、だから指定日に出せない方が土曜日にも出せないというわけです、仕事があつて。そういうことを言っているんですけれども、どうですか。

○市長（下平晴行君） 土曜日にも出せないから、まだ増やしてくれということになるわけですかね。これは費用も年間793万円かかっているというような状況でありますので、それができるのかどうか、そこら辺も、それは市民の目線という立場で言うと、当然つくっていかねば、設置していかなければいけないんでしょうけれども、それは担当課長の方で答えさせていただきます。

○市民環境課長（西川順一君） 日頃から、そういう庭が無いとか、車庫、倉庫が無いとかいう方のごみ出しについて、果たしてこういう月1回でいいのかというところは、検討はしているところでございます。

そこで、基本的には各ごみステーションで、時間を守って、教えあつてということの基本にして、月1回資源ごみの回収を行っているところでした。それでどうしても、そういうアパート住まいの方、場所が少ない方、無い方は、かさばる物というのは、缶、ペット、プラスチック類、あるいは紙類、そういう袋に入る物、それを例えば、第1火曜日の回収日だったら、第3火曜日には、そういう物を回収しようということで、月に2回は、そういうかさばる物は回収できているというような状況でございます。

それに加えて、月に2回アピア前の駐車場で回収できたらということで、今やっているところですが、そういうかさばる物については、なんとか月に4回出せる機会をつくっているような現状でございます。

今後は、基本は各ごみステーションで時間を守って教えあつて出すというのを基本にしておりますので、そのあたりを充実させていけたらと思っております。それで、こういう特別回収というものもあるんだよというようなことで、更に、市内住民には周知していきたいと考えております。

以上です。

○1番（久井仁貴君） 僕が提案したのを二つともやってくださいということじゃないですけど、どちらかでもいいんですが、今よりも改善して欲しいなと思って言ったところでした。

特別回収を合わせたら、やっぱり月2回になるわけですね。この特別回収というのは、これ

要請するのは自治会なわけですよ、これは個人じゃないわけですよ。大前提として自治会に入る入らないは個人の自由ということになります。志布志市の平成29年9月1日現在で、自治会に入っている割合というのは、これは69.6%で、約3割は入っていないということになります。今のこれは、市役所側に問い合わせ、いろいろ情報収集したんですが、ここからちょっと市役所側に聞いてもデータを取ってないよということだったので、僕の推測になりますが、自治会というのは想像するに、昔から志布志市に住んでいる人が参加しているというふうに思うわけです。自治会に参加していないのは、若い世代だったり、志布志市の外から来た人だったり、若い世代に多いのかなというふうに思います。集合住宅に多いというふうに推測されます。この志布志市の担い手の世代が要請をできないということが、ここが問題なのかなと。さっきも言ったんですが、庭がある人とかは別に問題は無いわけですよ。置いとけばいいわけですから、ここが問題なのかなというふうに思います。

志布志市は住みにくいまちだなということになって、結局志布志市から出ていってしまうという、この状況を避けたいから、僕は、ここでちょっと一般質問を試みたんですが、だから回収を増やすとか、さっき言ったいつでも収集できる場所が欲しいなということ質問したわけですよ。どうですか。

○市長（下平晴行君） 担当課長が答弁いたします。

○市民環境課長（西川順一君） ごみ出しは、自治会に入っている、入っていないにかかわらず、確実なごみ出しがされないといけないというふうに考えております。

そのため、自治会に入っていないでも確実なごみ出しができるよう、地元の自治会、自治会に入らなくてもごみ出しだけは困っているから、それをさせてもらえないとか、それだけでもさせてもらえないかというような組織、衛生自治会というのを組織しています。そこに各自治会を基にして、その衛生自治会に入っただいて、確実なごみ出しをやってくださいというのを基本として志布志市はやっております。

ほかに、アパート、マンションにおかれましても、そういう不動産業者ごとに衛生自治会に加入していただいております。その数が会員数でいうと約900戸ぐらいが加入していただいております。そういう方に入っただいて、そういう自治会に入って、運動会とか、その集落の行事とか、そこまではできないのよね、でも確実なごみ出しができないのよねという方については、その衛生自治会に入っただいて、地元のルールに従って出していただきたい。

そして、その単位衛生自治会においては、年会費3,000円とか、そういう会費も要る所もあるでしょう、それはそれに従ってくださいというようなふうに案内をしております。そうやって確実なごみ出しをお願いしているところでございます。

○1番（久井仁貴君） それは衛生自治会というのは、個人が入るということですか、ちょっとお願いします。

○市民環境課長（西川順一君） その個人が、地元の衛生自治会に入るということでございます。

○1番（久井仁貴君） さっき900戸と言いました、衛生自治会に入っているのが、年間3,000円

ぐらいかかるところもあるよということなんです、900戸というのは、これは大体全体の何割ぐらいということなんです。

○市民環境課長（西川順一君） すみません、全体の何割というところについては把握しておりません。ただ戸数だけは把握しております。

○1番（久井仁貴君） 多いか少ないかというのは分かんないわけですか、結局。

○市民環境課長（西川順一君） 50%以上は超えているというふうには考えております。

○1番（久井仁貴君） 衛生自治会も結局のところ、入る入らないは個人の自由となるわけですよ。50%以上超えてるって、特別収集は69.6%というわけですよ。そんなに自治会と、もちろん自治会のほうが入ってる人の方が多いのかなというふうにも感じましたけれども、結局、若い人で志布志市に住んだ人というのは、データが無いから、ちょっと分かりませんが、そんな入っている人は多くないなというふうに僕は感じるんですが、僕が言ってるのは、集合住宅に入る人ですから、そういう若い世代とかだったり、新しく来た人だったりのことを言っているわけで、だから結局、その自治会と変わってないんじゃないのかなというふうに思うんですが、どうですか。

○市民環境課長（西川順一君） ちょっと言葉足らずでした、すみません。

各自治会は、それぞれの衛生自治会を同じように形成しておりますので、各自治会におかれましては、自治会と衛生自治会の関係においては、衛生自治会に入っているんだけど、地元の自治会には入っていないという方もいらっしゃるでしょうし、それはそれで、そういう方は100%入っていらっしゃると思うんですが、私が先ほど900戸と言ったのは、そういうアパート、マンションについては、50%以上これに加入していらっしゃるんじゃないのかなということでございます。

○1番（久井仁貴君） ちょっと仕組みについてなんですけれども、この衛生自治会というのは、個人が1人まとめる方がいるんですかね、その人に言って、その人が市の方に報告するという形なんですか。

○市民環境課長（西川順一君） はい、そうです。

地元の自治会と大体そういう会長さんは、同じですので、その人に言っていただいて、言ったら、その衛生自治会に加入することができるということでございます。

○1番（久井仁貴君） その衛生自治会に入って、その要請も来ていないから今のままで、今の現状の回収日のままで大丈夫だよという認識ということですかね。

○市民環境課長（西川順一君） 今のそういう衛生自治会に入っておれば、月1回の資源ごみの基本回収と、そして、特別回収がもう1回と。そしてあと、誰でも出せるんですけど、アピア前駐車場での回収が月に2回ありますので、そういう出す機会は得られるのかなというふうに思っております。

○1番（久井仁貴君） ここはやっぱりちょっと、単に意見の違うところで、僕はやっぱり足りないなというふうに思います。

特別回収とかが、すぐ言える仕組みならいいんですけど、市民の方がですよ、結局入ってないと言えないわけじゃないですか。僕もさっき言ったとおり、入ってない人は若い人だったり、さっき人口減少問題で言った他県から引っ越して来た方だったりだと思うんですよ。昔からいる方のほうがやっぱり加入率は高いのかなというふうに思うんで、新しく来た人たちのためにやって欲しいなというふうに思うわけです。

やっぱり、さっきも言ったとおり、他県とか他のまちから人を引っ張ってこないと、これから人口が減っていくわけですから、弱肉強食で生き残る市というのは、やっぱり人を捕まえないといけないと思うので、今回一般質問をしてみたんですけども、そこはやっぱり見直さないということですかね。今提案した回収日を増やすとか、あとは常時回収日をつくれるところをつくるか。他の市も調べたんですよ、いちき串木野市だったり、曾於市とか、南さつま市とか、どこも人口規模は同じぐらいですよ、南さつま市が3万5,494人、いちき串木野市が2万8,411人、曾於市が3万6,564人で、これがいちき串木野市と曾於市にいたっては平成30年のデータで、南さつま市が平成28年の3月末なんですけれども、どこもやっぱり、いつでも常時持ち込める場所というのをつくっているわけですよ。南さつま市でしたら、平日の朝の9時から1時まで、資源ごみを持っていきますし、いちき串木野市だったら、ここは月に2、3回の回収日も設けてあって、更に環境センターといって、平日の9時から16時まで搬入ができると、持ち込むことができる。曾於市にいたってもクリーンセンターといって、月曜日から土曜日の8時半から16時半までと、第3日曜の9時から16時まで搬入ができるという形になっているので、そこを見直す気はもう無いということですか。

○市長（下平晴行君） 設置の在り方については、未加入者対策というのも一つはあるわけです。これは、おっしゃるとおり、若い人たちの意見をもうちょっと集約して取り組みをしていかなきゃいけないということもありますが、これを開放してしまうと、集落に入らなくても何ら問題無いというようなことで、第1と第3土曜日に当てているのは、これは未加入者の人に出していただくということで設置したものではないということを理解していただきたい。

それとあわせて、今問題になっている集落未加入者が多いわけですが、なぜ加入していないのか、これはアンケートを前とった経緯がありますけれども、そこも含めて再度若い人たちの意見も聞きながら取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○1番（久井仁貴君） これは、未加入者のために設置したんじゃないというふうに、今おっしゃいましたけど、これは別に目的は違ってもいいんじゃないのかなというふうに思いますけど、その目的にこだわる必要があるのかなというふうに思ったのが1点です。

未加入者、これはアンケート、これはちょっと別なのかも分からないですけど、未加入者アンケートを取ったというわけですよ、何で入らなかったのかって。ちょっと疑問になったんですけど、このアンケートで、何で入らなかったのかというのを、これをちょっと教えてもらえますか。

○市長（下平晴行君） 1点目については、これは基本的に志布志市に転入される方については、

必ず集落に入っていたかどうかということを前提でお願いしております。

それから、アンケートというのは、確か、もう何年か前だと思うんですけども、それを1回取った記憶があったもんですから、アンケートの実態が今言えるのかどうか、そこは担当課長が答えます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 自治会の加入の関係で、自治会の未加入者の加入しない場合の要因と伺いますか、そういったもののアンケート結果でございますけれども、代表的なもので、「加入しなくても直接生活に支障はない」というようなこと、「いろんな付き合い等、そういったものが煩わしい」というような考え方、「仕事や子育てで忙しい」というようなこと、「役員等にはなかなか難しい」というようなこと、「入会金とか会費等がある」ということ等が挙げられているところでございます。

○1番（久井仁貴君） まず、お願いしているという、集落に入ることをお願いしていると、「自治会に入ることをお願いしている」とありましたけれども、さっきもありましたけど、これは強制じゃないわけですよ、本人が判断していくわけですよ。そのアンケートの調査であった「加入しなくても支障がない」とか、「忙しい」とか、それは確かにそうなんだろうなというふうに思いますし、その自治会に入る重要性というのは、市長はどういうふうに考えているんですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども人口減少の問題でありました。これも加入しないというから自治崩壊になってしまうわけでありますので、そういう自治公民館、それから集落の崩壊につながることも含めて加入をしていただくということでございます。

○1番（久井仁貴君） 自治崩壊って、これはどういったプロセスで自治崩壊になるんですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、自治会という、これは集落のことを自治会と申しているわけですが、その集落に入らないことで、自治会が崩壊していくということでありませう。

○1番（久井仁貴君） ただ単純に人が少なくなってしまうということですかね。

○市長（下平晴行君） 単なるじゃなくて、そこに入らないことで、自治が崩壊していくということであるわけですね。

○1番（久井仁貴君） 単なるということは置いておいて、人がいなくなることが自治の崩壊につながるということなんですけど、これはあまり重要性が、僕が思うに、やっぱり他県から人が来てもらうのと、自治崩壊につながるって今おっしゃいましたけど、これをてんびんにかけて見たときに、やっぱり人が来てもらう方が重要だなというふうに僕は思うんですが、人が来てもらうためには、住みにくいまちですか、そういうふうにならないように、やっぱりごみの回収日というのは、ちゃんと設けて、他の自治体もきちんと持ち込める場所をつくっていますし、そういうことが重要だなというふうに、今市長の答弁を聞いても、僕はそう思ったんですが、そこはどうなんですかね。

○市長（下平晴行君） これはもう原点に戻って話をしないと、ちょっともう行ったり来たりになりますので。例えばですね、四浦地区なんかを例にとってみてください。あそこの集落、本当

に何十人しかいないということは、その自治公民館ですら運営ができなくなっているという、この前の自治公民館の在り方でも説明しましたがけれども、そういう言われることは分かるんですけども、志布志市の自治会をちゃんとしっかり守ることで、先ほど言いましたように、自分たちの道路とか、いわゆる、そういう生活に関わるものが運営されているという、これは基本的なことだと思うんですけどね、そういうことです。

○1番(久井仁貴君) 自治会も、それは存続してどんどんやって増えていく、それはそうなんです。それに越したことはないんですけど、やっぱり全てうまくいくわけじゃないじゃないですか、この行政も。

やっぱりどれか選択していかないと、二手に分かれた時は選択していかないいけないと思うんですけど、今でいう、この選択というのは、自治会を残すために回収日を増やさないのか、それとも自治会はちょっと減るかもしれないけど、人口を増やすために回収日を増やしていくのかということなんだと思うんですが、市長は、これはどっちを取ろうと考えているんですか。

○市長(下平晴行君) ちょっと質問が私には分かりません。

○1番(久井仁貴君) 自治会加入者を増やすことについて、アピア前のごみの収集日を増やすということというのは、これは市長は、そういう目的じゃなくて、もしこれを増やしてしまうと、自治会に入る人が少なくなってしまうんじゃないかということだと思うんですよ、さっき答弁をされていたのは。でもそれを選択するのか、自治会が重要だから増やすわけにはいかないという立場なのか。それとも人間がこっちに来てもらうためには、僕は収集日は増やした方がいいと思うんですよ。住み良いまちになりますし、それは出せるわけですから、それは自治会加入率は、それは下がるかもしれませんがよ、市長が言うように。どっちか選択していかないといけないわけですよ、そこのことを聞いたわけです。

○市長(下平晴行君) これはどっちも大事です。分別排出していただくことも大事、そして、地域に自治会に入らせていただくことも大事です。

○1番(久井仁貴君) それは、どっちも大事なんですけど、今僕は、これを選択して欲しいなと思うわけですよ、どっちか選択するわけじゃないですか、これから選択するわけですよ。

どうするんですか、だって増やすか増やさないかじゃないですか、今、僕が聞いているのは二択ですよ、増やすか増やさないか、もちろん他に方法があれば、それを提案していただければいいんですが、それはどうなんですか。

○市長(下平晴行君) おっしゃることも分からないでもないですけども、そういうことであれば内部でも、ちょっと検討をさせていただかないと、ちょっと答弁することが、私自身ははっきり、どっちも大事だっていうのは、これはどっちも大事なんですよ。選択でどっちと言われると、答えることはできません。

○1番(久井仁貴君) 前向きに検討ということだと思いますね。前向きに検討ということ、前向きに分かりませんよ、検討していくということですよ。

ちょっと僕は思ったんですけど、先般議員たちの質問を聞いて、「検討」というのが、ちよっ

と多いんじゃないのかなとも思ったんですよ。なんか普段関係課にですよ、ここはこうした方がいいんじゃないですかって言うのとあまり変わらないのかなというのを思ったんです。

ここは、やっぱり一般質問で市長と僕とで、市長がやると思ったら、やるということになるわけですから、市長、これはやるというふうには言えないわけですかね、やるじゃなくてもいいですよ、できないでもいいんですけど。

○市長（下平晴行君） これはですね、予算も伴うし、私が、こっちをやる、やらないということとは、言えないという状況であります。

○1番（久井仁貴君） 予算は、それはやっぱりかかるんですよ、やるにしたって、これ予算関係あるんですけど、僕はやっぱり、その予算はちょっとかかるかもしれないけど、それでもやるべきだというふうに僕は主張しているわけです。予算の関係を主張するのであれば、この収集日を増やすことによって、どれぐらいかかるのかというのを示していただいて、僕が主張した人口減少問題とか、火事の問題とか不法投棄の問題よりも、その費用が重大なんですよというふうに主張していただくか、ほかのことにこれは使わないといけないんですよというふうに主張していただくか、もしくは、例えばですけど、僕が主張した人口減少の問題、そんなのはあんまり重要じゃないですよというふうに主張していただくか、予算が関係ありますからだけでは、やっぱり納得はできないですよ。

○市長（下平晴行君） これは、あらゆる事業は予算が伴うわけですね。おっしゃることは、よく分かるんです。しかし、ここで私がどっちが大事というのは、先ほど言いましたように、これは言うことはできないわけであります。ですから、内部でもうちょっと、そのことについては検討じゃなくて調査・研究をしてまいります。

○1番（久井仁貴君） 調査・研究をしてまいるということ、検討じゃなくて、調査・研究をしてまいるということなんですけど、でも、これは内部、把握あんまりできていないということですかね、やっぱり市長なって間もないことですし、市長自体が把握できていないということかも分かりませんが、このごみの回収事業というのは、新しい、市長が掲げた本庁舎移転とか、医療体制、病院を持ってくるとか、新しいことじゃなくて過去からずっと継続していることですよ。ということは、収集日を増やすことによって、どれぐらいかかるのかとか、ある程度やっぱり計算というか、見直してきてもらわないと困るなというふうに思うんですよ。もうずっとこのままでいいというふうに思ってもらっては、やっぱり何回か、市長なのか、関係課なのか分かりませんが、そこで振り返ってみるということが大事なんだと思いますが、どう思いますか。

○市長（下平晴行君） そういう方々が何人いるのか、増やして欲しいという方が、あるいは、この三つをおっしゃったですね。その人たちが、どれぐらいおられるのか、そこら辺の把握もできていないわけありますので。私は基本的には志布志市に来ていただくための施策、それから自治会は自治会として、しっかりと対応するということが校区公民館というものが守られていくという、運営していくということになるわけですので、そこら辺は、先ほど言いましたように、

ここでどっちとも言えませんし、しかし、市民の皆さんが、そういう求めていることについては、しっかりと対応していきたいというふうに思います。

○1番(久井仁貴君) やっぱり市長は、所信表明の中で、「安心して子育てができるまちづくり」を掲げていますし、「住んで良かったまち」にもしたいというふうに言っていました。これだけじゃないんですけど、やっぱり今ここで決断できるという状況、この問題じゃなくていいんですけど、やっぱりつくっていただきたいなというふうに思います。

所信表明の中で、「職員には、新たな発想による政策を提言してもらい、勇気を持って取り組んでいただきたい」というふうに答えています。

そこで、市役所職員に言うんでしたら、市長もここで勇気を持って判断できるような、そういう状況にしていきたいなというふうに思うんですが、このごみ問題については、何回もしつこいぐらいに質問しましたが、僕は僕で市民の皆さんから言われて、ここで、言ったら言質を取りたいわけですよ。やるというふうに、市長が言ってくれたよというふうに言いたいわけですよ、僕としたら。ここで判断できる状況をつくっていただいて、これから何回か議会、今回は終わりますけど、まだありますので、ぜひここで判断できるような、そういう体制をつくっていただきたいなというふうに思います。

やっぱり市民に説明するときに、いや、市長はまだ検討している段階ですと言うよりかは、市長はやってくれるよと、やらなかったにしても、ちゃんと理由を添えて、終わったらすぐ説明できるように僕はしていきたいと思っているので、ぜひそこをちゃんと検討じゃなく、内部調査していただけたらなというふうに思います。

次の質問に移ります。

ポータルサイトの問題なんですけど、ごみのポータルサイトのところなんですけど、ポータルサイトのごみ日程表を開くと、有明地区、松山地区、志布志地区というふうに分かれています。

僕が一般質問の通告をした後に、志布志市のポータルサイトの仕様が変わって良くなりましたけれども、僕が一般質問の通告をする以前は、有明地区、松山地区はいいんですが、志布志地区は、校区名のところが小さかったりしたんですよ、これは何で、こんなような仕様にしていましたか。

○市長(下平晴行君) 担当課長が答えます。

○市民環境課長(西川順一君) 非常に欄が狭くて見にくくなっておりました。

そういうのは、そういう技術的なところなのかなと私の方では思って、これしかできないのかなというふうには思っていたところでした。

○1番(久井仁貴君) 一般通告をした後に、すぐポータルサイトが変わって、以前よりも見やすくなったので、すごく早い対応ですばらしいことだなというふうに思いました。

今度は、現在のポータルサイトなんですけど、昔のポータルサイトでは、今ちょっとここに原本があるんですけど、昔のやつがあるんですが、それは有明地区の所、特別収集を載せているわけですよ。今の現在のを見ても特別収集の日は載せていないわけですよ、この昔のや

つは第3金曜日に特別収集がありますというふうに載せているんですが、これは何で載せていないんですか。

○市民環境課長（西川順一君） 特別収集をする、しないというのは、その衛生自治会が決めるものですから、衛生自治会が決めるというのは、やはりそこのごみステーションの管理をしないといけないとか、そういうところも発生するものですから、やはり衛生自治会の意向があって、まずそういうことがあるのかなと思って、志布志地区と有明地区と統一して表の下の方に1行でまとめさせてもらったところでした。

○1番（久井仁貴君） その下にまとめたというのは、何曜日に特別収集がありますというふうには載せてないんですね、特別収集がありますということだけですかね。

○市民環境課長（西川順一君） 申請によりまして、月にもう一回出せる日がありますというふうに載せてございます。

○1番（久井仁貴君） これも、ちょっとさっき言ったことに通じるのかなと思いますけれども、やっぱり特別収集をやっていても知らなかったら意味ないんですね。自治会に入っていない人はやっぱり分からないわけですよ。自治会に入っていない人は、こういうポータルサイトとか、特に若い人たちとかは、こういうサイトを見て、ああこの時も特別収集してるんだ、うちの地区は特別収集してるんだというふうに理解して、特別収集があるんだということを頭に入れて生活していくわけですね。特別収集も、これ前みたいに載せた方がいいのかなというふうに思うんですが、どう思いますか。

○市民環境課長（西川順一君） 特別収集については、まず衛生自治会の判断なのかなというようにことを思いまして、その衛生自治会に加入していらっしゃる、加入しようとする方は、自治会長さんに聞いて、あるか無いかと、無かったら、こうあった方がいいんですけどねというのを、その衛生自治会内で話し合っていてやっていただけたらというふうに思って、今回は載せなかったところでした。

○1番（久井仁貴君） この特別収集というのは、ということは、全体の市民のためじゃなくて、自治会のために特別収集をしてるんだということですかね。

○市民環境課長（西川順一君） いえいえ、私たちの志布志市の廃棄物の、この基本計画というのをつくってるんですけども、その中では、やはり市民はどこかの衛生自治会に入って確実なごみ出しをするというのが基本になっております。それで、そういうことを趣旨としておりますので、どこかの衛生自治会に入って、そこで話し合っていて、みんなで決めて、そして、特別収集をするとか、申し出るとか、そういうことが基本になった方が確実なごみ出し、良好な地域社会をつくれるのかなと思って、そのような判断でございます。

○1番（久井仁貴君） やっぱり、答弁をいろいろ聞いてみると、やっぱり自治会というものが重要だなというふうに考えているということだと思います。僕も、それは自治会に入ってもらうことは、すごく重要だなと思うんですが、となると、やっぱり入らない人は大分苦労してしまうわけですね、それをいいんじゃないですけど、苦労するから自治会に入ってくれよという

認識ということですかね。

○市民環境課長（西川順一君） やはり衛生自治会に入る入らないで、でも、ごみ出しには非常に困っているというようなことございますので、志布志市の基本としては、衛生自治会に入って確実なごみ出しをします。そして、ごみステーションを使って出すというのが、基本にしております。

○1番（久井仁貴君） となると、やっぱりちょっとごみ関係で苦労している人は、半ば強制的に入ってもらわないといけないのかなというふうに感じました。

僕は、ポータルサイトを見て思ったのは、志布志市、自治会に入っていない人のためにもやった方がいいんじゃないのかなというふうに思いましたが、やっぱり市長側は、自治会に入ってもらおうということが重点に考えて、それで、ごみ出しというのは自治会に入ってもらって、もっと便利になっていくんだよということですかね。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりです。

○1番（久井仁貴君） はい、分かりました。市長の意見は分かりました。

僕は、やっぱり志布志に来てもらった人たちにやっぱり便利な生活をして欲しいなと思いますので、これは僕の意見です。市長の意見とは、これは違いますが、僕の意見はそうですので、ここも検討していただければなというふうに思います。

今回、人口減少問題について、所信表明について、資源ごみの回収について質問させていただきました。

下平市長は、「市民が主役のまちづくり」と、「使命感」「洞察力」「情熱」というものを掲げて、志布志市民の民意を受けて当選しました。志布志市民に大きく期待されているというわけです。

僕は僕で、しっかりところやって二元代表制のチェック機能となるように努めていきますし、こういった一般質問で、何といひますか、なれ合うような、そんなつもりはありませんけれども、下平市長になって志布志市がどういうふうに変っていくのか、ものすごく興味がありますし、大きな期待もしています。先ほども言ったとおり、こういうところでなれ合うつもりはないですけども、下平市長と執行部の皆さんと、その方針でそれはやるべきだなと思いましたが、僕は全力で協力をしていきたいと思しますので、一緒に市民が主役のまちづくりをしていきましょう。

以上です。これで一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、久井仁貴君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。11時35分まで休憩いたします。

○

午前11時25分 休憩

午前11時34分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さん、改めましてこんにちは。公明志民クラブの鶴迫京子です。

「あなたの声を大切にします」というキャッチフレーズの下、選挙戦では「鶴の恩返しをさせてください」ということで、市民の皆様在必死に訴えてまいりました。唯一の女性候補として、女性の議席を必ず確保しなければいけないという5期目でしたが、これまでで一番強い危機意識と責任を感じました。おかげさまで、その結果、議席を確保し、この場にこうして再び壇上に立つことができました。本当に感無量であります。市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

これから4年間、市民の皆様の代弁者として、議員としての責務をしっかりと果たすことにより、こつこつと恩返しをしていきたいと思っております。初仕事です。初心に返り元気いっぱい頑張っております。

通告書に従い一問一答式で順次質問いたします。

それでは、市長の所信表明について、3点ほどお伺いいたします。

まず1点目でございますが、市長は政策ビジョンに基づき市政に対する基本的な考え方を五つの視点から述べられております。その中の一つ、三つ目の視点について、今回は質問いたします。

（3）身近で安心な医療体制の充実を図りますということについてであります。

「大隅4市5町保健医療推進協議会では、特に不足している産科医療体制につきまして、広域で医師確保に取り組んでおります」と述べられております。この協議会は、平成26年7月28日に設立され3年半経過していますが、現在に至るまでの取り組み状況をまずお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

現状といたしましては、本市単独で医師を確保することは困難な状況でありますので、広域で取り組んでおりますが、曾於地区におきまして、平成25年度に設立しました曾於地域医療確保対策協議会で鹿児島大学に医師派遣の要望活動を行っております。

また、大隅地域において、特に不足している産科医療体制を確保するために設立した大隅4市5町保健医療推進協議会におきまして、平成28年度から産科医及び、助産師を確保するため補助金等の支援に取り組んでいるところであります。その結果、平成28年度に産科医1人を確保することができたところであります。

曾於医師会におきましては、平成26年4月から非常勤ではありますが、腎臓内科医の先生に来ていただくことができたところであります。

以上が取り組みの現状であります。

○14番（鶴迫京子さん） 大隅4市5町保健医療推進協議会ということで、広域で医師確保に取り組んでいるということで、今報告があったわけでありまして。その中で産科の医師を1人確保できた。そして、医師会病院で腎臓内科の先生を1人、非常勤であります。確保できたということで、大変前進ではなかろうかと思っておりますが、まず、この大隅4市5町保健医療推進協議会ということで、少し内容的ですが、何回年に開かれているのでしょうか。

○保健課長（津曲満也君） 定期的には2回ほどだと思っておりますけれども、場合によっては不定期に3回なり4回なりと開催することもあるかと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 定期的に開かれているということではありますが、今の現状におきまして、先ほど医師確保が2名できたということではありますが、大隅地域ですね。現状の課題といたしまして、どのような協議状況でありますか、少しお示してください。

○市長（下平晴行君） 現状といたしましては、本市単独で医師を確保することは困難な状況でありますので、広域で取り組んでいるということです。

曾於地区においては、平成25年度に設立しました曾於地域医療確保対策協議会で、鹿児島大学に医師派遣の要望活動を行っております。

また、大隅地域において、特に不足している産科医療体制を確保するために設立した大隅4市5町保健医療推進協議会において、平成28年度から産科医科及び助産師を確保するため補助金等の支援に取り組んでおります。

○保健課長（津曲満也君） 補足してでございますけれども、今、大隅4市5町での課題でございますけれども、やはり今産科医に特化して医師の確保ということで目指していますので、1人確保できたわけでございますが、今、安心して産める、育てる環境を整えるためには、やはり産科医をもう少し、もう少しというか、今1人確保できていますので、1人、2人確保できるよう課題として取り組んでいますけれども、なかなか厳しい状況でございます、また助産師につきましても不足していますので、助産師に対して奨学金を出して28年度が2人、今、学んでおりますけれども、助産師確保につきましても奨学金を出して確保に努めていきたいと考えているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今担当課の方から課題を申し述べていただきましたが、産科医が1名ということで、1名を2名へ、2名を3名へということ、そしてまた、助産師も増やしていくという課題に対しまして、努力していこうという姿勢が見受けられましたが、そういう中にありまして、10日でしたかね、ここにちょっと切り取ってききましたが、南日本新聞報道にあったのですが、「産科医ら確保へ」という見出しで、「5人に修学資金」という見出しで掲載されておりました。

内容につきましては、鹿児島県内で産科、婦人科、小児科、麻酔科を目指す医学生に修学資金を貸与する事業ということであります。鹿児島県当局は県内外から募集し、5人に月額にして7万5,000円を貸与すると答弁しております。初期臨床研修を鹿児島大学病院か県立病院で受けた後、貸与と同じ期間、産科、小児科のある地域の中核的病院などで勤務すれば返還が免除されるということになります。3月9日の県議会の環境厚生常任会議において可決されたとありました。このことは、大隅4市5町保健医療推進協議会にとっても、先ほど述べられましたとおり、課題が多々ある中で大きな前進ではないかと考えますが、市長は、新聞報道を御覧になりましたか。また、どのような感想を今お聞きされて受けられましたか、あわせてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 新聞は見ておりません。

担当課長が答えます。

○保健課長（津曲満也君） 今議員の方からお示しいただきました奨学金制度については、我々としても非常に有り難い制度と思っております。

新聞につきましては、私も目を通してないところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） ちょうど議会でありますし、一般質問がいろいろ多岐にわたって通告がされてありますので、その準備で本当に大変御苦労されている中でありますので、お目通しになれなかったのかなとは思いますが、この報道を見まして飛び上がるぐらいうれしく思いました。このことが本当に、まずやはり志布志市というか、そういうところが動く前に、大隅4市5町の保健医療推進協議会で一生懸命されていること、そのことも理解されているのではないかなと思います。県が、そのことに対して、こういう議案を出して、そしてまた、それが、可決されたということ、本当にこのことを、この大隅4市5町保健医療推進協議会においても、ぜひ内容を精査しまして、ぜひそういう研修医ですね、医学生とか、全国県内外から、そういう学生がいないものかということ、一生懸命努力していただきたいなと思います。このことに関しては最後ですが、どのように対応されますか。

○市長（下平晴行君） 新聞の中身を見ておりませんが、今鶴迫議員がおっしゃった、そのことについては新聞の内容をしっかりと見て対応していきたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 最後と言いましたが、やはりここに書いてあります産科、小児科のある地域の中核的病院などで勤務すれば返還が免除ということで、再三繰り返しますが、そういうことであります。大隅半島、大隅地域に、そういう中核的病院がありますので、ぜひこのことをしっかりと受け止めて、ぜひこの事業を推進していただければと要請して、お願いをしておきます。

それでは、2点目に移ります。

市長は、所信表明におきまして、「今後、都城志布志道路や東九州自動車道など、インフラ整備がされ、交通アクセスが充実してくるが、産科医を含め、緊急医療体制が整った病院を志布志市に持ってくるのができないか、関係機関や大学等と連携し検討してまいります」と述べられておりますが、これからどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） この問題につきましては、非常に高く、難しいハードルだと認識しておりますが、「安心して子育てができるまち」を進める上でも、また若者の移住・定住を推進していく上からも、解決していかなければならない問題でありますので、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

鹿児島大学とは、地方創生関連事業について、昨年5月に包括連携協定も締結しておりますので、こういったものも活用しながら、実際に病院を持つとした場合の課題の整備などを行い、庁内でもしっかりと協議し、どのように進めていけばいいのか様々な関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 今市長の思いが少し伝わりました。

そういうことで、お聞きしますが、鹿大と包括して協定を結んだということですが、少し今そこに内容的なことを簡単でいいですので、鹿大と包括して連携してやっていくという協定の内容というのは、大まかにどういうことでしょうか、何か新しいことが出てきたよ

うな気がしましたので、お聞きします。

○市長（下平晴行君） 担当課長が答えます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 企画政策課の方で、まち・ひと・しごと創生推進協議会を担当しているところでございますけれども、その中の実践ということで、鹿児島大学と包括連携の協定を昨年結んだところでございます。

内容としましては、公共交通に関する取り組み、それから教育に関する取り組み、水産業に対する取り組み、それから、福祉に対する取り組み、そういう分野で、各専門の先生方との連携をしながら進めていくということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） よく分かりました。そういうことで鹿大と包括連携していくという協定であるということで、大まかなことでありますね。少しはそれも前進しているのかなと思いますが、そこでお聞きしましたが、先ほどの1点目の質問に答弁としまして出てきました2市1町の曾於地域医療確保対策協議会ですね、その曾於地域医療確保対策協議会が平成25年でしたか、立ち上がっていますが、その曾於地域医療の体制の充実を図るために、出来上がって協議する場である2市1町による曾於地域医療確保対策協議会、平成26年4月に第1回目が開かれておりますが、設立の目的としまして、その当時ですので、今は移転しましたが、都城医師会病院の移転やオープンが、昭和59年で老朽化している曾於医師会立病院の問題、また南海トラフ地震が発生した時、有明病院が水没地域であること、これら、その当時は三つの課題に対しまして、曾於地域の医療の確保をどうするかという観点から設立されたと聞いております。

それから4年が経過しようとしていますが、その間、いろいろな紆余曲折があったように、その協議内容といたしまして、方向が変わったり、元に戻ったりとか、いろいろあったらと思うんですが、その経緯も含めまして、現在協議会として、どのような状況になっているのか、その後の医療確保対策協議会がしっかりと機能しているのかどうかも含めまして、まず現状をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 平成26年4月に開催された曾於地域医療確保対策協議会において、医師会の地域医療在り方検討委員会からの報告を受け、有明病院の存続等について、今後協議するとされておりましたが、その後、協議は進んでいない状況であります。

○14番（鶴迫京子さん） その後、協議は進んでないとありましたが、まず、この曾於地域医療確保対策協議会の会長は、どなたですか、御存じですか。

○市長（下平晴行君） 有明病院の肝付先生だそうでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 私の勘違いかもしれませんが、曾於地域医療確保対策協議会ということで、その会長は今までの会議録を見たと思いますが、前市長、市長だったような気がしますが、いかがでしょうか。市長じゃないんですか。

○保健課長（津曲満也君） はい、議員のおっしゃるとおり協議会の会長は市長でございまして、曾於医師会の会長が先ほど申しあげました有明病院の肝付先生でございます。

○14番（鶴迫京子さん） そうですね、この協議会の会長はどなたですかということでお聞きし

ましたので、正しい正確な答弁としましては、市長だということで、今回、下平新市長になりましたので、下平市長が、この協議会の会長、リーダーでありますので、しっかりこれから協議・検討されていくとは思いますが、平成29年度は、この会が何回開かれたのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 担当課長が答えます。

○保健課長（津曲満也君） 協議会に関する会は1回でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 29年度に1回ということでもありますので、そもそも先ほどの答弁にありましたが、なかなか機能していない。その以前は活発に年2回の定期的な協議会の中で臨時的にも協議会が行われていた気がします。そして、まだ設立当時は会長であられました前市長も、あまりこのことに関しまして、曾於地域医療確保の対策ということで、あまりそういう、感觸的に、熱心ではなかったけど、最後平成28年度、29年度となりまして、後半になりましたら、そういう協議会の会長として内容をいろいろ把握されたと思います。そのことで、すごくこのことは重要なことであるということ認識されてきたということ今思い出しておりますが、市長も新しくなって1か月ですが、熱い思いでメリハリのついた行政をやっていくんだという思いがありますが、この曾於地域医療確保協議会におきまして、先ほど3番で質問しているわけですが、産科医を含め、緊急医療体制が整った病院を、もうここまで言っていらっしゃるんですね、「志布志市に持ってくることができないか」ということで、強い思いが、ここに表れています。そして、つい先だっの2人の同僚議員の質問に対する答弁も市長は、都城志布志道路、そういうインフラ整備がされていくので、その延長線上にできたらということで、そして志布志市にという、こういう救急医療機関を持ってきたい、曾於医師会立病院の新築移転の問題とか、いろいろな課題を含めた結果の市長の思いではなかろうかと思いますが、ストロー現象も危惧しているとか、そういうことを答弁されておりますが、もう一遍このことに関する意気込みですね、本当に熱意を持って、このことに対応していこうという所信表明であります。方向性、市長は、「10年先を見ている、10年間の行政を見ている」ということで、自分からおっしゃっております。その10年間で、このことがどのようにイメージされているのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 五つの政策のビジョンの中に身近で安心な医療体制の充実というのを掲げております。これは、移住定住にも関わりがあるということで考えております。

少子化対策の問題、あるいは少子高齢化の問題、あるいは雇用対策、企業の誘致、そして基幹産業あるいは商工観光の振興、あらゆることで取り組みをしていこうという考え方であるわけですが、そこに今、都城志布志道路、そして東九州自動車道、これが整備されつつあります。先ほどおっしゃいましたとおり、私は、このストロー現象が起きないかという、ここで心配しているわけですが、もちろん企業の誘致も含めて、安心して子育てできるまちづくりをするためには、緊急医療体制、いわゆる5分か10分以内に病院に行ける、赤ちゃんを持っていらっしゃる家庭、あるいはお年寄りを持っていらっしゃる家庭、そういう方々が緊急に対応できるようなシステムは何かと申しますと、私は今、有明病院の問題もあります。これも老朽化して津波対策の問題もありますので、そういうことも含めて、曾於医師会の病院の位置の問題、私は全体的な取

り組みとして、志布志市に総合的な病院ができないのかどうかということで、同僚議員にも、そのことをお話をしたところでもあります。それは大変、先ほど言いましたように大変難しいことではありますが、そういう10年スパンで、10年までと言っているわけではありません。10年を見て取り組んでいこうということでもあります。これは総体ですね、総括でそういう考え方を持っているわけでもありますので、移住・定住してくださる方々を、そして、安心して子育てできる方々も含めて、病院の設置は必要ではないかというふうに思っ取り組みをしていこうという考え方でございます。

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午後0時01分 休憩

午後1時04分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

○14番（鶴迫京子さん） それでは、曾於地域医療確保対策協議会というのが、平成29年度は1回行われたということではありますが、簡単でよろしいですが、その1回の協議内容は、どういうことだったのでしょうか、お伺いいたします。

○保健課長（津曲満也君） 協議内容でございますけれども、平成28年度の決算と29年度の予算についての協議でございました。

以上です。

○14番（鶴迫京子さん） 決算と予算ということではありますが、その他の項目で何か特に志布志市の市長が会長ということでもありますので、特段何か、その他の項目で出てこなかったのでしょうか。

○保健課長（津曲満也君） 議員の方からもありましたとおり、やはり曾於医師会立病院の在り方とか、いろんなことにつきまして、スピードを持って早くしないといけないということの協議をしたとは思っておりますけれども、今、地域医療構想が問題となっておりますので、そのことを含めて、なかなか協議が進んでいかないのかなとは感じているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 足踏み状態であるという感想を持ちましたので、今回市長も新市長に変わりましたので、情熱を持って、そして、ぜひこのことに関して、もう所信表明でうたわられていますので、全力を傾けて傾注して頑張りたいなと要望しておきます。

そして、会長でありますので、議事運営をされていかれるとは思いますが、やはり会長の意向というものも特段に先頭に立ってリーダーシップをとって意見集約していただきたいなと思います。

この件で最後ですが、もう一遍、市長の意気込みを、10年かけてやっていくというか、10年を見据えて取り組んでいくという、先ほどの答弁をいただきましたので、再度答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるとおり、このことについては、真剣に取り組みをしてまいりたいと思います。

○14番（鶴迫京子さん） 真剣に取り組むということですので、このことは住んで良かったとか、そういう若者の移住・定住にかかわらず、雇用問題とか総合的にいろいろな、このことが実現できたならば、いろんなことが解決に向かうのではなかろうかという施策になると思いますので、本当に全身全霊を向けて傾注していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

ひとり親家庭医療費助成事業の窓口申請を子ども医療費助成と同様に簡素化できないかということで、「子ども医療費助成事業の申請手続きは、最初の手続きの1回だけで病院で支払った費用、自己負担分は市役所に出向かずに金融機関の口座に数か月後に振り込まれます。私たち母子家庭は、ひとり親にもかかわらず、その都度その都度ごとに仕事を休んで窓口申請に行かないといけない。休みをもらうのにも勤務状態により、なかなか難しい時がある。なぜこのようなことになっているのか不平等としか思えない」という市民の方の強い声を受けまして、平成28年12月定例会で一般質問をしました。その質問のやり取りの中で、県内で手続きの簡素化をやっている所はないのかとただしたところ、「唯一、薩摩川内市が実施しています。薩摩川内市が県と協議して、県の承諾を得たということでは始まったというふうに、国保連合会の方では答弁しています。しかし、基本的には、県は償還払い方式で全市町村対応をしたいという考えがあるようですが、本市としましては、薩摩川内市の事例があるので、県とも協議しながら薩摩川内市の例に倣えるように協議を進めさせてもらいたい」という前向きな前市長の答弁でありました。あれから1年以上経過しましたが、何か進展はなかったのか、これまでの進捗状況をお伺いいたします。

あわせて、重度心身障害者医療費助成事業でも、助成金支給申請につきまして、重度心身障がい者の方々にとって、本人はもちろんですが、御家族の方々は大変な困難を非常に強いられていると考えております。そこで煩雑な一連の処理を医療機関と行政の連携などにより工夫改善して、早急に簡素化するべきであると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

ひとり親家庭医療費助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業の各助成金申請の簡素化につきましては、平成28年12月にひとり親家庭医療費助成事業の窓口申請を子ども医療費助成と同様に簡素化できないかとの要旨で、議員より御質問いただき、「県内で唯一実施している薩摩川内市の事例を参考に検討・協議を進めさせていただきたい」と答弁しているところであります。

早速、福祉課長と担当係長が、県子ども福祉課長と協議を行ったところ、「自動償還払いにすることにより医療費の増加が見込まれるため、県全体での実施は考えていない」とのことでありました。そのような中、子ども医療費助成制度の窓口での一時払いを完全にゼロにすることをマニフェストに掲げられて当選された三反園鹿児島県知事の動向を注視してきたところ、本年10月1日から子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障害者医療費については、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、窓口払いをゼロにする、いわゆる現物給付とすることとなり、県内全

域における三つの医療費の申請内容や費用負担の軽減内容が決定したところであります。

ひとり親家庭医療費助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業の各助成金申請については、現行方式では、申請者である市民の皆様には負担がかかっていることは十分認識しておりますので、先般の所信表明で申し述べましたが、本市における更なる軽減対策として、医療機関等と行政の連携により、一連の処理が簡素化できないか前向きに検討をしてみたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長の答弁によりまして、まず県の方の、うれしいといえますか、報告がありました。三反園県知事がマニフェストに掲げられまして、公約の分を達成しようということで、非課税世帯に限るということでありますが、子ども医療費と、ひとり親家庭、そして重度心身障がい者、その未就学児には現物給付、窓口で一切医療費を払わなくていいという、とても簡素化されたものになりましたが、これは全世帯ではないので、まず、手始めに未就学児、非課税世帯という条件があつてのことです。それにしましても、やはり県知事のマニフェストということでありまして、早速10月には、そういうことが決定いたしまして、実行されていくということで、大変朗報ではなかろうかと思えます。

それは置いておきまして、それに該当する方も本市にいらっしゃいますので、大変喜ばれることの材料にはなつたかと思えます。

そして、今市長が答弁されましたように、本市では、市長の所信表明にもありますように、そのひとり親家庭、そして重度心身障害者医療費助成制度の対象者につきまして、簡素化をやっていくことを検討するという大変前向きな答弁が返ってきました。前向きな答弁といえますか、所信表明に沿った答弁でありますので、大変それを破るわけにはいかないと思えますので、ぜひそのことで前進していただろうと思えます。

それでは、もう少し教えていただきたいと思えますが、ひとり親医療費助成制度並びに重度心身障害者医療費助成制度の本市の対象受給者数というのを、もし分かっていたら現在の状況をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 担当課長が答弁いたします。

○福祉課長（折田孝幸君） 今の御質問の件でございますが、ひとり親家庭医療費助成事業の対象世帯につきましては、現在493世帯、それから、重度心身障害者医療費助成事業の対象者は977人というふうになっております。

○14番（鶴迫京子さん） ただいま説明がありましたように、私の方でも、ちょっと担当課に聞いて中身まで調べた経緯がありますが、その977人の方につきまして、障がい別で身体障がいの方が827名、知的障がいの方が150名ということで977名ということですね。そして、その内訳としまして、肢体不自由の方が383名、視覚障がいの方が90名、聴覚、音声、言語障がいの方が68名、内部障がいの方が286名ということで報告を受けております。ひとり親医療で493世帯、重度心身障害者医療で977名、合計で1,470世帯と申しますか、この数字、大変多い数字だと思いますが、これまで長年にわたり様々な医療機関を利用された場合に申請手続きは絶対にこれまで欠かせません。このような方々や御家族が、いろいろと不自由されてきたことに思いを馳せれば、その方々

が声を出される前に気付き、早急に改善に向けての努力をするべきであったと深く反省する事例だと私も考えます。

そこで、繰り返しになりますが、お伺いいたします。現在の申請手続きの方法は、詳細にどのようなになっているのでしょうか、具体的に分かりやすく御説明をお願いいたします。

○福祉課長（折田孝幸君） 重度心身障害者医療費助成事業、それから、ひとり親家庭医療費助成事業につきましては、それぞれ同じような形での申請方式、それから支給方式をとっておりますが、その内容につきましては、現在は、まず医療機関を受診されまして医療費を支払いをされると。その後、医療費の領収書等を添付した申請書を市の方に何らかの形で提出していただくという形になっております。その申請書を受理した市の方で、その内容を確認しまして、申請書の内容を審査し、交付の可否を決定するということになります。その上で各申請者の指定口座の方に、交付決定した場合には、医療費相当分を支給するということになっております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、担当課長の方で申請手続きの現在の様子が、よく分かりましたが、本当に煩雑と申しますか、こういうひとり親家庭の事情、そして重度心身障がい者の家族の方、また本人の方、視覚障がいがあるわけですね、そういう方々が何度も市役所に出向いて申請書を提出したり、医療機関の方に書類をいただいたりとか、そういう煩雑な一連の作業があるわけです。そういうことで、今まで声を出されていなかったと思いますが、大変煩雑な事務手続きをされてきたわけでありますので、本当に先ほど市長の「検討します」という非常に前向きな答弁をいただきましたので、ただいま御説明いただきました。本当に、このテレビを通じまして、その該当者、対象受給者世帯の方々は、大変何か今後の期待感に胸を膨らませていらっしゃるのではないかと思います。

そこで、ただいま御説明いただきました現在の申請手続きの方が、今後更に簡素化されていくというふうには、流れとしては期待するわけでありますが、今後の流れとしまして、どのような事務手続きの流れになっていくのでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○福祉課長（折田孝幸君） 今後の考え方、現段階では、まだイメージというような考え方ではございますが、まずは市内の医療機関に限っての、こういった簡素化を図っていく方向性を考えているところでございます。そういった医療機関の方には窓口申請書を置きまして、医療機関と市との連携によって、何らかの形で市の方に、その申請書をいただいて、後の処理は先ほど御説明しました指定口座の方に医療費を入金するというような手続きになろうかと考えております。

ただ、この二つの事業につきましては、県の補助事業ということで、2分の1の助成事業ということもあります。ですので、全体経費としましては5,300万円程度、県費の方でも負担があります。そういった県の補助金交付要綱に沿った形で申請される方が、受診される方が少しでも簡素化できるような方向で医療機関の方と連携をとって、御理解いただいて進めていければというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） イメージ的に担当課長の方でしっかりと詳細に説明があったわけであります。イメージとしましても、しっかり理解できますので、大変簡素化になっていくのではな

いかと思います。その本人はもちろん、御家族の方々も市役所に出向かなくて済む、そして、医療機関の窓口で済むということでもあります。そういうことのイメージとして捉えましたが、担当課長の方で、今後お聞きしようかなと思っておりましたが、市内ということでありましたが、まず、もう一遍お聞きしますが、医療機関に協力をということ、医療機関にも、その申請書を願いますということで御協力をいただかないといけないということで、連携が大変必要になってきます。そういうところの難しさは無いのか。そしてまた、その範囲は市内と想定されていましたが、大体まず市内からということではありますが、そこらあたりをもう一遍、再度確認という意味で、どこまで想定されておられるのか、お示してください。

○福祉課長（折田孝幸君） 先ほど答弁しましたとおり、まず先進事例の薩摩川内市におきましても、薩摩川内市内、それから近隣のさつま町の医療機関のみの受診を対象として実施しているということも踏まえまして、市内の医療機関に限定した形でしか、今のところは市としても対応できないのかなというふうに考えております。これは国保連合会との絡みもあります。ほかの県の連合会とか、そういった所も関わってきますので、県全体で取り組むということになれば、そういったことも可能になってくるかもしれませんが、まずは志布志市でということになれば、限定された形での最初の運びというふうになろうかと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） いろいろな難しさもあるようですので、まずは「隗（かい）より始めよ」で、本市にできるということでは、大変前進したと思います。一般質問の通告をしている以前よりは、まず前進したということで、通告は決めていました。その後に所信表明が出まして、市長の思いである、この政策ビジョンの中に、ひとり親家庭のこのことが触れられておりましたので、大変まずはびっくりしまして、大変有り難いなという思いでありました。本当に市長の思いを市民の声の「市民目線で」ということでありましたので、ここに出てきた時には、まず正直言いましてうれしかったですね。大変、市長の実行する気迫が感じられましたので、大変うれしく思いました。

「市役所は、サービス業である」ということを市長はおっしゃっております。その形が、こういう形で現れてきたのではないかと、今日答弁をいただきまして大変思っております。本当に一隅を照らす政治こそ、市長が述べられている「市民目線の政治」だと思います。思いやりのある市民の立場に立った政治だと思いますので、ぜひいろいろな施策に対して、そういう思いを忘れずに頑張ってくださいと思います。ひとり親医療費助成制度の493世帯の方々、そして重度心身障害者医療費助成制度対象者である977名の方々や御家族の方々に、やっと光が照らされたということで、今後の成り行きをしっかりと見守りたいと思っております。

今回は、市長の所信表明の中の身近で安心な医療体制の充実についての質問をいたしました。

市長の政治姿勢として、「市民の皆様が、どう考えておられるか、市民の皆様の意見を聞きながら市民目線で市民が主役のまちづくりを推進していくことで、市民生活の利便性向上を図ってまいります」と述べられております。これからも、この言葉といたしますか、所信表明に述べられた言葉をもって、これからも有言実行の市長の姿を期待いたします。もうこれで終わりになります

が、市長の所信表明にあたりまして、思いをもう一度、意気込みをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 「市民が主役のまちづくりを目指して、市民目線で、市民の立場に立って、市政に取り組む」ということを表現しておりますので、これはおっしゃるように、真剣に市民の立場で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） はい、意気込みをお聞きしました。

私も議員としまして、是は是、非は非でしっかりと臨んでまいりたいと思います。議員としての責務を果たしていきたいと考えております。

これで終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 久しぶりに、この席に立ちまして、大変緊張をいたしておりますが、下平市長におかれましては、激戦を制しての御当選、誠におめでとうございます。

元同僚議員であった下平氏が市長になられて、ここで質問をするということで、やりやすいのか、やりにくいのか、ちょっと、どっちだろうなというような感じでおりますけれども、市長も同じような考え方ではないかなと思っております。

それでは、私は今回、市長の所信表明をお聞きいたしまして、うんそうだ、それはぜひ進めて欲しいという部分と、それはちょっと違うんじゃないのという部分。そしてまた、もう一つは、この部分には触れていないけど、どう考えておられるのかなと、大体この三つに分かれるのではないかなと、私の感想としてですね。そういうことで、それらについて逐一取り上げてみようかなとも思ったんですが、とても時間が足りませんので、本日は通告をいたしております二つの点について、市長の考えを質してみたいと思っております。

まず1点目は、市長が言われる「行政は、最大のサービス業である」ということについてであります。

所信表明では、「窓口に来られた市民の皆様には、職員の方から声を掛け、市民の皆様が気軽に相談できる市民目線での窓口対応に努めるとともに、市民に寄り添い、行政はサービス業であることを職員一人ひとりが認識するよう、意識改革を行ってまいります」とあります。

このことについては、私も全く同様の考えであります。そこで、私が提案をしたいのは、サービス業であることを具現化するために、市民の立場に立ったワンストップ窓口を設置したらどうかということであります。例えば、転入や転出の届けをする際に、市役所に来られた方は、家族構成にもよりますが、市民環境課、保健課、福祉課、年金係、水道課など数か所で手続きをしなければなりません。たまにしか市役所に来られない方は、課や係を言われても、どこをどう行けばいいのかわかりません。もちろん職員が案内すると思いますが、やはり不安がつきまとうのではないのでしょうか。そこで、このような場合に、ある窓口に行けば、その窓口だけで全ての手続きが完了できるようにするワンストップ窓口を設置すれば、初めての来庁者でも何ら迷うことなく手続きを済ませることが出来ます。これこそ究極の住民サービスだと思いますが、このような

ワンストップ窓口を設置する考えはないか、お尋ねをいたします。

○市長（下平晴行君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

ワンストップ窓口につきましては、様々な手法がございます。窓口部門をワンフロアに集約する手法が総合施設型ワンストップサービス窓口といわれるものですが、本市におきましては、本庁、各支所ともに、現在この総合施設型ワンストップサービス窓口の手法をとっているところがございます。

現在と異なる手法のワンストップ窓口の設置につきましては、全庁的な組織の見直しをする中で検討をしております。

○17番（岩根賢二君） もう既に実施しているという答えですかね、今のは。

○市長（下平晴行君） 今、私が言ったのは、いわゆる総合施設型ワンストップサービス窓口の手法をとっているということでございます。

○17番（岩根賢二君） その総合施設型ワンストップというのは、具体的にはどういうことで、これはワンストップだということなのですか、ちょっと私は、まだ理解していませんけど。

○市長（下平晴行君） 単に申請書等を提出するだけではなくて、相談が伴うような案件である場合は本来の担当課、係での対応が必要になってくると思います。

○総務課長（武石裕二君） 各課があるわけがございますけれども、一つのフロアとして、そこに今言われました税務課、福祉課、それから保健課等を含めて、あるということでございます。

ただ本庁につきましては、入り口から右側と左側に分かれておりますので、一つの所にまとまった形であればいいんでしょうけれども、施設の規模等で、それができていないと。ただ支所につきましては、統廃合等をしてありますけれども、ワンフロアの中で関係課が集まっているというようなところでのサービス業務ということでございます。

○17番（岩根賢二君） 今そちらでおっしゃっているのは、一つのフロアにみんな課がありますから、これがワンストップだとおっしゃっているわけですね。

私が申し上げているのは、そうじゃなくて、一つの窓口に行けば、その係の人が、その所に来て、一つずつ要件を済ましていただくと、そういうシステムにできないかということをお願いしているわけです。それについては検討されたんですか、私は、そういうふうに聞き取りがあったときには電話でお答えしましたよ、そういうことを聞きたいんだと言ったんです。それ以降は、そちらから何も無いですからね。

○市長（下平晴行君） 職員派遣型と固定職員型のメリットは、いずれも申請窓口の一本化により、一つの窓口で複数の手続きが可能となることでございます。また、職員派遣型のデメリットは、手続きの内容に応じた円滑な職員のローテーションのためには、多くの職員数が必要であること。固定職員型のデメリットは、全ての手続きに対応できる広範囲かつ専門的な知識を有しなければならないため、人材の育成に時間を要することが挙げられております。

○17番（岩根賢二君） 私が提案をしたと言ったのは、今市長が言われました職員派遣型ですよ。これをするによって、来庁者は、あちこちたらい回しにならなくて済むということな

んですよ。そのことを実施している自治体は、本当にたくさんあると思いますよ。

今言われたような、いろんな問題点があるとするならば、それは市長がおっしゃるグループ制とかに移行するというふうなこともお話しされていますので、そういう業務の改革をする中で、そういうことにまた取り組んでいただければいいのじゃないかと思うわけですが、即そういう対応をするには、ちょっと時間はかかると思いますよ。ですから、そこも含めて、そっちの職員派遣型のワンストップにできないかということ再度お尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、組織の全庁的な見直しというか、検討するというようなことでありますので、そういうところで取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） やるということじゃなくて、検討していきたいということですが、前向きにぜひ検討していただきたいと思います。

それで、これを始める前に、例えば窓口サービス向上委員会みたいなものをつくっていただいて、どういうふうになれば市民の方が、ちゃんとサービスを受けることができるか、その辺について、それこそ検討する委員会を設けたらどうかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 担当課長が答えます。

○市民環境課長（西川順一君） 窓口をどのようにしたら更にワンストップ化されるかということについて、前、本会議でそういう御質問があったりしまして検討しました。その中で、今やはり、そういったような、今質問があったような手法だと、いろいろ専門的なことももっと聞きたいとかいうところがあったりしたときには、なかなか分からなかったり、更にもっと、その事務もなかなか煩雑になっていくんじゃないかなというような検討もその時にしたところでした。

一方、とにかくこのワンフロアに、税務課、あるいは、こういう住民・戸籍関係を集めた今の状況がいいのかなというような検討も行い、あるいは全ての業務を知っているとなったら、スーパーマンみたいな、そういう熟練したベテランの職員を配置をして、その人が全てをやるというような方法もあるよねというようなところは一応検討をして、今のこういう組織機構の中では、今のベストじゃないかということは、一応検討はしたところでした。その延長線上として、市民のこういう年度末、年度始めの転入・転出事務について、結構忙しくて、待ち時間が長くて迷惑をかけるよねということがあったもんですから、年度末、年度始めの時間延長というようなことを検討したらどうかということで、今実施してきたところでした。窓口サービス向上委員会ということについては、今私たちの検討したのは、そのような形で検討はしてきたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今の課長の説明によりますと、いろいろ検討したけれども、今の形がベストではないかなというお話でしたね。

市長は、このことを聞かれて、どうお考えですか、これで最大のサービスをしているとお考えですか。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるように、基本的には市民が動かないで、職員が動くという対応の仕方、これは当然それが望ましいことではあると私も思います。

ただ志布志町役場で以前こういう取り組みをした事例がありまして、それがいいのかどうかというのは、おっしゃるように市民の立場で考えると、職員が動いて対応した方がいいというふうには思います。そこ辺も先ほど言いましたように、全庁的な組織の見直しをする段階で調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 市長は「市民の立場に立った行政」ということを口を酸っぱくして言っておられるわけですから、先ほど課長の答弁は、どちらかという、職員の立場に立ったこれでいいよねというふうな結論ではないかなと思いますので、ぜひこのことについては、再度そういう研究はしていてももらいたいと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 十分その意見を聞きましたので、対応していきたいというふうに考えます。

○17番（岩根賢二君） 市民のために、ぜひ市民が喜んでもらえるようなサービス体制を築いていてもらいたいと思います。

それでは、二つ目の質問に入ります。

所信表明の2ページには、「行政推進にあたって最も大事にしたいと考えていることは、市民目線であります。今回、市民の皆様からたくさん声をいただきましたが、そこで感じたことは、もっと市民の皆様の声をしっかり聞くということであります」と述べておられます。

同じ所信表明の11ページから13ページにかけて、庁舎の在り方について述べてあります。その内容は、「本庁舎を志布志支所へ移転します。そのことについては、丁寧に説明します」ということで、移転ありきの論調になっているのではないのでしょうか。

ここの12ページの一番下の2行に、「市民の皆様意見を聞きながら、しっかりと進めてまいります」と書いてあります。ここにも移転を前提に意見を聞きながらというふうに捉えることができる、そういう内容になっているんじゃないかなと思います。

市長は、この所信表明の中で、「市民」という言葉を何回使ったか数えてみましたか。40回使っておりますね。ちょうど40回「市民」という言葉が使っております。以前、市長がどこかの席で「私は今度の所信表明には、市民という言葉がたくさん使いました」というふうな挨拶をされたことがあります。だから、私はそれが気になって数えてみたら、40回使っております。それほど市民を大事にしたいということだろうと思うんですが、この本庁機能の移転について、賛成の方の意見だけでなく、疑問を持っておられる方々も含め、もっと幅広い市民の皆様意見を聞くべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それは議員のおっしゃるとおりであります。ただ、しかし、政策のビジョンとして、やはりトップに立つものが方向性をしっかりと定めて、そして市民の意見を聞くという取り組みをしてみたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 確かに、市長になられたわけですから、そのビジョンを持って進めてい

くということは大切なことだろうと思いますが、正直言いまして、私たちと言ったら語弊がありますので、私の耳に入ってくる声は、「なんで市役所を移す必要があるの」とかですね、「市役所は今のままでいいがね」と、そういう声が圧倒的に多いです。私の耳にはですよ。

市長には、そういう声は届いていないのか、その点についてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 地域、地域によっては聞こえたり聞こえなかったりしております。

ただ、私はやはり、例えば合併以前のそれぞれの町の財政状況、これを見たとき、志布志町では税収が約21億円、有明で8億円、松山で2億7,000万円とあります。それを考えると、本庁が志布志町に、今の志布志支所にあることで経済が回っていく、これは所信表明の中にもしっかりと記載しておりますけれども、人と人との交流、人、物、金、情報が頻繁に行き交うことで、まちの活性化が始まる。そして、行政と商工、行政と観光、そして、行政と港湾企業との連携、こういうものがしっかりとされて、私は志布志市の活気が始まるんじゃないかというふうに思っております。

ですから、おっしゃられるように、場所、地域によっては、「何で本庁を持ってくつとよ」と。志布志市の中心、いわゆるそこにある経済が回る所、これは人、物、金、情報というのは、銀行があり、病院があり、そして本庁がありという、こういう概念で話をしておりますけれども、それはおっしゃいますように、市民の皆さんの声を十分聞きながら、これから10年後どうなるのかと、私は10年後というのを目指していくということじゃなくて、10年後に志布志市は一体どうなっているのかと、やはり、そこを目指して1年1年真剣に取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 今市長が、たまたま所信表明の12ページかな、「市が発展していくためには、経済発展の核となる拠点が必要である」と、「経済発展のために必要なことは、人と人との交流、そして人、物、金、情報が交流することで、大きな経済効果が発生します」と、「そのためには行政と商工、行政と観光、行政と港湾企業が、それぞれ密接に連携することにより、タイムリーな情報発信と、スピード感ある施策の推進ができる」と、ここのことを今言われたわけですよ、そうですね。

ところがですね、先日の一般質問の中で、「市の基幹産業は何ですか」という問いに、市長は「農業です」と即答されましたよ。基幹産業は農業なんですよ。農業の拠点はどこか、ここの今私の読んだこの部分には、行政と農業というつながりは全然書いてないわけですね。そこも必要ではないですか、産業の発展ということを考えればですよ、そのことについては何で触れてないんですか。

○市長（下平晴行君） 当然、基幹産業、商工観光の振興、これは当然でございます。

ただ、私が本庁を持ってくることの、例えば、志布志地域というのは松山地域、有明地域という表現をしておりますけれども、その表現の中でうたっているのが、「商店街や港を活用した交流拠点と雇用促進の核となる志布志地域」と、そういう観点で私は説明しているところでありますが、議員がおっしゃるとおり、背景には農林水産業が、農業、水産業も含めてあるわけでありま

す。私は、それをいい加減に、いい加減というか、それを忘れて取り組むということは全くありません。これは商工観光、それから基幹作業、これは同時に取り組みをしていかなきゃいけない、そのことで現場主義ということを行っているわけでありますので、これはまちだけということではありませんので、御理解していただきたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 農業をないがしろにしていることではないですよということだろうと思いますが、商売ですね、商業、志布志のまちが発展する、例えば、市長がおっしゃる商業がですね、あそこの商店街とかが活発になって欲しいという思いから、そうおっしゃっていると思いますけれども、この地域にあっては、やはり農業が盛んでないと農業の方が儲からないとですね、商売も動かないんですよ。ですから、そのこともちゃんと頭に入れておいてもらわないと、例えば、農家が潤えば購買力も増すし、どっか食堂に行ってみようかという、そういうこともあるし、そして、あそこの飼料工場なんかもですね、農業が盛になれば、また忙しくなるわけですから、農業をないがしろにしてもらっては困るということで申し上げているわけです。

ですから、その点で言えば、商売の中心は志布志地域でしょうけれども、農業に関しては、そうではないんじゃないかなということも、やっぱり捉えておいてもらわないと。市長は、ここで「経済発展のためには」ということで述べておられますけれども、経済イコール商工観光だけではないということは、ちゃんと意識してもらわないといけないと思いますが、その点についてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 私も実は農業をしておりますので、おっしゃるとおり基幹産業をないがしろにしているということは全くございません。一緒になって取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） そういう点で、農業にもちゃんと目を向けていっていただきたいと思っております。

それと先日の3月8日の日だったですかね、一般質問で、「市役所の移転に反対の声が多かったらどうするんですか」という質問に対して、市長は、「繰り返し説明する」とおっしゃっておられます。ということは、どうしても移転するということが頭にあるんだなということを感じたわけですが、その半面ですね、市長は「市民目線、市民が主役のまちづくり、市民の皆様の声をしっかり聞く」とずっと言っておられるんですよ。反対の声が多かったということが市民の声が、そういうふうに反対の声が多かったということは、市民の声に耳を傾けるということにはなってこないんじゃないですか、その点はどう説明するんですか。

○市長（下平晴行君） 私は、反対の意見が多かったというのは聞いていません。

〔岩根賢二君「多かったら」と呼ぶ〕

○市長（下平晴行君） 多かったらという想定ですね。私のこれはあくまでも所信表明でございますので、熱い思いです。ですから、これをしっかりと、今まで12年間の合併したその取り組みは中で、このままではいかなのじゃないかということから、本庁舎の問題も大きな課題であるということから、このことを言っているわけでございますので、反対する人が多かったらというこ

との想定をしていないところです。

○17番（岩根賢二君） それでしたら、先日の一般質問の答弁はおかしいですね。私は、ちゃんと記録していますよ。

「反対の声が多かったらどうするんですか」という質問があった時に、市長は「繰り返し説明する」とおっしゃっています。「繰り返し説明する」と、ということは納得するように説明するという事だろうと思うんですが、私が今質問しているのは、「市民目線、市民が主役のまちづくり、市民の皆様の声をしっかり聞く」と言っておられるその姿勢と、相反するんじゃないですかというのを言っているんです。

○市長（下平晴行君） いやこれは、全くじゃなくて、そうじゃなくて、これは基本的に市民目線、市民の立場ということをおっしゃっていますので、市民の皆さんの意見を聞くということは、そのとおりでございます。

○17番（岩根賢二君） そのことは、市長、ちゃんと今の答弁をちゃんと覚えとってくださいね。

それでは、ちょっと入りますが、また、これも先日の一般質問のやり取りの中で、本庁舎機能の移転とは、本庁舎機能ですよ、機能、「機能の移転とは、市長室と主要課を移すことである」との答弁がありました。

そして、そのことは「主要課とは何ですか」という問いに対しては、「総務課、企画政策課、財務課、港湾商工課の4課」と、はっきりと4課と言っておられますね。ほかの課は主要ではないんですか。

○市長（下平晴行君） 大変申し訳ないと思っています。これはみんな主要課です。管理部門というのを主要課と言ってしまいました。よろしく願いいたします。

○17番（岩根賢二君） 管理部門ということであれば、そうかなと思いますけれども、例えば、そういうふうに、この管理部門である4課を市長室と一緒に移したとしますね。これは本庁舎移転とはならないんですか、機能だけが移転したという考えですか。

○市長（下平晴行君） これは分庁方式かつ総合支所方式ということでございます。これは一時的に機能を移転して、最終的には本庁を志布志支所に移転するというところでございます。

○17番（岩根賢二君） 「一時的に」、一時的に機能を移すということですね。これは私の理解では、事務所の位置が移転するのではないかと思うんですが、事務所の位置はどうなるんですか。市の事務所の位置。

○総務課長（武石裕二君） 本庁移転についてでございますが、一遍にですね、今課が今個々の課長おりますけれども、この課の中全てを例えば志布志支所に移すということは、なかなかキャパ的にも一遍にというのは非常に厳しいということがありますので、例えば今、市長の方が管理部門ということで4課を挙げられましたけれども、このまま一遍に移すのかということもありますし、また1課、2課ずつ移すのかということもございます。そうした時に4課、たまたま一遍に移したとしても、あと福祉、保健とか、窓口の課、それから建設、耕地とか、まだ課が残りますので、2か所にそれぞれ機能がまだ残っているという状況になりますので、そういった意味で、

本庁全てが移ったということではございませんので、この場合につきましては、有明についてが有明支所、それから志布志の方も志布志支所と残したまま本庁ということも、途中では、どこかの段階ではなるだろうと一時的にはですね、そういったところで一時的にということでございます。

これは、全てが移さないかぎり、本庁機能移転ということにはなりませんので、分庁方式というようなことになろうかと思えます。

今御質問の事務所の位置といたしましては、どの段階で事務所ということで、条例を出すのかというの、タイミングとかというのございますので、そこについては、しっかりと全国の例を見ながら、本庁舎位置に伴う条例の上程ということになろうかと思えます。これについても、今後もうちょっと研究・調査を重ねて進めていかなければならないというふうに思えます。

救急に軽々に即移せるという場合の問題でないというふうに私どもは思っておりますので、向こう4年ということの市長のお考えもございますので、その中で、どこかの段階では議会の皆様方、それから市民の方々にもお示しをしながら説明はしていけないといけないというふうには考えております。

○17番（岩根賢二君） 今総務課長の方からもありましたけれども、議会にも理解を求めていくということ、それを私は聞こうと思っていたんですけども、市長室を移す時点なのか、主要課を移す時点なのか、それとも全ての課が移る時点、それを事務所の位置が移転するというふうに捉えるのか、どの時点だとお考えですか。

○総務課長（武石裕二君） この事務所の移転の条例につきましては、例えば、本庁機能というのか、今言われました全課ですね、管理部門も窓口サービス部門、それから産業振興含めて、建設課ですね、そういった部門と一緒に全て移った時というのが一番本来としては、その時点で条例改正をするということになろうかと思えます。

ただ、まだ全て一緒に移すスケジュールというの、まだ私の方も頭に描いておりません。市長の公約で今回出てまいりましたので、そのタイミングについても、今指示を受けておりまして、全国事例を見ながら進めていかなければならないだろうと。

それから、庁舎を移す場合につきましては、当然志布志支所については、いろいろな改修工事も出てくる可能性もございますので、そういった時に、あわせてですね、移せるとすれば、その段階で予算と、それから課の設置を含めて庁舎位置の条例も出すタイミングになるんじゃないかなというふうには考えておりますけれども、今の段階でいつというのは、なかなか、それから、こういった状況というのを私もまだ全国の事例を見ながら勉強しているところでございますので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思えます。

○17番（岩根賢二君） それは本当に慎重にしてもらわないとですね。

「全部の課が移った時点で」というふうな言葉も今ありましたけれども、また「志布志支所の改修」とかいう言葉も出てきましたね。

これ、ちょっとお尋ねするんですけども、「既に市長室ができていますよ」という市民の声もあ

りますが、そういうことがあるんですか。

○総務課長（武石裕二君） 市長室と申しますか、松山支所については、従来、以前松山の町長がおられました部屋もございます。それから、志布志支所については、地域振興課の隣に部屋というか、市長が各支所を回ると、なるべく各支所に、ここの本庁舎だけでなく、各支所を回りながら、そこでそういった状況下、それから、そこに部屋にいて、その地域の方々と、いろいろな意見交流をしたいということもございましたので、そういった意味で志布志支所に、そういう部屋がございませんでしたので、そういう部屋を設けたということで、本庁それから両支所に市長が滞在というか、座る場所を確保したということでございます。

○17番（岩根賢二君） なんか手回しがいいというかですよ、あまりにも拙速すぎるんじゃないですか。そういう部屋を造ったというだけだということですけども、市長室が既に支所の方にできているということについては、ちょっと私なんか市民の方から声が入ってきて、議会の方には何ら報告も無いということは、少々おかしいのではないかなと思います。もう一つ、お聞きしますけれども、今言われた志布志支所に市長室ができたのはいつですか。

○志布志支所長（山田勝大君） 設置をしましたのは2月13日です。

地域振興課の一部にロッカーとパーティションを設置して机を置いたのが2月13日です。

○17番（岩根賢二君） そのようにしなさいという指示があったのはいつですか。

○市長（下平晴行君） 確かですね、私は指示というか、予算ヒアリングをしている時に、先ほど総務課長が申しましたとおり、松山地域、それから志布志地域も職員との対応、市民との対応をするためにという話をしたところでした。

市長室を造るということでの予算というのは、恐らくあったもので対応したということでございますので、そんなふうに職員の皆さんが理解して、設置をしてくれたというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） その予算のヒアリングをしたのはいつですかね。

○市長（下平晴行君） 2月1日から志布志支所でヒアリングをしております。

○17番（岩根賢二君） ということは、市長は当選はされましたけれども、市長の任期はいつからですか。

○市長（下平晴行君） 12日からです。

○17番（岩根賢二君） 12日からですよ、12日からなのに就任する前に、そういう指示を出すということはフライングじゃないですか。

○市長（下平晴行君） 私が市長室を造れという指示はしておりません。これは恐らく先ほど言いましたように、職員の皆さんが、そういうふうを受けて対応してくれたというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 指示がないのにできるのかな、そういうそんたくをするんですか、職員の皆さんは。おかしいんじゃないですか。

ただ、そういう部屋が欲しいと市長がおっしゃたんでしょう。そういう部屋があったらいいな

とおっしゃったんでしょう、そうじゃないですか、そうじゃないとおかしいですよ。

言っていないんでしょう。言っていないのになんで造るの。

○総務課長（武石裕二君） 選挙が終わりまして、前本田市長からも早い段階で新しい市長と接触をなささいと。当然骨格予算等の確認をすべきだということもございましたので、私ども早速当選証書の付与があった以降、各課、それから3月の当初予算に盛り込むべき事業等の確認をしないといけないということもございましたので、その段階で市の職員というのは、次の即対応をしないといけないというのが、これまでもずっとありましたので、そういった意味で市長のマニフェスト等を確認をしながら、当然3か所に、それぞれ行かれるだろうと、そういった部屋も必要だろうということも課長等の中でもお話をしたところでした。そういった意味で、私どもが早めに部屋というか、ソファ等はずいぶんありますね、もともとありましたので、それからパーティションももともとあったものを活用して一つの部屋を造ったということもございます。

就任されてから以降、そういったことについては、やはり動くべきだったろうというふうには今は反省はいたしているところでございます。

それから議会の皆様方にも、この件について、前もってというか、こういう部屋ができておりますということを全協でもお知らせをすべきだったというふうには、深く反省をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長の思いは分かりますけれども、あまりにも拙速すぎる。それと、そういう一つ一つの実績というか、それを積み重ねていっての市庁舎移転ということになれば、これは手法的におかしいんじゃないですかね、そういうことじゃないでしょう。だけど市民はそういうふうには理解しているんですよ。志布志地域の方から言われましたよ、「もう市長室ができちゃった」と、「もう、いっき移すとやな」と、こうなってるんですよ。だから、そういう誤解を招くようなあれはしないようにお願いしますよ。

私としては、市民の皆さんが誤解をしているんじゃないかなと思って、「なんでそげな市長室ができるはずがねがな」と、「まだないも決まっちゃらんとに」と、私はそう答えたんですけど、けど事実は事実で、そういう部屋があったということですから、それは職員の皆さんも指示が無いのに、そういう勝手な、言えば勝手な行動ですよ、ちょっとおかしいと思いますので、その点は十分反省してくださいよ。

それと、四つの課を移すということで、課が分散するわけですね、市長はさっき「分庁方式かつ総合支所方式」だと、なんか分かったような分からんようなことをおっしゃったですけども、これは分庁方式ですか、その4課を移すということはどうですか。

○市長（下平晴行君） これは松山支所と有明支所、志布志支所となるために、分庁方式と総合支所方式と、ダブってしまうということになるわけですね。志布志支所にも支所長を置くこととなります。これは一時的な取り組み、そうでないと、それぞれが一時的には支所が三つあるというようなことで、そういう表現をしているところでもあります。

○17番（岩根賢二君） 支所が三つあるということですね、じゃあ本庁はどこにあるんですか。

○市長（下平晴行君） 志布志支所になります。

○17番（岩根賢二君） それは市長室と4課を移した時には、そういうことになるということですね。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○17番（岩根賢二君） それでしたら、その時点が事務所の位置の変更じゃないですか、そうですね。本庁が移るって今おっしゃったんだから、その前に議会の議決が必要ですよ、そのことは分かっていますよね。

○総務課長（武石裕二君） 当然、今御指摘がありましたとおり、事務所の位置については、本庁という位置付けについては、場所をしっかりと条例で示さないといけないということもございますので、先ほど言いましたとおり、そうなる前の段階で当然条例を上げて、予算とともに上げて承認をいただくと、この場合、出席議員の3分の2以上という非常に重要な議案にもなりますので、そういったところは慎重に今後進めてまいらなければならないというふうには思っているところでございます。今御指摘のとおりでございます。

○17番（岩根賢二君） 先ほど総務課長は、「どの時点が条例案の提出になるか検討します」とおっしゃいましたけれども、今答えていたそれですね。

○総務課長（武石裕二君） 市長の方が4課を移すということを述べられましたけど、当然、今言われました4課を先にですね、どういった状況で移すのか。それからまだ、そのほかに当然窓口部門、志布志支所というのは、非常に一番人口が集中しておりますし、窓口についても当然先に充実しなければならないという声も庁内の中ではございますので、そういった意味で、どこの課をその他に移すのかということも、今後検討してまいらなければならないということがございましたので、私の方も、そのタイミングについては、いつなのかということは、なかなか答弁ができなかったところでございます。

そういった意味で、本庁をそういった意味でも移すんだということ、主務課が相当数移った場合については、事前に移転予算、それから条例案ということ、それがあって議決をいただいた後でないと本庁の機能というのは当然移せませんので、そういった意味で今後スケジュール等をしっかりと見極めながら、市長の指示でございますので、進めてまいりたいというふうには考えております。

○17番（岩根賢二君） 慎重に、慎重にお願いをしたいと思います。

もう一つ、所信表明の12ページに「地理的優位性のある志布志支所」という表現があります。道路整備が着実に進みつつある本市の状況、それと現在の車社会、ICTの技術の推進、革新が進んだ状況にあっては、特に志布志支所が優位であるということの説得力は無いと私は思いますが、その点については、市長はいかがお考えですか。

○市長（下平晴行君） この地理的優位性ということですが、いわゆる先ほども言いましたように、経済が回っていく経済活性化のためには、やはり港湾もありますね、まちの中を言っているわけですがけれども、地理的優位性という、これは道路も含めて都城志布志道路、それから

東九州自動車道、そして港湾、そして商業施設、銀行、病院、そういうものも含めた地理的優位性という、これは私が鹿大の赤井教授のほうに、この方は地域行政、地方行政と地方財政という研究に取り組んでいらっしゃる方で、その方に御相談申し上げて、これからの志布志市が、どういう状況であることが望ましいのかという、お聞きをしたところでした。先生がお答えになる言葉の中に、これから少子高齢化を目指す、どこの市町村もそうですが、志布志市の場合は、現在、志布志町に人口も集約されているために、市長がしっかりとビジョンを持つか、住民がそのことを取り組むか、住民というのは恐らく議会のことをおっしゃってるんじゃないかなという、その時はそういう気がしました。そういう将来の志布志市の在り方、取り組み方をお話をさせていただいたところでありました。そういう観点で、地理的優位性という言葉を使ったところでありました。

○17番（岩根賢二君） 私が指摘した点につきましては、お答えになっていない、道路整備が進んだ状況、ICTが進んだ状況、車社会ということを考えれば、志布志支所が絶対的に優位だという、そういうことではないんじゃないかなと。どうですか、ここの本庁に港からここに来るにしてもですよ、道路の整備が進んでいる。

それとICTが進んで、どこでも情報に接続できる。そういうことを考えますと、志布志支所に本庁をどうしても持っていかなくちゃいけないという説得力には私は欠けると思うんですが、どこに行っても、どこに行くにもそんなに時間は変わらないですよ、どうですかね。

○市長（下平晴行君） これは、私が選挙活動の中で、港周辺の経営者の方にも話を聞きますと、「向こうから本庁をなんで志布志のここに持ってこんのか」と。というのはですね、今おっしゃったように車まで行けば5分、10分で済むという考え方を普通持ちますね、ところがあの人たちは、経営者は、そうじゃないと。やはりしっかりと港湾商工課、せめて港湾商工課を持ってくるという考え方ですね、「自分たちの事業を進める上では、やはり本当に身近に、その地域にあることが経営上必要だ」とはっきりおっしゃいました。それをあわせて、ここに密に連携するタイムリーな情報発信とスピーディー感のある施策の推進ということをあげております。

そういうことも含めて、先ほど情報基盤整備のこともおっしゃいましたけれども、これは確かにそのとおりで、この事業があつて、私は志布志市は、いろんな形での取り組みができるというふうに理解をしております。市民の皆さん方が、いつでもどこでも対応できるような取り組みができるということでは大変有り難い事業もしているなというふうに感じているところでもあります。

○17番（岩根賢二君） 市長がおっしゃるとおり、港湾関係の方は、そうおっしゃると思います。私たち議会の中でも、「せめて港湾商工課だけあればよかいな」と、そういうふうな声もあるわけですよ。ですから、そこはもうちょっと慎重に考えていただいて、港湾関係の人も市民でしょうけれども、そうでない方も、やっぱり市民ですから、最初から申し上げますように市民の声を十分大事にさせていただきたいと思っております。

それと、地理的優位性ということですが、むしろ志布志支所にあつては、地震や津波に対する不安がどちらかというと本庁や松山支所に比べれば、そっちの方の不安が大きいと思うん

ですが、そのことについては、所信表明では一言も触れてありません。それは意図的に触れていないのか、それとも漏れたのか、その辺はどうですか。

○市長（下平晴行君） この南海トラフの津波対策については、おっしゃるとおり志布志周辺では6.5mという津波が来るというのを想定されております。

今、志布志支所においては、駐車場のあそこは海拔12mございます。それも含めて文化会館の活用の問題、図書館の問題、駐車場の問題、いろいろあるわけではありますが、相対的に見たときにどうなのかということでの対応でございます。

○17番（岩根賢二君） 今、津波の高さが6.5m、想定がですね。だけど、あそこは12mだから大丈夫だというお話ですけども、過去の大きな震災、そういうことに関しましては「想定外」という言葉がよく出てくるわけですね。ですから、想定外を想定しなければいけないというふうな状況にあると思うんですよね。それらも踏まえて、やはり市民の方には丁寧に、そこら辺も含めて説明をする必要があると思いますが、そのことについては、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、行政は市民の生命・財産を守る義務があるというふうに思っておりますので、その辺は十分周知しておりますので、そのことについての取り組みもしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 先ほどの答弁の中で、「一時的に分庁方式になる」ということもおっしゃられましたけれども、3町が合併する時の合併協議会、これでは「総合支所方式にする」ということがちゃんとうたわれているわけですね。分庁方式とかいうのは一切うたわれてないんですけども、そのことの合併協議会の合意についての考え方はどうですか。

○市長（下平晴行君） 総合支所方式というのは、ずっと残ると思います。ただ私が、これはあくまでも所信表明ということで話をさせていただきますと、今、職員定員適正化計画というのがあります。そして、国・県からの事務移譲等々もあります。果たして、職員の対応がこのままでいくのかどうかということも、私は大変危惧をしているところであります。その相対的なことを考えますと、職員の定数の問題も含めて、その方式がどういう状態で今後取り組みをしていかなければいけないのか、そこら辺も十分内部で、もちろん議会の皆様も含めて研究・調査をさせていただきたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 以前から市長は、「市長にならないと改革はできない」と口癖のようにおっしゃっておられました。確かにそうかもしれませんが、それでは市長になったら何でもできると考えですか。

○市長（下平晴行君） 私は、市民の目線で市民の立場で取り組むと、市長だから何でもできるということは全く考えておりません。

○17番（岩根賢二君） 当然そうですね、だから市長、支持者の声だけが市民の声ではありませんので、市長も678票差ですか、それぐらいの僅差なわけですから、一方には市長には投票しなかった方もおられる。そのこともやはり頭に入れておいていただかないといけない。市民の声を大事にすると言われるならば、「丁寧に説明する」と、この本庁舎移転についてですよ、「丁寧に

する」とおっしゃっておられますけれども、説明をする前に本庁舎移転に疑問を持っている市民の皆様の声を幅広く聞く機会をもっと持ってもらいたいと思いますが、そういうおつもりはございますか。

○市長（下平晴行君） そういう会が、どういう形で持てるのかですね、おっしゃるようにそういう市民目線でありますので、そういう会がどういう形で持てるかは、ちょっとこれから先のことですので、そういう会が持てるように努力はしていきたいというふうに思っております。

〔岩根賢二君「終わります」と呼ぶ〕

○議長（西江園 明君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

2時45分まで休憩します。



午後2時35分 休憩

午後2時44分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、20番、福重彰史君の一般質問を許可します。

○20番（福重彰史君） 下平市長には、市長就任おめでとうございます。

市長の職務は、激務であるというふうに伺っております。市民のために、良い仕事をするためには、まず健康が第一でございます。どうか健康には十分留意されまして、大いに汗をかいていただきたいというふうに思います。

それでは、通告に基づきまして、質問をいたします。

まず、政治姿勢についてでございます。

今回、市長は激戦を制しまして、市長に就任をされたわけでございますけれども、前回は議員を辞職されての出馬でありましたが、残念ながら辛酸をなめられまして、今回再挑戦ということで見事当選をされたところでございます。

前回から今回まで4年の在野を経ての選挙であったわけございまして、この間、恐らく市内全域をそれぞれ回られまして、そしてまた、市民との語らいも多かったのではないかなというふうに思うところでございます。そこで、この在野期間や選挙戦を通しまして、何を感じられたか、まず伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 福重議員の御質問にお答えいたします。

今回の選挙を通して、市内をくまなく回り、多くの市民の皆様と直接話をさせていただきましたが、市民が主役のまちづくりのために、市民目線で取り組むことが大事であると痛感をいたしました。

また、私の政治姿勢といたしまして、最も大事にしていきたいことは、市民目線であり、今回市民の皆様の声いただいた中で、「もっと市民の皆様の声をしっかり聞く」ということを感じ

た次第であります。

現在、それぞれの地域の皆様が、少子高齢化や人口減少という大きな課題に対して、どのような問題を抱えて、どんなことで悩んでいらっしゃるのか、もっと一緒になって丁寧に聞いていきたいと考えております。

そして、職員についてもいろいろな問い合わせ等に対しまして、相手の立場に立った懇切丁寧な対応をするように、私自身が先頭に立っていきたいと考えております。

これから市民の皆様の意見を聞きながら、市民目線で、市民が主役のまちづくりを推進していくことで市民生活の利便性の向上を図ってまいります。

○20番（福重彰史君） 今「市民の声をしっかり聞く」ということを痛感したと、そしてまた、その基本となるのは、市民目線であるというようなことも痛感されたというようなことではなかったかなと思うところでございます。

しかし、この「市民目線で取り組む」ということは、前市長もよく使っていた言葉でございます。言葉としては非常に簡単でございますけれども、実際は相当な目配り、そしてまた気配り、心配りが大切でございますして、また、日常からかなり意識して心掛けていくことが大切ではないかなというふうに思うところでございますけれども、いわゆる、実効性のある市民目線ですね、それについてどのように考えているか伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは、基幹産業では農林水産業、それから商工観光も全ての事業に対して、職員が現場に入って現場での対応をしっかりやっていると、そういうことでの市民目線ということでございます。

○20番（福重彰史君） 「市民目線」ということを言われましたけれども、この市民目線というのは、市民は子供から高齢者まで、また各界、各層、それぞれあるわけでございまして、この市民目線が大事であるということは、私も常々考えておるところでございます。

このことにつきましては、常に今申されたような「市民目線」ということを大事にしながら、今後の市政運営に当たっていかれることを期待を申し上げておきたいと思います。

この点につきましては、これで終わりたいと思います。

次に、2番目でございますけれども、この2番目につきましては、私も自分の選挙戦や選挙を通しまして、市長の支持者からは期待の声、あるいは相手方の支持者からは不安の声、そういう様々な声を多く聞いておるところでございます。特に、不安を持たれる人には、私は「革命が起こるわけではないので、4年間あるのでじっくり見ておけばいいのではないかな」というふうに言っておるところでございます。

そこで、今回は特に、あえて素朴と言わせてもらいますけれども、素朴な不安の声について、3点ほど考えを伺ってみたいと思います。

1点目でございますけれども、1点目は、市長が変わられたということで、前市長の政策が大きく変わるのではないかと、ほとんどが継続されないのではないかとという声でございます。この点については、どのような考え方かお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは、前市長が掲げたことに対して、それを全て否定するのではなく、これも市民の立場で取り組んでいる事業であれば、積極的に進んで取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 端的に申しまして、前市長のいいところは、しっかりと継続していくというようなことですかね。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○20番（福重彰史君） 前市長によって評価できる、いろいろな先進的な取り組み、施策というのも多々あったわけでございますよね。それは当然、今申されたように継続していくと、そういう中においても見直しが必要なものについては、見直しを検討していくというようなことであるのか。その点について伺いたと思います。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○20番（福重彰史君） 当然、誰が市長になっても、あるいは市長を継続されても、見直しをしなければならないところは、見直しをしていくというのは当然のことであるわけでございますよね。そういう中で、下平市長としては、基本は第2次総合振興計画、いわゆる長期振興計画や過疎計画に基づいて、それがベースになると、下平市政もそれがベースになっていくんだということによろしゅうございますか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○20番（福重彰史君） それでは、2点目に入らせていただきたいと思います。

2点目は、東九州自動車道や高規格道路、都城志布志道路の整備が遅れていくのではないかとこのように言われておりますけれども、このことについては、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） この前、有明道路の開通式がありました。

その時に、国会議員の方からも、それから知事の方からも、とにかく早い段階で、この事業を進めていくというようなお言葉をいただいたところでございます。

○20番（福重彰史君） これは、市長ですよ、国や県のいわばプロジェクトというような、そういうような考え方、また、この志布志港が国際バルク戦略港として、選定された状況からみてもですよ、また更に、これまでの大震災の経験からも命の道として認識をされておまして、大変な重要な役割が期待されているわけでございますから、市長が変わったからといって事業が止まったり、遅れたりするということは無いということでございますよね。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございますが、私も前市長以上に積極的に、その取り組みをしてまいりたいと思っております。

○20番（福重彰史君） 次に3点目でございますけれども、市長が変われば補助金や補助事業導入が厳しくなるのではないかなというふうに言われております。このことについては、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは全く変わることはございません。

○20番（福重彰史君） そのとおりだと私も思うわけでございます。

国や県が、首長が変わったからといって、締め付けを厳しくできるものでもないですね。ただ国・県の補助等につきましては、やる気のあるところを、あるいは地域活性に積極的に取り組むところは支援しますよというような姿勢でございますよね。

また、地方交付税につきましても、今も合併の特例措置がございますけれども、基本的には算定基準があるわけございまして、首長が変わったからといって変わるものではないというふうには私は認識いたしておるところでございますけれども、いかがですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございますが、私はそれ以上に、やはり志布志市独自の国・県の補助事業の申請等を職員とともに行ってまいりたいと思っております。

○20番（福重彰史君） 市長の意気込みを聞かせていただきましたけれども、今回は、この3点につきまして、本当に素朴な不安ですね、疑問を質問をいたしましたけれども、市長が所信表明で述べておられます「丁寧に市民の皆様へ分かりやすく市政の情報を伝える」というふうに言うておられますけれども、このようなことは、まず、その第一歩になるのではないかなというふうには私は思うところでございますけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○20番（福重彰史君） 市長、今後市長がこの市政を進めるにあたって、このような不安を解消していくということですね。こういうことが非常に大切でございまして、そうすることによって、不安が期待に変わっていくというものではないかなというふうに思っております。

これからの下平市政の施策に理解と協力を得られていく上で、ぜひこの不安解消に取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、市長は「市長にならないと改革はできない」と、「今後は様々な改革を実践してまいりたい」というふうに述べておりますけれども、新たに与えられた期間は4年でございます。

したがって、スピーディーさも求められるところでございますけれども、事案によりましては、慎重に時間をかけて取り組まなければならないものや、あるいは、あなたの任期内では成就できないものも、いろいろあろうかというふうに思います。市長、何を言いたいかという、世の中には「急いては事をし損じる」ということもございます。また、「過ぎたるは及ばざるがごとし」ということもございます。これから、肉付け予算と下平カラーが施策として提案されることとなりますが、慌てず慎重に、「市民目線による市民が主役のまちづくり」の実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことについて、市長の考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） これまでの市政を継続して欲しいというような方々もいらっしゃるというふうに思います。

その件についても、しっかり耳を傾けて対応していきたいというふうに思います。

そういう不安な方々にも耳を傾けて、誠心誠意いわゆる政策ビジョンに取り組んでまいりたいと思っております。

○20番（福重彰史君） もう一回繰り返しますけれども、世の中には「急いては事をし損じる」

ということもございます。「過ぎたるは及ばざるがごとし」ということもございます。そのことをしっかりと認識されながら、これからの市政運営に当たっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に入らせていただきます。

次は、公約についてでございます。

まず1点目の市長退職金の返上についてということでございます。

まず確認させていただきますけれども、所信表明の中では、「退職金の見直しをする」というふうに言われておりますが、これは退職金をゼロにするということでございますか、それとも退職金の額を見直すということですか、どちらですか。

○市長（下平晴行君） 退職金をゼロにするという考え方でございます。

○20番（福重彰史君） 退職金をゼロにするということで、この市長退職金につきましては、今回の市長選の争点の一つになっていたのではないかなというふうに思っております。

私自身も市民から「市長は1期ごとに1,700万円近くの退職金が出ると初めて知った」という話を多々聞いております。このようなことを知らない市民が逆に多いことに、私は驚いたところでもございました。選挙戦では、このことも大きな反響があったのではないかなというふうに思っております。

そこで、この退職金制度というのがあるのに、なぜ返上するのか、もらわないのか、そのことについてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 市議会議員時代及び在野の4年間で市内中小業者を含め、様々な方々の御意見を伺いました。都市部では景気も若干上向いているとの報道もございますが、地方への波及は十分ではなく、実態は大変厳しい状況であると認識しております。

一般的に、企業に勤められる方、あるいは市役所の職員の方も含めて、30年、40年勤めて退職金をもらわれています。市長の場合は4年ごとに退職金1,662万円もらうということでございますが、多くの市民の方々は疑問に思われているのではと思います。こうしたことから、退職金については見直しを行っていきたくと考えております。

○20番（福重彰史君） この1期ごとに多額の退職金が支払われるということについては、今もありましたように市民から見たときに、市民目線から掛け離れているというふうに写っていると、私も今回のこの選挙戦を通しまして、市民の方々から、そのような言葉を聞いたところでございます。

そこで市長は、この退職金をもらわないんだと、頂かないんだということでございますけれども、全国でこの返上についての状況が分かっているならば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 県庁、実施自治体に問い合わせをしましたが、全国首長の退職手当について、完全に把握した情報ではございませんでした。

インターネット等で検索しましたところ、退職手当が0円、または限りなく0円に近い自治体は41自治体が把握できたところであります。

○20番（福重彰史君） インターネットで確認したところ、41自治体あるのではないかなというよ

うなことでございますが、そういう中で、まだ全国的には41ではございますけれども、そういう中で、下平市長は、これに取り組むという姿勢は非常に大事なことでないかなというふうに思っております。

また、全国的にも、このような状況は、おそらく増えつつあるのではないかなというふうに思うところでございます。やはり、市民目線から掛け離れたような状況というものは、可能な範囲であれば、やはり是正をしていくということは大事なことでないかなというふうに思うところでございます。

そこで、今後この退職金をゼロにするということでございますので、このゼロにするまでの事務手続きについて、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 近年、全国自治体の首長が退職手当を不支給するということが見受けられ、近隣自治体でも退職手当が不支給となったところでございます。

これまでの他自治体の事例を見ますと、特例条例を制定するか、または特別職の職員の給与に関する条例の一部改正条例を制定する手法がとられているようであります。どの手法が良いのか、その他にも方法が無いのか、十分に検討し判断してまいりたいと思っております。

○20番（福重彰史君） いろいろな方法があるというようなことでございますけれども、一番手っ取り早いのは、条例の改正をしていくということですね。その中でも、この特別職の職員の給与に関する条例の一部改正をするということは、一番手っ取り早い方法ではないかなと。もちろんこのためには議会の同意が必要であるわけでございますけれども、これが一番手っ取り早いのではないかなと。市長が退職金をゼロにするためには、いわゆる市長が退職する月の給料月額を0円にするということのできるわけですね、これは。いわゆる積算の中に、この最後の給料が一番の問題になってくるわけでございますので、ここを0円にさえすればできるわけでございますので、当然4年後のことでございますけれども、それに向けて、早い段階から、この退職金をゼロにするような取り組みというものについて、やっていくべきじゃないかと、一つでも公約を実現していくということは大事なことでございます。

そういうことで、また時間はございますけれども、様々な方向から調査・研究されるのは結構ですけれども、こういうふうにして手っ取り早いやり方もあるわけでございますので、できるだけ早い期間に公約実現に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、おっしゃるとおり、しっかりと取り組みをしてまいります。

○20番（福重彰史君） 平成33年からは、合併による普通交付税の特例交付も無くなります。自主財源に乏しい本市にとりましては、厳しい財政運営が予想される中で、この財源の確保と支出の見直しは必然的なことでございますが、今回の退職金も、できるところから手を付けていくと、そのことの一つであるというふうに思います。

また、今後追加の議案として副市長の定数を2から1に改正する議案が提案される予定であるというふうに聞いております。これより、いわば身を切れるような所から手を付けるという姿勢は、率直に評価はできるところではないかなというふうに思っております。どうか、今後も市民

のために財政運営に心掛けていただきますことを要請をいたしておきたいというふうに思います。このことについては、何か感想はありますか。

○市長（下平晴行君） これは、私がこの提案したのも、議員がおっしゃるように市民の皆さんに財政あるいは予算に関心を持ってもらうことも一つの目的でありました。

○20番（福重彰史君） それでは、続きまして、公約について伺いたいと思います。

まず、本庁舎の在り方についてでございます。

これも選挙の大きな争点ではなかったかなというふうに思っております。

あなたは、その方向性を示して戦われたわけでございますけれども、相手方は自身の考え方は述べず、これまでどおり在り方検討委員会に丸投げしたような感があったというふうに、私は思っております。やはり、まちの舵取り役になるには、実現するか否かは別に、自分の考え方を示して議論をしていただくと、してもらおうということは大事ではないかというふうに思うところでございます。

まず、この本庁舎の位置の在り方に対する市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 志布志市全体の将来像を踏まえ、ソフト面におきましても、ハード面におきましても、そのまちづくりの根幹となるべき本庁につきましても、現在の志布志支所に移転することが最も効果が上げられるものと考えております。

また、志布志支所に移転する本庁機能につきましても、全庁的な施策の企画立案や進行管理、各部門間の調整、重要な施策の国・県等との対外的な折衝、情報の一元管理、職員や事務事業の監督総括といった市役所という組織体の運営の中核となるものでございます。

○20番（福重彰史君） 今、基本的な考え方をお聞かせいただきましたけれども、恐らく、この合併協議会の一員というのは、この議会の中では、今残っている中では、私が一人しかいないんじゃないかなというふうに思っておりますが、当初、この庁舎の位置については、4か町で当然、議論がなされまして、位置的に中心にあった有明町役場に決定をしたということでございますけれども、その後、大崎町が離脱をしまして、3か町になってからは、この本庁舎の位置を白紙に戻すと、3か町の合併もまとまらなくなるということもあり得るから、とりあえず、このままでいこうというような流れの中で決まったということがございます。

また、別館建設におきましても、今後のことも考えまして、建設費を大幅に削減した、抑えたといういきさつがございました。

したがって、この位置問題につきましても、ここで議論があっても何ら不思議なことでもないし、議論があっても当然のことだというふうに私は思っております。

そういうことで、今、合併協議会であったことを若干申し上げましたけれども、このことを市長は耳に挟んでいらしたか、今、私が申し上げたことですね、そういうふうな経緯があったということについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） この合併についての問題が二つありまして、名称の問題、それから本庁の位置をどこにするかと、この二つについて小委員会が設置されておりました。志布志市の名称

については決まったわけでありますが、今議員がおっしゃるとおり、その当時は大崎町を含め、4か町で、真ん中の有明町がということで決まったというのは、私も記憶しております。

その後の対応がなされなかったということも、そこも私は聞いておりますが、その後、このまま12年間ずっときてしまったということではないかというふうに思っております。

○20番（福重彰史君） 合併協議会の流れの中では、今私が申し上げたいのは、そういう流れもありまして、隣の別館についても建設費用を大幅に削ったといういきさつもあるところでございます。それは何を意味するかということは、ここにずっと置くんだということではなかったということであると思うんですよ。そういう議論の余地をしっかりと残していたということであろうかというふうに思いますので、この本庁舎問題、別に何も不思議なことでもございませんし、あって当然ということで、私は、そういうふうに思っております。

そういう中で、市長は今回この志布志支所に本庁舎機能に移すというようなことを言われておりますけれども、このことにつきましては、もう同僚議員からも、いろいろ出ておりますけれども、この本庁舎、志布志支所に本庁舎機能に移すという、この本庁舎機能とは具体的には、どういうことですか。

○市長（下平晴行君） これは基本的には、所信表明の中では、本庁舎の移転であります。

機能というのは、先ほども言いましたように、市長と管理部門、それが移行することが本庁機能という考え方であるというふうに自分では理解しております。

○20番（福重彰史君） そうすると、この本庁舎機能に移す、いわゆる本庁を志布志に移す前提として、とりあえず本庁舎機能に移すということであろうかというふうに思いますので、その本庁舎機能に移すということによつてのメリットというのは何があるんですか。

○市長（下平晴行君） これは本来であれば、本庁舎を移行するということであります。ただ物理的にそのまま、先ほども総務課長がお話しましたとおり、物理的にそのまま本庁を移転ということはできないわけでありまして、その間、本庁機能を一時的に志布志支所の方に持っていくという考え方でございます。

○20番（福重彰史君） 特に、機能移したからといって、特別にメリットがあるということではないということですよ。

○市長（下平晴行君） 申し訳ございません。メリットでございます。

これは先ほどから言いますように、やはり中心の、中心というか志布志支所の方に将来、私は所信表明で、いわゆる本庁を志布志支所に移転するということを述べておりますが、そのことでメリットと申しますのは、やはり先ほど言いましたように港湾の問題やら、いろんな問題を含めて、そういう事業者の立場、そこはどこまでそういうメリットとっていいのか、まだ分かりませんが、そういうことを含めたメリットがあるんじゃないかなというふうに思っております。

○20番（福重彰史君） それでは、ちょっと先に進めさせていただきますけれども、そうすると、先程来同僚議員とのやり取りをちょっと聞いておりますと、市長室を移すということになります

よね、考え方がですよ。

そうすると、先ほど聞いておりましたけれども、もう1回お尋ねしますけれども、市長室が志布志支所に移るということになれば、この志布志の支所長はどういうふうになっていくのか。

そしてまた、本庁は誰が統括するというふうになっていくのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、分庁方式かつ総合支所方式となりますと、当然有明支所、志布志支所、松山支所に支所長を置くと。そして、そこに本庁の機能ということで、市長が行くわけでありますので、その間、そういう対応をとっていくということでございます。

○20番（福重彰史君） 先ほどのやり取りの中でも若干よく分からない部分があったんですけれども、今もちょっとよく分かりませんが、現在は分庁方式ですよ、分庁方式がとられているわけですよ、現在は。結局、農業委員会、そして教育委員会というのは、それぞれの所に置いてあるわけですから、これを分庁方式というふうに言うわけですよ。

そういう中で、その支所をどういう方式に持っていくかというのは総合支所方式に持っていきますよということであるわけでございます、現在そういうのがとられているわけでございますけれども、いわゆる主要課を移していくと、4課ですよ、4課をとりあえず先行して移していくというような考え方であるわけでございますけれども、そうすると市長部局の、言葉は何という言葉を使ったらいいのかわかりませんが、市長部局の分庁という形になってきますよね。結局、分庁方式は現在とられているわけですから、だから、そういう市長部局の分庁というのは、どうなんだろう、そういうことによって、これが仮に実現した場合の話ですよ、実現した場合に、そして、こういう形が何年続くのかわかりませんが、速やかに本庁方式になっていけばいいですけども、そうなったときに、いわゆる市政を運営していく上で、スムーズな流れというものが、どうなんだろうかね、流れるというふうに思われますか。

○総務課長（武石裕二君） 本庁等についての御質問でございますが、先ほども答弁をしたところでしたけれども、全ての課を今、有明の本庁の課を一遍に移すということは、なかなか物理的に難しいということもございます。

市長の方としては、まず総務、企画政策、財務、それから港湾商工をまず先にできることから移すということがございますので、今議員御指摘のとおり、農業委員会、それから教育委員会等については、総合支所方式をとっている中で一部、分庁方式ということも中に入ってきております。

その部分からいけば、例えば、総務、企画政策、財務、港湾が行ったとして、あとこちらの有明の方に窓口、それから福祉、保健、税務、市民環境、建設、耕地林務水産とか残るわけですので、変則的な総合支所をとりながら分庁方式に、まだその段階ではなっていくというようなことでございます。

当然、有明支所ということをとらなければなりませんので、これも支所の条例等を本庁に移行する時には、当然支所の条例もあわせて出すところでございますけれども、その時には総務、企

画政策等のある部分について、やはり志布志支所と同じような形で支所機能を持たすと。有明、志布志、松山に、それぞれ支所ができるわけでございます。しかも、その中で本庁については、志布志ということで、当然その総括については、今のところ、今現在では総務課長ということになりますので、その時の課の総括については、総務課長になるだろうというふうには思います。

ただ、先ほど御指摘がありましたとおり、どういった形でスムーズに移行させていくのか、建物に全て職員を配置、今のところできるというのは厳しいという状況もございますので、他の施設等を活用していくのか、いろいろな手法があるかと思っておりますので、一旦は現在から、そういう四つの課と、三つでもいいんですけれども、それをした時には同じように支所、当然管理部門がありますので、意思決定は当然管理部門の方がいたしますので、そして、そこに市長室と常設をしていけば本庁ということになるかと思っておりますので、その時また条例の改正等については、あわせて出していきたいと。

なるべくスムーズな方向で、本庁1本ということになれば、一番いい形なんですけれども、なかなか今の現段階においては、私どももどういった手法を取り入れて、志布志支所に本庁を移すのかということ、まだ全国の例を見ながら調査をしている状況でございますので、なるべく早い段階で方針を定めて、議会の皆様方、それから市民の皆様方には説明をしていきたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 今説明ございましたけれども、そういう形になったときの組織機構ですね、なかなかちょっと分かりづらいというふうに思うところでございます。

とりあえず、本庁機能が志布志支所に移った場合ですよ、こういう議会の中で仮定というのは、あまり使っちゃいけないことなんですけれども、仮に移った場合に現在のここを、有明の本庁は有明支所という形になるんですか、それとも本庁は本庁という形で残したまま、ここに誰かその責任者を置かれるという形になってくるんですか、その点だけお聞かせください。

○総務課長（武石裕二君） すみません、ちょっと説明不足でした。

今、ここが本庁ということになりますので、先ほど言いました管理部門を全て持っていったとすれば、そこであわせて本庁、条例という改正が、多分そのタイミング、ちょっとそのタイミングも法的な問題、それから全国で、そういう例があるのかも今調査中でございます。もし、その時点で条例改正が出てきた場合については、この今この本庁を支所という条例を一部で出していくと、その段階であわせて地域振興課、有明地域振興課という形になろうかと思っておりますので、そこにまた支所長を置いて、一部総務、あるいは財務等ですね、今、志布志支所が担っています、そういう支所的な仕事を有明の方に残していくということになろうかというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） いずれにしても、まだ今始まったばかりでございますので、そちらとしても、しっかりとした形で示されないのが実情ではないかなというふうに思うところでございます。

そういう形になった場合の調査・研究というのをしっかりと進めながら、そこで、そういう戸

惑い、そしてまた、市政の停滞が起こらないように、そのあたりをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

そこで、かつて議会の中に志布志港振興対策等調査特別委員会というのができたことがございます。この中における結論として、「港湾商工課は志布志支所に移すべきである」というふうに提言をいたしたことがございます。そういう経緯もあれば、また最近では関係機関から陳情も出されている経緯もございますので、そういうことにつきましては、議会も真剣に受け止めていく必要があるのではないかなというふうに思うところでございます。

真新しい議員の方々、恐らく、この志布志港振興対策特別委員会ができたのは、我々が合併してすぐの時の平成20年ではなかったかと思えますけれども、平成20年にこれを設置いたしておりますので、その時は、今の市長も当然議員でございましたので、こういうことで議会の特別委員会としては、港湾商工課については、志布志支所に移すべきであるという提言をしたということもございますので、やはり、これらについては、市長が港湾関係者からもいろいろあるというふうなこと、メリットもあるというようなこともございましたけれども、これについては、議会としても当時しっかりと受け止め方をしていたということでございます。そういうことで、議会は議会として4年の任期ごとには変わってはいきますけれども、そういうふうにして議会の中で、そういう提言をしたという経緯があるということは、それぞれ議会の皆さん方も認識をされていくことが大事ではないかなというふうに思うところでございます。

そこで、なかなかこれを移すということにつきましては、慎重にしていかなければならないところでございますけれども、今後、遅かれ早かれ現在の本庁舎、支所も耐用年数が来るわけでございます。耐用年数が来れば当然、建て替えというものが出てきますよね。そのことは、それぞれの耐用年数が来た時期に考えるということではなくて、やはり、今後の市民サービスの面、あるいは物流の面、または交通の面、あるいは市内外の対応の面等々を視野に入れた総合的な観点から、いわば市長は「10年先を」と言われますけれども、百年の大計に立って、この庁舎問題というのは考えていかなければならないものではないかなというふうに思っております。

したがって、今のうちからしっかりと考えていくべき課題であろうかというふうに思っております。そのことについては、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市政の停滞を招かないように、そして、今話がありましたとおり、本庁舎の基金等も含めて、考え方を持って取り組みしていきたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） それでは、次の3点目の道路行政について伺いたいというふうに思います。

この道路行政につきましては、県道柿ノ木志布志線の弓場ヶ尾地区の改良計画の見通しについてということでございます。この見通しについて、お示しをいただきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 県道柿ノ木志布志線は、志布志港から志布志市街地を経て松山の中心地へ通ずる幹線道路であり、志布志市の重要な路線とし1期工事の延長1.4kmについては、完成しております。しかしながら、御質問のあった市道昭和・弓場ヶ尾線までの700mの区間につきまし

では、いまだ1車線で大型車の離合に支障を来している状況でございます。このような状況を早急に解消するために、2期整備の事業採択については、曽於地区土木協会の要望活動をお願いしているところであります。

今後も積極的に県に要望してまいります。

○20番（福重彰史君） 今市長の方からございましたけれども、そういうことは、前の市長も同じようなことを言われているわけなんです。これまでも「松山の中心地へ通じる基幹道路であるから、志布志市の重点路線として要望している」と、これは何回となく聞いております。本当にそうなのかというふうに思っているところでございます。

私も、この路線については、今回で合併後10回質問をいたしております。合併して12年が経過しているのに今ございました延長2,100mのうち1,400mしか整備がなされないということでございまして、本当に、これは残念なことだなというふうに思うところでございます。

そこで、この1期工事が終わってから、今何年経っておりますでしょうか。

○建設課長（假屋眞治君） お答えします。

1期工事ですけれども、18年度に着手しまして、22年度まで工事をしておりますので、その次は7年ほど採択されていないという状況でございます。

○20番（福重彰史君） 市長、1期工事が終わってからは7年、全く動いていない、見通しが立たないと、この現状について、どのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） あの700mもの区間というのは、人家が密集しております。私は路線を変えて取り組んだ方がいいのではないかと、これは私自身の考え方でございますが、県道でありますので、そこら辺の対応ができるのかどうか、このことも含めて、いわゆる人家の補償、そういうものを含めることがあるから取り組まないのかどうかという、ここ辺も具体的に県の方とも対応してみたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 市長、先ほども言いましたけれども、このことについては何回も質問をいたしておるところでございますけれども、この質問をするたびに、できない理由が変わってきてるんです、できない理由がですね。

例えば、若干示しますけれども、最初の頃は全体が1工区かと思ったら2工区に分けられて、これは前の市長が言われているわけですから、びっくりしたと、結果的に1工区はそのまま置き去りにされていると。最初の頃は、こういうことを言われていたんですよ。そしたら、その後になると、高規格道路の並行路線であるから、ここはできないんだというようなことですよ。そういうことを言われているかという、今度は用地交渉がうまくいかないということ言われている。

そうすると、今市長が申された、その次は何と言われているかと、人家が連帯しているから、補償費がたくさんかかるのでネックになっている。こういうふうにだんだんだんだん理由が、そのたんび、そのたんびに理由が変わっているわけですよ。

だから、この路線については「志布志市の重要路線として要望している」と言われますけれども、本当にそうなのかということを疑わざるを得なくなってくるわけですよ。真剣にやっている

か。

今市長の方からもございましたけれども、曾於地区土木協会とか、そういうものから要請をしているんだと、これはもう通常のことですよ。だから、本当にここのことをそういうふうにして、大事な路線だということで、県にしっかりとした考え方を示して要請しているのかということはどうしても疑ってしまうわけなんですよ。そのことについて今、こうして理由が変わるというふうに申しあげましたけれども、このことについて、どうお考えですか。

○市長（下平晴行君） これは今私が答えたのは、私の考え方です。

今、過去の事例の話がありましたけれども、その辺の総括を見て、私は私なりの対応を県としていきたいと思っております。

○20番（福重彰史君） 人が変わったわけですから、首長が変わったわけですから、期待は申し上げますけれども、これまでの例として、私は本当にそうなのかと、疑わざるを得ないというようなことを申し上げておりますけれども、例えば、甚だしいと思うんですよ、「用地交渉がうまくいかない」ということであります。その用地交渉がうまくいかないということに対して、当時こういうことを私は言っているんですよ。当時の市長が、「ほとんどが地主の方と協議が整っていなかったんで、このような形で残されている、地元の方々の同意が得られるという見込みが立つとなれば事業化が進むのではないか」というふうに言われているわけですよ。

そこで私は、「この区間については、地主との交渉がなかなかうまくいっていないということで、そういうふうに認識してよろしいのか」ということを私はまたそこで聞いているわけです。そのことに対して、「そのとおりである」というふうに言われているわけです、そのとおりであると。そこで私は、用地交渉に入っているということは、この時点で初めて聞いたんですよ、初めて聞いたもんだから私は何回もやっているけれども、初めて聞いたと。「実際は、県が用地交渉に入っているということでございますよね」ということ聞いているわけですよ。そしたら何と言われるかと、「現実的には交渉は始まっていないところである。かなり厳しい状況だということが予想されるということになろうというふうに思っている」と、本当にですね、こういうようなことですよ、信用してくださいといたって信用できないですよ。

本当に真剣に、この路線について取り組んでいるのかということなんですよ。その場しのぎですよ。そういうその場しのぎでやっていて、この路線については、前回のときも私言いましたけれども、本当に松山と志布志をつなぐ唯一の道路です。幹線道路です。当然松山の2分の1の経済圏は志布志です。商業圏、経済圏は、買い物は志布志の方に来るわけです。交通量も相当多いというのは、市長も認識されているかと思えます。そういう中で、なかなか進まないという原因は、何か別にあるんじゃないかなという気がしてならないわけなんですよ、どうですかね。

○市長（下平晴行君） その原因がどうかは、今の時点では全然聞いておりませんので分かりませんが、県の方にお聞きをして、どういう状況で進まないのか、そこら辺はお聞きして、また答えをしたいというふうに思います。

○20番（福重彰史君） ここで建設課長にちょっと伺いますけれども、前回やった時に、先ほど

もちょっと市長も触れられましたけれども、「なかなかこの路線については難しいことがあるから、新しいバイパス的なものは検討できないか」という指示を受けている」と、その時あなたは建設課長じゃないんですけれども、「指示を受けている」と、そして、「県の方も用地アセスというのを最近始めている」というところまで言われているわけなんですよ。これ、そういう方向にちゃんと動いているんですか、しかも用地アセスというのが最近始めているという県がですね、そういうところまで言われているわけですから。

○建設課長（假屋眞治君） 私の方も今までの経過をちょっと振り返ってみまして、その中であったのが、重点施策事業が優先で、その次が地域密着型事業だとか、そういう流れがある中で、いろいろできない理由とかの説明がずっと続いてきたところでございました。

要望についても、曾於地区土木協会で、これは志布志市と曾於市と大崎町の合同の要望ですので、全部を要望しております。要望については、これ以外にも29年度もあったんですが、行政懇話会というのが、志布志市と大隅地域振興局の対面式の要望活動がありまして、その中で、この地区のことについての文面での回答としては、先ほどありますとおり、「未整備区間の約0.7kmの整備については、沿線に人家が密集しており、整備には多額の家屋補償が予想されることから、厳しい財政状況を考えると、早期の事業着手は厳しい状況にある」ということでございました。これが去年の8月28日です。私どもも本当に9路線ぐらい要望をしています、「全て重要な路線ですので何とかならないですか」ということでお話ししましたが、その段階ではアセスの話とか、具体的にバイパスをこうしたらいいですかとかいう提案までには私どもも至っていません、そこまで確認が今のところ取れないところでございます。

しかしながら、重要な路線ということで、全て要望をしているところです。

それから、それ以外に建設部長、それから各課長を集めた土木事業連絡会というのがあります。その中で、県は全体的に道路について財政的に厳しいということで、考えとしては用地、それから予算ということになりますので、事前の用地調査をして、そこが用地交渉ができるという。そこに相続がいっぱいあってできないとか、ここは他の箇所では難航した人がいるとかいうような情報を集めながら、そういう所がなければ、環境が整ってちょっと優先的にできるというようなことを県の方から聞いているところでございます。

○20番（福重彰史君） 今の建設課長の答弁を聞いても分かるかと思えますけれども、結局ですよ、そういうことは、もう既に7年前からやっておかなければならないことですよ。こういうふうにして何回もやることによってですよ、そして、そういう形で今は動いていると。だから、本当にここをそういうような路線として捉えているのかと。本当に先程来いろんな方も申されまされども、市民目線ですよ、本当にそういう市民目線の中で、こういう道路行政もされているのかということですよ。

県はですよ、そのまちの路線、どれを優先的にすべきかと、してもらいたいかということについて、十分そのまちの考え方を尊重しながら路線については予算を付けていくというようなことは前から言われているわけですよ。県の指導だけじゃなくて、まちがどれに優先度を付けてや

っていくかということ。やはり、そのこと等も考えたときには、やはり市長、この路線については前の市長の考え方じゃなくて、あなたの考え方でしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことを強く要請いたしておきまして、次に入らせていただきます。

次は、県道塗木大隅線の宮下地区についての改良計画はどのようになっているかということでございます。

この地区についても、これは20年以上前から全く動いていないという状況がございます。今回、局所改良が計画をされて、この路線の中で計画をされているようでございますけれども、局所の改良でございますけれども、一步前進ではあるかというふうに思いますけれども、市長も今回の選挙を通して、あるいはまた在野期間の中で、この道路を通られたのではないかなというふうに思いますけれども、率直に、この改良されている所から改良されていないその部分について、率直にこの現状を見た時に、どう思われましたか。

○市長（下平晴行君） 県道塗木大隅線においては、大野原工区の局部改良工事を平成29年度の繰越事業として現在着手していただいているところでございます。更に平成30年度には大越工区の局部改良工事を予定していると伺っております。この2か所の局部改良工事が完了すれば、宮下地区において、道路改良工事の採択に向けて引き続き要望をしております。

私は、昨日現地を見てまいりました。確かに急カーブがあり、このままずっときたのかなというふうには思っておりますが、30年度に、そういう事業を展開していくということでは、毎年悪い所の改良について、取り組みをしていきたいというふうに思ったところでございます。

○20番（福重彰史君） 今、現地を見てこられたということでございますけれども、この2か所については改良が計画されているということで、今申し上げたとおり、一步前進ではあるわけでございますけれども、今後も局所改良という形でいけば、全体的な改良というのは、なかなかつなげてこないと思うんですよ。

やはり、今回の改良区域は、これでいいわけですがけれども、考え方とすれば、改良済みの所から順番にやっていかないと、一番危ないのは、それから大野原に行く、そこが一番危ないわけなんです。見てのとおり、非常に道路幅員が狭くて、大雨等々の時には路肩の決壊等々がしょっちゅうあって、土のうやらブルーシートが今も張ってあると思うんですけれども、そのたんびに土のうとブルーシートで応急的にやっていくというだけでございまして、順番にやっていかないことには、局所改良だけではなかなか進みません。

もう私も長い間議員をやっております。松山の道路改良にも相当が関わっております。そういう中で、自分の経験として局所改良でいけば、なかなか全体的な整備にはつながらない。それは50年も100年も経てば別かもしれませんけれども、なかなか地域の要望には応えることができないということでございます。この件につきましても、やはり松山と田之浦地区を結ぶ、これも唯一のたった1本の道路ですよ。

また、この両地域のつながりというのは、深い関係があるわけでもございまして、そういうふうに、現在でも田之浦から松山の方に買い物に来るといようなこともあるわけなんです。そう

いうふうに非常に交流の深い、そして、この道路を使う市民が多いというような路線でございますので、この路線につきましても、局所改良は改良でいいですけども、それが終われば、順番に整備をしていくんだというような考え方で取り組んでいただきたいというふうに思います。

そういうような強い要望を県にも示すべきであるというふうに思いますので、その点についてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 局所改良工事をすれば、そこが終わりというような捉え方をしてもらっては、おっしゃるとおり次の改良ができなくなると、部分的にはしても、本来は改良をずっと継続してやる必要があるかというふうに思うんですが、恐らく県の方の予算的なものもあるだろうというふうには思いますけれども、そこら辺も含めて、県の方にも強く要望をしてまいりたいと思います。

○20番（福重彰史君） それでは、3番目でございますけれども、市道上松段馬場線の松山支所前から松山小学校方向への改良計画でございますけれども、いまだに具体的な案が示されおりませんけれども、このことについて、どうなっているのか、まず伺いたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 市道上松段馬場線の松山支所前から松山小学校方向への改良計画の進捗状況の御質問でございますが、平成26年5月に旧川上医院跡地の寄附申し込みがありまして、その後、平成27年12月に寄附の受け入れを判断し、翌年1月に市の財産として受け入れております。

現在、建物の解体及び歩道設置等について、予算措置をする時期を検討しているところであります。

先週、現地を見てまいりました。おっしゃるとおり、ここの歩道についても、子供の安心・安全の面でも早急に取り組まなければならないというふうに思っております。

○20番（福重彰史君） 今ございましたけれども、とにかくですね、何を言いたいかというところ、この路線についても、今おっしゃったように26年に、そういう寄附の申し出があって、そして、寄附採納という形が整ったわけですけども、これまでに、もう3年経過しているわけですよ、3年ですね。これも当時何と言われたかというところ、いわゆる旧病院跡地の問題があって、この整備が進まなかったと。しかし、市の方に跡地の寄附申し出があったので、それに基づいて道路の改良については、全体的な測量をしていくということを言っているわけなんです、その時点です。それから3年経っているけれども、何の動きもないということでございます。結局一番ネックになっている跡地の問題が片付いたわけですよ。建物撤去とか、いろんなのはあるんですけども、そういうような計画をしっかりと示しながら、そして、ここの路線については、こういう形で線形はなっていくんですよと、跡地については、こういうふうになっていくんですよというものが、やはり示されるべきであるというふうに思うわけなんです。こういうことが全くそういう跡地問題が解決したにもかかわらず、「これがネックになって」と言いながら、片付いたにもかかわらず何も着手していないということですよ。

やはり、物事というのは、やっぱりケースバイケースというものもあるわけですけども、ここについては、ここも多分行かれたと思うんですけども、学校への通学路ということで、今、青

のラインで応急的にやっておりますけれども、非常に危険性が高いということが分かっている、認識されているにもかかわらず、しかも、その改良が進まなかった、その問題が解決されたにもかかわらず何の着手もされていないという、そういうような姿勢ですよ。これがやはり疑われると、だから、行政というのは、そういうもんじゃないと私は思っております。そのことについては、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、平成30年度の6月補正で予算において、旧川上病院跡地の建物等の解体工事の予算計上を考えているところであります。

建物の解体が完了すれば、引き続き歩道設置工事に着手したいと考えております。

○20番（福重彰史君） それでは、今市長の口からそういった弁がございましたので、そのことを期待申し上げてきたいというふうに思います。

それでは、最後に入ります。

農業振興についてでございます。

現在、市内において、特に水田基盤整備が行われておるわけでございますけれども、この現在の基盤整備事業の進捗状況について、まず伺いたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 水田基盤整備につきましては、現在ほ場整備事業で行っており、中山間地域総合整備事業、志布志地区で13団地、有明地区で4団地、基盤整備促進事業、肆部合地区、経営体育成基盤整備事業、上門地区の4事業、計19団地で事業を進めており、農地環境整備事業、蓬原中野地区は、平成31年度の新規採択に向け計画書作成を進めております。

中山間地域総合整備事業、志布志地区は13団地中6団地の面工事が完了しており、中山間地域総合整備事業、有明地区は4団地中3団地の面工事を完了しており、未着手の団地につきましては、早期完成を目指し国・県に多くの予算を付けていただけるように働き掛けてまいります。

また、未整備地区よりほ場整備事業の要望が出てきた場合は、地元説明会を実施しまして、地権者の方から同意を得られるようであれば、県と協議を行い採択に向けて努力をしております。

○20番（福重彰史君） やはり現代農業に対応していくためには、基盤整備が非常に重要になってくるということは、私が言わなくても分かることでございますけれども、そういう中で水田の基盤整備が着々と進んでいるということでございます。

それぞれ団地によって違いがあろうかというふうに思いますけれども、完成後の作付けというものは、何が主というふうになりそうか、その点について伺いたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 議員おっしゃるとおり、ほ場整備後の作付け状況が農業所得にいかに関与するかというのが一番問題だと考えることでございます。

現在は、迫田地区、主にそういうところをほ場整備しております、今までは水稲のみという作付けでありましたが、これを暗きょ排水等を工夫して入れることにより裏作を作るということで考えおまして、裏作については、畜産用の飼料と、葉菜類を一応考えているところでございます。

○20番（福重彰史君） それぞれの地区によって、作物の作付けも変わってくるんじゃないかな

というふうに思うところでございますけれども、こういう事業をする中において、畑作ですよ、いわゆる畑作の作付けができるような所は、これはそれで非常に両方使えるということですから、稲作にも畑作にも使えるということですから、それはそれで一番いい状況であるわけでございますけれども、中には水稲以外の作付けはできないというような状況もあるのではないかなというふうに思うところでございます。まず、基盤整備事業の目的というのは、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） ほ場整備の目的といいますと、通常費用対効果の算定をする中で総工費節減、あと生産性の向上、あと荷傷み防止等々、算定されますので、そういうことを目的として実施しているところでございます。

○20番（福重彰史君） 今課長の申された、そういうことも当然目的であろうかというふうに思いますし、私は、この農家の高齢化や後継者不足、あるいは担い手不足の状況を鑑みたときに、それぞれの農地を抱えている方々の課題の解決ですね、それぞれが課題があるわけですから、その課題の解決を図って作業の効率化や省力化、また規模拡大等々を図りながら生産性の向上を図ると同時に農地の荒廃を防止するということは、やはり大きな目的ではないかなというふうに思っております。

そういうことで、着々と基盤整備は進んでいきますし、また今後も、そういう計画がなされるところもあるかもしれないという状況でございます。

一番の問題は、この事業が完了した後の維持管理ですね、ここが一番問題になっているところでございます。特に、先ほど言いました畑作を作付けできる所は、まだいいんですけども、水稲だけしか作付けできない所について、こういう所の中に事業完了後数年間は何も問題ないんだけど、その後、不良農地になっていくという状況がよく見られますよね。こういうような整備後の不良農地の実態というものを把握をされておりますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） その数値については、ちょっと押さえてないところでございます。

○20番（福重彰史君） この問題についても、不良農地問題についても、これも何回となくやっているかと思います。なかなか当初予算には、この不良農地というのは、いわゆる、田んぼのこのあたりで言う「ムタ」ですよ、湿田ですよ。湿田対策ですよ。このムタになると作業ができないという状況がございますので、特にこういうふうにして不良農地が散見してくると、数年経てば散見してくるという状況がございます。それに対応するために、市としても当初予算の中には計上はしていくんですけども、この関係の予算については、28年までは計上されておりますけれども、29年度、そして30年度も見てみると、30年度は、まだ骨格ですからですけども、計上されていないという状況がございます。28年まで計上されているにもかかわらず実施をできなかったということについて、ある程度のことは、私も承知しておりますけれども、そのことについて、できなかったということについての理由をお聞かせいただきたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員おっしゃられる件につきましては、暗きょ排水だと

考えるところでございますが、この点につきましては、議員おっしゃるとおり、平成28年度については予算計上した経緯がありまして、実際、最終的には地元の同意、そういうもろもろで調整がうまくできなかったということであったということで聞いております。

内容としましては、1団地、例えば、50筆ある中で、その中で実際希望されるのが10筆という形で、飛び飛びでかつ、その流末については、100から200m近く引っ張っていかないと排水が効かない状況であるということで、一人当たりの負担金が多くなるということで地元調整が難航して、結局は、その調整がとれなかったということで伺っております。

○20番（福重彰史君） これはですよ、課長、28年度だけじゃなかったですよ、27年度も出てきておりますよね。結局あの事業での相対的な国への予算要求ですよ、予算要求をしたにもかかわらず、決定額が非常に少なかったという状況の中で、どこを選択しながら、どの事業をすべきだというようなことで実施をされていない、暗きょ排水についてはですよ。私は、そういうふうにして認識をしているところでございますけれども、そういうことじゃなかったですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） その予算的、国・県の補助金の獲得も一つはあったかと思っておりますけれども、先ほど私が申しましたのも一つの要因かと考えるところでございます。

○20番（福重彰史君） この暗きょ排水については、今課長はそういうふうに言われますけれども、当時は私が申したような、そういうふうな形の中で、結局実施できなかったということであるわけですが、そういう中で29年度は頭出しにも出てこなかったという状況もございますけれども、これは毎年当初予算が付くたびに、この事業については土地改良区に委託しますよね、松山の場合ですよ、工事はですよ。いわゆる土地改良区に委託する形になっていきますよね。そうすると、そのたびに土地改良区からは、水田暗きょ排水工事事業の実施についてということで、それぞれ要望した申請者の所に、こういうふうにして通知がくるわけなんですよ。

これを読みますと、「事業の見直し、予算等の都合により延期されていまして水田暗きょ排水事業が今後実施予定でございます。負担金は前回と同じく1割負担です。実施時期は11月以降となります」こういうような通知が毎年来るんですよ、実施されないから。受益者は、「これは何なのか」と言うんですよと、これは何なのかと。本当に馬鹿にしているんじゃないかと言われます。毎年26年、27年、28年、毎年こうして来るんですよ。田んぼの場合は、特に中山間地においては、いわゆる主食米、飯米農家がほとんどですよ。自分の田んぼに、自分の課題を解決するために、基盤整備事業に取り組んでいながらですよ、自分なりの負担もしながら、そして自分の田んぼに作付けができないという状況があるわけなんですよ。

そういう中で、田んぼを何枚も持っている人は、まだいいんですけども1枚しか持っていない人は自分の田んぼに、そういう事業を導入して、結局数年後から水稻の作付けができないという状況があるということなんですよ。こういうことをしっかりと考えてもらわないとですね。国・県に予算要求しているけれども、思うような予算が取れないということであるなら、市単独でもやるべきじゃないかというふうに思うところがございます。そのことについて御答弁いただきたいと思っております。

そして、私の一般質問をそれで終わります。

○市長（下平晴行君） これは内容をしっかりと見極めて、全体で調査・研究してまいります。

○議長（西江園 明君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午後1時30分から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時16分 散会

平成30年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：平成30年3月13日（火曜日）午後1時30分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

丸 山 一

小 園 義 行

日程第3 議案第32号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員氏名 (20名)

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広
危機管理監 河 野 穂 積	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午後1時30分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、12番、丸山一君の一般質問を許可します。

○12番（丸山 一君） 改めまして、こんにちは、中学校の卒業式があつて、その後、食事等で、かなり忙しかったんじゃないかと思うんですけども、ひとつよろしくお願いをいたします。ちょっと眠たい時間ですけども、今日が最後ですので、頑張っていきたいと思ひます。

通告に基づきまして、質問をいたします。

まず植物の保護についてであります。

市内にある貴重なフクロハエゴケ、バクチノキについての現状の認識と対応策を問うということで質問をいたします。

35年前になりますから、私がまだ35歳ぐらいで、まだ若かりし頃、勤務しておりました会社が養鰻を始めるということで、なかなかボーリングした結果、いい水が出ないということで、いろいろあったんですけども、そしたらすぐ近くに水源池があつたと、この水を何とか利用させてもらえないだろうかということでお話がありまして調査をしましてところ、ここの水源池は江戸時代から続いている水源池であつて、安楽土地改良区の水田の一部の水源になっているようでありました。地元の人にとりましては、水源殿（ミケンドン）という名前で、すごく親しまれていました。

この水源池は、100㎡程度の広さがありまして、奥の方に約12mぐらいですから、ちょうどこの高さぐらいの全面シラスの直立したシラスの崖でありまして、よく見るとボラ層、ボラ砂でできておりました。そのボラ砂でできている12mの直立したシラスの崖の下から約1mぐらいの所で、全体的にシャワー状に水がきれいに噴き出していたんです。これは珍しいと、こんな所は全国的に見ても無いだろうと、下から出てくるか、壁の下から出るのは見えますけれども、1mの高さでシャワー状に全体水が噴き出てくる、そういう所はまずないだろうと、ずっと気にはしてはいたんですよ。2年ほど前から先日亡くなりました出口さんと、「出口さん、こういうシャワー状のことを市民の人たちに知らしめて楽しんでもらったらどうかな」という話をしましてところ、出口さんいわく、「丸山さん、シャワーじゃないよ」と、「あの水面の下にある藻がものすごい貴重なんだ」ということを言われまして、じゃあそれを保護するためには、「出口さん一肌脱いでよ」と、

「俺が一生懸命やるから文化財保護指定の方に持っていきたくないか」という話をしていた矢先に彼が亡くなってしまって、非常に残念に思っておったわけです。そのシラス崖にも、珍しいことに中腹に穴が三つぐらいあいていまして、直径が6 cmか7 cmぐらいのと10cmぐらいの穴が三つぐらいあいてまして、それをいろいろ聞きましたら、今貴重なカワセミとヤマセミの営巣用の巣であるということを知りまして、こんな所に巣をつくるのかと、何回か見に行っているうちに、カワセミが出入りしたり、ヤマセミが出入りしたりしたのを見たんですよ。ですから、「こんな貴重な場所は、どしてん出口さん何とかしようや」という話をしていたところ亡くなってしまって、残念に思っていたわけです。

土地改良区の理事会の中でも、そういう話をしましたところ、その中の一人が「私が地権者だよ」と言われまして、じゃあこれは何とかせないかなという話をし、見に行きましたところ、これは当時より水面が1 mぐらい上がった状態でありまして、僕が見たのは、水面1 mぐらい下だったんですね。ところが去年見に行った時には、22号台風の影響で枯れ枝等が全部落っこって、この藻が見えないような状態になっていたんですよ。地権者の人に断りまして、俺が中に入って枯れ枝等は撤去するから、これは何とかきれいにしようよという話をしましたところ、文化財保護審議会の馬場さんという人に、まだ詳しい人がいらっしゃるよと紹介されまして、聞いたところ、このフクロハエゴケについては、水面下で100㎡ぐらいの面積で、これだけ繁茂している所は、もう日本でここしか無いと。通常は湿った岩の上とか、水路の脇とかに張り付いたように生えているのが普通だと。見ようによっては、北海道の阿寒湖のマリモみたいな感じに見えますけどね、こういうところは無いんだよということで、これは何とかせないかなという話はずっとしておりました。

今回、馬場さんといろいろ話をする中で、これはどうしても市の文化財として保護して皆さんに周知してもらわなくちゃいけないということで考えておるんですけども、市の現状を知っているのか。それと、その結果、見解といいますか、対応をお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 丸山議員の御質問にお答えします。

志布志町安楽の上門地区の遊水地に自生しておりますフクロハエゴケにつきましては、私も議員からその存在を指摘されて、初めて認識したところでございます。志布志町柳井谷に自生しておりますバクチノキにつきましては存じておりましたし、今回市の指定候補物件であるとの報告を受けたところでございます。

フクロハエゴケにつきましては、自生する湧水地が台風による倒木や落盤等の影響もあり、若干荒れている状況だと感じたところでございます。

また、以前のきれいであった時の写真を見ますと、当時の状況に戻す必要性を感じましたので、今後は見学会を開催するなど、市民の方々の鑑賞する機会を増やしながら保護への機運を高めてまいりたいと考えます。

市の天然記念物に指定する件につきましては、教育委員会の管轄でありますので、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会では、文化財や天然記念物等の保護を目的に、市の指定候補を選定し、その中から貴重なものや緊急性の高いものから毎年数件を新たに市指定文化財として登録しております。

議員御質問のフクロハエゴケにつきましては、今候補から漏れておりましたので、今後は専門家等の意見をお伺いしながら市指定の天然記念物として文化財保護審議会に諮問してまいりたいと考えております。

○12番（丸山 一君） 今、前向きな答弁がありましたので、これで終わりにしようかなと思うんですけども、実際、全国的な調査は僕もしていませんけれども、審議会の馬場先生なんかに聞きますと、「こういう貴重なものは、どうしても残していかなくちゃいかん」ということをきつく言われましたので、今の答弁でありましたとおり、教育委員会の方も前向きに対応していただきたいと思います。

ただ、枯れた枝等がいっぱい落ちていますので、人間が入っていくと、駄目なんですよ。水草や苔をやっちゃうから。地権者と話をしました時には、3人ぐらいで入って行って、1列でずっと長く入って行って、あとは拾ったものを手渡しで片付けた方がいいだろうと、中を動き回ってしまうと駄目になるということでもあります。

それと、今現在、焼酎会社の水源になっているようでございますので、そちらの方との対応も必要かと思えます。

今、この写真で見ますと、シャワーが出ているのは、この水面から20cmぐらい上までしか出ないんですよ。僕が見た時には、まだ水面は1mぐらい下、なぜかといいますと、手前に擁壁ができて、コンクリート擁壁で上げているもんだから、水面が上がって行ってしまったと。だから、僕は地権者に言って、板ですてありますから、コンクリート壁があつて真ん中に板でせきがしてある。その板を少しずつ少しずつ下げていけば元の位置にかえるんじゃないかということは、地権者とも話をしております。

従来どおりに1mぐらい水面が下がりますと、そのシャワー状態が見れる状況になるかと思えますので、ぜひそのところは地権者等ともいろいろ相談されまして対応されれば良いかと思えます。

それでは、次のバクチノキについて質問をいたします。

市長は、これはもう御存じだったんですよね。

教育長は、見られた。

[教育長「はい」と呼ぶ]

○12番（丸山 一君） 馬場先生のところで聞き取り調査をしていますと、僕が帰ろうとした時に、「丸山さん、実はバクチノキというのがあるよ」と言われまして、「どこにあるんですか」と言ったら、大体柳井谷のここだと言われたから、大体土地勘がありますので、そのまま走っていたらすぐ分かりました。実は、十四、五年ぐらい前に、そのバクチノキの裏の家の裏山の治山工事をやったことがありまして、その当時休憩時間に、この木は知ってたんですよ。ただ十四、五

年前で、その頃は何の木じゃるか珍しい木やなというぐらいだったんですけれども、馬場先生のお話を聞きまして、ぜひこれは市の方で何とか対応してもらわないかんといい気持ちになりましたので、質問をいたします。

このバクチノキは、全国的にみても、ここに写真がありますけれども、大体大人5人か6人ぐらいで、手をつないで囲うような大きさです。幹周りが6 m 2 cmと書いてありまして、高さは樹高が22mとあります。実際下から見上げますと、ものすごいでかい木なんですよね。こういう木は、なかなか無いんだと。ところが夏井の山の中にもあるんだということで、夏井の山の中で鑑賞会をしようかといっって、募集をしたところ、70名ぐらいが来られたということだったんですよ。そしたら来てる人に、「ここよりまだ太かたがあつど」と、僕らは通常柳井谷（やねだん）と言いますけれども、柳井谷集落に、でかいのがあるということで、また行って確認をしましたところ、これを見つけたということで、審議会の馬場先生なんかには言わせると、ぜひこれも守っていくべき木であろうということなんですよ。

神奈川県小田原市早川には、国の天然記念物になっております。徳島県の小松島市田野町にあるは県の天然記念物になっているということでありました。

柳井谷集落のこれを見ますと、幹周りも6 m 2 cmですから、これも多分全国的に見て2番だろうと、2番目の大きさと貴重なものだから、これはぜひとも保護もしなくちゃいけないだろうと。それで、話の中で聞いたんですけれども、100年ほど前にウィルソンが城山に来た時にもバクチノキはあったと、そのバクチノキを100年後に調べたところが、幹周りはたった70cmしか広がっていないということで記録としてありますので、多分これは、話によりますと600年ぐらい経ってるんじゃないかという貴重な木なんですよね。

私の質問通告に基づいて、市長も教育長も現地調査をされたと思うんですけれども、これについての対応、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員御指摘のフクロハエゴケやバクチノキをはじめ、市内に生息する希少動植物の保護につきましては、その対象種ごとに関係する法律等を参考にするとともに、その必要性等を確認しながら個別に対応していきたいと考えております。

また、志布志市生物多様性地域戦略検討委員会を昨年8月30日に立ち上げ、今後市内外の有識者等と本市の希少動植物などを含め、生物多様性の地域戦略を平成32年度までに策定をしていきたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほどのフクロハエゴケと同じようにバクチノキも、私はバクチノキそのものは知っておりましたけれども、あの大きさには本当に圧倒されました。聞くところによると、先ほど議員言われましたように、日本で2番目のバクチノキが志布志市にあるということ、その驚きというのが非常に私自身も感動いたしました。

そういう貴重な文化財ですので、今のところ市の指定に入っておりませんので、先ほどフクロハエゴケと同じように、文化財保護保護審議会の方に諮問をしていきたいなど、そういうふうに

考えております。

○12番(丸山 一君) ここに新聞の切り抜きがあるんですけども、平成26年9月26日の南日本新聞だと思っておりますけれども、それを見て、11月29日に鑑賞会を開いたところ、70名の参加があったということだったんですよ。だから、市民の人たちもかなりこういうことには、遺産であったりとか、天然記念物になるような物に対しては、ものすごい興味があるようでございます。実際、3年ほど前からやった石橋ツアーも1台のバスに乗り切れないぐらい来られて、2回に分けたんです。去年はちょっと少なかったんですけどね。だから、皆さんすごく興味がある。

それと今度原田古墳で出た、名前は知らないんですけども、戦闘に使う胴着みたいなやつ、あれが見つかったということで、1,000人ぐらい来られたんですかね、2,000人だったかな。市の方ではバスでピストン輸送をしたということでありますので、皆さんこういうことにはすごく興味がおありのようで、ぜひここは、今答弁でありましたとおり、文化財保護審議会の方で検討していただいて、ぜひともなるべく早い対応をしていただきたいなと思います。

この場所は、柳井谷集落から入って行って右に曲がって、また左へ登りになる所を右側に入っていく道なんですよ。駐車場も無いんですよ。乗用車も止められるようなスペースがあまり無いということで、その道路から入っていく道が、軽トラでやっと入っていくぐらいの道ですから、あれももうちょっと道路拡張をするなり、駐車場を設けるなりされたらどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) 私も実際に行って見ましたけれども、今議員言われますように軽トラックがやっと入っていくような状況でございます。どのような形で、いざ指定して市民の方々にたくさん見てもらうというような段階になった時に、どのような方法があるのかということについては、今後の大きな検討課題かなと思います。

フクロハエゴケにつきましても、あそこの池に行くまで、やっぱりちょっと道が狭かったり、いろんな状況がありますので、そのことについては、文化財保護審議会等でいろいろと議論しながら、多くの市民の方々が見学しやすいような状況をできるだけ作っていききたいなと、そういうふうに思っております。

○12番(丸山 一君) 今教育長がフクロハエゴケについて言われましたけれども、あそこは、とある会社の敷地の中を歩いていかななくてはいけないんですよ。昔は僕が勤めていた会社ですから、そこに言えば、今は養鰻を辞めていますので、何とか協力できるんじゃないかと思います。

柳井谷集落の所の軽トラがやっと入っていく道の左側には畑があって、今は作物を作っていないような気がするんですけども、あの畑の所有者は、ここの議場におられますので、大体想像がつくと思うんですけども、かなり地元の自慢として大事にしたいという気持ちでおられますので、市から駐車場、道路について御相談があれば、かなり前向きな対応をされていくんじゃないかと思いますので、ひとつその点も加味されまして、素早い対応をお願いしたいと思います。

それでは、2番目についてであります。

農作物のブランド化についてであります。コシヒカリの作付けが主流であった早期米につい

て、「なつほのか」への品種統一が図られたんですけれども、現状においては知名度が低いため、ネオニコチノイド系農薬の不使用を絡めたPRをすべきじゃないかということで質問をいたします。

昨年のもも航空防除連絡協議会におきまして、協議会の中の実施打ち合わせの中ですけれども、航空防除によるネオニコチノイド系農薬をやめて代替品に変えるということが決定をされました。そのことは、九州では長崎県に次いで2番目であります。鹿児島県内では初めてですね、このネオニコチノイド系農薬をやめるということが。だから、このことをしっかりと市民の人たちや市外の人たちにアピールしたら、すごく市のためになるんじゃないかと考えられますけれども、どのような対応をされますか。

○市長（下平晴行君） 早期ももについて、これまでコシヒカリ、イクヒカリの栽培が中心でしたが、平成30年産から有明地区を中心に食味も良く、収穫量の多い「なつほのか」に切り替えが進んでいるところであります。

また、無人ヘリの航空防除においては、カメムシ被害を低減するため、ネオニコチノイド系の薬剤を使用しておりましたが、ミツバチ等に被害を与えるという報告などがあったことから、平成30年からは非ネオニコチノイド系の薬剤に変更するというので生産者の皆さんと話し合いが完了したところであります。

議員がおっしゃるとおり、「なつほのか」は食味も良いと聞いておりますが、まだ新しい品種で知名度もございませんので、ネオニコチノイド農薬の不使用を含め、安心・安全な農作物の生産に努めながらブランド化し、PRに努めてまいります。

○12番（丸山 一君） もも航空防除連絡協議会の中でJAあおぞらの担当者より、30年度より全面的にコシヒカリからなつほのかに変えると言われました。理由といたしましては、コシヒカリは背が高く、高いがゆえに倒れやすいと。倒れるということで、僕らは白濁米といいますけれども、大体未成熟米なんですね、ももの中に汁が目一杯入ると、きれいな形になるんですけれども、中途半端だと白く濁ったような米になります。白く濁ったことで白濁米、未成熟米ということになるんですけれども、それが非常に多いと、それが農家にとりましても農協さんにとりましても、悩みの種であったわけです。13年ほど前になりますけれども、県が推奨していたイクヒカリというのがありましたので、一般質問でも私は言いました、イクヒカリはコシヒカリよりも10cmぐらい背丈が低いんだから、これもいいんじゃないかという質問をしましたところ、今でいう安楽上門地区と蓬原地区でかなり広まっていった事実はあるんですよ。

一般質問でした結果、「一さん済んだじな」とかいう話をされて喜んでおったところ、今度はJAあおぞらは、なつほのかにすると。一番の理由は、当時の協議会の中では一等米が0.3%しか無かったということ、確かそうだったと思うんですけれども、それで農家の所得が上がらないということで、なつほのかにするとということなんですよ。

なつほのかにつきましては、背丈がちょっと低いということで、倒伏に強くて収量が多いと。味については、おいしいということで、品質も良いということで特徴があるそうでございますの

で、JAあおぞらは、もうこれに全面的に切り替えるんだということなんです。ただ収穫がコシヒカリより1週間から10日ぐらい遅くなるということでもありますので、大体盆の頃に稲刈りが始まるかなということで、それについては野井倉土地改良区も取水の時期をずらそうじゃないかということで、検討は今しております。

ただ、田んぼの中にコシヒカリがあり、イクヒカリがあり、なつほのかがあり、WCSもあるということで、4種類の稲が植えられておりますので、非常に改良区とすれば難儀をしておりますけれども、一応JAあおぞらの意向をくみまして、それで、なつほのかを進めていこうということでもあります。

今、市長答弁にありましたとおり、知名度が低いですので、なんとか農政畜産課の方でもPRに努めていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 早期水稻につきましては、種類が多くて、これまで防除も苦労していたところでございます。

なつほのかにつきましては、非常に食味も良いということでもありますし、収量もあるということでございますので、JAの方と協議しながらブランド化を進めていきたいと思っております。

○12番（丸山 一君） 私もネットで米を130俵ぐらい売っております。確定申告はまじめにやっておりますので、間違いは無いんですけども、税務課長の目が光ったような気がするんですけども、大丈夫ですから。

ネットの中で、コシヒカリとイクヒカリを出しても、注文はイクヒカリはゼロなんです。どうしてもやっぱりネームバリューの差で、コシヒカリにいつちゃうんです。ですから、その例で考えたときにも、コシヒカリ、なつほのかとなった場合には、まずなつほのかにいかないんですよ。

ただ、魚沼産コシヒカリみたいな感じで、何とか産ササニシキとか冠が付いてますよね、ですから、その冠に当たるものをネオニコチノイド系農薬を代替品に替えるんだよと、それと減農薬をしていくんだよということをうたえば、市のPRになるかと思っておりますので、もう一度答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） ネオニコチノイド系農薬は、優れた殺虫効果があることから、多くの作物で使用されております。ネオニコチノイド系農薬の不使用では、消費者に訴えるものが弱いので、化学合成農薬5割低減、有機栽培を目指しブランド化を進めてまいります。

○12番（丸山 一君） 今、私の手元に「現代農業」の2014年6月号があります。こういう質問で、よく僕は利用させてもらうんですけども、この中にネオニコチノイド系殺虫剤に頼らない防除を目指すというので、JA佐渡とか、兵庫県のJAたじまとか、JA長崎というのが出てるんですよ。

その中で、ただ読み上げるだけにしますけれども、JA佐渡も、コウノトリを放鳥するということにあわせて、これをやっていって減農薬にして5割、6割減の農薬使用にしたと。それを今度はどうたい文句にしているものですから、すごく皆さんから注目されて、全国から注文がきている

ということであります。これはJ A田島さんもそうなんですよね。結果は、今市長が言われましてけれども、ミツバチ等にもすごく影響が少なくなってきたということなんです。実際、私はミツバチをいっぱい飼っていますけれども、大量に死ぬことが時々あるんですよね。多分これは農薬だろうということですから、今度は市の方ではネオニコチノイド系農薬をやめるということでありますので、PRしていけば市のためになるのではないかなということでありますので、市の方も一生懸命取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問、3問目にいきます。

防災についてであります。津波避難タワー設置についての現状と今後の進め方について質問をいたします。

一昨日の3月11日で東日本大震災が起きまして、ちょうど7年になるということで、新聞等を見ておりましたところ、犠牲者は2万2,081人です。その中の死者が1万5,895人、行方不明者が2,539人、関連死が3,647人であります。各地で様々な祈りのイベントが昼から夜にかけて開催をされました。私はそこで思うんですけれども、何気なく過ごしている日常的、平和な毎日が、すごく自分にとっては有り難いかなということをしみじみ痛切に感じております。

しかし、我が市民の間に3・11を踏まえた、その経験や予防措置が生かされているかということにつきましては、甚だ疑問に思っております。安心・安全を考えますと、まず高台へ避難することが一番なんです。それがかなわない人たちがおられる。その人たちのためには、避難困難区域で生活をしている人たちのことを言うわけですけれども、そういう人たちのために、今まで何回か津波避難タワー設置を訴えてまいりましたが、今現状どうなっているかお伺いをします。

○市長（下平晴行君） 津波避難タワーの整備につきましては、基礎的調査としまして、平成28年度に津波発生時の浸水想定区域のシミュレーションや津波到達時間内での避難が困難な区域の把握を行うための調査を実施いたしました。

更に、平成29年度におきましては、平成28年度の調査を基に浸水被害区域の避難方法の検討を行っているところであります。

今後は、2か年にわたって実施した基礎的調査を踏まえ、津波防災地域づくり推進計画を作成し、津波防災地域づくりのための方針や避難施設、避難路等の整備を含めた総合的な施策等を定め推進していくこととしております。

○12番（丸山 一君） 今テレビ等も、よくここ二、三日津波のことをやっておりますけれども、南海トラフ大地震がいつ起きてもおかしくない、それだけひずみがたまっているということでもあります。もしも発生しますと15分で、この志布志湾には到達するであろうと。津波の高さは大体文部科学省がシミュレーションしているのは7mですよね。そういうことを考えますと、急がなくちゃいけないと実際思うんですよね。

今度の30年度の当初予算の中で、2款、総務費で志布志市津波防災地域づくり推進計画の策定業務に1,500万円で委託をするということなんです。これは、よく見ますと全て一般財源です。昨年500万円で調査をするということで予算計上されて、調査されてどういう結果になったのかとい

うことも示されないでおりながら、今度は1,500万円の策定業務をするんだということでもありますので、昨年500万円計上されまして、調査をされたのであれば、この予算を組む前に、できればどういふ結果で、どういふふうになったよということを説明されたらどうなのかなと、一言も説明無しで予算をポンと計上するのは、甚だ議員にとっては失礼な話じゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 担当課長が答弁いたします。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ただいまございましたように、平成28年度と29年度2か年にわたりまして、基礎的調査を実施したところでございます。

28年度におきましては、避難困難区域の設定をいたしました。これを踏まえまして、29年度に避難方法の検討を今現在実施している最中でございます。

基礎的調査ということでございましたので、今の志布志市の現状をしっかりと確認をした上で、今後の計画をつくっていく必要があるというふうに考えておりましたので、確かに昨年、それから今年度の調査結果について、お示しをしていなかったところは反省を申し上げますけれども、この結果を踏まえまして、平成30年度に相対的な津波防災のまちづくりをするための計画づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 今、危機管理監の説明で大体分かったんですけども、実際予算を計上して調査をしたというのであれば、次の追加予算を組む前には、やっぱり我々も市民のためにも、やっぱり僕は表示して説明をするべきであろうと、説明不足、今の国会じゃないですけど、説明不足だと思うんですよね。今の危機管理監のお話で大体分かってきたんですけども、それとも一つ、港湾商工課の方でも同じ金額、1,500万円というのが組んでありましたね。あれは、よく見ると県の予算の方であって、市の負担を計算しますと200万円ぐらいありますよね。あれと今度の1,500万円の予算とリンクしないのかなという気がするんですけど、それは大丈夫ですかね。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

港湾商工課の方で予算を組まれているものにつきましては、県がそういった津波避難対策のための計画をしていくということの委託の予算というふうに聞いております。

先ほど申しました津波防災地域づくり推進計画につきましては、市の浸水区域を踏まえて相対的な津波防災の地域づくりをやっていくという計画でございます。

その中で、今度は基の法律というのが違うんですけども南海トラフ法に基づきます津波避難緊急事業計画、これも市で作成するということになりますが、この津波避難緊急事業計画もあわせて作成をしていく中で、県の方も有利な財源、補助率のかさ上げ等、できるということでございますので、そういうところにつきましては、県と連携をとりながら実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（丸山 一君） 港湾商工課の方で計上されました1,500万円というのは緊急高台づくりと

かだったかな、あれは、名前はちょっと今忘れましたが、確か何かそういう感じだったですよ。ということは、港湾の施設の中に高台を造るという、あれは計画なんではなかね。詳しいことは、まだ当初だからいいんですけども、今課長が分かっているならば、ちょっと説明いただけますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 港湾改修事業負担金の中で、津波避難対策事業ということで県の事業費1,500万円に対しまして、市の負担額が200万円計上してあるところですが、これは議員が今お話されたとおり、港湾施設内に高台を設置するという計画で、今県の方で進められております。

詳細については、まだ県の方から示されておられませんので、緑地等々に高台を設置する計画で今進められているというふうに伺っております。

○12番（丸山 一君） 今の課長答弁で大体県の方の予算で対応していくということが分かりましたけれども、要は僕らが言っているのは、今までも何人の議員も言われましたけれども、津波避難タワーの場合は、市内には浸水区域を含めて大体4か所ぐらいは必要であろうということ僕らは言ってきたわけです。

それと県の施設の中に1か所高台を造るとなれば、それがリンクすることはないかなということがありますので、そこは綿密に打ち合わせをしていただきたいと思います。

それと今危機管理監の説明によりまして、大体分かったんですけども、500万円を計上して浸水区域の再調査をする。そのことで避難困難区域を設定をしていくと、今現在進行形ですよ、これは。

それと30年度には津波防災地域づくり推進計画をつくるために1,500万円を計上したと、と同時に津波避難対策緊急事業計画をつくるということは今言われましたけれども、同時進行でありながら、片方は1,500万円を計上して作業委託をするということでもありますけれども、津波避難対策緊急事業計画というのは、これは市が危機管理室の方で大丈夫ですかね。職員は3人か4人しかいないかと思うんですけども、その職員で対応できるのか、足りなければ市長にお願いすればいいかと思うんですけども、大丈夫ですかね。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

1,500万円の委託料の中には、ただいま申し上げました津波防災地域づくり推進計画、それから津波避難緊急事業計画、それとあわせて津波避難タワーの基本構想も同時にやっていくというふうに考えております。

今、緊急事業計画の方につきましては、本年度から県の方と打ち合わせをしながら、必要なおおむね5か年の事業計画ということになっておりますので、それは県の方の事業も含めて市の事業も取り入れてやっていくというふうに考えております。

今、大変御心配をいただきましたが、これは市としても、なんとしても進めていかないとけない事業計画であると思っておりますので、今のスタッフの中で事業を進めていけるように、まい進していきたいと思っております。

以上です。

○12番（丸山 一君） 今の説明によりますと、同時に津波避難タワー基本構想もつくっていくんだということですよね。であれば、津波避難対策緊急事業計画もつくりながら、タワーの基本構想もやるということで、危機管理室の今3人か4人ぐらいしか職員がいないかと思うんですけども、大丈夫ですかね。

○危機管理監（河野穂積君） 4人スタッフがおりますけれども、4人のスタッフで頑張っていきたいと思っております。

○12番（丸山 一君） 4人しかいないということではありますが、頑張っていくということでもありますので、大変だろうとは思いますが、それは頑張っていくしかない、今答弁されたんだからやるしかないですよね。今更、市長に人員を増やしてくださいとは言えないでしょう。4人でやると答弁したわけですから、夜も眠らずに頑張りたい。

3・11の後の6月議会で12人の議員が一般質問をしました。その12人の中の9人は防災についてであったんですよね。それから延々津波のこととか防災のことは、ずっと皆さん関心がありますから言ってきた。僕もその時に言ったんですけども、当時は総務省、文部科学省、国交省で「津波避難タワーについては補助金を出しますよ」ということがありました。ただ取り組む姿勢は市町村によって、それはまちまちでしょうから、時限立法じゃないのかと、間に合わないんじゃないかと僕が言ったところ、「いや大丈夫だ」と前の市長が言われたんですけども、危機管理監、そこは今から申し込んでも大丈夫ですかね。もう予算が無いんじゃないかと心配しているんですけども。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

3・11以降、本市としてもできるものからいろいろな対策をしてきたというふうに認識しております。

今御質問のございました補助金等につきまして、本市が、仮にこの事業を取り入れてやれる事業があるとしたら、社会資本整備総合交付金事業、この中の防災安全交付金というのがございます。この事業が一番取り組みやすいのではないかとということで、今、県の方には問い合わせをしているところであります。所管は都市計画の部門になるというふうに聞いております。

30年度つくる予定でおります津波防災地域づくり推進計画につきましては、浸水区域というのが都市計画区域と非常に重複するところがございまして、いわば防災の方の都市計画というような位置付けになってくるのかというふうに考えております。でありますので、その都市計画サイドの部門の補助金の事業ということになろうかと思っております。

今のところ、この社会資本総合交付金が無くなると思いますか、そういった状況はうかがっていないところでございます。

○12番（丸山 一君） 今るる説明されましたけれども、やっぱり予算には限度があるわけだから、いつまでもエンドレスではないだろうという気がするんですけども、実際もう幾つかは打ち切られているわけですから。ですから、社会資本交付金というのがあるということでもあります

けれども、今事業計画を進めていくのであれば、そのところは確認されておいた方がいいかと思えます。それと、先ほどの答弁の中で「5か年」と言われましたけれども、この5か年というのはいつまでのことで5か年なんですかね。去年、おとし始まったのをスタート1年目とするわけですか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ちょっと説明が足りなかったところもございますが、予定をしております津波防災地域づくり計画といいますのは、10年、20年というスパンの中の計画というふうに考えております。これは都市計画の計画期間と一緒だというふうに考えておりますけれども、先ほど5年と申しましたのは、この津波避難緊急事業計画が、平成26年度を初年度としてということになっておりますので、平成26年度を初年度ということは、平成26年度以降着手をして、おおむね5年間で整備していく事業を計画していくというふうに聞いております。

以上です。

○12番（丸山 一君） 26年度を初年度とするということは、5か年ということは31年、来年度になるわけですね。その中では、5か年で避難タワーも設置をできるという想定なんですか。計画だけが先走って行って、5か年でその後タワー設置となるんですか、設置完了が5か年後ですか。

○危機管理監（河野穂積君） 失礼いたしました。

ただいまの件、ちょっと説明がまた足りなかったと思っておりますけれども、26年度を初年度といいますのは、この津波防災地域づくり推進法というのは26年度に策定をされておまして、それに基づいて地域づくり計画をするというようなことになっております。26年度を初年度といいますのは、26年度以降着手する、例えば、29年度であれば、29年度着手をした場合に、それ以降5か年というふうに聞いておりますので、その間でおおむねできる事業を計画していくということになるかと思えます。

○12番（丸山 一君） 今の説明で大体分かりましたけれども、であれば、津波防災推進計画と津波避難対策緊急事業計画と津波避難タワー構想、この三つを同時に30年度でつくるということですよ、今までの説明によりますと。

それで、今度は設置までは何年ぐらいかかったらできるんですかね。30年度にこの計画をつくるわけでしょう、それから申請をして、着工、完成というのは、何年後になるという想定ですか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

現在、津波避難施設の位置でありますとか、そういったものは、現在委託先で調査中ですので、はっきりとした基数といいますのは、実際に津波避難緊急ビルで補完をできる場所であるとか、そういった所については、そのビルの指定を増やしていく、どうしても、そういった堅牢な建物が無い所について津波避難施設をつくる必要があるかというふうに考えておりますので、基数によって年度が、その5か年の中で完結できるのかどうかということは、これからきっちりと確認をしていかないといけないところではあると思えますけれども、我々もなるべく早

い時期に結果を出したいと思っておりますので、おおむね、この5か年で結果が出せるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 今の話の中にもありましたけれども、津波が来た時に緊急に避難をするビルが、市の駅周辺には結構あるわけですよ、高い建物が。ところが、そこから離れた区域についてはほとんど無い。僕らの地区だって病院の2階建てがあるぐらい。稚子松方面にも無いですよ、若浜住宅のあたりも、海に向かって走っていけば飼料会社等がありますからいいんですけど、逆の方向を向いた時に無いですよ。それと、東側に行きますと元タイヨーがあった区域、あそこあたりもビルらしいビルというのは、天水さんの7階建てビルとか、あれぐらいはありますけれども。だからそういうことを考えておって、できれば最低4か所は必要だよということを私らは口酸っぱく言っているわけですよ。

ですから、今の答弁にありましたとおり、5か年かかるということでもありますので、なるべく早い着工を目指してやっていただきたいというので、市長にもう一度お伺いしますけれども、答弁をお聞きしまして終わりにいたします。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるとおり、津波防災地域づくり推進計画、それから津波避難緊急事業計画とあわせて30年度に津波避難タワーの基本構想、基本計画の作成を同時進行で進めてまいりたいということで、当初予算に計上させていただいているということでございます。

市民の皆様の不安を解消する上でも、スピード感を持って進めていきたいと考えております。

[丸山一君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

2時35分から再開いたします。

○
午後2時24分 休憩
午後2時34分 再開
○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

[小園義行君「ちょっと待って」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 暫時休憩します。

○
午後2時35分 休憩
午後2時35分 再開
○

○議長（西江園 明君） 再開いたします。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。先の市議会議員選挙で8回目の当

選を、通算ですけれどももさせていただきました。住民の皆さんが主人公という日本共産党の立場と、憲法を暮らしに生かすと、そういったことを訴え、選挙戦を戦って、市民の皆さん方のお力で当選をさせていただきました。この1期4年間、新しい気持ちで誠実に住民の皆さんとお約束したことを実現をするために、全力で頑張っていきたいというふうに思います。

また、下平市長も当選おめでとうございます。お互いに力を合わせて、このまち、私たちの志布志市を住み良い、いいものにするために大いにこの場で議論をして前に進んでいきたいというふうに思います。共に力を合わせて頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

一方で、今、国会を見ていると、本当に情けない、本当に情けない、1年前に私はそのことを少し、この一般質問の冒頭で話をしました。森友問題が全く他人事のようにやって、何のための議論をしてきたんだろうと、まさにニセのものを出して、国会の場で当局、いわゆる内閣も、そのもので国民を愚弄してきたということが明らかになってきました。こういうことでは、日本の民主主義は本当に壊れてしまいます。そういったことでなくて、しっかりと私たちが選んだ代表で国会を運営されているわけですけれども、本当に今の安倍政権のやり方というのは、私たち一地方の議員、私は一国民といいますか、そういう立場から見ても、本当に国民をないがしろにしていると。昨日の安倍総理大臣のあの記者会見、あれが本当に謝罪をしているという姿には私には映りませんでした。もっと真摯にですね、安倍総理大臣がいつも「真摯に」という言葉を使われますけれども、あの言葉の意味が分かってないんじゃないかという思いが私は少ししております。真面目に一生懸命取り組んでいくと、そういう立場を私たちにしっかりと見せてもらいたいものだというふうに思います。今後、この森友問題が、どういう方向に行くのか、これは、ひとえに内閣の責任、そういったものを含めて、マスコミも一生懸命やって、本当に首相の弁護をするような、そういうことではなくて、しっかりと批判するところは批判すると、そういう立場に立ってやってもらいたいものだと、また野党の皆さんもですね、本当に真実は何だったのかと明らかにして欲しいと、そういった点でここ志布志市のこの議会は市長も代わりました。私たち議員も新しくなりました。

昨日も、私は岩根議員とのやり取りを聞いていまして、しっかりと質問をする側もされて、そして当局の方も、うそを言わずに、しっかりとその事実を答弁をされていまして。そういったことをお互いに積み重ねて、いいまちにしていきたいものだなというふうに思ったところであります。

そういった意味で、ぜひ私たち議会も新しくなりました。市長も代わりましたので、これまでの行政を継続しながら、一方で新しく提案をし、いいまちにしていくと、そういう立場で全力でお互いに頑張っていきたいと思います。

そういった立場から、今回通告をしていました点について、順次質問をしてまいります。

まず、政治姿勢ということで通告をさせていただきました。

下平市長は、所信表明で「志布志支所に本庁を置き、新たなまちづくりを推進すべきである」と述べられて、今後段階的に実行していくことを表明されている、本庁の問題ですけれども。

今後4年間の、この本庁の問題についての取り組みをこれまでも何人かの議員がされていますけれども、改めて取り組みを今後4年間の取り組みをどうされていこうとしているのか、お聞きしたいと思います。

あわせて、これまで私は、平成18年の合併をした次の議会から、ずっとこの問題を12年間議会の中で議論をさせていただきました。前市長とですね。一時期、下平市長もその時は議員として参画をされていたわけですが、こうした議論をどのように受け止めておられたのか、答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

本庁の移転につきましては、これからの4年の間での実現に向けて、早速解決すべき課題の抽出と分析を進めながら必要な経費の積算、基金の造成の開始の検討、組織の見直し等に着手いたします。これまでの議会での議論につきましては、庁舎の在り方に関して具体的な方向性が何ら示されなかったという認識でございます。

私は、本庁を志布志支所に移転することを表明しておりますが、単に本庁を移転することが最終的な目標ではなく、本庁を志布志支所に移転した上で新たなまちづくりを推進していくことこそが、私の目指すものであるというビジョンを持って、このことに取り組んでまいります。

○19番（小園義行君） 今市長の方からありました。基金を造成していく、組織の在り方、また向こうに移すことで、まちづくりをこうやってしていくんだという、そういう先を見通しての今の答弁でありました。私も大いに、そのことには立場を同じにするものでございます。

私がこの間、この本庁舎問題を12年間もなぜ取り上げてきたかと、そのことを少し私もお示しをしたいと思います。

合併の時に、本庁舎の位置をここに置くということを条例がお示しになりました。その時に、私は反対討論をしております。地方自治法第4条第1項の規定に基づき、志布志市役所の位置を次のように定める。志布志市有明町野井倉1756番地、ここです。

私は、この「ここに定める」といったときに、地方自治法の第4条、これは「事務所の位置を条例で定めなければならない」とうたっております。第2項で、「前項の事務所の位置を定め、またはこれを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係などについて適当な考慮を払わなければならない」というふうに上位法が求めています。交通の事情や他の官公署との関係、これは行政実例はいろいろありますけれども、逐条解説とかありますけれども、いわゆる郵便局、銀行、保健所、職業安定所、そして、国や県の出先機関、出先という大変失礼ですけれども、そういう機関がある所が望ましいということで、「住民の利用に最も便利であるように適当な考慮を払わなければならない」という上位法が求めている。そこで、志布志市有明町野井倉1756番地が、この上位法が求めている交通の利便性とか、そういったものをした時にどうだろうかという、私は、いろんな角度から考えて、その条例に反対をしたところであります。

これは、私たちは法令遵守というのを基本に、いろんなことを進めていまして、これまでも私

も条例改正等々があるたびに上位法との関係で、こういうふうに条例を改正するものでございますという、当局の提案に対して賛成をしたり反対をしたりしてきています。それは当然上位法が求めているものに極力そごがないようにしないと、おかしいことになるわけで、そこについて私自身は反対をしてきたところでもあります。

そういった立場で、ずっと、この地方自治法第4条第2項が求めているこのものと、志布志市のこの事務所の位置を定めた条例は、少しそごがあると。そういうものがあって、前市長に12年間いろんな角度から質問をして、見直しをすべきじゃないかということをやってきたところでもあります。

そういった意味で今回、下平市長が当選をされて公約といいますか、そういうことも含めてですね、志布志支所に所信表明で表明されました。所信表明というのは向こう4年間、私は、こういう方針でやりますよということですので、施政方針とは若干違うところがあります。

今、答弁がありましたように、今後、喫緊の情勢や組織の在り方を見直していく、そして向こうに移すのが最終の目的でありませぬよという、そういった立場で大いに理解をするところでもあります。

先の質問をされた方々の中で、ここで市長も所信表明で述べておられますが、いわゆる主要課を本庁舎機能を志布志支所へ移転してまいりたいということで、「市長室と主要な課を移転することを検討してまいります」というふうに答弁があったんですね。このことが自治法上の地方自治法が求めているものと、少しちょっとそごわないんじゃないかという思いがあるんですよ。

なぜかという、志布志支所に市長室、そして主要な課、それぞれ総務課とかおっしゃいましたね。そのことが、この自治法が求めているものと少し違うのではないかという思いがあるんですよ。なんでかという、ここに地方自治法の第155条に「市町村においては、普通公共団体の長、その権限に属する事務を分掌させるために、市町村については支所を設けることができる」というふうに言っていますね。そして、支所というのは、この要旨はどういうことかという、「支所は、その区域内の住民の便宜のために、長の権限に属する事務を全般的に分掌させるため設ける総合的な出先機関でありますよ」というふうに言っていますね。そうした時に、市長室と総務課、企画政策課、財政課、港湾商工課、そのものを向こうにやった時に、この自治法が求めている支所というものと、本庁との関係がちょっと明確でなくなるんじゃないかなという思いがあって、やり取りを聞いていたんですね。そこについては、どういう見解をお持ちなのかということをしつこく答弁をしてください。

○市長（下平晴行君） 私が、この所信表明の中では、本庁をそのまま持つてくるというのは物理的にちょっと無理じゃないかという考え方でありまして、段階的という考え方があったものですから、こういうような文言の書き方になったというふうに思います。

議員おっしゃるとおり、これは地方自治法の第4条の第2項、ここに交通のアクセス問題、それから、その他の機関、国・県、おっしゃるように病院あるいは銀行、そういう所に本庁は置くべきであるというようなことも明記されておりますので、私がここに記載したのは、さっき言っ

たとおり、段階的でないと物理的に一緒に持ってくることはできないんじゃないかなという考え方で掲載をしたということでございます。

○19番（小園義行君）　そこで今市長の思いはそうでしょう。でも、しかし自治法が求めているもの地方自治法の第4条第2項と今度は第155条、いわゆる支所をどうするんですか、支所の設置ということですよ。そうした時に、この法律で行政実例ですよ、「本法において支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所を意味するものであって、土木、勸業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない」というふうに言ってるんですね。

今市長の考え方でいくと、市長室、総務課、財務課、企画政策課というものを志布志の支所に持っていったとしますね。そうした時、有明では、そのものをどうするんだろうということになりますね、いなくなるわけですから。そうすると、この地方自治法の第155条が求めているものと、ちょっとそごが出てきますよと、そうするやり方は果たしてどうだろうかと。せっかく新しく市長が選挙で訴えになって当選をされて、それを実現しようということですから、私が考えるに、この4年間で市長が志布志支所に移すという考えを持っておられれば、急いでねそういうことをしないで、例えば、1年、2年は準備のためにいろいろ努力をして、3年経ったときに条例改正をして、あわせて一緒に本庁の位置も条例改正をし、本庁の位置を例えば、志布志二丁目1番1号にするという条例改正と、ここの今本庁が有明町野井倉、この番地ですね、ここは総合支所にしますという条例の改正を出された方が、住民にとって変な形にならないし、サービスの低下を招かないというふうに私は思うんですよ。そういった意味で、この地方自治法が求めているものと、我がまちの条例とそごがないようにするためには、慌てて市長室、そして総務課、企画政策課、財務課、港湾商工課というのを持っていくということじゃなくて、市長に与えられた時間というのは4年間あるわけですから、本当に、この4年間であなたの公約を実現するという、手法としては、私は、その方が住民の皆さんもすっきりするし、いいのではないかという思いがあって、この質問を今させてもらっているんです。いろんな準備をしてやっていく、動かすということを今おっしゃっていますのでね、私は3年目ぐらいで、そこに基づいて基金の造成とか、そういったのは目的があれば議会がどう認めるかどうかは別として、そういうことでしょうか、そういうやり方の方がすっきりするなど、そういう思いが私はあるんですけど、いかがですか。

○市長（下平晴行君）　自治法関係もありますので、総務課長の方で答弁いたします。

○総務課長（武石裕二君）　本庁舎と支所の関係でございますが、今議員御指摘のとおり、自治法の第4条、それから第155条は、当然本庁の位置を志布志に持っていくとした時に、あわせて条例の改正をしないといけないということが出てこようかと思えます。昨日の質問等でも法律のうんぬんということは申し上げなかったんですけども、そういったことになろうかと思えます。

今、なかなかこの自治法上と、それから今の総合支所、分庁というのは、法と庁舎位置との部分で、若干どこの自治体もなんでしょうけれども、はっきりとはしていないと。ただ本庁舎位置は当然条例、それから支所、それから出張所等というふうにもなりますけれども、これも条例で

定めるということになります。

例を申し上げますと、私どもも市長から志布志支所に本庁機能を移すということの指示がございましたので、その時期と、それから条例を出すタイミング、当然第4条と第155条は同時に出さなければならないということは、私も理解をさせていただきますし、また、それに伴う改修の若干改修とか、移設をする時の経費が出てこようかと思っておりますので、予算等もあわせて出さなければならないと。段階的に昨日申しあげました3か所に支所があつて、志布志支所が一時的に本庁になるということは、これは段階的に、そういった手法もあると。これは南九州市も、こういう形で三つであそこは合併してございますけれども、三つが支所で、その中のまた一つが本庁ということで、条例上の位置が第4条と、それから第155条の中で、本庁においては支所と本庁が同じ事務所というか、住所になるということの例もございまして、そういった手法がいいのか。一遍に本庁と、それから総合支所という形がいいのか、今後4年間の中でしっかりと、法に違反することはできませんので、そういったところは研究をしながら市長と協議をしながら進めてまいりたいというふうには考えております。

○19番（小園義行君） 本庁を志布志支所に移すという議論を今しているわけですがけれども、そのプロセスで、この上位法とそごがあつてはいかんという、そのことを私が今質問をしているわけで、今、総務課長の方から答弁がありましたけれども、実際に条例改正がないままにそうした時に、ここも、昨日岩根議員の方からも出ていましたけれども、有明の現在の本庁から、そういうものが無くなるじゃないかという時に、ここに支所長を置くということは、条例改正をしないと支所長を置けないんですよ。だから、そういう不具合が無いようにした方が、せっかく住民は下平市長をそれで良いということで選んだんですよ。だから、いい形でするためにも、その南九州市の例もいいでしょう。でも基本的には4年間時間があるんですからね、慌ててそういう形に、すぐ市長室や、そこは志布志に持って行くよということでもないというふうに思うんですね。

だから、この4年間で本庁を志布志に、そして、有明本庁だったここは総合支所にしますと、条例改正した方がすっきりする。そういう思いがあります。12年間、本庁を志布志の支所に移せと言った議員が、今そのことは、「いっと待て」と言っているわけですけど、これは非常に私は何事も住民にとって不利益が起らない形でした方がいいと思うからですよ。だからぜひそのことは慎重に考えられて、当選したからすぐだよということではないと思うんですよ。やり取りがありましたね、いろんな立場の人の意見も聞くとかいうこともありましたので、今の上位法が求めているものと、条例は、条例第1号が本庁です。第2号は支所を松山支所と志布志支所とすることで区域をくくってますね。ここを市長室とかいったときに、ここは支所長は置けないですよ、条例改正をしない限りは。だから、そういうことをした時には、すっきりといった方がいいかなと。それは上位法で上の方に聞いてもらって、いやそれでも構わないよということであれば、私が勉強した中では少しそれは無理があるという思いがあつて、この4年間でするために、きちんと順序を踏んでという形の方がいいのかなと、そういう思いがあります。

ぜひですね、これ1回変なことになって失敗すると、元にかえりませんよ。だから、そういう

ことがあるということで、この地方自治法の第4条と第155条のこれ、そして、あわせて我がまちの条例改正ですね、そこをしっかりと整合性が取れた形でやらないと問題があるなという思いがあつての質問ですけど、少し整理をさせてもらいましたけどいかがですか。

○総務課長（武石裕二君） 今御指摘をいただいたとおり、やはり上位法の地方自治法の第4条、それから第155条については、同時に上げていかないといけないと。当然有明の本庁の機能が変わっていきますので、総合支所方式を一旦とるとした場合にも、支所長を置くとした場合は、その改正が出てこようかというふうに思いますので、しっかりと上位法を見定めて、今後4年間という1期ございますので、他の自治体の例とか、また法律の解釈等を見ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） そういう立場でですね、本当に12年間志布志市を考えたときに、「ないごち小園さん本庁を志布志に持っていかないかんとな」て、それはそういう方も確かにおられましたけど、あえて議員として、そのことをどう考えて、我がまちをどういう方向に持っていったらいいのかという、これは当然執行権者である首長しかないですけど、議員としては、やっぱりそれをチェックしながらですよ、おかしいことはおかしいと。そして、もっといいものにするためには、この方がいいと思って、どうですか市長という、前の市長とやってきました。12年間ですよ、毎議会してきました。でも、今回市長が、この所信表明で述べられています。「トップが変われば行政が変わる」そのことを私は実感しております。下平市長だから、こういう議論をしていますよ。そうでなければ座長に、あの研究結果をどう生かすのかという質問をしなきゃいけなかったわけですけど、首長、執行権者がそういう方向を4年間でやるという所信が表明されましたので、今そういう質問をしているところです。

ぜひですね、このことについては先ほど総務課長が答弁されましたけど、市長も、その立場でこの地方自治法が求めているものと我がまちの条例がありますのでね、そのことについてはその無いようにちゃんとやっていく。いつときでもそんなことがあったら本来はおかしいわけで、そういうことの無いように進めていくという、そういう思いがあるかどうかということの答弁お願いします。

○市長（下平晴行君） 議員の指摘のとおり、上位法、そして自治法等との関係をしっかりと調査・研究して取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、1期4年間というのは長いようで短いですけど、短いようで長いんですよ、一方ではですね。じっくり腰を据えて、この問題には取り組んで、他の議員の方々もいろんなことを質問されました。そういうことも受けて、この4年間で掲げられた公約の一つである本庁を志布志の支所に移すという、その公約実現のために全力を挙げていただきたいと。

そして、ここにおられる関係の職員の補助、職員という大変失礼ですけども、その方々も市長と一緒に力を合わせて4年後に、そういう形になったらいいなというふうに私は思っております。このことについては、今後毎回一般質問をするということは、おそらくこれで終わ

りで、時々はやるかもしれませんが、ぜひですね、公約ですからね、公の約束ですから、それをしっかりと捉えて実現のために誠実に取り組んで欲しいと思います。答弁は先ほどありましたので、このことについては終わります。

では、次に選挙の対応についてということで少しお願いをします。

今回、この選挙管理委員会から、こんなにたくさんの文書が私たちのところに、私にです、他にも多分行っているかどうかよく分かりません。私のところに、こんなにたくさんの文書が来たというのは、私も農業委員会を含めると10数回選挙をしていますけれども、初めてです。今回の選挙に対する問い合わせ等への対応というのを選挙管理委員会でどういうふうな議論がされて、このような対応だったのかというのを少しお願いします。

○市長（下平晴行君） 総務課長が答弁いたします。

○総務課長（武石裕二君） 選挙管理委員会関連の質問でございますので、事務局長を兼務しておりますので、私の方で答弁させていただきます。

今回、今文書等をお示ししてもらいましたけれども、市長、市議会議員選挙におきまして、いわゆる地元選挙ということもございました。それから、非常に問い合わせ、苦情を含めていろいろ選挙管理委員会の方に来たところでした。

それから、今回新人6名の方の、初めての選挙でもあったというようなこともございまして、その制度の説明とか、それから、いろいろ問い合わせがあったものにつきまして、やはり、これは公平にですね、公平・公正に全ての選挙に立候補されている方に、やはり文書として配布をすべきだろうということで選挙管理委員会の方でそれを決めまして、非常に多くなりましたけど、文書等で、あるいは問い合わせがあったものについては口頭で、その旨問い合わせについては答弁をしたところでした。その中で、私どもが選挙管理委員会の方で、これは全ての候補の方に文書として配布をすべきだということで、非常に多くなりましたけど、途中で候補の方々も今言われました「今回は何かあったとけ」とか、そういう問い合わせもあったところでしたけれども、私どもとしては、しっかりと選挙の方に、十分御理解をされていることは承知をしておりましたけど、文書で配布をしたということでございます。

○19番（小園義行君） 私は、たくさん何回も選挙を経験して来たから、俺のところによこさんでいいよって、そんなおごりとかね、そういう意味じゃなくて、選挙管理委員会が果たすべき役割として疑問が来たら、その人に懇切丁寧に、こういうことですよと、だから、そういうことはいけませんということでやられた方がよかったのかなと。だって立候補予定者の説明会の時に長く時間を取って、こういうことですよということは逐一立候補予定者の方に説明があって、その物まで、言葉でやったんじゃないですよ、物までやられているんだから、何か疑問に感じた方がおられたら、その人だけに返しておけばそれで済んだはずというふうな思いがあって、選挙管理委員会の在り方としてどうなのかと。その証拠に前回4年前ですね、その時もたくさん新しい人が出られたんですよ、一緒でしたよ、その時はこんなに来てませんよ。

だから、ぜひ選挙管理委員会というのは、1回1回全員に周知という、それは確かに公正な選

挙をするという意味ではいいことだと思いますけれども、来られた方に丁寧に説明してあげる、そして、その人が違反を起こさないようにやるという、そういうことだと思うんですけど、一つ気になったのがですね、「違反情報に関する措置について」ということで、1月25日のやつ、「選挙管理委員会が把握した違反情報については、全て警察に通報しています。その違反情報に対する措置状況については、個人情報、選挙管理委員会による調査、情報及び警察による捜査情報が含まれるため、候補者、選挙人など、いずれの方から照会されてもお答えすることはできませんので、その旨通知します」、これを受けたらですね、ドキッとしますよ。

選挙管理委員会が、これはすることですかね。私は、これをもらった時ですね、何か私たちが悪いことしているというふうに受け止めてしまいましたね。たくさんの物が来て、「選挙運動に関して把握した違反情報について、全て警察に通報しています」、違反があったということですよ、これ。これをね、違反があったのに警察に通報するだけで捜査権がないからとか、いろいろあるかもしれない。そういう前に、それは駄目ですよというのが、本来選挙管理委員会が果たすべき役割だと思って、私は長く公民館長をしたから俺は勉強する必要はないんだとか、長く議員をしてるから、そんな勉強もしちよっじいらんとやぞと、そういうことじゃないですよ。

選挙管理委員会が果たすべき役割として、これはどうだろうかという思いがあったから今回取り上げていますが、これ違反があったんですねということになるんですか、それは聞きませんが、今後の選挙の在り方として、そこについては選挙管理委員会で、こういうことも含めて、よく議論をしていただいて、いつかの時点で広報でも何でもいいでしょう、そういうふうにしてください。

これは選挙管理委員会が違反があったと、確認してますよね。選挙管理委員会が把握した違反情報、違反があった。全て警察に通報。それは違反だったかどうかと、あとは警察権力がやると、こういうことじゃなくて、もっと公正にして選挙をしてくださいということで、投票にどんどん行けて投票率が上がるように努力するのが選挙管理委員会の仕事だと思う。これはドッキリしましたよ。ぜひですね、今後の対応というのを、こういう形で今後もやっていかれるのかどうか、お願いします。

○総務課長（武石裕二君） 今回非常に多い文書ということで、私も全部全て中は見ておりますので、ただ警察の方からも、いろいろ情報共有をするということもありましたし、それから県の選挙管理委員会の方にも問い合わせ等がございまして、県の選管からも、こちらの方に問い合わせが来ると。当然、現地等を確認をして、先ほどありましたとおり、直接来られた分については詳しく説明をいたしたところでした。それで共通をする内容等については、文書で全ての候補の方に出した方がいいんじゃないかというようなことで、その判断をして、文書で配布をしたような状況でございます。

当然、私ども選挙管理委員会は、捜査権とかというのはございませぬので、そういう違反じゃないかというようなことについては、しっかりと法とか県の選管と照らし合わせまして、警察の方には、こういった形で通報というか報告をした状況でございました。

この通知については、今御指摘をちょっとお聞きまして、やはり少し文書としてどうなのかなというふうに私も反省はしておりますけれども、また選挙管理委員会が開催をされますので、その時に今回の文書の件については、再度委員の方々にも確認をしていただいて、また今後の選挙もごございますので、その方針は出していきたいというふうには考えております。

○19番（小園義行君） ぜひそういう議論がされることをお願いします。

あと少し、二つほどです。投票入場券の配布、これが当日に告示の日になっても届いていないんですね。今回は、なぜそういうことだったのか。告示にならないと、それを交付できないという何か法的根拠があったんですか。

○総務課長（武石裕二君） 告示日の前の日に、その選挙人というか確定がごございますので、当然その告示日以降でないとは配布ができないということは法で定めがごございます。

今回、入場券が遅れたということで、多数この問い合わせも多かったところでごございました。早い段階で、私どもも郵便局の方にお問い合わせをしたところでごございましたけれども、早いところは即、翌日に届いた所もあったところでした。ただ3日ぐらいかかった所もございましたので、郵便局の方に問い合わせをして、いろいろコースの問題とか、それから文書配布等も多かったというようなこともあったところでしたけれども、しっかりと、そういったことの無いように、早く市民の方々に入場券が届くようお願いはしたところでした。そういった意味で、ちょっと遅れたということでございます。法の定めはあるところでございます。

○19番（小園義行君） 私は、今サービス業は人がいなくて大変なんですね。JP、日本郵便株式会社も大変だと思うんですよ、正直言ってね。全戸にしないといけないわけで、ここで投票所においての投票ということで、公職選挙法第44条で自ら投票所で投票しなければならないというふうにうたってるんですよ。そのために投票所入場券というのが、どういうことかというのと、こういうふうに実例、判例ですよ、「投票所入場券は、その事前の交付によって選挙人に選挙の日時、場所を周知させ、かつ投票当日の投票所において選挙人であることを確認する一手段に供するにすぎないものであって、これを引き換えに投票用紙を交付しなければならない趣旨のものではない」というふうにうたっているんですね。だから告示の前でもいいんですよ、これ。これは昭和25年9月16日、東京高等裁判所で確定しています。

投票所入場券は、いつ選挙があって、自分も投票する権利があるんだなということを選挙の事前にお知らせするということであって、告示が無いと駄目だということにはならないということであって、ぜひこのことについては改善をしていただいて、サービス業等は、郵便局がいいのかどうか分かりませんが、人手が足りなくて大変ですよ。今の日本郵便は、だからそういうことも考えると、事前に配達ができるような体制をとってもらおうと。そしてまた、不在者投票は次の日からすぐできるわけですから、期日前投票はですね。そういうことも考えて選挙管理委員会で、このことについても議論していただきたいというふうに思います。この判例に基づいて私は今質問をしていますが、選管でもこのことについては少し議論していただけますか。

○総務課長（武石裕二君） 公職選挙法等で照らし合わせた中で、告示というのがやはり一つの

基準ということになりますので、それ以降に確定をした後、送付をするというのが、私どもとしては一番いいのかなというふうには思っているところですが、ただ判例等が示されているということでしたので、また、このこともあわせて選挙管理委員会の方では、ちょっと協議をしていきたいというふうには思います。

○19番（小園義行君） そうでなければ、これまでのやり方がおかしかったということになっちゃうんですね。今そういう答弁がありましたのでぜひお願いします。

選挙に関してはもう一つです。

実は障がいを抱えている方々、障がいには三つあるわけですけど、身体障がいの方は、それぞれできますね。問題があるというか、今回いろんな相談があったのが身体障がいの方でも声が出ないとか、そして知的障がいの人が投票所に行って投票する際に、なかなか難しかったと。

例えばですね、先ほど言いました公職選挙法は第44条で投票所における投票ということで、「選挙の当日、自ら投票所に行き投票しなければならない」とこううたっている、本人がですよ。もちろん今は期日前投票があるから選挙の当日でなくてもいいわけです。期日前投票にアピアに行かれたり、いろいろされますね。その時に、知的障がいの重い方が行かれたんですね。そして、「この人は意思が確認できないから駄目だ」と。お願いをするけど、どうしても難しかった。別の所に行った、そしたら、どの方ですかとってしたら、指差し、この人ですと書いてありますね。はがきを出したり、名刺を出したり、それぞれ持って行って、この人に入れてくださいと、このことでできたんですよ、そこではね。投票ができたんですよ。すべからく同じようにそれができるようなものにしておかないと、Aという所の期日前投票所じゃ駄目で、Bという所ではOKだったと。これだと非常に、その方も障がいを抱えておられる人に、そこに行って介助するというふうにしたいわけですけど、法が代理投票ということで3人、投票立会人から2人選んで1人を必ず書くということで立ち合わせなければならないとやっていますね。書けないから代理投票ですよ。その時に、私は、この人Aさんに投票したいとって指差しです。これで確認できますね。それさえもできなくて、私は、この人にとって、それぞれ候補者の方は名刺をお願いしますよとやったりいろいろされているんでしょう。そういう中で、告示後に選挙のはがきが行きますね。あれを持って、「この人に」とこういったことも大丈夫だよというぐらいのことがないと、非常に障がいを抱えてる人は権利としての投票、それができないわけですよ。

そこらについては、この問題も選挙管理委員会で少し議論していただいて、法に抵触するといかんですよ、投票の秘密保持というのがあるわけですから、そのことはよく考えられて、そういうAではできたけど、Bではできなかった。今回はAではできなかったけど、Bではできたんですよ、期日前投票がね。それは、やり方はそういうことですよ。だから、ぜひそのことについても投票立会人をしていただく方々は大変でしょうけれども、そういう障がいを抱えている人が来た時の投票に対する対応ですね、選挙管理委員会として。ここについても投票しやすい状況をつくってあげる。そして投票率を上げていく、そのことが大事だと思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（武石裕二君） 今の御指摘のありました件につきましては、期日前投票の中で、2

か所行かれて、1か所では今ありましたとおり、できなかったということで、早速、夕方以降でしたので翌日取りまとめを2か所それぞれの職員に、それから立会いの方に確認をしていただいたものを、ここに取りまとめをしたものがございます。決して不公平というかですね、そういうことで1か所目ができなかったということではございませんので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

やはり私ども選挙事務に携わる職員には、事前に説明会等を実施をいたします。その中で段差のある所については、スロープを設置してしっかりと気付いたら即、自ら行って抱えて入場をさせるようにとか、それから滑らないようにしっかりと気を付けて帰りも下まで送るとかということも説明をしているところでございます。

当然、選挙というのは、今議員御指摘のとおり、公平・公正、いかなる方にも公平に選挙をしていただかなければならないという義務がございますので、今後もそういう障がいを抱えられている方については、この代理投票制度がございますので、再度選挙の度に、そこについては職員立会いをほとんど職員がいたしますので、徹底して、そこは再度説明をして、安心して投票ができるように、また再度通達というか、そういうことをしていきたいというふうには思います。

それから、この件については、選挙管理委員会の中でも報告はしたところでございますので、しっかりと、そういう障がいを抱えられた方も安心して選挙ができるような体制をとるようということも言われたところですので、今後もそういう意識で投票には立ち会っていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひそういう形で、法に抵触する形、それを逸脱してやれということじゃないのですかね、ぜひ選管で議論をしていただきたいと。はい、分かりました。

次に、3番目に国保税についてということで質問します。

たくさんの相談を受ける中で、国保税の相談というのを受けるわけですがけれども、本市の税の滞納による差し押さえというのが、本市の場合は、国保税、市民税、固定資産税、もろもろ一緒になって滞納されている方々の滞納分に対しての差し押さえというのがされていると思うんですけども、この現状はどうですか。差し押さえ、いわゆる国保税だけに限らず、税の差し押さえの状況をちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） 本市におきましては、財産を差し押さえる場合には、国税徴収法第75条に定める差し押さえ禁止財産及び同法第76条に定める給与の差し押さえ禁止に関わる規定を遵守し、執行をしているところでございます。

○税務課長（野邊孝蔵君） 補足して説明申し上げます。

本市における平成29年度の税の滞納に伴う差し押さえの状況でございますが、平成30年2月末現在で債権57件、不動産30件、動産2件、預貯金141件、給与18件、合計248件でございます。このうち国保税を含む件数が債権43件、不動産14件、動産1件、預貯金68件、給与13件、合計139件でございます。

以上です。

○19番（小園義行君） 今それぞれ数字が出ましたけど、少し課長早口でよく聞きにくいものもありました。それはそれとして、これだけの差し押さえがされているわけですね。その差し押さえをするなというわけじゃありませんよ、差し押さえをする際に、例えば国保税について厚生労働省が都道府県に通知をしています。給料ですね、3人家族の場合、本人1か月だと10万円で、あと2人いるわけですから、4万5,000円×2で19万円、これは差し押さえをしてはいけませんよというような、こういう基準が明確にあるわけですね。

本市は、このことは守られているとは思いますが、この厚生労働省が出しているこの国保税に関しての差し押さえ、ここについては、きちんと基準が守られて先ほど課長がおっしゃったそういう答弁になっているというふうに理解していいですね。

○税務課長（野邊孝蔵君） 給与差し押さえの基準につきましては、先ほど市長が申しましたとおりでございます。一つ目に給与等から差し引かれる所得税、市県民税、社会保険料、二つ目に生活保障費として滞納者本人に月10万円に、生計を一にする者1人につき4万5,000円を加算した額、三つ目に対面維持費として、給与等から引かれる所得税、市県民税、社会保険料、それから先ほど言いました社会保障費の合計額を差し引いた金額に100分の20を乗じた額、以上の三つの合計した額が給与からの差し押さえ禁止額となっているところでございまして、毎月の給与等について差押禁止額を計算いたしまして、給与等に残額が出る場合にのみ、残額部分を取り立てているところでございまして、この基準に基づいて取り立てを実施しているところでございます。

以上です。

○19番（小園義行君） そういう基準が明確にされた上で、この差し押さえを行っているという理解ですよね。そういうことでいいんですね。

実は、生活保護、今は課長がおっしゃった10万円と4万5,000円の1人不足ことによって2人だと9万円ですね、19万円。これは、いわゆる滞納者に対しての生活困窮者は、執行停止にするべきだというようなことで、厚生労働省が都道府県に通知をして、そして市町村にも下りてきてると、それで今課長がおっしゃったようなことがされているという理解です。ここの基準が明確になってないと、ちょっといろんなことが起きるからですよ。実際、ちょっと相談もありましたけど、この生活保護受給者から、いわゆる滞納分の徴収をしていると、そういった自治体がありますか。

○税務課長（野邊孝蔵君） お答えいたします。

生活保護に認定された場合、認定前の滞納分が消滅するものではないため、少しずつでも分納していただくよう本人と協議いたしております。協議の結果、同意をいただいた方については、国保税や他の税目の滞納分について分納していただいているケースもございます。

以上です

○19番（小園義行君） 税務課としては、少しでも、そうして徴収をしたいということでしょうけど、これ生活保護法でいくと、第57条に「被保険者は保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない」、第58条ですよ「被保護者は、既に給与を受けた保護金品又はこれを受

ける権利を差し押さえられることがない」というふうに生活保護法は求めているんですね。これは福祉課のところですけど、福祉課としては、今税務課長がおっしゃった、「同意をいただいたらもらっている」という、そういうケースもあるんでしょう。この生活保護法の本質からして、福祉事務所としては、そういったことがどういうことになるのかというお考えを少しお願いします。

○福祉課長（折田孝幸君） 福祉事務所といたしましては、生活保護法第1条の目的を達成するために、日々市民に寄り添い業務を遂行しているところでございます。

したがって、生活に困窮する市民に対しまして、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長しているところでございます。

御質問の件につきましては、あくまでも被保護者との協議により同意を得た上で納付していただいているというふうに、今税務課長が答弁したとおりで伺っているところです。

将来、保護から自立した際も基本的には滞納分については残ってしまうため、保護受給世帯の中には、少しずつでもという思いの中で分納されている世帯があるところだと認識しております。

本人の意思によりまして、納税を行っているということで、福祉事務所としては理解しているところであります。

今、最後議員がおっしゃいました生活保護法の公課禁止の部分でございますが、これはあくまでも生活保護期間中の公課禁止規定であるというふうに解釈しておりますので、それ以前の今税務課長が答弁した滞納金額、滞納金については、この規定は適用されないというふうに理解しております。

○19番（小園義行君） 実は、そういう方から相談がありまして、よく考えると、よくそんなことが起きると、生活保護というのは最後のセーフティーネットのところ、最低限度の生活を営む権利を有する生存権の憲法第25条から始まって、生活保護法のそこで決定がされて生活保護費が支給されていますね。

そうしたときに、今、福祉課長がおっしゃった、それはよく分かりますよ。だけど、基本その人は「生活保護を受けているから、どうしても払え」と言われれば、「はい」ってならざるを得ないようなところもあるわけで、自立されたら、またどんどん課税していいし、そういうことだと思うんです。

生活保護の状況になっている中で、そこからいわゆる過去のものを徴収するというのは、果たしてどうなんだろうというのがあって、私自身は、ぜひ国保税の関係もそうですけど、福祉事務所と税務課とよく議論、連携をとって、そういうことに極力ならんような対応をとるべきだと思うんですけど、そこについては、今後の問題もありますね。生活保護に私も陥るかもしれませんが、その時に、ここでぎりぎりのところで計算してもらっているわけで、そこについてはですよ、しっかりとした各課の連携があつて向き合ってもらいたいものだと思いますが、いかがですか。

○税務課長（野邊孝蔵君） 現在におきましては、個々のいろんな状況を実態調査いたしまして、その結果に基づきまして、ケースごとに判断をいたしているところでございます。

今後におきましては、生活保護受給になった経緯や今後の社会的自立の可能性など、実態に詳しい福祉事務所と連携を深めながら、納税相談や実態調査、財産調査において、きめ細やかな状況把握に努め、滞納処分の執行停止も視野に入れながら個々の状況に合わせた対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

○19番（小園義行君） 福祉事務所としても、そういった思いですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 福祉事務所としましても、現在は基本的には保護の認定、それから廃止があった場合、特に税務課等と連携をしながらやってきたわけなんですけど、今後は、そういった世帯の状況であったり、就労の関係であったり、今後の可能性についても福祉事務所として持っている情報の中で連携できる部分については、連携してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長これね、市長にも認識をお伺いしたいんですけども、生活保護を受給になって病気になったりとかして、健康になって自立して、また仕事をして税金を納めてもらうという、これが今生活保護法が国が考えているやり方ですよ、自立という。御飯がしっかり食べられないのによ、健康になれませんね。そういった意味では、今それぞれ税務課、福祉事務所、考え方あったんですけども、ぜひ市長が今回掲げられているグループ制ということをやろうとされています。ぜひ、それで各課の連携をとって、こういったことにならないような対応ができんもんかという思いがあるんですよ。生活保護をされている人で、毎日おいしいものを肉をパクパク食っているということ、僕は、たくさんの人に相談とか行きますけど、無いと思うんですよ。本当に何とか切り詰めて生活されているということですよ。

そういった意味で、ぜひ市長の方も福祉事務所、税務課いろいろ連携して、税の徴収というものについては対応をしていただきたいものだと思うんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃるとおり、いわゆる生活保護の基本的な考え方は最低限の生活を営む権利を有するということでもあります。

それぞれの課、税務課と福祉事務所の考え方がありました。先ほど福祉事務所の方で保護から自立した際も基本的には滞納分が残ってしまうという、この辺も考えながら両方を研究・調査してまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、本当に生活保護というのは、毎年基準が引き下げられてきて大変な状況になっていますけど、今市長がおっしゃったように、ぜひこのことについては対応を、よく連携をしてやっていただきたいと思います。

次に、高齢者福祉ということで、敬老祝金の問題も、これもずっと合併して1年目は全員支給でしたけど、2年目からは節目支給に変わってまいりました。

私は、これは本当に敬老祝金の趣旨、そういったものを条例等々を見ても、全ての方に75歳以上と私はくくっていますが、そういうことができんのかというふうに思って、これもずっと言い続けてきました。30年度の予算が1,547万1,000円というふうに提案がされています。75歳以上の

30年度の節目支給の対象者だと1,755人ですね、これで節目で3,000円だったり5,000円だったりしていますが、30年2月28日現在で、75歳以上の人口は6,022人というふうになっています。同じ敬老の日と一緒にそれをお祝いできるという、そういった状況を作り出せんのかなというふうに思うんですけど、やっぱり下平市長も敬老祝金は節目支給が良いと。前市長は、ずっとそれで繰り返しそうでしたけど、「市民目線」という、そこは「市民が主人公ですよ」と、立場を全く一緒にしてはいますが、私も。そういう立場からしたときに、この同じ1,547万1,000円を6,022人でうまく使うのか、それとも1,755人で使うのかということなんですよ。この予算だと2,000円ずつしても、まだおつりがきますよ。6,022人全体で2月末現在ですけどね、75歳以上。仮に2,000円としたら、1,500万円の予算の中で、全部の方に同じく公平にやれるんですよ。この見直しというのは、やっぱり節目支給が、市長よろしいですか。

○市長（下平晴行君） このことにつきましては、過去にも議員より数回提案をいただいております。最近では、昨年第2回定例会において御提案いただいております。

敬老祝金支給事業につきましては、これまで社会の進展に寄与してこられた高齢者の方々の功労をたたえるため、長寿の節目であります喜寿、米寿、白寿、また満80歳以上の5歳ごとに満95歳まで節目の年齢及び100歳以上の長寿を迎えられた方々に支給をしております。

これまで地域や社会のために一生懸命御尽力されてきた先輩方を敬い、長寿を心よりお祝い申し上げるところでございますが、敬老祝金支給につきましては、これからはますます長生きされます励みとしていただきますよう、現行の敬老祝金支給条例に基づく節目支給を考えておりますが、しかし、このことについては、これから高齢者の免許の返還等、いろいろ買い物、それから病院等の福祉バスの取り組みもして、きめ細かな取り組みをしていきたいというふうに考えております。

そういう面で、先ほど議員がおっしゃった、そういう分配の仕方がどうなのかということも含めて、調査・研究をしてまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） いろんなところがあるんでしょう。隣の曾於市は、市長が代わって即、節目支給から全員支給になりました。いちばん最初に本庁舎の在り方を少し、市長と議論させてもらいましたけれども、「人が変わると行政が変わる」というのを、これ本当に実感するいいチャンスですよ。普通は、「小園さん、誰がなってん一緒んこっちゃんが」って、よく選挙に、私も立候補させてもらおうと、そうおっしゃるんですよ、住民の人多いんですよ。「小園さん、誰がなってん一緒んこっちゃんがな」と言って。でも私もその一人なんですけど、「誰がなってん一緒んこ」という一人なんですけど、でも今回、隣の曾於市で五位塚市長が節目支給だったものを市長になって7月ですよ、そして、臨時議会等々を含めて9月議会で、向こうは条例をいじる必要がなかったと思うんですけど、規則を変えて即やるというふうにした。

市長が代わったら、こういうことが起きたというのを、やっぱり政治に対する信頼というのが帰ってくるいい機会だと私は正直思ったんですよ。前市長だと、また同じ答弁だったと思うんですけど、やはり人が変わるとトップが変わると、行政が変わると。これは何かといたら行動な

んですよ、実際にね。市長が現場に行って、「現場主義ですよ」とおっしゃいますね。たくさんの人と多分お酒を飲みながら、いろんな敬老会へ行かれたりして、このことについては耳には入っていると思うんですけど、私は今回がいい機会だなと、本当に行政というのは変わるんですよ、人によって変わるんですよ。それは、住民の立場に立つかどうか、住民の皆さんの立場に立った行政がされるかどうかという、そのことが人が変わることによって、現実にはそうできたらいいなということ、このことは一番実感ができる問題だというふうに思ったものですからね。これ、今回せずに次の議会でしようかなと思ったんですけど、やっぱり市長が代わったその時がいいかと私は思って、今回、人が変わると行政は変わると。見事に今変わっていますよ、市長が代わってですね。さっきも言いましたけど、本庁舎の問題なんか本当に12年間言い続けて、こうでしたけど、人が変わったらどうなるかといったら、座長をされた総務課長が、先ほどのああいう答弁をされるんです。首長の意向がどこにあるかということが私は大事だと思って、このことについて。

税金の予算を増やしなさいとかじゃないですよ。この、あるお金をいかにうまく使って、みんなが幸せ、幸福度を上げていこうよという提案をしているところです。人が変われば行政が変わる。このことをぜひ実感を、3万2,000人ちょっとのまちですけど、高齢者の方々に、「今度は敬老の日にねっかいにくいやっとな」って、これが私はね、とても今回、下平市長が誕生した行政が変わるとい、そのことを立派に行動で示す、そういうふうに思ったものですから、やるかやらんかは市長のことですけど。そういうふうに私は思って、予算を増やせということじゃないですよ。今から予算の審議しますけど、委員会で。この考え方ですね、思いですね。そこについて、やっぱり節目支給でいくということなのか、先ほど調査・研究ということでしたのでね。ぜひこれはスパッとやりますよというぐらいの考え方に立っていただきたいものだなというふうに思うんですけど、人が変わると、トップが変わると行政が変わる、その立場からどうですか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、スパッと変えたいんですけども、予算がそう変わらないのであれば、そこら辺も内部で調査・研究ということをおっしゃっていただきたいと。でないと、私が単に、例えば、年齢によって支給の額も、今のところ節目で違うようでありますので、そこ辺がどうなるのか、そこ辺もあわせて研究・調査させていただきたいと思えます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、調査・研究、でもあまり調査・研究というと、後で議会に必ず報告しないといけないとか、いろんなことがありますけど、そこは本当に、ここにおられる方々で、みんなが共有する問題ですので、ぜひ場内で議論してください。ぜひお願いします。

最後に、学校教育についてお願いします。

私も、もう十数年前、子供が終わって議員をさせていただいていますので、時々学校には行くんですけど、孫が昨年4月から1年生になって、いいじいちゃんを演じようと思って、運動会とか学習発表会とかいろいろ行くんですが、そういう中で、とても暑かったり寒かったりという教室に行くわけですけど、そういった意味で今回、学びやすい環境をつくって安心して学習に取り組めるように各学校にエアコン等の設置は考えられないか。これは過去に同僚議員の人も取り上

げていますけど、昨年はとても暑い夏でした。今年は、とても寒い。

[サイレンの音]

○19番（小園義行君） 今、火事ですね、議長いいですか。ちょっと止めますか。

○議長（西江園 明君） サイレンが終わるまで、暫時休憩します。

○

午後3時54分 休憩

午後3時54分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○19番（小園義行君） 今、突然防災無線が鳴りましたので、そういうことで、各学校にそういうことが、できんかというようなことで、これ設置者である市長にも、そのことをお尋ねをして、教育長にもお願いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 市内各学校施設におけるエアコン等の設置状況につきましては、市内全学校の保健室、図書室、パソコン室につきましては、既に設置済みであり、現在先生方の日々の職務環境の改善を図り、効率的に仕事を進めていくために校長室、職員室、事務室へのエアコン設置を平成28年度から年次的に行っているところでございます。

また、校舎内の普通教室につきましては、主に夏場の環境改善を図るために天井扇風機等の設置をほぼ完了しており、現在は特別教室への天井扇風機の設置に取り組んでいるところであります。

なお、冬場の環境改善につきましては、今期の冬は特に寒さが厳しい日が多く、議員御指摘のとおり、学びやすい環境をつくり安心して学習に取り組めるような環境をつくっていくことが重要であり、各学校の普通教室へのエアコン設置を検討していく必要があると認識しております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

市内各学校における普通教室の教育環境につきましては、耐震補強工事に伴う校舎の全面改修工事にあわせて年次的に、まずは夏場の環境を改善すべく天井扇風機の設置を行ってきたところです。

しかし、この何年かの異常気象に伴う暑さや寒さは厳しいものがあり、議員御指摘のとおり、各学校の普通教室へのエアコン設置につきまして、今後具体的に取り組んでいくべきものと認識しており、市長部局との協議を進めていきたいと考えております。

ただし、設置につきましては、教室の広さに合った容量のものを設置しなければならないことや、複数台設置するにあたっての電気の容量増に伴う電気設備改修工事も必要となりますし、設置後の電気代や修繕費といったランニングコストも検討しなければならないため、まずは専門業者による調査や設計を行っていかねばならないと考えており、時間を要するものと考えております。

今後は、財源等に関しまして、市長部局との協議を行いながら、より良い教育環境の整備に向

けて検討してまいります。

○19番（小園義行君） 教育長一つ、文部科学省が示している適正な学習に対する環境、温度です、そういったものが示されていると思うんですけれども、どういう状況ですか。

○教育長（和田幸一郎君） 夏場は30℃以下、それから冬場であつたら10℃以上の教室環境が子供たちの学習環境に一番ふさわしいということで示されております。

○19番（小園義行君） 今、国が示しているあくまでも基準ですからね。正直言って今年の年明け、学校で、たこ揚げだとかなわ跳びだとかで、「自分たちが行けないから、お父さん行ってくださいよ」ということで息子から言われて行ったんですね。その時、「先生、今何度ありますか」と言ったら3℃でした。3℃ですよ。本当に寒い中で、しかも、言葉は悪いんですけども、半ズボンですよ、よく頑張るなど。僕もそうだったんですけど、もっと寒かったかもしれませんけれども、基本、今の子供は、例えば、我が家を見たときですよ、エアコンが大半の家庭にあるのではないかという思いがしますね。

そういった状況の中で、エアコンの設置というのは私たちが議員になってから、志布志町時代にも、まず保健室には付けなさいとか、いろんなことをして少しずつ前にきましたけれども、普通教室が一番最後に置かれているわけですね。

今、市長も「検討していく必要がある」、具体的に教育長は「検討していく」ということで、これはよく姿勢は分かるんですよ。でも、今ですね、大変申し訳ないんですけど、ここの議場も、この基準で議論をしないといかんですよ。ここの役所の中ですよ。本当に30℃以下だから、28℃でエアコン付けたらいかんですよ。10℃以上だってなったら、3℃、それで15℃で、暖房を入れなきゃいかんて、これね、未来ある子供たちには寒い所で頑張れと、根性が付くよということじゃないと思うんですよ。

やっぱり一番大事にしなきゃいけないのは、これからの未来を背負っていく、もちろん年寄りの方も大事にしないといけませんよ。いい環境をどうつくっていくのかということ、現状、教育長あまり調査とかされたことないですよ。学校の日常の、今年の例えば1月から今日までのやつで、どれぐらいの寒い日があつたのかとか、あまり具体的にされてないと思うんですけど、されてますか。もしされてるんだつたら、ちょっと教えてください、状況を。

○教育長（和田幸一郎君） 暑さの方の実態というのは把握をしておりますが、31℃を超える日があつたりとか、場所によっていろいろ違いますので、教室の構造なんかによって違いますが、31℃を超える状況というのが各学校にあります。潤ヶ野とか高台にある所、田之浦とか、ああいふ所はまた違ってくるというような様々な状況があつたり、それから、例えば、1学級に39人入っている松山中のような状況というのは、本当にまた体感温度はもっと高いんだろうと思います。

ただ、冬場の温度等についての調査というのは、正直いたしておりません。

○19番（小園義行君） してないから悪いということじゃないんですからね。私がたまたま行った時は、そうでした。それで「先生何度ですか」と言ったら「3℃です」と、その日は本当寒い日でした。でも基本上限あるでしょうけれども、いい環境づくりとして、本当に勉強を頑張って、

学力向上というその目的に向かって、先生も含めて一緒に頑張ると。時には女性の先生だと妊婦さんもおられるわけで、そういう体調管理とかを考えた時には、職員室はやるわけですね。普通教室にいったら無いわけで、そういうこと等を考えると、やっぱりいい環境をつくってやるという点では、今後子供も少なくなっていくって、6学級あったのが3学級、3学級あったのが1学級になっていくという、そういう人口減少の中で、どういうふうに環境をつくっていくのかということを見ると、少し努力をする必要があるのではないかという思いがあって、今回このことを久しぶりに私も、とても寒かったりしたものですからね、やりました。

今、市長の方も「検討していく必要がある」ということと、含めて教育長は「具体的に検討していく」ということで、どれぐらいランニングコストがかかるのかとかいろいろあるでしょう。でも設置者として、これは具体的に検討していく必要があるということでしたので、教育委員会としては、いい環境づくりを市長部局どんどんしてくださいと、要求はしていただきたいなと、そういうふうに思います。

市長、これ本当にですね、今後子供たちは少なくなっていくんですけど、でもそれは学校が、さっき言いました6学級あるのが3学級、3学級あったのが1学級とどんどんなっていくと、お金も、言葉は悪いんですけど、最高にあった頃と比べるとちょっと違うと。

あわせて、私たち自身がかねて生活の中と学校は完全に環境が違うということでもいいのかもしれないけど、この市役所の中もそうですよね。ぜひ誰のために自分たちが、ここでこんな議論をしているんだろうといたら、子供のために良くするという議論をしてるんだから、そういうことにしっかりと取り組んで欲しいと思うんですよ。

もう一回、「具体的に検討していく必要がある」とおっしゃいましたので、最後に。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、子供たちが学校で勉強しやすい、やはりそういう環境をしっかりと整えて、そうすることで学力の向上等々も出てくるというふうに思います。

内容については、施設の事業等も含めて、早急に対応していくように取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、やってください。

私も、今期で8期目の選挙ですけど、これまで当局といろいろな議論をしていく中で、なれ合いをしたことは無いです。真剣に一生懸命、私たちは議員として住民の代表として、ここで当局に提案をしながら、いいまちづくりをしていくという思いでやってきました。これからも誠実に、住民の皆さんと選挙の時に、私は大きなもので四つ約束をさせていただきました。それを実現していくために、これからも全力で取り組んでいきたい。

あわせて当局の皆さんと志布志市をいいまちにしていく、そのために当局はどうあるべきかと、議員はどうあるべきかと、そのことをしっかりと踏まえて、私は約束したことを誠実に実現をするために、全力で議員として取り組んでいくと、そういう思いであります。皆さんと一緒にあって、いいまちづくりをしていきたいと思っております。これからも大いに議論をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

日程第3 議案第32号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第32号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、内閣府の地方創生人材支援制度による副市長の派遣期間が満了することに伴い、更なる行財政改革の推進を図るため、副市長の定数を改めるものであります。

内容につきましては、本則の副市長の定数を「2人」から「1人」に改めるものであります。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から26日までは、委員会審査等のため休会とします。

27日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時09分 散会

平成30年第1回志布志市議会定例会会議録（第7号）

期 日：平成30年3月27日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第15号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第16号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第17号 志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第18号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第19号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第20号 財産の無償貸付けについて
- 日程第13 議案第21号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第22号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第23号 平成30年度志布志市一般会計予算
- 日程第16 議案第24号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第25号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第26号 平成30年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第27号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第20 議案第28号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

- 日程第23 議案第31号 平成30年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第24 議案第32号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
- 日程第26 発議第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について
- 日程第27 議案第33号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 同意第24号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第29 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第30 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大二郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	教 育 長 和 田 幸一郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭一郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

日程第2 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第2、議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正による期末手当の合計は3.3月分変わらないのに、変更する理由とは何か。過去には年度末に遡及分を改正することがあったが、そういった調整も含まれているのかとただしたところ、去年の人事院勧告では、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分上乗せするという内容だったが、既に6月期の支給が終わっていたため、12月期に0.05月分を上乗せする議案を提案した。今回、30年度予算に合わせて、国が示した0.025月分ずつの支給に条例改正するものであるとの答弁でありました。

人事院勧告は主に一般職に対して勧告されているが、特別職の改正の根拠についてただしたところ、一般職については、従業員数50人以上の1万2,400の事業所、53万人の個別給与の調査を実施し勧告されている。特別職については、各省庁の部長・審議官級以上、民間の副社長や取締役などの幹部職員と比較し、上げ幅が勧告されている。29年の人事院勧告では、一般職について0.1月分、特別職について0.05月分の官民格差があるということでは是正されたものであるとの答弁でありました。

国は人事院、県は人事委員会という組織がある。県の人事委員会は知事と県議会に対して勧告

や要望をするが、本市においては、そのような組織があるのかとただしたところ、本市には県の人事委員会に当たるような組織は無い。総務課において国や県、他の自治体の状況、更に市内の状況、ハローワークの状況、税務課への聞き取りなどを行い、全てではないが景気が上向いているという状況を勘案して、人事院勧告どおり是正したものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

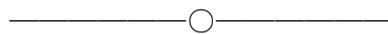
これから採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正で、55歳を超える行政職給料表6級以上の職員については、1.5%の減額措置がとられるのかとただしたところ、これまで1.5%減額していたものを廃止するものである。別途、現給保障廃止の影響も含めて計算したところ、今回の改正の対象となる一般職は17名で、81万7,000円の増額となるとの答弁でありました。

第26条に、勤勉手当を勤務成績に応じて支給するとあるが、「勤勉手当」の定義についてただしたところ、期末・勤勉手当と呼ばれているが、期末手当については、民間で言うところの賞与であり一律支給されるものである。勤勉手当については、人事評価制度による成績査定分であり、この査定によって支給率が変わるものである。全国的にも人事評価制度の導入は進んでおらず、人事評価制度による成績査定の導入については、職員組合との交渉もあるが、他の自治体の状況や国から示されたものを参考に早く導入できるように取り組んでいる。現在の勤勉手当は、病休や休職、処分を受けた者についてのみ、率に応じた減額がされているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

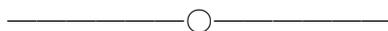
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第12号 志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第12号、志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市国民健

康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民健康保険制度改革により、財政運営の責任主体が県へ移行することに伴い、市町村は県が決定した国民健康保険事業納付金を納めることとなる。県が決定した納付額を現行の賦課方式で試算した国保税で賄う場合、増税となるのかとただしたところ、県への移行に伴い、県が示した標準保険料率を基に試算すると、被保険者1人当たりの調定額は、9万3,968円となるが、納付金を納めるための必要額、7億2,000万円に届かない。現行の賦課方式による被保険者1人当たりの調定額は、10万443円となり、必要額を大きく上回ることとなる。資産割を廃止した3方式で賦課する今回の改正案では、必要額の7億2,000万円を超え、被保険者1人当たりの調定額は9万7,131円となり、結果的に、現行よりは減額となるとの答弁でありました。

徴収した保険税で納付金を賄うことができない場合、法定外の繰り入れも可能なのかとただしたところ、納付金等については、保険税のほか交付金等を充当することは可能となっており、法定外繰入についても想定しているとの答弁でありました。

今回の条例改正による市民への影響についてただしたところ、保険税の徴収率の現状や、県が示した納付額のうち、保険税で賄うべき納付額の確保を考慮した上で、現行の保険税率で3方式にした時と、改正した保険税率での3方式の賦課調定額を比較すると、約3,500万円の増額となる。しかし、現行の4方式での賦課調定額と比較すると、約1,900万円の減額となる見込みである。全体としては、増額にはならないが、資産割分が賦課されていなかった方については、税率改正により、増税となる方もいるとの答弁でありました。

短期保険証、資格証明書の取り扱いについてただしたところ、県へ移行後においても、保険証の交付は市で行うこととなる。短期保険証、資格証明書については、これまでと同様の取り扱いとしていくとの答弁でありました。

国保運営協議会の委員にも十分理解してもらった上での提案だと思うが、何回開催されたのかとただしたところ、3回開催したが、税率改正等に対する意見等は特に無かったとの答弁でありました。以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、今回の制度改正で、財政運営の責任主体が県へ移行することに伴い、本市が独自で取り組める施策について、今後、取り組めなくなる恐れがある。今回、本市では3万円であった葬祭費が2万円に統一され、独自事業への影響が確認できた。保険税の決定についても、県が示す標準保険料率を参考に保険税率を決定することになり、当面は、激変緩和措置が講じられるが、平成35年度を目標に保険税の算定方式が統一されることから、県内統一した保険税額になる恐れがあり、低所得者が多く、納めたくても納められない現状がある国保会計について、国に対する国庫負担の増額や、県に対しても市独自の事業実施の担保を求めていくべきであるとい

う思いから、今回の条例改正については反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第12号、志布志市国民健康保険条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

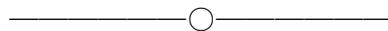
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
採決は、起立によって行います。
お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数であります。したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第13号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第13号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正に該当する対象者数はどれくらいかとただしたところ、県外の住所地特例者については、5名であるが、そのうち1名が平成30年度で75歳に到達し、鹿児島県後期高齢者広域連合の被保険者となるとの答弁でありました。

今回の改正による不利益等は想定されるのかとただしたところ、改正による不利益は無いと考

えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第13号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

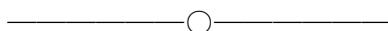
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第14号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第14号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、第6期介護保険事業計画期間の給付実績は、計画値を下回っているが、第7期計画において、伸びていくと想定した根拠についてただしたところ、第7期における第1号被保険者の保険料率の引き上げ、調整交付金の交付率の減少、平成31年10月に予定されている消費税率の改定等により、給付費が伸びていくと想定しているとの答弁でありました。

対象者数も増えるのかとただしたところ、介護認定者の数については、平成29年度においても伸びており、高齢者の中でも85歳以上の高齢者の認定件数が伸び、全体的に重度の認定者が増加

している状況であるとの答弁でありました。

全体として増額は1億円程度との理解でいいのかとただしたところ、収入については、3年間に要する総経費で積算し、介護保険料を計算しているため、単年度では捉えられないが、3年間で約1億円伸びると想定しているとの答弁でありました。

3年間で約1億円の増額になるとの説明だが、保険料を上げない形での議論はされなかったのかとただしたところ、策定委員会の中でも基準額の引き上げが157円ということで、他の方法についても議論されたが、引き上げという結論に至ったとの答弁でありました。

現時点での介護保険料の収納未済額についてただしたところ、平成30年2月末時点で、現年度、過年度あわせて1億2,588万2,331円となっているとの答弁でありました。

約1億2,000万円の収入未済額がある中で、更に、3年間で約1億円の増税となることを考慮すると、一般会計からの繰り入れ等についても検討すべきだと思うが、策定委員会での協議はなかったのかとただしたところ、策定委員会については、税務課も出席し、収納の状況等について説明したところである。実質的には600円程度の引き上げになる可能性があるということから、収入額を考慮した上で、どの程度まで落とすことができるかという検討をさせていただいた結果、この数字に落ち着いた。委員においては、保険料の増額やサービスの維持など、両面から協議いただいた結果、最終的には増額やむなしということで承認いただいたとの答弁でありました。

第17条の改正に関し、介護保険によるサービス提供が100%保障されない中、所得を把握されることに抵抗を感じる方もいると思うが、現状と今後の対応についてただしたところ、預貯金の写しを提出するわけにはいかないと言われる方もいる。その際は、提出書類については、負担限度額、補足給付の判断に必要な書類であることを説明し、それでも拒否される方については、判断ができないことを説明している。

マイナンバーの関係もあり、金融機関への照会の手続き等についても軌道に乗っていないため、基本的には本人や家族の提出書類に基づいて判断している。今後についても、このような状況が続く可能性があるとの答弁でありました。

過料が規定されているが、執行した例があるのかとただしたところ、過料については、規定されているが、調査権も含め執行したことはないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、今回の改正で、基準となる第5段階で月額6,163円、年額7万3,951円が、月額6,320円、年額7万5,840円へ引き上げられることとなる。年金が引き下げられる一方で、保険料は引き上げられ、住民の負担は、増えるばかりである。この3年間で、約1億円の増税になるとの答弁であった。制度開始以来、引き上げが繰り返され、介護保険料の滞納額が、平成30年2月末現在、約1億2,588万円となっていることが、住民の状況を物語っている。第7期計画の策定委員会でも保険料の引き上げやサービスの確保は大丈夫かといった意見が出された中で、当局としては法定外の繰り入れをするなどして負担軽減を図る努力をすべきである。ちなみに、下水道特別会計には、毎年1億6,000万円以上の繰り入れがされている現状を考慮すると、年間、約3,000

万円程度の繰り入れは、検討されてしかるべきではなかったのか。そのような思いから、今回の条例改正については反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第14号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

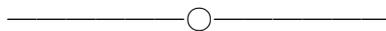
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
採決は、起立によって行います。
お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数であります。
したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第15号 志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第15号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成30年4月以降の県による支援の範囲についてただしたところ、平成30年度以降の県からの支援については、具体的な内容等は示されていないが、技術的な支援になるのではないかと想定しているとの答弁でありました。

市へ移譲されることで新たな人員の配置が必要になるのかとただしたところ、平成30年4月か

らの権限移譲により、介護保険に係る保険者機能の強化も求められている。権限移譲により12の居宅介護支援事業所に対する3年に1度の実地指導に関する業務が増えることとなるが、現状の人員で対応せざるを得ない状況であり、県からの財政的、人的支援が見込まれないため、かなり厳しい状況になると考えているとの答弁でありました。

今回の権限移譲による事業所への不利益や新たな負担等は無いのかとただしたところ、権限移譲に伴う事業所の不利益や新たな負担は無いとの答弁でありました。

居宅介護支援事業所の利用者の今後の推移についてただしたところ、現行の制度で推測すると、要介護認定者は増加し、サービスを必要とする人が減ることはない想定しているが、他の制度への移行等を想定すると、要介護認定を受けている約2,000人へのサービス供給の在り方や、介護支援に関わる人材不足等の課題への対応を検討していく必要があるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第15号、志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

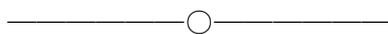
これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第16号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第16号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第16号、指定居宅サービ

ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正は、厚生労働省令で規定される基準等の見直しが根拠となっている。それぞれの基準等が緩和される改正になった背景等についてただしたところ、介護人材の不足に対する対応が背景にあると思われるとの答弁でありました。

介護予防認知症対応型通所介護について、利用定員数に変更されるが、具体的な内容についてただしたところ、グループホームについては、定員数をユニット単位で定めており、事業者によっては、1及び2ユニットで運営され、通所介護の定員数は、1事業所当たり入居者を除く、3名以下となっていた。今回、通所介護の定員数が、入居者と合わせて1ユニットあたり12名以下と改正されたため、サービスを受ける機会が増えることになるとの答弁でありました。

身体的拘束に対する是正のための対策を検討する委員会について、3か月に1回以上の開催が求められているが、これまでの開催頻度についてただしたところ、今までは規定がなく、身体拘束については検討委員会を開催した方がいいという程度で明文化されていなかった。居住系の施設において、施設スタッフからの身体的虐待の事案が少なくないことから、介護保険の理念である尊厳を保つということを担保するため、定期的な開催が明文化されたものであるとの答弁でありました。

公正中立なケアマネジメントの確保について、各事業所での対応は可能なのかとただしたところ、今までも、公正中立なケアマネジメントを行うよう指導がされているが、実行力について疑義が生じたため、明文化し、義務化することで公正中立なケアマネジメントを担保するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

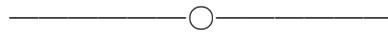
これから採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第17号 志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第17号、志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例制定の趣旨、考え方などについての説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、質の高いケアマネジメントを推進するため、管理者の要件が、主任介護支援専門員であることと規定されているが、市内施設の状況についてただしたところ、市内の居宅支援事業所においては、8事業所で主任介護支援専門員が在籍しており、3事業所が不在、1事業所が未確認となっているとの答弁でありました。

訪問回数の多い利用者への対応について、市町村が確認・是正を促していくことが適当であるという趣旨になっている。訪問回数に上限を設けることは、利用者の重度化を招く恐れがあるが、どのように対応していくのかとただしたところ、自立支援、重症化防止の観点に関係者が共有しながら、対応していくとの答弁でありました。

地域ケア会議を開催する係についてただしたところ、訪問回数に係るケア会議については、介護保険係が主体となり実施していくことになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号、志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

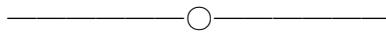
これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第18号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第18号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第18号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回供用廃止となる市営住宅はいつ頃建築されたものかとただしたところ、西馬場団地が昭和37年、みどり団地が昭和38年、宮脇住宅が昭和45年に建築されているとの答弁でありました。

解体後の跡地の活用についてただしたところ、跡地については、建設課で管理しながら各課と利活用の検討を行っていくが、他の用途での有効活用が見込まれれば、所管替えを行うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第18号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

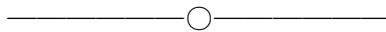
これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第19号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第19号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第19号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、これまで建物の所有者である民間事業者等が支払っていた1棟当たりの土地貸付料の月額についてただしたところ、市内に42棟の地域活性化住宅があるが、1棟当たりの土地貸付料の平均月額は、3,510円程度であるとの答弁でありました。

土地貸付料は一律では無いのかとただしたところ、貸付料については、当時土地を取得した際の購入価格を基に算定しているため、場所によって金額が異なるとの答弁でありました。

入居者から修繕の依頼があった場合の現状についてただしたところ、入居者からの依頼を市が民間事業者等へ取り次ぎ、民間事業者等から依頼を受けた業者が修繕を行っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第19号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

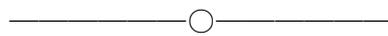
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第20号 財産の無償貸付けについて

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第20号、財産の無償貸付けについてを議題とします。
本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第20号、財産の無償貸付けについて、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、花木生産組合によるこれまでの利用状況についてただしたところ、花木の一時保管用に大型冷蔵庫を設置するなど、主に集出荷場としての利用がなされており、彼岸やお盆などの最盛期においてもこの施設で作業を行っているとの答弁でありました。

無償貸し付けということだが、施設の補修や光熱費はどこが負担するのかとただしたところ、貸し付けの相手方である花木生産組合が負担するとの答弁でありました。

契約内容に維持管理に関する条項はあるのかとただしたところ、前回の契約では貸し付け物件の損失き損等については借り手が負担することとしており、今回も同様の取り扱いで考えているとの答弁でありました。

契約書にリスク分担に関する条項を盛り込む考えはないかとただしたところ、契約内容については、担当課にも確認しながら、足りない部分があれば追加していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号、財産の無償貸付けについては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

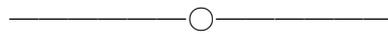
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は可決であります。
本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第13 議案第21号 市道路線の廃止について

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第21号、市道路線の廃止についてを議題とします。
本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第21号、市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道路線の廃止予定地の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市道を廃止することで地方交付税額はどれぐらいの減額になるのかとただしたところ、道路延長514mの減により、地方交付税額は27万円程度の減額となるとの答弁でありました。

終点付近に住宅が点在しているが、市道廃止による影響はないのかとただしたところ、この路線を利用する住宅は1軒程度であるが、市道廃止後も公衆用道路として引き続き管理は行っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第21号、市道路線の廃止については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

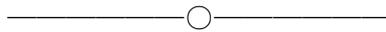
これから採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第22号 市道路線の認定について

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第22号、市道路線の認定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第22号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道路線の認定予定地の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、字尾・本村線について、県道から市道への引き継ぎは、県が改修を行った後ということだが、市道の認定時期はいつになるのかとただしたところ、市道の認定については、4月からの予定であるが、県道の廃止については、歩道の拡幅や舗装修繕、右折レーンの設置など、市が要望した箇所の改修後に手続きが行われるとの答弁でありました。

4路線の市道認定による地方交付税の影響額についてただしたところ、字尾・本村線については、県道との重複により交付対象にはならないため、3路線で53万6,000円程度の増額となる。今後、県道廃止がなされれば字尾・本村線が110万円程度の増額となる見込みであるとの答弁でありました。

孫野2号線について、幅員が狭く、離合もできない状況であるが、市道としての供用は可能かとただしたところ、現在も通行はしている状況であるが、認定後は安全面を考慮して、早めの改良を行っていききたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第22号、市道路線の認定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

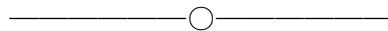
これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第23号 平成30年度志布志市一般会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第15、議案第23号、平成30年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、八代誠総務常任委員長。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第23号、平成30年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志駅バスターミナル及び志布志市臨海工業団地の現地調査を実施し、3月15日、16日、19日の3日にわたり、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本庁舎本館エレベーター塔屋等改修事業について、工事の内容をただしたところ、エレベーター塔と、1階のエレベーター入り口に雨漏りが発生したため、29年度の予算で調査を行った。雨漏りの主な原因は、外壁のタイル面に43か所クラックが発生していたことによるものであり、調査の結果を受け、エレベータールームの外面補修、エレベータールームへの水切りの設置、各スラブの防水補修などの工事を行うものであるとの答弁でありました。

工事が始まると、エレベーターの稼動に影響があるのか、また、エレベーターの停止期間、体が不自由な方などへの配慮についてはどのように考えているのかとただしたところ、エレベーターの利用に必要な状態に対しては、市民への説明に配慮していく。エレベーターの停止期間については、庁舎全体の業務に関わるため、課長会で周知を図り、福祉課や保健課とも連携を図って、そのような方への配慮に努めたいとの答弁でありました。

財源として合併特例債を充てている理由についてただしたところ、庁舎長寿命化の関係も考慮し、この事業に充てられる財源を調査したが、本庁舎の修繕に充てられる起債は合併特例債しかなかったとの答弁でありました。

水道会計出資金は、西部地区簡易水道統合整備事業に伴う出資であり、有明町蓬原中野地区の新しい水源のことを指すとの説明だったが、この事業は西部地区簡易水道を統合するものなのかとただしたところ、有明地区の水源の枯渇に備え、新たな水源を確保するものである。西部地区の既存の水源の枯渇が予見されており、新たな水源を開発するべく、現在は使用していない蓬原中野地区の水源を、水道水として利用するため送水管を設置するものである。今回の予算は、そのための出資金である。この事業は簡易水道の統合ではなく、国庫補助金の「統合事業」という名称を使っているものであるとの答弁でありました。

旧四浦小学校の屋内運動場外壁改修事業について、この屋内運動場は昭和43年建築で築後約50年だが、耐震性は大丈夫なのか。四浦地区にとっては貴重な財産であり、耐震診断をして補強工事をする必要があるのではないかとただしたところ、旧四浦小学校の施設は、教育委員会から移管を受けて平成29年度からは志布志支所地域振興課が管理している。教育委員会が管理していた際には耐震調査は実施されていなかった。公共施設の在り方や今後の地元利用を検討し、必要性があれば耐震診断による補強を検討する必要があるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、税務総務費のうち、委託料については、地籍の修正登記のための事務委託料であるとの説明であったが、地籍を修正しなければならない理由についてただしたところ、志布志市は、合併前に3町とも地籍調査を終わらせていたが、その後、図面や地積に調査時の誤りが発見されることがあり、土地家屋調査士に委託して修正登記するための費用であるとの答弁でありました。

非常勤嘱託員報酬には滞納整理指導官1名分が含まれているが、現在の滞納整理指導官はどこから来ていただいているのかとただしたところ、現在の滞納整理指導官は、税務署OBであり、霧島市で税理士をされている方に来ていただいているとの答弁でありました。

以前から、債権対策委員会では滞納整理指導官から助言を受けており、その中で税・保育料・水道料・住宅使用料など、庁内の債権の一元化を進めているという話があったが、現在の状況についてただしたところ、債権の一元化については、債権対策委員会の下部組織に、実務者レベルの関係係長会議があり、今後、債権整理に関する勉強会を開催する。それぞれの債権が法律等に沿って正しく手続きされているか等の整理が必要であり、まずは所管する債権を整理した上で、債権の一元化についての協議を行うことにしている。一元化に向けた意見があったことは、所管課にも伝えるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市は「母子健康手帳アプリ」を導入しているが、情報管理課による導入なのかとただしたところ、保健課が導入したものである。その他、情報管理課には、ごみ出しのアプリや道路状況報告アプリなど、金額面を含めて、どのようなアプリ導入が良いかという相談が来ているとの答弁でありました。

公共ネットワークサーバ構築事業について、市がインターネット接続環境を提供する上でセキュリティ対策は大切である。どの程度のセキュリティレベルが担保されているのか。また、通信速度はどの程度かとただしたところ、この事業は、平成22年度に導入したサーバに一部不具合が出ているため、サーバのみを更新するものである。公開用端末は、セキュリティ確保のため専用のソフトで公開している。Wi-Fi環境は現在フリースポットとしているが、登録制の手法もあり今後導入を検討する。通信速度については、パソコンは100Mbpsで、Wi-Fiについては最大100Mbps程度になるとの答弁でありました。

観光が進展し、市内のWi-Fi環境を整備する際、セキュリティへの配慮は大切ではないかとただしたところ、Wi-Fi環境については、国も観光や防災面、また2020年東京オリンピックに向けて積極的に整備を進めているが、同時にセキュリティに配慮するよう指示されている。Wi-Fi環境の整備については企画政策課・総務課・港湾商工課などと協議している。また、警察からは青少年育成のためWi-Fi接続への制限について要請が来ており、整合性を取って進めていく必要があるとの答弁でありました。

電算システム管理整備事業について、委託先のシステムエンジニアへの報酬額の支払いについてただしたところ、システムエンジニア個人との契約ではなく、システムエンジニアが所属する行政システム九州株式会社との委託契約となっている。積算根拠としては、ひと月当たり68万円の2名分であるとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、29年度補正予算の審査の中で、監査委員事務局長と議会事務局長が兼務になっている問題点などについての質疑があったが、30年度予算の中には、監査委員事務局長分の予算も含まれているのかとただしたところ、予算書に記載されている旅費のうち、普通旅費には監査委員事務局長研修会の費用が含まれているとの答弁でありました。

議会事務局長としての業務があるため、監査委員事務局次長が研修や諸会議に参加しているのかとただしたところ、県内では議会選出の監査委員が置かれている所が多いため、定例会と重複しないように研修等の日程が組まれる。しかし同時期に議会事務局の研修等も組まれてしまうため、結果として参加できていない。ただし、通常業務である定期監査や決算審査には出られる範囲で対応しているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会インターネット映像配信業務委託について、本会議終了後どれ

くらの期間で配信されるのかとただしたところ、契約上は本会議終了後、4営業日後までに公開することとしている。例えば金曜日に開かれた本会議は、土日ははさんで翌週の木曜日までには公開されているとの答弁でありました。

動画配信を行っている民間のYOUTUBEや、テレビの録画再生機能では、1.25倍速など早送り再生の機能があるが、本市の議会インターネット録画配信では対応していない。今後検討はできないかとただしたところ、現在の委託業者にそのような機能への対応について尋ねたところ、現在開発中であり、次のバージョンアップで対応可能であると伺っているとの答弁でありました。

本会議場の照明が暗いということについては以前も指摘したが、予算化の状況についてただしたところ、議会事務局としては議場の照明をLED化するため、見積りを取って当初予算を要求していたが、施設管理として財務課で予算を組む性質のものであると査定されているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、役務費について、市全体の窓口・口座・コンビニでの収納手数料を年間730万円と積算しているという説明だった。29年度は最終的に減額補正しているが、30年度当初予算は29年度に減額補正した額と同水準となっているのかとただしたところ、29年度は710万円、30年度は730万円を当初予算で計上している。29年度は最終的に減額補正したが、30年度当初予算を計上する時に、改めて窓口・口座・コンビニでの収納状況を勘案し、ここ数年の傾向からコンビニでの収納件数はある程度増加するとの見通しを立て、今回20万円増額している。会計課として、市全体の税や各種料金の支払い手数料を予算化しており、不足する事態が無いように、また実績を勘案しながら予算計上しているとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、行政経営推進支援業務について、実際は行政評価システムの導入という理解でよいか。また、権限移譲で業務量は増加し、一方では職員適正化計画もあり、バランスをとらなければ職員の負担は増えてしまう。現実として課によってばらつきがあるのではないかとただしたところ、行政経営推進支援業務は行政評価を主とし、国による働き方改革も踏まえて、実務研修に努めていくものである。国・県からの権限移譲で業務量は増加し、一般質問等で提案を受け住民サービスの観点から取り組みを進めていく業務、市長の新しいマニフェストなど、これまでも業務量は増えている。一方で職員適正化の中で、どの課でも職員が足りていない。定期的に忙しい課、計画策定などで、その年度だけ忙しい課など、バランスが取れていない状況にある。職員適正化計画の見直しを含めて、行政評価の中で答えを出していかなければならないと感じているとの答弁でありました。

メンタルヘルス対策事業について、業務量は増え、職員数は減り、家庭の問題など様々な要因があると思うが、メンタルヘルス対策の必要性は増加傾向にあるのかとただしたところ、メンタ

ルヘルス対策は法的に実施が義務付けられている。適正な人事配置、職員間の不和など様々な要因があるが、それらが重なって精神的にダメージを受けている職員もいる。ストレスチェックの結果、全国の指数を100とすると、本市は87となっている。ただし年々その数字は上がってきており、課によっては指数が100を超えているため、総務課で相談を受け、職場環境の整備をするよう指導しているとの答弁でありました。

防犯街灯維持管理等事業について、新規設置件数、更新件数、それぞれの採択件数についてただしたところ、志布志支所分は申請と採択件数が同数で、新規設置が15件、LED灯への交換が19件である。年度末に相談があった2件ほどは新年度対応としている。松山支所分は、新規・更新とも申請が無い。有明地区分は、新規設置が3件のみで、3件とも採択されているとの答弁でありました。

鹿児島県議会議員選挙について、今回計上されている予算は来年3月までの予算で、4月以降に係る費用は31年度分の予算として別途計上されるのかとただしたところ、鹿児島県議会議員選挙は統一選挙であり、全国統一の日付で実施される。まだ国会に法案が提出されておらず、見込みで計上するものであるが、可能性として4月7日執行か、4月14日執行が想定されている。仮に4月7日執行だと、期日前投票が2日間だけ30年度に実施されるため、今回は4月7日執行に対応できるよう、また、その準備に係る費用を計上するものである。31年度も期日前投票、当日投票、事後処理に係る費用を計上するとの答弁でありました。

消防団資機材整備事業について、AED・ドライブレコーダーは新規購入か、あるいは更新なのか。また、AEDの各分団への配備状況をただしたところ、AED・ドライブレコーダーともに新規購入する。AEDは29年度に4分団に対して配備しており、他の分団にはこれから1台ずつ配備できるよう進めていく。指揮車には既に配備されているとの答弁でありました。

災害対策事業について、「津波防災地域づくり推進計画」の策定時期はいつなのか。また、整備が予定されている備蓄品の備蓄場所はどこかとただしたところ、「津波防災地域づくり推進計画」は31年3月を目標に策定し、この計画と一緒に避難タワー基本構想も策定していく。備蓄品は本庁・各支所に配備するとの答弁でありました。

会計年度任用職員制度導入に係る例規整備支援業務委託事業について、総務省から出されている事務処理マニュアルの内容を十分理解しているか。また、非正規雇用の方々の待遇が大きく改善され、ボーナスや退職金も出ることになる。本市はこの制度によってどれだけの方が移行するか把握しているかとただしたところ、制度については内容を把握し、関係各課にも通知している。昨年度からは課長・補佐・係長に研修を行っている。また、全課に対し、昨年11月から12月にかけて、対象者309名について国の様式に準じて調査を行った。調査の内容は、臨時・嘱託職員の業務内容、任期、勤務時間、勤務日数、始業・終業時間などである。対象人数は嘱託職員が224名、臨時職員が85名であるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ホームページ管理業務委託について、リニューアル分の予算が計上されているが、その時期はいつか。また、リニューアル後の維持管理費に変更はないのか。市のホームページは更新が遅いのではないかとただしたところ、J I S規格への対応が必要で、市のホームページに対しては、検索しにくい、文字の大きさを統一すべきなどの声をいただいております、30年度早期にリニューアルを委託し、11月には完了したい。リニューアル後の経費に変更はなく、ホームページの更新については、記事を作成するそれぞれの課と一緒に、タイムリーな更新に努めていくとの答弁でありました。

本市にとってあるべき交通体系を定める、地域公共交通網形成計画策定調査事業について、合意形成のため協議会の立ち上げが必要であると思うが、タイムスケジュールはどのようになっているのかとただしたところ、福祉タクシー、通学バスなどの問題もあり、これまで関係課で協議してきたが、今回は国土交通省の事業を活用しながら、新たな計画づくりを進めていきたい。4月に開催予定の公共交通会議は、運輸局、警察、タクシー・バス事業者、また、市民代表として高齢者・身体障害者協議会・民生委員・地域女性の会などで構成されるが、皆さんの意見を聞きながら、どのような形態が良いのか、費用対効果も考慮しながら、アンケート調査も行い計画を策定していく。プロポーザル方式により7月には委託先を決定し、公共交通会議とも連携しながら進めていきたいとの答弁でありました。

公共交通の問題は合併当初から議論をしており、地域の問題点・課題は各課で既に把握されている。これまで積み上げたものをすり合わせていく必要があるのではないかとただしたところ、新たにアンケートも行うが、福祉課でのこれまでの調査、住宅マスタープラン内の買い物支援のことなど、既存のデータも活用しながら、庁内横断的に、そしてワーキンググループによる現場での検討も進めながら取り組んでいくとの答弁でありました。

DV対策基本プランの概要版が示されたが、全体版について市のホームページへの掲載は考えていないか。また、各課が策定した計画や、国からの新たな情報など、市民から相談を受けたときにすぐに対応できるように、PDFにして、できるだけホームページに掲載すべきではないかとただしたところ、全体版は市のホームページにも掲載する。各種計画等のPDF掲載についても対応し、ホームページのリニューアルに合わせて、探しやすいコーナーを設置していくとの答弁でありました。

共生・協働・自立の市民活動支援事業補助金について、これまでどのような事業が補助対象になっているのかとただしたところ、29年度実績は、鉄道写真とSL保存会の活動報告の冊子作成事業に2万5,000円、認知症の理解を求める映画鑑賞に8万円、コミュニティの看板作り、市民天体観望会などであるとの答弁でありました。

自治会集会施設等整備事業補助金の補助率については、企画政策課や市長の方針で定められているのか。あるいは条例により定められているのか。また、地域間の格差が大きいと思われる自治会集会施設の現状認識についてただしたところ、補助率は、市の補助金交付要綱に基づくものである。コミュニティ施設の状況については、各地域でばらばらである。自治会によっては、改

修等のため長年積み立てをしている所もある。企画政策課としては、この制度を活用した改修をPRしているところであるとの答弁でありました。

地域おこし協力隊事業について、本会議の質疑の中でガイドラインを見直すとのことだったが、その内容についてただしたところ、これまでは、隊員が先進地研修や冊子を作成するなど、事業を行うたびに企画政策課と協議して予算を執行していたが、協力隊からの要望により、30年度からは隊員が立てた年間計画の中で活動費用として40万円を助成するものであるとの答弁でありました。

移住定住促進事業について、対象者の条件として世帯責任者が50歳未満であることが含まれているが、晩婚化の影響もあり小学生の保護者で60歳を超えている方もおられる。50歳未満になった経緯について、また要綱の制定時期についてただしたところ、中山間地域の活性化、複式学級の解消を目指すという目的のため、平成25年に策定されている。時代に合った制度となるよう整理していきたいとの答弁でありました。

市報しぶし作成事業について、ページ数が多いのではないかという過去の委員会での意見がある中で、29年は40ページだったが、30年度は42ページで積算されている。もう少しページ数を減らして欲しいという市民からの意見は届いていないかとただしたところ、29年度までは、ブランド推進係や男女共同参画推進室などで、市報の予算を分けて持っていたため、一本化した30年度は増えて見えるが、総体の予算額やページ数は変わっていない。ページ数が多いという声と、今の形が良いという意見もあり、県内の状況調査等を踏まえ、紙面の整理や見やすい市報づくりに向けて検討していくとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本会議の質疑では、イベント運営事業のうち、30年度はふるさとまつりを休止するとの説明だった。どのような経緯で休止となったのかとただしたところ、平成30年度予算編成方針の中で、補助金は1割カットという方針が示され、港湾商工課が所管するお釈迦祭り、みなとまつり、ふるさとまつりの三つの祭りについて、それぞれ1割カットの補助金で対応できるか確認したところ、現状の補助金で精一杯のイベント内容となっているとのことだった。それぞれの事業を検証した結果、ふるさとまつりを休止し、三つのイベントから二つに縮小することで、他の祭りは現状の補助金での対応をお願いすることとした。有明地域では地域の団体によりコスモス祭りが実施され、市内外からの入込客の増につながっているため、市も共催することについて協議しているとの答弁でありました。

地方消費者行政活性化補助事業について、2名体制で取り組まれている消費生活相談員には国家資格が求められている。また、相談だけでなくあっせんも行うようになってきており、高度な能力も必要である。資格取得のため毎年研修費用が予算化されているが、現在の資格取得状況についてただしたところ、有資格者による相談業務が理想であるとして、消費生活相談員の資格取得のため研修や受験の支援に努めてきたが、取得までには至っていない。平成29年5月より2

名体制となっているが、新たな相談員に経験を引き継ぎ、相談体制を構築しながら、資格取得の環境整備を図っていききたいとの答弁でありました。

志布志まちづくり公社事業については、オラレの収入金を原資にしたオラレまちづくり基金から、まちづくり公社に対して毎年800万円を補助している。基金には、まちづくり公社への支援以外にも、商工振興、教育振興という目的があるが、商工や教育面への配分を増やすことについて、まちづくり公社との協議はできないのかとただしたところ、基金の運用については、商工振興として店舗リフォーム助成事業を実施し、教育振興としては、29年度より予算を増やして、防犯ブザー・ランドセルカバー・反射たすきを追加し、新小学1年生へ配布している。基金残高は1,500万円程度で推移しており、まちづくり公社の経営回復も見られるため、補助額については今後協議していききたいとの答弁でありました。

特産品振興事業のうち、サンポートしぶしアピア内の特産品販売所「港湾通り」の運営については、以前、市の支援を必要としない方向で進めているとの答弁があった。バスターミナルや駅舎の整備が進むと、「港湾通り」への支援の在り方、駅舎への移転などが問われてくる。観光特産品協会としては、ふるさと納税の返礼業務で頑張っているが、「港湾通り」単独で見ると運営は非常に厳しいのではないかとただしたところ、「港湾通り」については、1日当たり平均3万円の売り上げによる手数料収入だけであり、委託事業がなければ単独で運営するのは非常に厳しい。市のポートマラソン等での注文を受けながら売り上げを増やしているところである。今後は、市独自のふるさと納税特設サイトとの連携を図り、ふるさと納税からの誘客と合わせて収益の向上を目指し、委託料を減らしていくことを考えている。駅舎整備については、駅舎への出店者の辞退によりバスターミナルを先行して整備してきた。駅舎本体は引き続きアピアと人の動きを考慮しながら調査研究を行っており、駅舎本体の出店者との整合性を図りながら、「港湾通り」の今後の対応をしていききたいとの答弁でありました。

港湾改修事業負担金について、負担金決定の際には国・県との協議の余地があるのか。また、一般の市民にとって港湾負担金の恩恵があまり感じられていないのではないかと。負担割合に見合う受益があるのかが大切で、そのことに対する広報が重要ではないかとただしたところ、国・県が予算要求する段階で、市は新規事業等の説明を受け、話し合いがもたれる。30年度の負担金は、市として要求しているもの、改修が必要なもの、防災、バルク戦略港湾、コンテナターミナルの延伸等もあり、多額に見える。市民に対しては、港に親しみ、港を理解してもらうためのイベントやボランティア活動などを実施しているが、なかなか人が集まらない。新たな機会を計画し、港の必要性をPRしていく必要があると考えているとの答弁でありました。

さんふらわあ志布志港路利用促進協議会補助金について、30年度に新造船が就航したときの記念セレモニーが予定されているが、2隻目の新造船就航の際もセレモニーが行われるのか。また、30年度より補助金が減額になった理由についてただしたところ、1隻目の就航セレモニーは、5月15日に大阪発、志布志に16日着ということで進めている。夏に就航する2隻目のセレモニーについては、現段階で計画は無い。補助金の減額の理由は、市の補助金1割カットの方針によるも

のと、協議会の繰越金で対応できる部分があったためであるとの答弁でありました。

株式会社おおすみ観光未来会議負担金について、本会議で負担割合は均等割20%、人口割40%、事業における需要割40%であるとの説明があったが、需要割の設定方法についてただしたところ、需要割については、地方交付税算定の際の基準財政需要額に応じ、割合が決まるということであるとの答弁でありました。

市内商工業者が、市外での物産展等へ参加するための費用を一部助成する販路拡大支援事業について、利用者からの拡充等の要望はないかとただしたところ、29年度は、これまで15件程度の利用がある。3年前に始めた時には、年1回50万円の助成だったが、要望を受け、年2回の上限25万の助成に変更し、利用しやすい形で進めているとの答弁でありました。

蓬の郷ふれあい交流センター以外の施設とダグリ公園の二つの指定管理事業について、それぞれの管理状況についてただしたところ、蓬の郷については、指定管理者が自主事業を実施され、集客を図りPRされている。これまで伐採できなかった所も手入れされ、専門的なノウハウを発揮されている。ダグリ公園については、遊具の一部老朽化はあるが、指定管理者により定期点検、塗装・補修などされており、安全面に問題は無い。海水浴場は老朽化した休憩施設を取り壊したため、今後どのような休憩施設にして集客を図るか協議しているとの答弁でありました。

県が管理している港の緑地部分の景観維持について、29年度補正予算で、県と志布志市で対応したが、今後も事業は継続されるのかとただしたところ、ソフトボール場等が活用できない状況で、景観維持のため市が300万円、県が600万円を負担し、県と管理業務の委託契約を締結し、市の緑地と変わらない整備をすることができた。そのことで、市民や港湾関係者からの緑地の利用も高まっており、市独自でも港へ足を運んでいただくような施策に取り組んでいきたい。今後の方向性については、市長と協議し、6月補正予算で対応したいとの答弁でありました。

志布志港輸出促進支援事業について、海外での展示会等に出店される方の経費は最大どれくらいかかっているのかとただしたところ、実際に掛かる経費は、旅費等含め30数万円程度であり、2分の1の20万円の助成上限額以内で収まっているケースが多い。最高額は複数人で行かれて80万円程度かかっているケースがあったとの答弁でありました。

志布志港からの木材の輸出が伸びており、木材の津波対策など、全体的な志布志港のあるべき姿を描くため、議論を早く進めるべきではないかとただしたところ、港湾管理者は県であり、いまだ平成5年に策定した港湾計画が一部改定で使われている。20年後、30年後の志布志港の在り方の検討を進める必要があり、国・県と今後の港の在り方について調整するため、3月22日に事務方での勉強会が開かれる。勉強会の次は、長期構想検討委員会という段階に入っていく。木材の津波対策、クルーズ船の誘致、配合飼料の生産基地、国内交通網としての航路充実、シャーシやコンテナ置き場の不足などいろいろな課題がある。港が今の面積で良いのかななどを議論して使いやすい志布志港としていかなければならないとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第23号、平成30年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分に

つきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○

午前11時40分 休憩

午後0時57分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

委員長の報告を続けます。

次に、19番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっております議案第23号、平成30年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、審査に資するため、「伊崎田中学校特別教室棟改築事業」、「保育所等整備交付金事業」、「志布志運動公園陸上競技場・しおかぜ公園芝改良事業」について現地調査を実施し、3月15日から22日まで、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、第2期地域福祉計画策定に係る委託料が計上されているが、第1期計画の振り返りの状況と確認された課題、第1期計画と大きく変わる点、国・県からの要請等についてただしたところ、平成26年度から30年度を計画期間として策定した第1期地域福祉計画では、市内を11地区に区分けしており、それぞれの地域ごとの振り返りの作業を進めている。今後、集約された課題等を確認しながら第2期地域福祉計画に反映させていきたいと考えている。30年度に策定する第2期計画については、地区の区分けを第1期計画の11地区から21地区に細分し、より身近な意見等を反映させていきたいと考えている。今回、市町村の地域福祉計画に盛り込むべき事項として、国等からは、様々な課題を抱える者の、就労の活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携に関する事項、例えば、防災や防犯の関係、高齢者、障がい者、子供・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項、制度の「はざま」の課題への対応の在り方などが、地域福祉計画に盛り込むべき事項として提示されているとの答弁でありました。

地域福祉の在り方等については、第1期計画策定時から大きく変化していると感じる。第2期計画策定において地域の声をどのように反映させるのかとただしたところ、第1期計画では、市

内を11地区に区分けし、地域の声を計画に反映させたが、第2期計画は、地域社会をみんなで築いていくという地域福祉の原点を再認識し、更に細かく市内を21地区に区分けし、座談会等を実施し、地域の課題抽出や解決に向けた意見、地域福祉の方向性等を計画に反映させていきたいとの答弁でありました。

計画策定に伴う座談会の開催予定についてただしたところ、第1期計画策定の際の座談会については、各地区で3回ずつ開催したことを踏まえ、同じように開催したいと考えている。社会福祉協議会と連携した開催となることや地区数が増加したことから調整が必要であると認識しているが、可能な限り前回同様、3回程度の開催を考えているとの答弁でありました。

福祉タクシー運行事業が継続される一方で、企画政策課においては、地域公共交通網形成計画策定調査事業に係る予算が計上されている。それぞれの事業の今後の方向性についてただしたところ、平成28年度から29年度にかけて、公共交通施策に関する情報交換を企画政策課、教育委員会、福祉課で行っているが、29年度においては、国土交通省の関係者も含めた情報交換も実施したところである。また、鹿児島大学とも提携し、取り組んでいくことになっている。福祉タクシーの運行は、公共交通施策の柱のひとつとして位置付けていきたいとの答弁でありました。

公共交通施策の主体はどこかとただしたところ、公共交通施策については、企画政策課が主体となって取り組んでいる。福祉タクシーについては、その中のひとつの手法であり、中学校の通学バス、路線バスを含めた全体を網羅して、企画政策課が主体となり取り組んでいるとの答弁でありました。

地域公共交通網形成計画策定後においては、福祉課で所管する福祉タクシー運行事業は無くなるのかとただしたところ、地域公共交通網形成計画策定後の福祉タクシーについては、どのような体系になるのか現状においては分からないが、路線バス等の現状も踏まえ、特定の場所に人を運ぶという大きな方向性の中で利便性を維持できるような体系を考えていきたい。中学校の通学バスに係る補助も平成30年度で終わるため、中学生、高齢者のみならず、全ての人の移動手段となるよう使用料も含め協議していくことになると思うが、現在の利便性を維持していきたいと考えているとの答弁でありました。

社会福祉協議会に委託されている生活困窮者自立支援に係る3事業の相談員は同じ人かとただしたところ、予算上では、全体で3名となる。生活困窮者自立相談支援事業では、主任1名の12月分、相談支援員1名の9月分の人件費を計上している。相談支援員の残りの3月分については、家計相談支援事業で計上している。就労準備支援事業では、就労支援相談員1名の12月分の人件費を計上している。いずれも、全体的に連携が必要な相談であるため、事務量を按分するような形で予算を計上しているとの答弁でありました。

生活困窮者自立支援事業等の29年度実績についてただしたところ、生活困窮者自立相談支援事業の29年度実績については30年1月末時点となるが、新規相談者が109名で就労された方が16名となっている。就労準備支援事業については、新規相談者が9名で、延べ512回のメニューを活用している。家計相談支援事業については、新規相談者が24名で、延べ783回のメニューを活用してい

るとの答弁でありました。

生活困窮者自立相談支援事業は、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないよう支援することを目的としているが、生活保護から脱却した方と、脱却後再び生活保護受給となった方の数は把握しているのかとただしたところ、28年度の実績として、生活保護から生活困窮につながる件数は6件、生活困窮から生活保護へにつながる件数も6件となっている。生活保護を脱却された方が自立相談支援事業による支援を受けられるケースはほとんど無く、受給に関する相談で来られるとの答弁でありました。

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業については、育児支援分野等に対する高齢者の雇用の場を拡大することを目的としているが、具体的にはどういうことか。また、コーディネーターの活動によるシルバー人材センターの就業開拓、会員確保の実績についてただしたところ、平成27年度から29年度までの3年間の国の事業であり、シルバー人材センターが取り組んでいた。シルバー人材センターについては、発注者からの請負業務が主となる事業体系であったが、本事業については、事業所等に必要とされる会員を派遣し、指示を受けて作業をする派遣事業であり、今後、このような形の業務を拡大していくための事業である。その事業の中で、保育園や介護施設等に人材を派遣することで、それらの事業所に就業する方の育児環境を整えるため、休日等の隙間の時間を補うことを目的としており、現役雇用者の下支えに資する育児支援分野等との表現になっている。派遣事業の実績については、27年度が4事業所で36名、28年度が6事業所で16名、29年度が30年1月末現在で、11事業所で18名となっており、事業所については年々増加している。それに伴う事業費は、27年度で1,500万円程度、29年1月末現在で、2,400万円程度となっている。シルバー人材センターの会員数についても、27年度の297名から、28年度は305名、29年度については30年1月末現在で335名となっているが、3月末の退会者も想定されるため、若干減少すると予想しているとの答弁でありました。

児童発達支援利用者負担額助成事業については、児童クラブに係る委託料も含まれているのかとただしたところ、障がいを抱えた児童を対象とした児童クラブについては、29年度まで、にこにこハウスで実施していたが、30年度においては、休止する意向を受けており、有明町の藤の森で実施するというので予算を計上している。予算編成の時点では、にこにこハウスの休止が把握できなかったため、2施設での事業実施に係る予算が計上されているとの答弁でありました。

病児保育事業について、松山地区で始まるような話を聞いていたが、30年度予算に計上されていない理由についてただしたところ、第2次志布志市総合振興計画の中でもそれぞれの地域での病児保育を目標とし、市内3か所での開設を掲げている。松山地区においては、みどり保育園が医療機関と連携し、病児保育を実施したい意向であり、方向性は見えているが、人材確保ができていない状況である。松山地区での開設が可能となった際は、補正予算での対応をお願いしたいとの答弁でありました。

社会福祉協議会を相手方とした、指定管理料が計上されているが、有明支所となっている市民センターの移転等に係る状況についてただしたところ、12月議会の後、社会福祉協議会に報告し、

年明け後は、財源計画、組織再編計画のスケジュール案を市から示し、社会福祉協議会との認識の共有化を図ったところである。2年間の期限はあるが、なるべく早い段階で支所の位置等を含む方向性を確認し、社会福祉協議会と一体となって動いていきたいと考えているとの答弁でありました。

敬老祝金支給事業の財源については、29年度の一般財源から、30年度において、ふるさと志基金となっているがその理由は。また、他にもふるさと志基金を充当した事業があるが、目的に基づいた福祉事業への充当となっているのかとただしたところ、30年度から福祉タクシー運行事業、敬老祝金支給事業については、ふるさと志基金を活用している。ホームページ等に掲載されているとおり、保育園整備事業等をはじめとする福祉事業へは基金を充当しているところである。基金条例の目的である「個性豊かで、活力あるふるさとづくり」に資することから、充当しているところであるとの答弁でありました。

ふるさと志基金を継続的な事業の財源とすると、残高によっては、事業継続ができなくなる可能性があるのではないかとただしたところ、基金については、特定の目的のためにある程度継続して使われていくのが本来の姿であると認識している。今現在、ふるさと志基金があることからということでの充当は良くないと理解しているが、福祉に活用して欲しいという寄附者の思いもあるため、現状では活用している。御指摘のとおり、基金が無くなったときにおいては、財政調整基金の充当も想定されるが、全体的な視点での見直し等が必要になってくると思われるとの答弁でありました。

公共の公衆トイレ等に設置されている障がい者用のトイレについては、福祉課で管理しているのかとただしたところ、都市公園等にあるトイレは建設課、体育・文化施設等については教育委員会等で、それぞれ管理している。障がい者のトイレの設置状況について福祉課では把握できていないとの答弁でありました。

公衆トイレに設置されている障がい者用のトイレについても汚れた状況が見られるが、障がいを抱えた方が安心して利用できる状態を確保するために、福祉課において、障がい者福祉の観点から管理者に清掃等を依頼することはできないのかとただしたところ、現状を把握していなかったが、行政内でできる部分については連携を図っていきたい。県が管理する施設等についても担当課につないでいくようにしたいとの答弁でありました。

生活保護受給者の件数についてただしたところ、各年度の平均値でいくと、平成27年度が364世帯、平成28年度が378世帯、平成29年度が、30年1月末現在で373世帯となっている。28年度においては、増加傾向であったが、現状では若干減っている。総じて横ばいで推移しているとの答弁でありました。

就労による生活保護からの脱却件数についてただしたところ、平成28年度の実績として、就労による生活保護廃止は11件となっているとの答弁でありました。

30年10月からの生活保護基準の加算額改定の中身についてただしたところ、平成30年10月から国の生活扶助基準の加算額改定が実施され、母子加算については、平均月額2万1,000円が1万円

7,000円に、児童養育加算については、現行1万5,000円であった3歳児未満が1万円となり、現行1万円で中学生までであった加算対象が高校生までに拡充されることになる。全国的には67%の世帯と都市部での引き下げが見込まれているが、志布志市が位置付けられている3級地の2区分に相当する自治体については、全体的に生活扶助費が上がることになるため、志布志市においても生活扶助費が上がると試算しているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、校区公民館連絡協議会支援事業の運営助成費については協議中との説明であるが、どのような状況なのかとただしたところ、平成30年度の当初予算については、29年度当初予算の1割をカットした計上になっていることを三役会において説明し、素案を生涯学習課で作成し、提示しているところである。今回計上した30年度当初予算における運営費助成金に対する三役会の意向については了とされたが、運営費の積算の在り方については時間をかけて協議すべき内容であるとの意見が出されており、引き続き協議していくことになるとの答弁でありました。

しおかぜ公園管理委託事業の内訳についてただしたところ、しおかぜ公園の多目的広場の維持管理作業をNPO法人志布志スポーツクラブに委託するものである。平成30年4月から維持管理作業に従事する職員1名が増員されることから、29年度と比較し、人件費1名分の増額となっているとの答弁でありました。

ティフトン芝への改植に伴い、陸上競技場の散水施設は増設されるが、しおかぜ公園の散水施設については、ティフトン芝への改植後においても対応可能なかとただしたところ、しおかぜ公園の散水施設については、サッカーコート1面当たり3か所、全体で12の散水施設が設置しており、ティフトン芝への改植後も十分対応できるとの答弁でありました。

ティフトン芝の管理と費用についてただしたところ、現在の野芝の管理に掛かる費用とそれほど変わらないが、ティフトン芝については、植え付け時、夏場の散水量が増えると考えているとの答弁でありました。

ティフトン芝についても、野芝と同様、冬場の養生期間が必要なのかとただしたところ、冬場の養生期間が必要となるが、国体終了後は、陸上競技場に限り、冬芝等のオーバーシードを行いながら冬場でも利用できるような管理をしていければと考えているとの答弁でありました。

陸上競技場、しおかぜ公園の芝改良事業において、既設芝撤去を工事請負費、ティフトン芝化を委託料に分けた理由についてただしたところ、散水施設の設置、既設芝の撤去については、既存施設に係る施工という判断により工事請負費で計上した。ティフトン芝への改植については、作業員等の改植技術の向上と、改良後における国体に向けた芝管理技術の向上が図られるよう29年度と同様、委託料で計上したところであるとの答弁でありました。

芝改良事業の財源については、ふるさと志基金を充当しているが、県への補助金申請をしているとの説明であった。補助金が交付される見込みについてただしたところ、志布志市はサッカー

フェスティバル等の実績があること、また、さんふらわあの利用促進にもつながることから、これまでも多くの予算が付いており、30年度についても期待しているとの答弁でありました。

歴史のまちづくり事業推進基金の現在高についてただしたところ、252万6,561円となっているとの答弁でありました。

高校生を対象とした青少年研修事業のシアトル研修については、応募者が少なかったことから募集定員が5名から4名に減らされた経緯がある。応募者が増加した際には、元に戻すとのことであったが、最近の応募状況についてただしたところ、シアトル研修の応募者数については、平成26年度が6名、27年度が5名、28年度が6名、29年度が7名となっているとの答弁でありました。

過去の経緯を踏まえると、5名以上の応募がある現状においては、募集定員を元の5名に戻すべきではないのかとただしたところ、青少年研修実行委員会の中でも5名に戻すべきとの意見があったことから、募集定員の増員を平成29年度の外部評価に諮ったところであった。外部評価委員の意見として、他市町と比較しても補助率などに恵まれた事業であり、継続してもらいたいが、募集定員の増員については、貴重な税金を使うという意味から3名程度の定員超過では、増員する必要性を感じられず、現状の4名の定員数のままで良いと思われるとの意見であったため、今後の応募状況などを見ながら、見直しを行うことになるのではないかと考えているとの答弁でありました。

交付金事業である埋蔵文化財発掘調査事業の財源が一般財源となっていることについてただしたところ、交付金事業については、耕地林務水産課の事業に伴い平成27年度に実施した発掘調査の報告書作成に係る事業である。この交付金事業については耕地林務水産課の主管事業として実施するものであるため、教育委員会で実施する報告書作成に伴う歳出予算については、教育委員会が予算計上し、国からの歳入については、当該事業分も含め、耕地林務水産課で予算計上することとしているため、このような財源内訳となっているとの答弁でありました。

保健体育総務費のその他補助金で、全国大会への出場に際し、児童、生徒への支援が行われているが、一般の競技者に対する県大会出場等に係る支援は考えられないかとただしたところ、一般の競技者への支援については、九州大会、全国大会出場に際し、体育協会補助金を財源とした激励金で対応しているが、県大会等出場については、対応していないため、各協会の予算での対応も含め、体育協会で十分協議していくとの答弁でありました。

青少年芸術鑑賞事業の音楽体験については、小学校8校、演劇については、中学校2校が対象となっているが、その決め方はどうなっているのかとただしたところ、平成29年度から30年度の2年間で市内の小・中学校を巡回し、実施するものであり、市内の全小・中学校で実施している。29年度については、小学校8校、中学校3校で実施したところであるとの答弁でありました。

優れた舞台芸術鑑賞の機会を与えることを目的としているが、30年度の演劇の内容についてただしたところ、演劇については、福岡の劇団道化による「吉林（きつりん）食堂」であり、中国残留孤児の話を基にした家族の絆をメインとした内容になっている。一部の生徒に演技指導をし、

エキストラとして舞台に出演させる構成となっているとの答弁でありました。

日本古来の歌舞伎や能といった伝統芸能を青少年芸術鑑賞事業で取り入れることはできないのかとただしたところ、費用対効果等を確認しながら課内で協議していくとの答弁でありました。

図書購入費である図書館費の消耗品費も1割カットされたのかとただしたところ、図書購入費は、図書館の生命線でもあるため、現状維持でお願いしたところであるとの答弁でありました。

高額な図書を各学校単位で購入することは困難であるため、図書館で購入することで高額な本に触れることができる。毎年、1,000万円弱の予算が計上されているが、理由があるのかとただしたところ、1,000万円以下でなければならないということはない。予算編成方針の中で、歳出予算の削減が示されてはいるが、図書購入費を削減することについては、図書館機能の低下につながることから現状維持で計上しているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイナンバーカードの普及状況についてただしたところ、平成28年3月末時点の実績は、申請件数1,731件、申請率5.23%、交付件数701件、交付率2.11%であった。29年3月末時点の実績は、申請件数2,393件、申請率7.31%、交付件数1,801件、交付率5.45%、30年2月末現在の申請件数は2,697件、申請率8.32%、交付件数2,110件、交付率6.51%となっているとの答弁でありました。

マイナンバーカードの全国的な普及率についてただしたところ、平成30年2月28日現在、13.40%となっているとの答弁でありました。

取り組み後1年経過してもこのような状況である。普及しない要因をどう捉えているかとただしたところ、全国的に普及が進まない要因は、マイナンバーカードに対する国民の不安が根底にあると思われる。志布志市においては、県内の他市町に比較し申請率、交付率が低い状況であり、市民に対する広報、周知不足が要因ではないかと考えている。一方で、自動交付機が稼働していることで住民の利便性が保たれていることからマイナンバーカードの必要性をそれほど感じられていないことも要因ではないかと考えているとの答弁でありました。

普及促進のための国の対応等についてただしたところ、国においては、住民票等のコンビニ交付の促進をはじめ、保険証や図書カード、航空会社のマイレージカード、商店街のポイントカード等の機能をマイナンバーカードへ一本化することでの利便性向上を図ろうとしているとの答弁でありました。

国が示すロードマップで、国家公務員の保険証をマイナンバーカードで代用できるようにしようとしているとの説明であったが、国家公務員の保険証のマイナンバーカードへの統合はすぐに始まるのかとただしたところ、国においては、マイナンバーカードの保険証として利用を段階的に進めようとしており、平成31年度までには始まるのではないかと理解しているとの答弁でありました。

使用済み紙おむつの再資源化については、平成32年度の本格稼働に向けた取り組みがされてい

る。これまでの取り組みの中で、課題等はあるのかとただしたところ、処理コストの低減が課題だと認識している。使用済み紙オムツ再資源化事業については、3年目を迎えるが、そおりサイクルセンター、ユニ・チャームが共同で技術開発に努め、実証実験を重ねてきた結果、処理技術については確立できている。平成30年度においては、更なる技術の高度化や処理コストの低減、処理の段階で発生する再生パルプの地域循環等について検討していくことになる。あわせて、収集運搬の効率化も含めた廃棄物処理全般の低コスト化や高齢者福祉に資する取り組みについても検討していきたいと考えているとの答弁でありました。

再資源化研究会のメンバーを含め、関係自治体の使用済み紙オムツ再資源化事業に対する理解度についてただしたところ、肝属地区の2市4町で実施したモデル回収の平均回収率が36%であったことや、紙おむつを焼却しないことによる焼却炉の延命化については、あまり効果が無いこと、回収範囲が広範囲に及ぶことで収集運搬費が高くなることなどが確認された。3月に開催予定の再資源化研究会で、調査結果を報告することとなるが焼却処理が一般的な肝属地区の関係市町においては厳しい状況になると思っているとの答弁でありました。

市営墓地管理事業について、委託先と利用状況をただしたところ、委託については、シルバー人材センターを予定している。利用状況については、平成30年2月末現在、3,386区画に対し、使用区画数が3,101区画となっており、使用率は91.6%となっている。使用区画の中には、管理者不明で放置されている区画や返納の手続きがされていない区画も含んでいるとの答弁でありました。

管理がされていない墓地利用者への対応についてただしたところ、平成30年度においては、管理がされず放置されている墓地利用者への適正な管理をお願いしていく。あわせて、管理者が特定できていないものについては、戸籍等を調査し、管理者の特定に努め、適正な管理をお願いしていくとの答弁でありました。

市営墓地の水場、園路等の補修が計画されているが、その整備状況についてただしたところ、平成27年度に現地調査を実施し、整備計画を策定したところである。水場については、2年間で8か所、園路については、年4か所程度の整備に努めている。予算に限りがあるため、支障木については、業者による枝打ちのほか、職員による作業も実施している。整備計画に反映できなかった部分についても、緊急性のある市民からの要望等に対しては、優先して実施している状況であるとの答弁でありました。

市営墓地以外の集落墓地の管理に対する市の考え方についてただしたところ、過去においても同様の質疑があり、集落墓地の状況については認識している。内部で協議した結果、現状においては、集落墓地については地元で管理してもらうべきとの結論に至ったところであるが、集落墓地の荒廃等については、県内共通の課題となっており、行政としてのスタンスについて具体的な方向性はないが、今後検討していかなければならないと認識しているとの答弁でありました。

集落墓地管理の支援については、全庁的な議論が必要な時期ではないかとただしたところ、災害等発生時に集落墓地への支援をしている自治体もあるため、そのことも含め、支援の在り方についての検討が必要であると認識している。まずは、課内で検討していきたいとの答弁でありま

した。

パスポートの申請実績についてただしたところ、平成28年度の申請件数については256件、29年度については、現時点で、248件となっているとの答弁でありました。

曾於市斎苑負担金の均等割の範囲とその考え方についてただしたところ、曾於市斎苑負担金の均等割については、合併後においても末吉町、財部町、大隅町、松山町の旧4町での積算となっており、均等割部分については、曾於市が4分の3、志布志市が4分の1の負担となっているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内高等学校支援事業については、教育委員会で所管すべき内容なのかという思いがある。高等学校への支援の在り方について、教育委員会の考え方をただしたところ、平成28年度から実施している市内高等学校への支援事業については、志布志高校の1学年4クラス維持を基本的な目的としているが、学校における生徒確保のための支援という判断の下、教育委員会で所管しているところであるとの答弁でありました。

市外から志布志高校に通学する生徒へのバス通学支援に関する一般質問に対し、前向きな答弁があったと認識している。市外から通学する生徒数についてただしたところ、平成29年度当初における市内生徒のバス利用者数は37名となっているが、市外から通学し、バス利用が想定される生徒は、1年生から3年生まで合わせ90名程度であるとの答弁でありました。

初期の目的を達成するためには、効果的であると思うが、最終的には、現在の倍以上の財源が必要となる。高校支援の視点に立つのか、地域活性化の視点に立つのかを含めた議論が必要ではないかとただしたところ、様々な課題等も想定されるため、慎重に進めていきたいとの答弁でありました。

小学校費、中学校費それぞれの学校管理費において、小学校250万円、中学校100万円の高木伐採等に係る委託費が計上されているが、この予算で対応できているのかとただしたところ、小・中学校の高木伐採等事業については、小学校200万円、中学校150万円の予算で平成28年度から実施している。伐採作業の進み具合を考慮し、平成30年度においては、中学校分を50万円減額し、小学校分を50万円増額し、250万円計上している。学校の要望に応じ実施することとなるが、予算の範囲内で対応できているとの答弁でありました。

中学校施設改修事業において、志布志中学校女子トイレの洋式化が計画されているが、中学校のトイレの洋式化率の現状等についてただしたところ、志布志中学校女子トイレの洋式化改修工事については、8台ある和式トイレを洋式4台、和式2台に改修する計画である。平成30年度に計画している洋式化により、29年度末で28.9%であった中学校の洋式化率は、31.8%になる見込みである。洋式化については、第2次志布志市総合振興計画で掲げる洋式化率50%を目標に、整備を進めていきたいとの答弁でありました。

トイレ洋式化改修工事を実施する学校の選定の在り方についてただしたところ、トイレの洋式

化については、各学校に一つ以上の洋式トイレを設置することを目的に、平成23年度から取り組み、27年度までに全ての学校で洋式トイレが設置された。選定については、学校の要望等も考慮しているが、トイレの数や児童、生徒数を考慮しながら、トイレ1台当たりの使用人数が多い所を優先的に改修していくこととしているとの答弁でありました。

小規模校入学特別認可制度通学委託事業に関連し、国や県の特認校に関する考え方についてただしたところ、国や県の考え方については確認していないとの答弁でありました。

通学できる児童の範囲等についてただしたところ、通学できる児童は、規則で定める派遣学校に通学している児童が対象となる。現在、比較的児童数が多い、志布志小、香月小、安楽小、有明小、通山小の5校を派遣学校と定めているとの答弁でありました。

派遣学校に指定されている5校以外から特認校に通学することは可能なのかとただしたところ、派遣学校5校以外からの通学については、就学すべき学校の変更基準に合致する必要があるとの答弁でありました。

派遣学校5校からの特認校への通学の可否を判断する基準等はあるのかとただしたところ、当該児童が通学することにより、就学すべき派遣学校の学級数が減少するなど、クラス編成に変更を生じる恐れがあるときは、許可しないこととしているとの答弁でありました。

企画政策課で地域公共交通網形成計画策定調査事業が計画されているが、ジャンボタクシーでの送迎になっている通学についても、地域公共交通網の中で検討していくべきではないかと思うが、どのように考えているのかとただしたところ、企画政策課が中心となり取り組んでいる地域公共交通網形成計画に関する協議については、教育委員会としても参画している。統合から5年目を迎え、平成31年度には国庫補助金が無くなることが想定される志布志中学校通学バス運行確保や、対象児童が増加傾向にある特認校への通学、遠距離通学等に係る交通手段の確保等も含め、協議を進めていきたいと考えているとの答弁でありました。

小学校費で計上されている遠距離通学補助金の内容と対象者等についてただしたところ、廃校となった四浦小学校区から田之浦小学校、八野小学校区から潤ヶ野小学校に通学する児童の送迎に対し、距離に応じた補助金を当該児童の保護者に支給している。対象者については、八野小学校区から通学する3世帯3名となっており、小学校を卒業するまで継続するものであるとの答弁でありました。

就学援助費対象予定者が、小学校で410名、中学校205名となっているが、全体の何%なのか。その比率は、国や県と比較し高いのかとただしたところ、平成29年度の認定率については、小学校が22.5%、中学校が23.6%となっており、少しずつではあるが増加傾向にある。国や県の認定率については、平成27年度の実績となるが、県の認定率は小学校が19.99%、中学校では20.89%、国の認定率では小学校で12.92%、中学校で15.58%となっている。本市の認定率については、小学校、中学校ともに高くなっているとの答弁でありました。

私立幼稚園就園奨励事業については、世帯の所得状況に応じ、公立、私立間の入園料、保育料の格差是正を目的としているが、入園料、保育料の現状についてただしたところ、平成29年度の

金額となるが、事業所ごとに違いがある。現在、事業対象となっている民間幼稚園の年間保育料が16万5,600円であるのに対し、山重幼稚園については、年間4万8,000円を上限としているとの答弁でありました。

平成29年度の土曜学習教室の実績についてただしたところ、平成29年度については、172名の生徒が申し込んでいるが、毎回全ての生徒が出席している状況ではなかった。1学期から夏休みにかけては50%前後の参加率であったが、その後は、部活動や冬場のインフルエンザ等が影響したこともあり、参加者が減少した。30年度においては、参加生徒の利便性向上や保護者アンケート結果を踏まえ、市内3地域での開催を予定している。1会場での開催であった29年度に比較し、送迎に掛かるバス経費80万円の削減も図られたとの答弁でありました。

自立支援事業において、不登校児童、生徒を「志布志ふれあい教室 松風」に受け入れ、学校復帰等を目的とした支援が行われているが、通級の現状についてただしたところ、平成30年2月末日現在、小学生2名、中学生3名の5名に加え、中学生2名が体験通級している。28年度においては、月平均で小学生1名、中学生4名が通級していたとの答弁でありました。

給食センターの調理員について、必要な人数を確保できているのかとただしたところ、平成30年度予算においては、嘱託職員報酬26名分を計上している。29年度については、26名に満たない時期もあり、代替調理員で対応してきた。26名という定員確保については、現在のところ難しい状況にあると認識しているとの答弁でありました。

調理員が不足することで、調理員1名当たりの作業量が増えることが想定されるが、調理や休暇取得に影響は無いのかとただしたところ、嘱託職員の休暇取得については、事前に把握し、代替調理員に出勤をお願いすることで、調理員の負担軽減に努めている。突発的な休暇取得等の際については、栄養士の先生方の応援をもらい、対応しているとの答弁でありました。

教育総務費の事務局費で、その他団体負担金として曾於地区教育振興会に対する負担金が約390万円計上されているが、どのような団体なのかとただしたところ、曾於地区教育振興会については、曾於地区内の各団体長等が会員となり、学校教育、社会教育、社会体育・スポーツ等の振興を主な目的に事業を実施している。例えば、県民体育大会や駅伝競争大会など、地区単位での運営が必要な事業に携わっており、曾於地区内の教育全般に関することを行っている。曾於市、志布志市、大崎町の2市1町で構成し、事務局については輪番制となっている。現在、大崎町が事務局となっているが、振興会で雇用している職員1名が事務に従事しているとの答弁でありました。

法人化されていない振興会による雇用について、雇用されている方の身分の保障が懸念されるが、問題ないのかとただしたところ、現在、事務局である大崎町教育委員会とも連携をとりながら、雇用の在り方等について確認し、疑義があるようであれば適切な形に是正していくようお願いしていきたいと考えているとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成30年度の新規事業として、子育て世代包括支援センター事業に係る予算が計上されているが、子育て支援センターで行っていた事業を移行するのかとただしたところ、子育て支援センターの事業を移行するものではないが、事業対象者や相談事業等の業務内容については重複する。平成29年4月1日の母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センターの設置が努力義務として規定され、国としては、32年度までに全国展開を目指すこととしている。本市においては、平成30年度に立ち上げることとなったが、施設の整備ではなく、関係機関との連携強化や支援の充実を図るための体制づくりが今後の方向性になるとの答弁でありました。

子育て世代包括支援センター事業の開始に伴い、新たな窓口が設けられるのかとただしたところ、保健課に新たな担当窓口を設け、設置場所については、福祉課と保健課の間あたりを想定しているとの答弁でありました。

子育て世代包括支援センター事業については、保健課で取り組んでいくのかとただしたところ、当面は、保健課と福祉課で連携し、体制づくりに努めていくとの答弁でありました。

法改正により子育て世代包括支援センターの設置が努力義務となった背景と、本市が目指す具体的な子育て世代包括支援センターの取り組みについてただしたところ、子育て世代包括支援センターの設置を努力義務とされた背景については、少子化やライフスタイルの多様化による母親の孤立化や不安感の拡大がある。また、多発する虐待の早期発見による予防や切れ目ない支援の必要性が背景となっている。志布志市が想定している子育て世代包括支援センターは、妊娠、出産から18歳以下の子育て期にある保護者とその子供を対象とした支援を想定しているが、当面は、就学前の子供を中心に支援していこうと考えている。事業内容については、情報収集や実態把握、相談業務や支援プランの作成、情報共有によるチームでの支援、関係機関とのネットワーク作りを想定している。職員体制については、助産師または、保健師が兼務する母子保健コーディネーター、福祉課の家庭相談員の兼務で子育て支援コーディネーターの配置を想定している。従来、保健課が行っていた健診や相談業務等を母子保健型として保健課が、保育園等の相談業務については、当面、特定型として福祉課が担うこととなるとの答弁でありました。

子育て世代包括支援センター事業で計上されている賃金と報償費の支出内容についてただしたところ、現在、市職員の栄養士が1人で母子、成人、高齢者を全般的に担当しているが、それぞれの指導、教育等を充実させるため、新たに母子関係業務に従事してもらう管理栄養士に係る賃金である。報償費については、5歳児を対象としたふれあい食体験や相談事業等の業務を依頼する在宅の栄養士に係るものであるとの答弁でありました。

在宅の栄養士については、何人を想定しているのかとただしたところ、在宅の栄養士は3人を想定しているとの答弁でありました。

介護予防支援事業で財源となっている介護予防給付ケアマネジメント料の内容と単価等についてただしたところ、地域包括支援センターが作成する要支援1、2の方々のケアプラン作成に係る報酬であり、民間の事業所と同様に、ケアプラン作成を国保連合会に申請することで1件当た

り4,300円と初期加算3,000円が国保連合会から支払われるものであるとの答弁でありました。

自殺対策計画策定事業で委託料が計上されているが、どこで策定されるのかとただしたところ、志布志市自殺対策ネットワーク会議を母体とした計画策定を予定している。市の関係課以外に社会福祉協議会、曾於地区障がい者等基幹相談支援センター、芳春苑、保健所、消防署で構成しており、住民の参画については、今後検討していくこととしているとの答弁でありました。

自死の状況についてただしたところ、平成26年は、男性8名、女性3名の11名、27年は、男性7名、女性2名の9名、28年は、男性3名、女性1名の4名となっている。自殺率が高い状況にある志布志市においては、数値目標ではあるが、38年までに27年比で自殺率を30%以上減少させることとされており、27年で27.2であった自殺率を38年には、19.0とすることが目標となっているとの答弁でありました。

具体的な対策等についてただしたところ、計画策定にあたり、各市町村の自殺者の性別、年齢、職業等のデータを含む地域自殺実態プロファイルが国から各市町村に示された。本市の取り組むべき重点項目として、高齢者対策、生活困窮者対策、無職者・失業者対策への対応が必要と考えているとの答弁でありました。

一般市民への働き掛けの現状と計画策定後の市民への周知についてただしたところ、現段階で、市民全体への働き掛け等はできておらず、中学生や教職員、市職員に対するゲートキーパー養成講座を実施している。平成23年度以降、民生委員、健康づくり推進員、PTA関係者を対象とした講演会や年4回の相談事業などを実施してきたとの答弁でありました。

予防接種等事業の委託料が、29年度に比較し1,200万円ほど減額された要因についてただしたところ、平成29年度予算は、対象者数で積算して計上したが、30年度当初予算については、過去の実績を考慮して計上した。法定接種ではないインフルエンザ予防接種等について、当初予算に計上していないことが大きな要因であるとの答弁でありました。

医療機関の重複受診の状況についてただしたところ、重複受診については、散見されるため、国民健康保険係で国保対象者に対し、嘱託職員による重複・頻回による相談、支援を実施しているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号、平成30年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、12番、丸山一産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となっています議案第23号、平成30年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、審査に資するため、建設課関係について新設改良事業、市道香月線及び伊崎田地区、地域活性化住宅の現地調査を実施し、3月15日から19日まで、

委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独道路維持事業について、道路維持作業員が本庁、支所で5人ずつ配置されているが、作業量に偏りはないかとただしたところ、道路の維持管理については、直営のほか業者委託、集落伐採などもあり、バランスをみながら実施している。また作業班については、5人1組による役割分担の方が作業効率も上がるため、適正な配置ではないかと考えているとの答弁でありました。

未登記処理業務について、道路改良事業以外の用地取得費として予算が計上されているが、災害などの対応分かとただしたところ、未登記処理台帳にない未登記が新たに発生し、測量の結果、取得する必要がある場合の対応分であるとの答弁でありました。

危険廃屋解体撤去事業について、いまだ相当数の空き家があり、所有者不明の空き家も存在しているが、今後の取り組みをどのように考えているのかとただしたところ、3年かけて空き家を調査し、危険度の判定も行った。特定空き家になると立ち入り調査や固定資産税の情報提供も可能となり、情報収集はしやすくなるが、解体撤去を誰が行うのかという問題もある。本人ができない場合は強制執行という方法もあるため、空き家対策協議会で慎重に協議して決定していくことになるとの答弁でありました。

住宅用火災警報器取替設置事業について、公営住宅の火災警報器の設置は入居者ではなく市が設置しなければならないのかとただしたところ、消防法の改正により、既存住宅においては平成20年度から23年度までに火災警報器の設置が義務付けられ、今年度は平成20年度に設置した分の取替え設置工事の予定であるが、所有者の管理責任としての立場から、市で設置を行うものであるとの答弁でありました。

市営住宅等老朽化対策移転事業について、対象戸数と積算根拠についてただしたところ、対象戸数としては、老朽化対策対象住宅のうち、交渉による移転戸数10戸を見込んでおり、家賃低廉化補助金については、平成28年度からの12戸分を合わせた22戸の予算を計上しているとの答弁でありました。

働き方改革の一環で、県は2月からの発注工事に週休2日制を導入するとしているが、市の発注工事に関しては、どのように対応するのかとただしたところ、工期の延長や管理費などにも影響するため、庁内の入札・契約運営委員会で検討する必要があると認識しているとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業委員が現在の28名から20名となり、新たに農地利用最適化推進委員16名が加わるが、それぞれの報酬額はどうかとただしたところ、農業委員の報

報酬はこれまでと変わりはないが、最適化推進委員の報酬は月額3万円となる。農業委員8名の減少分と最適化推進委員16名の増加分を合わせると、報酬は約141万円の増額となるとの答弁でありました。

農業者年金受給者会への補助金14万4,000円の積算根拠と各地区への配分額についてただしたところ、補助金の積算については、平等割2万円と会員1名当たり400円を交付しており、配分額については、松山地区が6万1,000円、志布志地区が2万1,000円、有明地区が6万2,000円となっているとの答弁でありました。

農地保有合理化事業について、よみがえる農地復元対策の予算が骨格予算であることと、申請が無かったことを理由に、今回計上されていないが、積極的な推進はできなかったのかとただしたところ、遊休農地の解消への取り組みは重要であると認識している。4月からの新しい体制において遊休農地対策に積極的に取り組んでもらうよう働き掛けていきたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農道維持事業について、原材料費の生コン・砕石の支給は、1地区10m³ということで、曾於市の14m³と比べて支給が少ないという指摘があったが、検討はなされたのかとただしたところ、指摘を受けて協議した結果、現場状況により1地区当たり14m³を上限に支給することとしたとの答弁でありました。

基盤整備促進事業の事業内容についてただしたところ、肆部合地区の基盤整備事業の受益地において、区域外となった農地の一部を農道拡幅のため、単独事業で取得するものである。用地取得費のほか、抵当権の抹消及び分筆登記に係る予算を計上しているとの答弁でありました。

イワガキ等養殖ブランド化事業について、稚貝の導入はどれぐらいを予定しているのかとただしたところ、30年度はイワガキ5万個、トコブシ1万個、ヒオウギ2万5,000個の合計8万5,000個を導入する予定であるとの答弁でありました。

森林病虫害等防除事業について、樹幹注入の予算が計上されていないが、実施しないのかとただしたところ、樹幹注入を行う松は志布志運動公園陸上競技場の周辺など、航空防除や地上防除ができない区域のみとなっている。平成28、29年度に樹幹注入を実施したが、薬剤の効果期間が4年となっているため、4年後の実施を予定しているとの答弁でありました。

林道整備事業、林道御在所岳線について、事業の完了年度と林道整備による効果をどのように捉えているのかとただしたところ、林道御在所岳線の事業完了年度については、平成37年度を予定している。また林道整備による効果としては、林道を利用した木材搬出の利用区域面積を230haと見込んでおり、これとあわせて田之浦から四浦に通じる県道の災害時における迂回路として有効活用が期待できるものと考えているとの答弁でありました。

有害鳥獣捕獲事業について、被害が増加傾向にある中で、捕獲報奨金が減額となっているが、捕獲が厳しいと見込んでいるのかとただしたところ、交付金事業の上乗せ分の減額などが主な要因であるが、捕獲状況をみながら、補正予算で対応していく。特にイノシシ、アナグマの農作物

被害が大きいと、重点的に捕獲するよう猟友会にも相談している。また捕獲とあわせて、電柵の設置など、農地を守る取り組みや残さず残さない取り組みにも力を入れていきたいとの答弁でありました。

最後に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふるさと村維持管理事業について、指定管理の業務内容に遊具の安全点検業務が追加された理由についてただしたところ、これまでは市の方で点検業務を行っていたが、施設を一体的に管理するという趣旨からも指定管理者が点検を行うべきという監査指摘を踏まえて、今回、業務内容を追加し、点検分の指定管理料を増額するものである。今後は年度協定の指定管理料に変更が生じないように、しっかりと精査していきたいとの答弁でありました。

農業次世代人材投資事業について、年間最高150万円を最長5年間交付するとあるが、現在の認定者で限度額150万円の交付を受けていない就農者がいるのかとただしたところ、所得に応じて交付金額が変動する仕組みとなっており、農業所得が250万円を超過し、交付を停止した者が1名、農業所得が100万円を超過し、減額した者が1名となっているとの答弁でありました。

新規就農支援事業について、2名の新規就農を見込んでいるが、作物形態は何かとただしたところ、施設野菜のいちごと早期水稻の複合型経営が1名、施設野菜のいちご、ゴーヤ、メロンでの経営が1名である。このほかに4名の申請があり、6月補正での対応を考えているとの答弁でありました。

農林水産物販路開拓促進事業の今後の取り組みについてただしたところ、これまで10件の農家がこの事業を活用され、そのうちの4件が海外向けの販路開拓であった。今後も海外輸出を視野に入れた取り組みを支援していきたいとの答弁でありました。

野菜価格安定対策事業について、対象作物の選定や負担額の積算はどのようになっているのかとただしたところ、この事業は国の価格安定制度に取り組む中で、それぞれの農協を通して首都圏などの市場に出荷する作物と出荷数量の見込みに基づいて負担額を積算しているとの答弁でありました。

高品質生産対策事業について、肉用牛においては、雌子牛の平均価格以上の子牛は助成の対象としないのかとただしたところ、平成29年度までは対象としていたが、肥育経営支援対策事業の補助単価を引き上げて、優良種畜導入に対する支援拡大を重点的に取り組むこととしたため、今回は対象外としたとの答弁でありました。

畜産振興協議会事業について、旧町単位の組織を一本化する考えはないかとただしたところ、合併して10年以上が経過しているが、地域ごとのつながりが強く、共進会の一本化についても検討を行ったが、出品率の低下を招く恐れもあり、具体的な進展には至っていないとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案

第23号、平成30年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

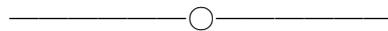
採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西江園 明君） 起立多数であります。したがって、議案第23号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第24号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第24号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第24号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月20日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般会計からの繰入金の目的についてただしたところ、一般会計からの繰入金については、法定内の繰り入れといわれており、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税分を補填するものであり、財政安定化支援事業繰入金は、自治体間の運営状況を調整するもので、低所得者の数や病床数、高齢者の割合など、保険者の責めに寄らない事由により保険料が上がることへの調整が目的となっているとの答弁でありました。

国民健康保険事業費納付金が新規で計上され、県支出金が財源に充当されているが、納付金のための財源なのかとただしたところ、納付金を支払うための財源をいただいているわけではない。

交付金の内訳は、保険給付費等交付金の特別交付金、1億1,379万3,000円のうち、保険者努力支援制度に基づく国の交付金が約1,200万円、県の特別調整交付金の努力者支援分が約600万円、精神、結核分の療養費として6,400万円、県単独事業分の交付金が約1,400万円、特定健診の支出に対する国・県3分の1ずつの助成分が約1,700万円となっている。このうち、独自事業に割り振った残りが県支出金として財源に充当した約8,200万円であるとの答弁でありました。

保険者努力支援制度に係る見込額も反映されているのかとただしたところ、保険給付費等交付金の特別交付金、1億1,379万3,000円のうち、保険者努力支援制度に基づく国、県の交付金については、約1,800万円を見込んでいる。保健事業を充実させることで保険者努力支援制度に係る交付金の増額が想定されるため、自主財源が増加することとなり、国保税への転嫁を抑制できる可能性があるとの答弁でありました。

保険者努力支援制度に基づく助成を拡大するためには、どの事業に力をそそぐべきなのかとただしたところ、保険者努力支援制度の対象事業である特定健診の受診率60%達成や特定保健指導の実施率向上による加算が見込まれる。現在、保険者数が1万人を切ったことで収納率の目標値が上がり、点数が加算されていない状況である。平成29年度から取り組んでいる保険者資格情報の適正管理による対象者の明確化に努め、点数設定の高い収納率での加算につながるよう、税務課と連携しながら取り組んでいきたいとの答弁でありました。

保険者努力支援制度の対象事業である特定健診受診率について、受診率70%達成に向けた具体的な取り組みについてただしたところ、再任用職員による未受診者への戸別訪問による特定健診の意義等の周知徹底のほか、消防団幹部や農業団体への受診勧奨や周知に引き続き努めていくとともに、新たに40歳に到達された方への戸別訪問の実施も検討しているとの答弁でありました。

平成28年度、29年度の特定健診受診率についてただしたところ、平成28年度は54.1%、29年度については、現段階で、49.3%となっているとの答弁でありました。

歳入について、一般被保険者国民健康保険税の滞納繰越分を2,000万円計上した根拠についてただしたところ、29年度と同額を計上しているが、滞納繰越分の徴収については、早期着手に努め、納税相談等を実施しながら早期完納になるよう努力していく。これまでも、決算においては、予算額を超える収納となっているが、大口滞納者の完納については、本人の事情が大きく影響していると考えられる。滞納者に対する催告文書もきっかけにはなると思われるが、納税者の声に耳を傾けながら、早期完納になるような相談の実施に引き続き努めていきたいとの答弁でありました。

現年度分の収入未済額についてただしたところ、平成30年3月15日時点で、現年課税分が810件、5,354万4,939円となっている。滞納繰越分については、652件、1億8,913万8,265円となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、条例改正の議案での討論内容に加え、国保税の滞納額が、30年3月15日現在で、現年分約5,354万円、過年度分、1億8,913万円との答弁があったが、これが現状である。制

度移行を受けた初めての予算編成であり、当局の努力は審議の中で十分認めるところだが、国に対し、国庫負担の増を求めること、県に対し引き続き法定外の繰り入れや県内統一した保険料にしないことについて声を出していくべきであるが、声を出せない状況での条例改正である。当局の努力は認めるが、国保については、ますます厳しい状況になるのではないかとの思いから、今回の予算案については反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第24号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計予算は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数であります。したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。
ここで2時25分まで10分間休憩いたします。

○
午後2時14分 休憩
午後2時24分 再開
○

○議長（西江園 明君） 再開いたします。

日程第17 議案第25号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第25号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第25号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果

について報告いたします。

当委員会は、3月20日、委員6名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療の被保険者数についてただしたところ、平成30年2月1日現在、6,022名となっているとの答弁でありました。

健康診査費の委託料の積算根拠となる実施予定人数が、被保険者数より少ない1,064名となっている要因についてただしたところ、平成28年度は、被保険者6,074名であったが、長期入院者や施設入所者、生活習慣病を治療中の方、人間ドック受診者などで、除外対象となる被保険者が、3,640名程度であり、残った受診対象者2,434名のうち、受診された方が932名という実績であった。30年度の健康診査委託料の実施予定者も29年度実績を踏まえ、被保険者数から除外対象者を除外した結果、1,064名の実施予定人数となったとの答弁でありました。

広域連合受託事業収入が計上されているが、重複・頻回受診者訪問に係る費用は本特別会計で受け入れているのかとただしたところ、重複・頻回受診者訪問に携わる嘱託職員2か月分を後期高齢で受け入れている。残りの10か月分については、国保会計で支出しているが、財源については、県の調整交付金等を充当しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第25号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

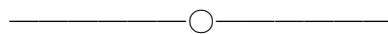
これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第18 議案第26号 平成30年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第26号、平成30年度志布志市介護保険特別会計予算を

議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第26号、平成30年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月20日、委員6名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費がそれぞれ650万円、400万円減額された要因についてただしたところ、介護予防サービス給付費、650万円の減額については、平成29年度の実績見込みにより、減額したものである。地域密着型介護予防サービス給付費400万円の減額については、要支援2までの方が入所できるグループホームへの入居者が、現在いないため減額したものであるとの答弁でありました。

施設介護サービス給付費4,500万円増額の要因についてただしたところ、平成29年度の実績見込みにより増額しているが、老健施設等により重い方が入所されたことにより給付費が伸びたとの答弁でありました。

今回の条例改正により、介護保険料については、30年度においてはどれぐらいの増額となるのかとただしたところ、第1号被保険者の保険料については、3,000万円くらい増額になるのではと見込んでいるとの答弁でありました。

介護認定を受けている人数についてただしたところ、平成30年1月末時点で、要支援1が230名、要支援2が234名、要介護1が380名、要介護2が351名、要介護3が280名、要介護4が341名、要介護5が283名の、合計2,099名となっているとの答弁でありました。

認定を受けている中で、サービスを利用していない方の人数についてただしたところ、29年12月末時点で、要支援1、2の認定を受けた464名のうち、約243名がサービスを利用し、残りの約210名の方については利用していない。要介護1から5の対象者は、約1,630名となっているが、そのうち、約1,420名がサービスを利用されている。約200名の方が未利用となっているとの答弁でありました。

約200名の方の未利用の理由についてただしたところ、全てを把握できていないが、要介護認定を受けたままでの入院や、軽度者において、本人の意思によりサービスを受けていない、住宅改修のみを希望し、その他のサービスを受けないといった理由であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、条例改正が行われ、介護保険料については、全ての段階で引き上げられることとなる。その中で、滞納が直近で1億2,588万円ある中で、更に増加していく恐れがある。介護保険制度が始まり、約18年が経過しているが、毎年1,000万円以上の滞納が発生している。下水道

管理特別会計に毎年約1億6,000万円前後の繰り入れがされている一方で、介護保険特別会計への繰り入れによる負担軽減に向けた努力がされていない。3年間で約1億円の増税については、年間3,000万円程度であり、繰り入れによる住民の負担軽減が図られるべきである。サービス提供についても、10月以降、生活援助サービスの利用制限が懸念される。ほかのサービスの提供についても、見直しがされていくということで、抑制されていくことが懸念されるため、今回の予算案については反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第26号、平成30年度志布志市介護保険特別会計予算は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

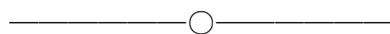
採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西江園 明君） 起立多数であります。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第27号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第19、議案第27号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第27号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内に4か所ある浄化センターの維持管理業務の委託先についてた

だしたところ、維持管理業務については、全ての施設を株式会社大隅衛生志布志へ委託する予定であるとの答弁でありました。

各地区の接続率と処理量についてただしたところ、29年2月20日現在の接続率は、野井倉地区80.58%、通山地区95.24%、蓬原地区75.18%、松山地区69.27%となっている。処理量については、28年度実績で野井倉地区9万8,267^m³、通山地区23万65^m³、蓬原地区10万8,343^m³、松山地区8万6,023^m³となっているとの答弁でありました。

資本費平準化債を除いた地方債の現在高と償還期間についてただしたところ、現在高については、16億2,330万6,000円となっており、償還については、平成45年度までとなっているとの答弁でありました。

各施設の経年劣化等に対応する改修、補修等の考え方についてただしたところ、平成26年度に実施した各施設の調査結果を踏まえ、27年度に策定した整備構想、地域戦略に基づき、平成33年度からの3年間で集中的な計画修繕を実施していくこととしている。毎年1億3,450万円をかけ、施設の長寿命化を図っていく計画であるが、財源については2分の1の国庫補助事業である機能強化事業を活用する予定であるとの答弁でありました。

下水道使用料が90万円増額となった要因についてただしたところ、接続率の伸び率1.3%を反映させ、使用料収入についても増額したところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

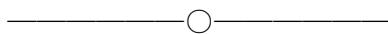
これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第20 議案第28号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第20、議案第28号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計

予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第28号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方債の一括償還はできないのかとただしたところ、政府資金と公庫資金からの借り入れをしており、政府資金の一括償還はできないが、公庫資金は保証金の支払いを条件に一括償還は可能となっているとの答弁でありました。

今後の事業展開をどのように考えているのかとただしたところ、県の構想では志布志市の公共下水道事業についての将来像が示されており、平成30年度の見直しで、現在休止している本事業を再開するかどうかの回答を求められている。関係課との協議の結果、計画区域内で合併浄化槽の設置が進んでいることや概算工事費、維持費などの財政負担が大きいこと、高齢化に伴い空き家も増えていることなどを踏まえ、再開しない場合の問題や解決策等について、今後1年をかけて検討していくこととしたとの答弁でありました。

事業を再開せずに中止とした場合、補助金は一括返納となるのかとただしたところ、認可者の国に対しては、まだ相談していないが、都市計画の変更手続きも行う必要があるため、今後協議を進めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第28号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

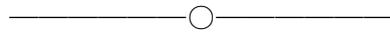
これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第21 議案第29号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第21、議案第29号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第29号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリについては、4月から新しい指定管理者にスムーズに引き継がれるのが望ましいが、本市の観光の目玉として宿泊客を呼び、市内にお金を落としてもらおうという発想で取り組んで欲しい。指定管理者だけの発想ではなく、市内の意見を集約して取り組んでいくべきではないかとただしたところ、観光振興の目標は観光入込客の増であり、経済効果をどう生み出していくかが大切である。スポーツ合宿が非常に貢献しており、毎年閑散期に韓国のトング大学が野球の合宿をさせていただいており、29年度はトング大学と関係があるチャンチュン高校も冬場に来ていただいた。スポーツ施設の整備も行い、スポーツ合宿の効果を市内旅館業界にどう波及させるか、関係機関と協議しながら観光振興を図っていくとの答弁でありました。

国民宿舎ボルベリアダグリ改修事業について、工事請負費が1,003万4,000円計上されているが、電気設備工事、電話設備工事の発注については一般財源が充当されており、市内業者に発注するべきではないかとただしたところ、この工事の設計管理については建設課に依頼するが、工事内容を検討し、財務課契約係とも協議して、地元業者への積極的な発注をお願いしていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第30号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第22、議案第30号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第30号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志市臨海工業団地の現地調査を実施し、3月19日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市臨海工業団地整備事業のうち、4・5工区の開発行為申請業務委託として1,000万円が計上されているが、委託先はどこを想定しているのかとただしたところ、開発行為の設計委託業務であり、市内コンサルタント業者を想定しているとの答弁でありました。

4工区の造成工事と、1・2工区の流末排水施設工事として工事請負費6,000万円が計上されているが、それぞれの工事の積算額についてただしたところ、4工区の造成工事が5,000万円、1・2工区の流末排水施設工事が1,000万円と積算しているとの答弁でありました。

予備費が50万円計上されているが、どのような支出を想定しているのか。また、過去に予備費を使ったことがあるのかとただしたところ、突発的な事案に対処するための費用であり、過去に、1・2工区が完成した後、消火栓が壊れた時に修繕した。工事完了後であったため、予備費により対応したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第30号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

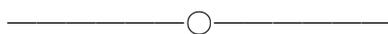
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第23 議案第31号 平成30年度志布志市水道事業会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第23、議案第31号、平成30年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第31号、平成30年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、審査に資するため、蓬原中野水源地の現地調査を実施し、3月19日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、給水戸数が年々減少する中、老朽管の布設替え等を行っているが、今後の水道料金に影響はないかとただしたところ、人口の減少や節水意識の向上、節水器具などの設備向上により水道使用量が減少していることは全国的な状況となっている。本市においてもこのような状況を踏まえて試算したところ、2030年度までは現在の水道料金を維持できるものと予測している。施設等も年々老朽化が進んでいるが、今のところ料金体系に大きな影響を及ぼすものではないと考えているとの答弁でありました。

計画的な漏水対策が重要であるが、老朽管の更新計画はどのようになっているのかとただしたところ、総延長にして730km程度の送配水管を保有しており、耐用年数は40年となっている。総延長における更新計画では、毎年17から18kmを更新しなければ、漏水に対応できない状況だが、莫

大な費用を要するため、耐用年数を基本とした、漏水多発地点を優先的に更新していく計画であるとの答弁でありました。

高井田水源に変わる新たな水源開発として蓬原中野水源地の施設改良を行い、石綿管についても使用しないということであるが、まだ他にも石綿管は残っているのかとただしたところ、石綿管については、全体で4.5kmほどが残っていたが、これまでの補助事業で2km程度の改修を行った。残りの2.5kmのうち、高井田水源から宇都配水池までの送水管の2kmは廃止となり、県道沿いにある残り500mについては、道路改良時に改修する計画としているとの答弁でありました。

蓬原中野水源地への希釈水はどこから送るのかとただしたところ、今回廃止する高井田水源と同様、芝用水源と野神原水源の2か所から希釈水を賄う予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第31号、平成30年度志布志市水道事業会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

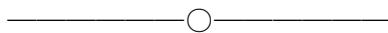
これから採決します。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第24 議案第32号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第24、議案第32号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第32号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、副市長の具体的な役目についてただしたところ、首長の補佐、首長が要望活動やイベントなどに出席できない時の代理出席、職員との案件協議、一つの課で成り立たない事業の取りまとめ、各種委員会のトップとして事業推進することなどが主な任務になるとの答弁でありました。

副市長が2人から1人になることで、退職金を含めた4年間の財政的な影響についてただしたところ、給料・諸手当は年間1,462万8,000円であり、4年間で5,851万2,000円、退職金は約730万円で、合計で約6,500万円の減額になるとの答弁でありました。

副市長が2人から1人になるデメリットについてただしたところ、2人でそれぞれ専門的に担ってきた部分を1人で担うので当初は大変だと考える。1人になることで、職員も意識を持って事務を進めていくとも考える。職員との情報共有をしながら事務執行に当たっていくものと考えたとの答弁でありました。

今後、道路やバルク港の整備など課題がたくさんあるが、2人で分担していたものを1人で大丈夫なのかとただしたところ、前任の岡野副市長は九州地方整備局から技術職として2年間来ていただき、道路や港湾などの要望活動で実績を出されていた。1人体制になるが、これまでの国会議員、県議、各省庁担当者とのパイプを活用して要望活動を行い、更なる予算確保と供用開始に取り組んでいくものと考えたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第32号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管委員長の報告

のとおり可決されました。

○

日程第25 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

○議長（西江園 明君） 日程第25、陳情第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました陳情第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、審査を行いました。

意見として、この陳情は、同じ内容で改選前の総務常任委員会に付託されていたが、任期満了により審議未了となった。これまで法制化には時間がかかっているが、国会では超党派による議員連盟が立ち上がっており、今後検討が進められていくものと思われる。この法制化により、法人格が与えられると金融機関から融資が受けられ、若者や高齢者、主婦による地域密着型の多様な働き方を促すことができることになり、大事な視点であると考えます。それを後押しするためにも採択すべきである。

以上のような意見が出され、採決の結果、陳情第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第1号に対する所管委員長の報告は採択であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第26、発議第2号から日程第28、同意第24号の3件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号から同意第24号の3件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第26 発議第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について

○議長（西江園 明君） 日程第26、発議第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました発議第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書は、総務常任委員会に付託となっていました。委員会での審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。それを受け、総務常任委員会として別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としまして、「協同労働の協同組合」は、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、社会的連携の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものである。しかし、法的根拠がなく、社会的理解が不十分な現状である。地域活性化の視点からも、この法制化の流れを推し進め、国会でのしっかりとした議論と速やかな制定を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものである。

提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣 加藤勝信、総務大臣 野田聖子、経済産業大臣 世耕弘成でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第2号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

日程第27 議案第33号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第27、議案第33号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、副市長の人件費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,462万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億2,037万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1,462万8,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を1,462万8,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号には、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第28 同意第24号 副市長の選任につき同意を求めることについて

（武石裕二君 退場）

○議長（西江園 明君） 日程第28、同意第24号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第24号、副市長の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、武石裕二氏を副市長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

武石裕二氏の略歴につきましては、説明資料の1ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第24号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第24号は、同意することに決定しました。

（武石裕二君 入場）

○議長（西江園 明君） ただいま副市長として同意されました武石裕二君より発言を求められておりますので、これを許可します。

○副市長（武石裕二君） 皆さん、こんにちは、まずもって今回の副市長選任の同意にあたりま

して、同意、御承認をいただきましたことに感謝を申し上げます。

また、このようなあいさつの機会をいただき、あわせて感謝を申し上げたいと思います。

私は、昭和56年4月に志布志町役場に入庁し、翌57年10月に採用となりました。それ以降各課の事務、それから各種計画の策定、いろいろな事業に携わってまいりました。その行政経験を十二分に生かし、下平市長の補佐役をしっかりと務めてまいりたいというふうに思います。

市長が目指します「市民目線、市民が主役のまちづくり」を推進し、本市の市政発展に寄与したいと考えております。

また、本市が定めております第2次志布志市総合振興計画、それから、各課が計画をしております各種の事業等を早期に実現できるように一生懸命取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

市民の皆様、そして、議会議員の皆様方におかれましては、今後とも引き続きの御指導、御べんたつを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(拍手)



日程第29 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（西江園 明君） 日程第29、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、9番、持留忠義君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました持留忠義君を曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

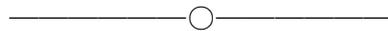
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました持留忠義君が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました持留忠義君が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

○9番（持留忠義君） 先ほど選任されました。これから2年間曾於地区介護保険組合の議員として誠心誠意をもって頑張ります。今度ともよろしくお願いします。



日程第30 閉会中の継続調査申し出について

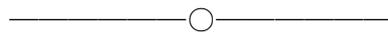
○議長（西江園 明君） 日程第30、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



○議長（西江園 明君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成30年第1回志布志市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時20分 閉会